令和 2 年第 6 回 利根町議会臨時会会議録

令和 2 年 12 月 25 日 開会

令和3年第1回 利根町議会臨時会会議録

令和3年2月10日 開会

令和3年第1回 利根町議会定例会会議録

令和3年3月2日 開会令和3年3月17日 閉会

利 根 町 議 会

第6回臨時会会議録

利根町告示第90号

令和2年第6回利根町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年12月18日

利根町長 佐々木 喜 章

- 1. 招集の日 令和2年12月25日
- 2. 招集の場所 利根町議会議場
- 3. 付議事件
 - (1) 議案第85号 令和2年度利根町一般会計補正予算(第11号)

令和2年第6回利根町議会臨時会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内容	開議時間
				開会	
1	12. 25	金	本会議	提出議案(説明・質疑・討論・採	午前10時
1	12. 20	MZ.	一个 云 哦	決)議案第85号	Hil I O H4
				閉会	

令和 2 年第 6 回 利根町議会臨時会会議録

令和2年12月25日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	峯	Щ	典	明	君	7番	花	嶋	美清	青雄	君
2番	Щ	﨑	誠-	一郎	君	8番	井	原	正	光	君
3番	片	Щ		啓	君	9番	五十	一嵐	辰	雄	君
4番	大	越	勇	_	君	10番	若	泉	昌	寿	君
5番	石	井	公-	一郎	君	11番	新	井	邦	弘	君
6番	石	Щ	肖	子	君	12番	船	Ш	京	子	君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町			長	佐々	木	喜	章	君
教	育		長	海老	澤		勤	君
総	務	課	長	飯	塚	良	_	君
財	政	課	長	大	越	達	也	君
保健福	祉セン	ター所	長	狩	谷	美弥	子	君
建	設	課	長	中	村	敏	明	君
学 校	教育	育 課	長	青	木	正	道	君

1. 職務のため出席した者の氏名

議	会	事	務	局	長	赤月	[津	政	男
書					記	荒	井	裕	\equiv
書					記	野	田	あり	美

1. 会議録署名議員

 7番
 花 嶋 美清雄 君

 8番
 井 原 正 光 君

1. 議事日程

議事日程

令和2年12月25日(金曜日)

午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

日程第3 議案第85号 令和2年度利根町一般会計補正予算(第11号)

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

日程第3 議案第85号

午前10時00分開会

○議長(船川京子君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、令和2年第6回利根町議会臨時会を開会いたします。 それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長(船川京子君) 日程第1,会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、

7番 花 嶋 美清雄 議員

8番 井原正光議員

を指名いたします。

○議長(船川京子君) 日程第2,会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(船川京子君) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長(船川京子君) 審議に入るに当たり、提出議案の説明を求めます。

佐々木喜章町長。

[町長佐々木喜章君登壇]

〇町長(佐々木喜章君) おはようございます。本日,ここに令和2年第6回利根町議会 臨時会を招集しましたところ,議員の皆様方には御出席を賜り,誠にありがとうございま す。

初めに、今月12日に、当町は茨城県より新型コロナウイルス感染拡大市町村に位置づけられ、14日から20日までの間、不要不急の外出自粛・営業時間短縮の要請がありました。 先日、感染拡大市町村からは解除されましたが、全国的な感染拡大が続く中、いつ、誰が感染してもおかしくない危機的状況であります。

政府は、感染拡大が止まらない状況を受け、年末年始におけるGoToトラベルの全国 一斉停止に踏み切りました。年末年始は帰省や旅行による人の移動、会食の機会が増える 時期でございますが、今年は例年とは異なる形で過ごされる方も多いことと思います。皆 様には、感染予防対策の徹底をいま一度お願いしますとともに、引き続き感染拡大防止に 御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、本日、私のほうから御提案いたしました議案の概要を申し上げます。

今回の提出議案は、令和2年度利根町一般会計補正予算(第11号)で、歳入歳出それぞれ2,420万3,000円を追加し、総額を85億6,638万2,000円とするものでございます。

内容につきましては担当課長より説明をさせたいと思いますので、お手元の議案書等により御審議の上、何とぞ適切なる御判断を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。 〇議長(船川京子君) 説明が終わりました。

○議長(船川京子君) 日程第3,議案第85号 令和2年度利根町一般会計補正予算(第 11号)を議題とします。

補足説明を求めます。

大越財政課長。

〔財政課長大越達也君登壇〕

○財政課長(大越達也君) 議案第85号 令和2年度利根町一般会計補正予算(第11号) についてを補足して御説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

歳入でございますが、款15国庫支出金、目3衛生費国庫補助金は539万1,000円を増額するもので、令和2年度中に新型コロナウイルス感染症のワクチン接種体制確保を行うため、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金でございまして、補助率は10分の10でございます。

款18寄附金,目2総務費寄附金は780万円を増額するもので、ふるさと納税のがんばる 利根町応援寄附金でございまして、9月の補正予算後の予算現額920万円を超える寄附金 が寄せられたために増額するものでございます。

款19繰入金,目1財政調整基金繰入金は660万6,000円を増額するもので、今回の補正予算の財源手当てとして基金から繰り入れるものでございます。

款21諸収入,目3雑入は440万6,000円を増額するもので,2件の不動産の売却が成立しましたので,町有地売却収入を増額するものでございます。

8ページをお開き願います。

続きまして、歳出でございますが、款2総務費、目3財政管理費は434万4,000円を増額するもので、がんばる利根町応援寄附募集事業で、寄附の返礼品に281万円、通信運搬費に7万1,000円、手数料に146万3,000円を増額するものでございます。

次に、目5財産管理費は6万6,000円を増額するもので、町有財産管理で不動産売却の あっせん手数料を増額するものでございます。

款4衛生費,目1保健衛生総務費は80万1,000円を増額するもので、保健衛生事務費で令和2年度中に新型コロナウイルス感染症のワクチン接種体制を整備し、ワクチンの供給が実用化された際、速やかに住民接種を開始することができるように、健康管理システムの改修業務委託料を増額するものでございます。

次に、目2予防費は459万2,000円を増額するもので、令和2年度中に新型コロナウイルス感染症のワクチン接種体制を整備し、ワクチンの供給が実用化された際、速やかに住民接種を開始することができるよう、ワクチン接種券作成業務委託料を増額するものでございます。

款7土木費,目1道路橋梁総務費は660万円を増額するもので,道路橋梁関係共通費で 8月より通行止めになっております下井地内の橋脚の修繕工事費を増額するものでござい ます。

款11諸支出金,目1がんばる利根町応援基金費は780万円を増額するもので、歳入でも 御説明いたしましたが、がんばる利根町応援寄附金を積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(船川京子君) 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

5番石井公一郎議員。

○5番(石井公一郎君) 8ページの衛生費の中で、新型コロナウイルスワクチン接種券の作成というようなことであるんですが、住民にスムーズに接種できるようにということで、これ、2月か3月頃、国が接種してよろしいとかワクチンを許可するとか、まだ許可になっていないんですけれども、利根町ではいつ頃接種できる予定なのか、その辺、分かったら。

それと、町民が年末年始に発熱等があった場合、かかりつけ医、あるいは医療機関等が 休みということで、これ、町民がもしそのような場合、町民の対応について町としてはど のように考えているのか、分かる範囲でいいですから具体的に説明してください。

- 〇議長(船川京子君) 狩谷保健福祉センター所長。
- **〇保健福祉センター所長(狩谷美弥子君)** それでは、石井議員の御質疑にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの予防接種は、利根町としていつ頃できるの、それが予定があるのかというお話ですが、国の全体像が示された今この時期ですので、町が町民の皆様にいつ接種できるかというのは、まだ時期は未確定でございます。

国が示している今後の接種の流れといたしまして、石井議員もおっしゃったように、国がワクチンを承認するのが2月、その承認された後は、2月下旬に医療従事者の了解を得られた医療従事者に接種をいたします。その後、3月中旬に診療などに関わる医師や救急隊員、保健所職員などに接種を行います。3月下旬に65歳以上の高齢者、4月以降にその他の人たちということで、大枠の予定は出されておりますが、まだ、まずワクチンが承認されていないということがございますので、時期については未確定でございます。

もう1点です。年末年始の相談体制でございますが、こちらにつきましては年末年始、コロナウイルス、インフルエンザにかかわらず、もしも体調が悪くなったときの病院の受診先なんですが、利根町と取手市と守谷市で委託運営をしております休日夜間診療所が取手医師会病院の中にございます。こちらが12月29日から1月3日まで9時から翌朝9時まで、小児救急に関しましては、JAとりで総合医療センターと総合守谷第一病院で曜日と時間に分けて対応をするということになっておりますので、これに関しましてはホームページ等でお知らせを行います。

また、新型コロナウイルスに関する受診相談については、県庁のコールセンターが一括 して行うことになっております。県庁のコールセンターは8時半から午後10時まで、電話 とファクスで受けるということで、こちらも併せて御案内いたします。

以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 石井議員。
- **○5番(石井公一郎君)** それと、今説明があったんですけれども、その説明書ですか、 レターケースの中に入っている説明書があったと思うんですけれども、もっと早く示して いただきたいなと思うのが 1 点。

コロナに関する説明書が議会事務局にあったでしょう。私,見ていないんですけれども, そういうのはなかったですか。そういうのがあるんですよ,だから,そのようなものは, 今日が今日でなくて,もっと知らせるのを早く知らせていただきたいというように思いま す。

それに、もう1点、土木費の中で道路橋梁費の660万円、これは今までずっと通行止めになっていますよね。それで、実際に鉄骨が水の中だから腐っているということで通行止めにしたんだというようなことだったんですけれども、その辺ちょっと細かく説明してく

ださい。

- 〇議長(船川京子君) 中村建設課長。
- 〇建設課長(中村敏明君) それでは、石井議員の質疑にお答えいたします。

節14の工事請負費660万円を増額することでございますが、町道115号線、下井地内の新利根川に架かる橋梁の修繕工事でございます。

町では定期点検を実施しており、点検業者の方から橋梁部分の腐食がかなり進行しているとの連絡が入りまして、現地を調査してみましたところ、水面近くの箇所で橋脚の鋼材の腐食が著しく、一部で腐食穴が空き危険な状態と判断しましたことから、水中の鋼材の状況の調査を行い、この結果に基づいて修繕工事を行いたいと考えております。

工事の内容につきましては、川の中の橋脚2本を川底近くで切断しまして、その上部の鋼材を取り替える工事を行います。これは新利根川の渇水期に工事をするため、今回補正 予算として計上したものでございます。

以上でございます。

- O議長(船川京子君) ほかに質疑ございませんでしょうか。
 - 2番山﨑誠一郎議員。
- **○2番(山崎誠一郎君)** 2番山﨑でございます。がんばる利根町応援寄附金について御 質疑いたします。

今回,補正前の額920万円に対し780万円と,同額に近い金額が増額されております。11 月末時点で昨年の1,116万円を超えたということで,何ともすばらしい結果を出している というように思います。

ちょっと調べてみましたら、ふるさと納税は2008年にスタートしているんですね。それで、最近ですと平成27年度が58万円、平成28年度が179万円、町長が7月に就任された平成29年度が173万円でありました。2年目の平成30年度が370万円、そして370万円から昨年が1,116万円という、町長就任前の6.2倍、623%アップというすばらしい伸びの結果を出しております。今年度ですね、その11月末時点で昨年度の金額を超えたということで、これは行政側、執行部の町長はじめ、財政課等の皆さんの努力に敬意を表するものでございます。

県内においても、金額的にはほかの自治体多いところが確かにございますが、この2年間の伸び率に関しましては、間違いなく県内最上位に位置するものと思っております。町長が先頭に立ってのトップセールスを行って、例えば東京の箱崎での米の販売、これステビア米でした。あと、上野駅の構内のコンコースを利用してブースを確保した上での利根町産の展示販売、それと成田空港近くでの空市、そして昨年の国体ハイキングにおける物産品のアピール、こういったことが積み重なった上でのこのような非常にすばらしい結果を出され、利根町及び利根町の物産のアピールを実施された結果だというふうに思います。

また返礼に関しましては、これも新規開拓が進められて、毎月同じ返礼品が届く定期便

の開始,そして町内のパン屋さんとか飲食店の商店,商品をラインナップに加えて実施された結果のたまものであるかなというように思います。

そこで、今回、補正前の920万円に対して、また、1月、2月、3月と3か月の間で780万円という大きな金額が増額されております。これに対して達成に向けてのお考えと、あと今、私、金額を申し上げましたが、例えば平成の就任前の179万円のときの人数と、昨年か今年11月末時点でも結構ですので、その人数を教えていただきたいと思います。

いずれにしても、非常に利根町のアピールをする絶好の機会で、これ多分相当の人数の 方が全国から利根町の物産をふるさと納税をやっていただいているということと思います ので、その辺のこれからの取組について御質問したいと思います。よろしくお願いします。 〇議長(船川京子君) 山崎議員の質疑に対する答弁を求めます。 佐々木町長。

○町長(佐々木喜章君) 就任した当時からの金額をおっしゃっていただいたんですが, 最初,私も就任した当時いろんなところの首長さんと話す機会があって,周りはふるさと 納税の話が多かったですね,そんな中で,ふるさと納税の件に関しては,金額を私知って いたので一言も話ができなかったと,みんな何億円だってやっているわけですよ。では何 とかしようということで力を入れ出したというのが最初です。

財政課の中にプロジェクトチームを、財政課2人、あと若い人たちを各課から集めて5人でプロジェクトチームを組んで、どんなふうにやったら伸びるのだろうということでやっていたところ、総務省から5割返礼はだめだということで、何だかんだやってもたもたしているうちに350万円ぐらいで止まった年が170万円から350万円になった年で、去年は一千百何万円か行ったんですが、職員が一生懸命やってくれて、利根町のいろんなものを、販売できるところを歩いて開発してくれたというところなんですが、今現在1,500万円弱、企画課で目標を掲げた1,500万円、今年度中には飛び越えていくだろうと、1,700万円を目標に3月までやるということで、今また動き出しております。

利根町の売れるものというのは、やっぱり米が一番売れるのかなと皆さんお考えかもしれないですけれども、一番売れているのがパンです。2番目が米で、3番目もまたパン屋さんなんですけれども、ただパンを販売しているのではなくて、そのパンの売り方を変えたり、それと、がんばる利根町応援寄附金という名前を変えました。ふるさと納税はふるさと納税でいいだろうと。でないと、パソコンで検索していてふるさと納税ばかり見ているから、がんばる利根町応援寄附金ではヒットしないということでふるさと納税にして、そこのところを変えたら結構当たりが出てきたのかなと。

今後は、ふるさと納税につきましては財政課が事務処理及び返礼品の開発を今はしているんですが、新年度からは財政課が事務処理を行い、返礼品開発につきましては新設されるまち未来創造課が担当することとなります。まち未来創造課の所掌事務である商品、商工や観光、そしてシティプロモーションなど幅広い見地から返礼品ニーズを研究し、さら

なる飛躍を目指してまいりたいと考えているところです。

細かいところは, 財政課長に答弁させます。

- 〇議長(船川京子君) 大越財政課長。
- **〇財政課長(大越達也君)** それでは、山﨑議員の御質疑にお答えさせていただきます。

寄附の件数ということでしたので、平成29年度からでよろしいでしょうか。平成29年度が77件で173万2,000円、平成30年度が281件、369万9,000円、令和元年度が483件で1,116万6,000円、令和2年度、これは令和2年12月23日入金分までとなりますが、700件で1,445万1,000円となってございます。

今回、1,700万円ということで補正予算に計上させていただいているんですけれども、それに向けての活動ということなんですけれども、先ほど山﨑議員が御質疑の中でおっしゃっておりましたとおり、令和2年度までにつきましては、「毎日が旅行博!」、こちらが箱崎の東京シティエアターミナルのほうで3日間、それから空市、こちら成田空港第2旅客ターミナルビル前中央広場、こちらで1日、それと茨城産直市、こちら上野駅中央改札口前、こちらで2日間、駅からハイキング、こちら町内になりますが、こちらで4日間、いきいき茨城ゆめ国体、こちらで1日間、PRのほうを行っておりましたが、今年度につきましては、コロナ禍の影響によりましてPR活動自体は実施できておりません。ただ、企画課の方で、電車の妻面ポスターというのを利根町の移住定住のシティプロモーションの一環としてPRをしているんですけれども、その中に利根町ふるさと納税ということで文章を入れていただきまして、令和2年10月1日から令和3年3月31日まで6か月間、そちらのほうでPRのほうはさせていただいております。

以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 山﨑議員。
- ○2番(山﨑誠一郎君) 答弁ありがとうございます。

今お聞きしまして、平成29年度の173万円のときは77件だったと、それが去年が483件、今年は既に700件に達しているということで、商品の開発等事務処理、財政課の担当の人によくお聞きするんですが、必死になって1日、1日、毎日の統計を取って町長に報告し、執行部の中で共有しているという話を聞いております。利根町のアピール、そして利根町産の物産のアピール、これ日本国内から多分来ているはずでございます。そういったことも含めて、町の認知というか、周知されている、これを利用して周知されていること非常に重要な有効な手段だと思っておりますので、今後、我々も議員として、利根町の住民として一緒にこのふるさと納税のやっていただける人が増えるように、微力ではありますが努力していきたいという思いでございます。引き続き頑張っていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

〇議長(船川京子君) 3番片山 啓議員。

- **○3番(片山 啓君)** 7ページ,町有地売却2件ということですけれども,それぞれの場所,それとそれぞれの平米単価を教えてください。
- 〇議長(船川京子君) 大越財政課長。
- **〇財政課長(大越達也君)** それでは、片山議員の御質疑にお答えさせていただきます。 今回、町有地2件につきまして売却のほうが成立いたしました。

場所につきましては、一つが利根町羽根野台、こちらが公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会のほうに入札基準価格というものを依頼してございまして、羽根野台のほうが326.22平米で198万円が入札基準価格でございます。

ニュータウンの中田切地区,こちらにつきましては525.85平米で239万円となってございます。

以上でございます。

〇議長(船川京子君) ほかに。

新井邦弘議員。

○11番(新井邦弘君) P8ページで款4衛生費,目2予防費で,先ほど石井議員も質問されましたが,新型コロナウイルスワクチン接種券作成委託ということで459万2,000円計上されておりますけれども,この対象者の人数と,それから1枚当たりの単価は幾らなのか。

今パソコンで皆さん精通している方もいるんで、マルビとかそういうので、券だけだったら多分職員でも作れると思うんですよ。券だけの作成でしたら、券を作成するだけだったら僕らも作れると思うので、今や紙もカード用コピー用紙もA4で売っていますので、ここまで予算をかける必要があるのかどうか。それに対して詳しい業務内容をお聞きしたいと思います。

- ○議長(船川京子君) 新井議員の質疑に対する答弁を求めます。

 狩谷保健福祉センター所長。
- **〇保健福祉センター所長(狩谷美弥子君)** それでは、新井議員の御質疑にお答えいたします。

まず1点目,何人分かということでよろしいでしょうか。こちらにつきましては,まだ 国から接種対象を何歳からというのが明らかにされておりませんので,全町民の数にいた しました。よって,1万5,789枚で予算見積りを出しております。

もう一つ、接種券なんですが、接種券を出すだけではございません。接種券のほかに個人通知説明書、国からの説明書、町からの説明書、いろいろな添付資料がございます。それも含めた金額を計上しております。また、転入した方、もしくはなくしてしまった方、その方に再発行する金額も含まれております。

もう一つ,この委託費用の中にはクーポン券といいますか,予防接種券を発送する郵送 代業務委託も入っておりますので,含めて今回上げております。 以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 新井議員。
- ○11番(新井邦弘君) それ、よく分かるんですけれども、例えばこういったワクチン接種ということで広く広報でPRしますよね。そうすると、各個人宛てに送る必要はなくなってくるんじゃないでしょうか。逆に広報で広く町民にお知らせをして、分かった人はこちらにありますのでどうか取りに来てくださいと言うと、通信費もかなり浮くと思うんですけれども、その点はどういうふうに。
- ○議長(船川京子君) 狩谷保健福祉センター所長。
- **〇保健福祉センター所長(狩谷美弥子君)** それでは、新井議員の御質疑にお答えいたします。

接種券を作らずに、作らずとも接種ができるんではないかという御質問かと思いますが、 こちら国の決まりです。必ずクーポン券を発送し、そのクーポン券を持たないと接種でき ないという決まりがありますので、国の統一様式、全て大きさも中身も決まっていますの で、同じように町も作るように予算計上をしております。

以上でございます。

〇議長(船川京子君) ほかに。

井原正光議員。

- ○8番(井原正光君) それでは質疑いたします。
 - 8, 9ページの上段のほうから質疑していきたいと思います。

まず、財産管理費の中の土地売払い関係の手数料関係なのかな、よく説明が分からなかったんだけれども、この補正額の財源内訳の39万6,000円、これは何なんですか。歳入のほうを見てもちょっと分からないので、どこからその他の財源としてここへ計上されているのか分からないので、これを説明してください。

それから、再三出ておりますこの新型コロナウイルスワクチンの対応ですね。今、課長のほうから、この委託については個別の通知等も入っているよというようなお話で、もちろんそのクーポン券を持っていかないと受診はできませんけれども、一つ気になったのは、地域医療関係との話合いというか、そういうのはどういうふうになっているのかが一つ気になったのと、もう一つは、これは業者から個人にこの券を郵送されるまで委託されているのかどうなのか。ここには委託しか入ってないので、手数料と郵送料が入っていないので、その辺をお聞きしたい。

それともう一つは、先ほど課長が説明した、この年末年始の診療相談対応、要するに小児救急医療あるいは休日夜間緊急診療、それから新型コロナウイルスに対する受診相談、これ町民に恐らく配布するのでしょうけれども、それで一つ気になったのは、国の、あるいは県の要請を受けて10月28日利根町の国保診療所が、いわゆる新型コロナウイルス感染症診療検査医療機関として認定されましたね。認定されて発熱患者を受け入れるというこ

とになっていますね。それで、国保診療所は町の運営している施設なんだけれども、この 施設の役割というのは何なんだろうか。

この29日からお休みで、せっかく指定されたのに、利根町の町民が近くの診療施設として電話でも何でも相談しに行ったら休業していたというか、開かれていなかったということについてどうなんだろうか、ちょっとおかしいんじゃないかなというふうに私思ったもので、その辺の体制についてちょっとお聞きしたいんですよ。

何かこう, 町の医療施設だから, 町が運営する施設だから開いてもいいんじゃないのか, 患者を受け付けてもいいんじゃないのか, そういうふうな感じがいたしましたので, お聞 きしたいと思います。

それから、その下の道路橋梁費、下井橋の工事だということで課長からお話があって、橋脚2本が腐っているから、それを途中から切断してつなぎ合わせるんだと、そういうふうに私ちょっと理解したんですが、あそこはたしか一級河川だよね。一級河川なので、この工事というか、その設計というか、その辺の工事に対しては土木と協議したと思うんだけれども、あそこは課長も知っているとおり、大雨のときは今までの橋というのは、橋の上を水が越えるわけだよ、越えるわけ、今までのような高さでもって修理したのでは何の意味がない。その辺を、高くして修理するのか、今までと同じような平坦でもってやるのか、その辺ちょっとお聞きしたい。

それから、がんばる利根町応援基金780万円をそっくり積むんだけれども、積むのはいいんだけれども、この積んだ目的使途、これは将来何に使うつもりでやるのかなと。ただ不思議なのは、これは財政課長にちょっとお聞きしたいんだけれども、780万円のがんばる利根町応援基金の収入があって、いろいろな返礼品や何かで434万4、000円かかっている。普通は差引き後の345万6、000円を積めばいいんじゃないのかなと。わざわざ予算を増やして、それを積むために財政調整交付金からわざわざ同じ金額を普通会計の中で持っていって、それで積まなくてもいいんじゃないのかなと、何でこういう紛らわしい積立ての仕方をしたのかなと、それが知りたい。

以上です。

- ○議長(船川京子君) 井原議員の質疑に対する答弁を求めます。 大越財政課長。
- ○財政課長(大越達也君) それでは、井原議員の御質疑にお答えさせていただきます。 まず、財産管理費でございますが、一般財源が33万円減となりまして、その他で39万 6,000円は何かという御質問ですが、当初、歳入のほうの予算計上をしていなかったもの ですから、一般財源から手数料のほうを予算計上してございました。今回売買が成立しま したので、その費用の中から手数料を支払うということで、一般財源からその他に変更に なったということでございます。

それと、ちょっと前の質疑に飛んでしまうのですが、がんばる利根町応援基金費でござ

いますが、寄附でございますが目的がございまして、町にお任せですとか、福祉ですとか、 花火大会とか、それぞれ目的に合わせて寄附頂いていますので、寄附金の中から返礼品と か予算を組むのはちょっとおかしいんじゃないかということで、別に予算の方は取ってお ります。

全国的に寄附金のマックス5割程度まで、返礼品が3割、通信運搬費、手数料と合わせてマックス5割までは経費として認められているということでございます。

説明は以上でございます。

○議長(船川京子君) 今回の質疑の中で、診療所の体制については、今回の補正予算に は関係ありませんので質疑を却下いたします。

狩谷保健福祉センター所長。

〇保健福祉センター所長(狩谷美弥子君) それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

1点目,コロナワクチンの接種に向けての地域医療関係者との話合いの件でございますが,こちらは,利根町は取手医師会管内にございますので,今現在,利根町も含め取手市,守谷市で協議をしているところでございます。

医師会管内でどのようにこのコロナワクチンの接種に向けて、先生方に御協力、御理解をいただかないと進まない接種でございますので、まず、3市町で話を行っております。この後、年が明けましたら、医師会事務局に話を御相談をいたします。その後に地域の先生方に御理解、御協力をいただくという流れで今準備を進めております。医療体制の話合いについては以上でございます。

続きまして、コロナワクチン予防接種に係る接種券の業務委託の件でございますが、この中に接種券を郵送する費用も含まれた委託料でございます。全て組み込まれております。 以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 中村建設課長。
- ○建設課長(中村敏明君) 井原議員の質疑にお答えいたします。

議員の御指摘にございます橋梁のかさ上げについてですが、水没を回避するには橋桁を歩いたりする部分なんですけれども、一時取り外したり持ち上げたりして、支点となっています6か所を同時にかさ上げするような工事が必要となります。これは、そのような工事は架け替えと同じような工事となりますので、いろんな検討等が必要になると考えます。このことから、修繕工事後の将来的な課題として取り組みたいと考えております。

先ほどちょっと架け替えというようなお話しましたので、この橋につきましては修繕計画としまして、令和3年度に設計を予定し、現状規模での架け替え等をしておりました。 しかしながら河川管理者との協議で、架け替えには河川整備計画に合わせることが必要だ との意見をいただいております。

現在の橋長は約10メートル程度となりますが、河川整備計画の計画高水位、ハイウオー

ターを考えていきますと、工事区間として10倍に迫るような大きな橋を町が架けることが 必要となると判断しましたので、現段階では断念した次第でございます。

以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 井原議員。
- **○8番**(井原正光君) こういうコロナ禍ですから、しかも補正予算の質疑なんですけれども、人命に関わることですから、ある程度その質疑は予算からずれても私はお許しいただきたいなと、そのように思っております。これは議長の判断ですから、いたし方ございませんけれども、ぜひそういうふうなお考えで一つ今後も質疑を受けさせていただければなと、そのように思っております。

さて、医療機関のほう、狩谷課長、もう一度お尋ねしたいんですが、先ほどの要するに 住民に渡る受診券、これは全て業者のほうにお任せだというようなことでございますが、 そこで問題になるのはこの個人情報はどうなの、大丈夫なの。個人情報、住所や何か全て その業者に渡しちゃうんでしょう、何か危ないんじゃないの。どういう業者と契約して、 それをやっているのか、その辺お聞きしたい。

それからもう一つは、この医療機関を今、取手医師会等とお話をされているというようなことなんですけれども、これ本当に綿密に早くからやっぱりやっておかないと間に合わないと思うんです。そういう意味で、もちろん住民への接種の奨励と言いますか、何でもかんでも要するに受けてくださいよという、そういう奨励も必要だと同時に、それを受ける医療機関のほうもスムーズに行政の長が、守谷市、取手市、利根町の2市1町の長が協議して、医師会とよく話し合っていただかないとスムーズにいかないんじゃないかなというふうに思っていますので、国の方はまだまだ来年2月、4月を予定して、いろいろ予防接種の薬等についての承認、それをやられていると思うんですが、まずその自治体として、利根町としてやるべきこと、その辺ですよね。その辺はちゃんとしっかりしてもらいたいと思うんです。

それから、さっきの診療所ね。診療所もその人的体制、これは町長に答えてもらわないとしようがないので、先ほど町長の冒頭の議会の挨拶の中にも、新型コロナウイルスに対する、そういった住民に対する万全の措置を取るというようなことでの御挨拶からこの補正予算入っていますから、そういうことで診療所の体制もどうなのかなと。その辺がちょっとお聞きしたいなと思うんです。

それから中村課長、これは660万円かけて、何年か分からないけれども、設計を組んで、 茨城県の河川整備計画に併せて工事をやると、そういうこと。あの橋がそこまでの必要性 を感じているのであれば、今から町のほうでやるべきだし、何しろ道路が狭いんだから、 だけれども、あそこの近くの住民は、生活する上であそこの橋の必要性というのは十分に 感じているわけですよね。その辺を行政がどういう形で判断するかです。660万円の話じ ゃないんだよね、これ、本当から言えば何千万円の話なんです。 ただ単に下が腐食したから上を切り飛ばして継ぎ足して一時的に通れるようにするというのが660万円の話で、本当に県の整備計画と併せればこういう金額ではできないわけだよね。その辺を行政がどういうふうに考えるか、あの道を、あの橋を、そしてこれは継ぎ足しでやっても、もしまた大雨が降れば、あそこオーバーしちゃうわけです。流されるかどうか分からないよね。

利根町もさきの定例会においては防災危機管理課、そういう形でもって設置して、それで住民の安全安心を守ろうという形の体制ができつつある中で、こういう大きな工事をどういうふうに位置づけるか、これ大変難しいんだけれども、私は将来的に思って、こんな660万円でなくて、1年間から2年間かけて、県の整備計画に併せた中で県と一緒になって永久的な橋を造るべきだと思って、それは私の考えなんですが、そこでちょっとまた離れますけれども、上に継ぎ足してちょこっと載せる橋なんだけれども、この入札関係というのは、これはどうなんですか、一般の要するに技術だけでできるのか、できないのか、あるいは県の方からの指導をいただきながら工事をやるのか、やらないのか、その辺まで幅広くちょっとお話を聞かせてくれないかな。お願いします。

- 〇議長(船川京子君) 佐々木町長。
- **〇町長(佐々木喜章君)** 診療所の件でございますが、JAとりで総合医療センターと医師会関係、これ輪番制になっていますので、双方で首長同士、病院の先生方で話し合って順番ということになっていますので、井原議員もその辺は知っていて質問しているものだと思うんですが、それを皆さんに伝えていただければと思っています。
- 〇議長(船川京子君) 狩谷保健福祉センター所長。
- **〇保健福祉センター所長(狩谷美弥子君)** それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

クーポン券を業者に委託,発送ということで,個人情報の観点で問題はないのかという 御質問でございますが,こちらは既に保健福祉センターのがん検診の結果,お子さんの予 防注射,高齢者の予防注射などの接種歴を全て管理して既に登録している健康管理システ ムを契約しております両備システムズに委託を行いますので,個人情報の観点から,それ も含めて契約業務で行っておりますので,今までと全く関係性がないところの事業者では ございませんので,委託業者としては安心できます。今まで個人情報の漏えいという形で のことはございませんでしたので,今までどおりの委託業務の継続,プラス追加という形 でお願いをしたいと思っております。

以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 中村建設課長。
- **〇建設課長(中村敏明君)** 井原議員の質疑にお答えいたします。

橋の工事となりますので、やはり工事業者に関してはかなりの専門性のある業者が手伝ってもらうような形でないと橋の工事はできないと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 峯山議員。
- ○1番(峯山典明君) 1番峯山典明でございます。二つ質疑させていただきます。

まず一つ目が、款4衛生費、目2の予防費、新型コロナウイルスワクチン接種券についてお尋ねします。

こちらの接種券は、恐らく情報は余りないと思うんですけれども、はがきのような形で届くのか、それそのものを持っていけばそれがクーポン券になるのか、それとも封筒の中に様々なものが入っていて、クーポン券というのは、そのクーポン券だけ小さいものが入っているのかどうか、もし今現在情報があればお答えください。

そしてもう一つ目が、複数の議員が指摘されていましたけれども、款7土木費の橋梁の 工事についてです。こちらは、町の長寿命化計画の中で早期発見することはできなかった のかどうか。そして、あの660万円という金額が橋脚の工事だけで660万円なのか、人件費 だとか部品代、様々な費用がかかりますけれども、もし内訳が分かればお答えください。

○議長(船川京子君) 峯山議員の質疑に対する答弁を求めます。

狩谷保健福祉センター所長。

〇保健福祉センター所長(狩谷美弥子君) それでは、峯山議員の御質疑にお答えいたします。

コロナワクチンの予防接種のクーポン券の様式等でございますが、国の方は既に様式も 形も決まっていて、それを印刷業者にお願いをして、封入封緘まで既に内容もほぼ決まっ ておりますので、手元に届いたクーポン券を持って、医療機関なり集団接種、これはまだ 確定はしていないんですが、接種先でクーポン券を持って行けば受けられるようになって おります。

今,風疹の予防接種でクーポン券を男性の特定の年齢の方にお配りしていますが,その クーポン券とほぼ同じ形をしております。完成品が対象者の皆様のお手元に届くという形 になります。

以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 中村建設課長。
- ○建設課長(中村敏明君) 峯山議員の御質疑にお答えいたします。

橋梁の長寿命化計画ということの話がまず1点あったと思うんですけれども、町のほうの橋梁の点検としましては平成28年から実施しておりまして、今回のこの下井の橋に関しては2回目の点検で劣化状況が激しくなっていると、3回目のときもレベルで言いますと3であったというような状況で、今回は鋼材に穴が空いてレベルで4というようなことになったわけでございます。

それから、工事費の660万円の内訳ということなんですけれども、ちょっと内訳は持ってきておりませんが、工事一式でございます。資材等、あと人件費全て含まれた、あと仮

設費とかいろいろございますので、その一式の工事費でございます。 以上です。

○議長(船川京子君) ほかに質疑ございませんでしょうか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に,原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第85号 令和2年度利根町一般会計補正予算(第11号)を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

O議長(船川京子君) 起立全員です。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

○議長(船川京子君) 以上で、本臨時会の議事日程は全部終了いたしました。 これをもちまして、令和2年第6回利根町議会臨時会を閉会いたします。 お疲れさまでした。

午前11時02分閉会

利根町議会議長 船川京子

署 名 議 員 花 嶋 美清雄

署名議員井原正光

第1回臨時会会議録

利根町告示第4号

令和3年第1回利根町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年2月3日

利根町長 佐々木 喜 章

- 1. 招集の日 令和3年2月10日
- 2. 招集の場所 利根町議会 全員協議会室
- 3. 付議事件
 - (1) 議案第1号 令和2年度利根町一般会計補正予算(第12号)

令和3年第1回利根町議会臨時会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内容	開議時間
				開会	
1	2. 10	水	本会議	提出議案(説明・質疑・討論・採	午前10時
1	2.10	八	平 云 硪	決)議案第1号	十 削 10 时
				閉会	

令和3年第1回 利根町議会臨時会会議録

令和3年2月10日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	峯	Щ	典	明	君	7番	花	嶋	美酒	青雄	君
2番	Щ	﨑	誠-	一郎	君	8番	井	原	正	光	君
3番	片	Щ		啓	君	9番	五十	一嵐	辰	雄	君
4番	大	越	勇	_	君	10番	若	泉	昌	寿	君
5番	石	井	公-	一郎	君	11番	新	井	邦	弘	君
6番	石	Щ	肖	子	君	12番	船	Л	京	子	君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町 長 佐々木 喜 章 君 務 課 長 総 飯塚 良 一 君 財 課 長 大 越 達 也 君 政 保健福祉センター所長 狩 谷 美弥子 君

1. 職務のため出席した者の氏名

 議会事務局長
 赤尾津政男

 書
 記
 荒井裕二

 書
 取田 あゆ美

1. 会議録署名議員

 9番
 五十嵐
 辰
 雄
 君

 10番
 若
 泉
 昌
 寿
 君

1. 議事日程

議事日程

令和3年2月10日(水曜日)

午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

日程第3 議案第1号 令和2年度利根町一般会計補正予算(第12号)

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

日程第3 議案第1号

午前10時00分開会

○議長(船川京子君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、令和3年第1回利根町議会臨時会を開会いたします。 議事日程に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。

本臨時会は、議場改修工事の都合により全員協議会室で開催することになりました。

演壇がありませんので、発言は自席とします。また、発言する際は、マイクの発信ボタンを押し、マイクの先端が赤く点灯したことを確認してから起立して発言するようお願いいたします。

御不便等をおかけいたしますが,本臨時会の運営に御協力を賜りますようお願い申し上 げます。

それでは,これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議事日程に入ります。

○議長(船川京子君) 日程第1,会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、

9番 五十嵐 辰 雄 議員

10番 若泉昌寿議員

を指名いたします。

○議長(船川京子君) 日程第2,会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(船川京子君) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長(船川京子君) 審議に入るに当たり、本臨時会に提出された議案の総括説明を求めます。

佐々木喜章町長。

[町長佐々木喜章君登壇]

○町長(佐々木喜章君) おはようございます。本日、ここに令和3年第1回利根町臨時会を招集しましたところ、議員の皆様方には御出席を賜り、誠にありがとうございます。 それでは、本日、私のほうから御提案いたしました議案の概要を申し上げます。

今回の提出議案は、令和2年度利根町一般会計補正予算(第12号)についてで、歳入歳出それぞれ9,313万9,000円を追加し、総額を86億5,952万1,000円とするものでございます。

本案は、新型コロナウイルスワクチン接種に関する補正予算について御審議をお願いするものであり、国内でワクチン供給が開始された際、国のスケジュールに合わせ、速やかに接種が可能となるよう接種体制を整備するために必要な費用を計上しております。

新型コロナウイルスワクチンの接種については、国民の生命、健康を損なうリスクの軽減や医療への負担の軽減、さらには社会経済の安定につながることが期待されております。 当町においても、取手医師会や町内医療機関の御協力の下、希望する町民の皆様にワクチン接種を迅速かつ適切にできるよう準備を進めているところでございます。

詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させたいと思いますので、お手元の議案 書等により御審議の上、何とぞ適切なる御判断を賜りますようよろしくお願いを申し上げ ます。

○議長(船川京子君) 総括説明が終わりました。

O議長(船川京子君) 日程第3,議案第1号 令和2年度利根町一般会計補正予算(第12号)を議題とします。

補足説明を求めます。

狩谷保健福祉センター所長。

[保健福祉センター所長狩谷美弥子君登壇]

○保健福祉センター所長(狩谷美弥子君) 皆様おはようございます。これから御審議いただきます令和2年度利根町一般会計補正予算書を事前にお配りさせていただきましたが、申し訳ございません。一部修正がございますので、予算書を差し替えさせていただきます。皆様の机の上に御用意いたしました差し替え後の補正予算書と補正予算に係る参考資料1及び2を御覧いただきながら御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第1号 令和2年度利根町一般会計補正予算(第12号)につきまして補足して御説明申し上げます。

3ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正でございます。

款4衛生費,項1保健衛生費,事業名が感染症予防対策事業で7,729万8,000円の計上でございます。これは、国が進める新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業及び新型コロナウイルスワクチン接種対策を令和2年度から令和3年度にかけて実施することから、これらに要する費用を一括計上し、令和3年度分の事業費を繰り越すものでございます。

7ページをお開きください。

続きまして, 歳入につきまして御説明申し上げます。

款15国庫支出金,項1国庫負担金,目2衛生費国庫負担金,節1保健衛生費負担金は4,908万2,000円を増額するもので,町民を対象に実施する個別及び集団接種に係る新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金でございまして,負担率は10分の10でございます。

次に、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金は4,405万円を増額するもので、町民を対象に実施する新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に進めるための体制整備に係る新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金でございまして、補助率は10分の10でございます。

款19繰入金,目1財政調整基金繰入金は7,000円の増額でございます。こちらにつきましては、歳出予算の積上げの段階で1,000円未満の金額が切上げとして計算されますので、これらの合計金額7,000円を今回の補正予算の財源手当として基金から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、8ページをお開き願います。

款4衛生費,項1保健衛生費,目2予防費は9,313万9,000円を増額するもので,感染症予防対策事業で,国が進める新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業及び新型コロナウイルスワクチン接種対策に係る経費を増額するものでございます。

それでは, 節ごとに説明させていただきます。

節1報酬96万2,000円でございます。こちらが一部修正させていただいたところとなります。集団接種を行う医師にお支払いする金額を報償費として計上しておりましたが、非常勤特別職である町医としての支払いができないことが分かりましたので、コロナワクチン接種の協力医としての謝礼に組み替えさせていただきました。

なお、集団接種の医師の支払いにつきましては、取手市医師会管内の2市1町で統一した金額とすることになっております。

報酬96万2,000円の詳細でございますが、ワクチン管理及び個別接種を行う医療機関へのワクチン配布を行う看護師の報酬でございます。

次に、7報償費186万3,000円は、集団接種を行う際の医師の謝礼と問診や薬液準備、接種後の健康管理等を行う看護師の謝礼及び通勤費でございます。

続きまして、8旅費9万1,000円でございますが、ワクチン管理と個別接種を行う医療機関へのワクチン配布を行う看護師の通勤費でございます。

次に、需用費21万4,000円でございますが、集団接種を行う際の消耗品費で消毒用アルコール綿、除菌シート、使い捨て舌圧子などの購入費用でございます。このほか、集団接種会場に配備する救急用品として、気管チューブ、蘇生バック接続マスク、コールセンターで使用する飛沫防止用パーテーション等の購入費用でございます。

続きまして、役務費250万7,000円ですが、ワクチン接種の申込みを受けるコールセンターのネット回線導入費用及び月額費用とワクチン接種に必要な問診票の郵送代、町内でワクチン接種をした方の委託料請求時の審査支払手数料でございます。

次に,委託料8,659万5,000円でございますが,こちらにつきましては,項目が複数ございますので,詳細を申し上げます。

医療機関でワクチン接種を行う際の個別接種委託料4,715万円,コールセンターで予約を行うワクチン接種受付事務業務委託料3,706万6,000円,医療廃棄物の運搬及び処理委託料としてそれぞれ4,000円,コールセンターのネットワーク設定業務委託182万6,000円,新型コロナウイルス予診票作成及び封入、封緘業務委託54万5,000円でございます。

続きまして、使用料及び賃借料87万8,000円ですが、集団接種会場に救急用品として配備する酸素供給装置賃借と、コールセンターで使用するカラー複合機賃借料、ワクチンの接種歴を入力するための健康管理システムとパソコン賃借料でございます。

最後に、備品購入費2万9,000円でございますが、ワクチンの接種会場に救急用品として配備する喉頭鏡の購入費でございます。

説明は以上でございます。

○議長(船川京子君) 説明が終わりました。

質疑に先立ち、議員各位に申し上げます。質疑は、議題となっている事件について疑義をただすために行うものです。よって、会議規則第54条の規定により、議題外にわたる発言や議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、同条第3項に、質疑は自己の意見を述べることができないと規定されておりますので、御留意ください。

これから本案に対する質疑を行います。

石井公一郎議員。

○5番(石井公一郎君) 3ページの繰越明許の補正7,700万円,これは,先ほどの説明ではコロナ接種対策で令和2年から令和3年で,これを令和3年に繰り越していくんだということと,今度8ページの歳出なんですけれども,これ令和2年度でできる項目,接種が始まっていないからできる項目というのは,本当に委託とか何かの契約ぐらいしかできないと思うんですよ。

それで、これもまたこの接種は令和2年度でできる可能性というのは本当に少ないと思うので、これもまた翌年度にまた繰越ししていくということになってしまうのかなと思うんだけれども、これはここで補正をしておかなくては駄目なのかどうか、その辺をお答えください。

- ○議長(船川京子君) 狩谷保健福祉センター所長。
- **〇保健福祉センター所長(狩谷美弥子君)** それでは、石井議員の御質疑にお答えさせていただきます。

今回の補正予算の繰越明許のことでございますが、国からコロナワクチン接種に向けて の体制事業に関しては令和2年度からスタートできるように、そしてまた令和3年度にも 変更があった場合にはできるように予算計上ということで指示がございましたので、今回 一括として上げさせていただきました。

- ○5番(石井公一郎君) そうすると、令和2年度の全体で9,300万円、これについて も、令和3年度に繰り越していく分は、これ相当な金額だと思うんですよ。大体令和2年 度でどういう事業ができるかどうか、その辺お答えください。
- ○議長(船川京子君) 狩谷保健福祉センター所長。
- **〇保健福祉センター所長(狩谷美弥子君)** それでは、石井議員の御質疑にお答えさせていただきます。

今回の補正予算の令和2年度に使う経費でございますが、皆様の机の上に配付してございます参考資料2を御覧いただきたいと思います。こちらに、令和2年度の経費と令和3年度の経費に合わせて、分かりやすく表にしてございます。

グリーンのところ、令和2年度経費といたしまして、周知、予診票印刷、発送に143万1、592円、コールセンター設置に係る費用といたしまして、ワクチン受付の業務委託、パソコンリース、ネットワーク設定作業、カラーコピーの設置、NTT回線導入、月額費、電話配線工事、健康管理システム設定、感染防止パーテーションの購入で総額1、436万1、474円。続きまして、個別接種ですが、こちらはワクチン管理と配布をする業務、看護師報酬として通勤費として2万8、434円。集団接種、医師の謝礼として、これはまだ集団接種は令和3年度に始める見込みでおりますので、会議の謝礼として1万8、900円、合計、令和2年度は1、584万1、000円の支出する見込みで計上しております。

以上でございます。

- O議長(船川京子君) ほかに質疑ございませんでしょうか。 石山議員。
- ○6番(石山肖子君) 2点ほどお伺いいたします。石山でございます。

まず、医療従事者の接種について、医療従事者については、国のほうから手引が出ていまして、薬局の従事者というのは入っていると思うのですけれども、そこを一つ確認させてください。

それからもう一つ、集団接種です。集団接種のときに、医療従事者の方でも該当する方いるかもしれませんけれども、高齢者、それから車椅子の障害者等がそこに来ていただいて接種をするのに、そこの接種会場の運営について、こちらのほうはこの費用の中に入っているのでしょうか、それともまた追加というところに入っているのでしょうか。

以上二つ,お願いいたします。

- ○議長(船川京子君) 狩谷保健福祉センター所長。
- **〇保健福祉センター所長(狩谷美弥子君)** それでは、石山議員の御質疑にお答えいたします。

ワクチン接種の医療従事者の中に,手引の中に薬局も入っているでしょうかという質御 質問でよろしいでしょうか。

議員おっしゃるとおり、医療従事者の中には、医師、看護師、薬剤師、歯科医師等、職種、もちろん薬局も入っております。ただ、職種としてではなくて、新型コロナウイルス感染症の患者さんに接する頻度が高い方を医療従事者と呼んでおります。御質疑ありますように、薬局のスタッフも入るということになります。

続きまして、高齢者及び障害者の集団接種としての体制でございますが、集団接種、保 健福祉センターで実施をすることで今計画をしております。保健福祉センターはもともと バリアフリーの構造になっておりますので、今回の予算上には改めて施設に関する経費は 上げてございません。

以上でございます。

〇議長(船川京子君) ほかに。

片山議員。

- **○3番(片山 啓君)** 参考資料1によりますと、個別接種と集団接種と。集団接種については保健福祉センターだけということになっておりますが、町内の老人福祉施設等での接種は考えておられないんでしょうね。
- ○議長(船川京子君) 狩谷保健福祉センター所長。
- **〇保健福祉センター所長(狩谷美弥子君)** それでは、片山議員の御質疑にお答えさせていただきます。

御質問にあります高齢者福祉施設等での接種でございますが、今現在、まさに高齢者福祉施設での接種に関する調整が県、国から、この時点でするという通知が来たばかりでございます。国の決まりとしては、介護施設に従事する医師が摂取する場合、もしくは介護施設の協力医として接種する場合、もしくはその施設に出向いて往診するような形で出張型という幾つかの形がございますが、それぞれの介護施設での医師の体制が違いますので、今、福祉課と協力の下、町内の各介護福祉の施設の事業所に問合せ、確認をしているところでございます。基本、施設の中で接種ができるように、御協力いただけるようにお願いをしたいと考えております。

〇議長(船川京子君) よろしいですか。

ほかに。

大越議員。

- ○4番(大越勇一君) 個別接種の町内7医療機関の名前を教えてください。
- ○議長(船川京子君) 狩谷保健福祉センター所長。
- **〇保健福祉センター所長(狩谷美弥子君)** それでは、大越議員の御質疑にお答えさせていただきます。

個別接種ができます町内七つの医療機関の名前ということでございます。鈴木内科医院, 早尾台医院,山中医院,服部内科医院,協和ガーデンクリニック,もえぎ野台よつば診療 所,そして国保診療所,この七つの医療機関でございます。

○議長(船川京子君) よろしいですか。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第1号 令和2年度利根町一般会計補正予算(第12号)を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船川京子君) 起立全員です。したがって、議案第1号は原案どおり可決されました。

○議長(船川京子君) 以上で、本臨時会の議事日程は全部終了いたしました。 これをもちまして、令和3年第1回利根町議会臨時会を閉会いたします。 お疲れさまでした。

午前10時28分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 船川京子

署 名 議 員 五十嵐 辰 雄

署 名 議 員 若 泉 昌 寿

第1回定例会会議録

利根町告示第10号

令和3年第1回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月19日

利根町長 佐々木 喜 章

- 1. 招集の日 令和3年3月2日
- 2. 招集の場所 利根町議会議場

令和3年第1回利根町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内容	開議時間
1	3. 2	火	本 会 議	開会 代表質問 提出議案説明 議案第2号~議案第 16号 特別委員会付託〈議案第17号~議案 第23号〉	午前10時
2	3. 3	水	休 会	議案調査	
3	3. 4	木	本会議	一般質問(2人)	午前10時 午後1時30分
4	3. 5	金	本会議	一般質問(3人)	午前10時 午後1時30分
5	3. 6	土	休 会	議案調査	
6	3. 7	日	休 会	議案調査	
7	3.8	月	本 会 議	質疑・討論・採決 議案第8号~議案第13号 茨城県高齢者医療広域連合議会議員 選挙	午前10時
8	3. 9	火	休 会	議案調査	
9	3. 10	水	委員会	予算審査特別委員会(付託審査)	午前10時
10	3. 11	木	委員会	予算審査特別委員会(付託審査)	午前10時
11	3. 12	金	委員会	予算審査特別委員会(付託審査)	午前10時
12	3. 13	土	休 会	議案調査	
13	3. 14	日	休 会	議案調査	
14	3. 15	月	委員会	予算審査特別委員会(付託審査)	午前10時
15	3. 16	火	休 会	議案調査	
16	3. 17	水	本 会 議	質疑・討論・採決 議案第2号~議案第23号(8日採決 分除く) 閉会	午前10時

第 1 号

[3月2日]

令和3年第1回 利根町議会定例会会議録 第1号

令和3年3月2日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	峯	Щ	典	明	君	7番	花	嶋	美剂	青雄	君
2番	Щ	﨑	誠-	一郎	君	8番	井	原	正	光	君
3番	片	山		啓	君	9番	五十	一嵐	辰	雄	君
4番	大	越	勇	_	君	10番	若	泉	昌	寿	君
5番	石	井	公-	一郎	君	11番	新	井	邦	弘	君
6番	石	Ш	肖	子	君	12番	船	Ш	京	子	君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町						長	佐々	木	喜	章	君
教	育					長	海ネ	と 澤		勤	君
総		務		課		長	飯	塚	良	_	君
企		画		課		長	Ш	上	叔	春	君
財		政		課		長	大	越	達	也	君
税		務		課		長	大	越	克	典	君
住		民		課		長	桜	井	保	夫	君
福		祉		課		長	蜂	谷	忠	義	君
子	育	て	支	援	課	長	花	嶋	みり	⊅き	君
保值	建福	祉、	セン	タ	一所	長	狩	谷	美引	尔子	君
環	境	文	十	稅	課	長	中	村	寛	之	君
保険年金課長兼国保診療所事務長							直	江	弘	樹	君
経済課長兼農業委員会事務局長							近	藤	_	夫	君
建		設		課		長	中	村	敏	明	君
都	市	整	E (j	莆	課	長	飯	田	喜	紀	君
会		計		課		長	田	口	輝	夫	君
学	校	教	T T	育	課	長	青	木	正	道	君
生	涯	学	· [I I I	課	長	久佳	2 田	政	美	君

指 導 室 長 池田 恭君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長赤尾津 政 男書記荒 井 裕 二書取 田 あゆ美

1. 会議録署名議員

 1 1 番
 新
 井
 邦
 弘
 君

 1 番
 峯
 山
 典
 明
 君

1. 議事日程

議事日程第1号

令和3年3月2日(火曜日) 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

日程第3 代表質問

日程第4 議案第2号 利根町空家等の適正管理に関する条例

日程第5 議案第3号 利根町立学校設置条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第4号 利根町いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第5号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第6号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第7号 利根町在宅母子福祉手当支給に関する条例を廃止する条例

日程第10 議案第8号 令和2年度利根町一般会計補正予算(第13号)

日程第11 議案第9号 令和2年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

日程第12 議案第10号 令和2年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第13 議案第11号 令和2年度利根町営霊園事業特別会計補正予算(第3号)

日程第14 議案第12号 令和2年度利根町介護保険特別会計補正予算(第4号)

日程第15 議案第13号 令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

日程第16 議案第14号 利根町教育委員会教育長の任命について

日程第17 議案第15号 利根緑地公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定について

日程第18 議案第16号 龍ケ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する

議決事件の変更について

日程第19 議案第17号 令和3年度利根町一般会計予算

日程第20 議案第18号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計予算

日程第21 議案第19号 令和3年度利根町公共下水道事業特別会計予算

日程第22 議案第20号 令和3年度利根町営霊園事業特別会計予算

日程第23 議案第21号 令和3年度利根町介護保険特別会計予算

日程第24 議案第22号 令和3年度利根町介護サービス事業特別会計予算

日程第25 議案第23号 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計予算

日程第26 委員会提出議案第1号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例

日程第27 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

日程第3 代表質問

日程第4 議案第2号

日程第5 議案第3号

日程第6 議案第4号

日程第7 議案第5号

日程第8 議案第6号

日程第9 議案第7号

日程第10 議案第8号

日程第11 議案第9号

日程第12 議案第10号

日程第13 議案第11号

日程第14 議案第12号

日程第15 議案第13号

日程第16 議案第14号

日程第17 議案第15号

日程第18 議案第16号

日程第19 議案第17号

日程第20 議案第18号

日程第21 議案第19号

日程第22 議案第20号

日程第23 議案第21号

日程第24 議案第22号

日程第25 議案第23号

日程第26 委員会提出議案第1号

日程第27 休会の件

午前10時00分開会

○議長(船川京子君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、令和3年第1回利根町議会定例会を開会いたします。

議場の改修工事も終了し、今回から本会議のライブ配信を行いますので、コロナ禍により来場できない方へも議会の様子をお届けできるようになりました。今後も、ICT化と開けた議会を目指して努力してまいります。

それでは,これから本日の会議を開きます。

○議長(船川京子君) 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

監査委員より、令和2年11月分から令和3年1月分の現金出納検査の結果報告がありましたので、写しを配付しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

〇議長(船川京子君) 日程第1,会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、

11番 新井邦弘議員

1番 峯 山 典 明 議員

を指名いたします。

○議長(船川京子君) 日程第2,会期の件を議題とします。

採決の前に, 今定例会の会期案について申し上げます。

会期中に、議員が新型コロナウイルスの陽性者または濃厚接触者等になり、入院や自宅 待機となった場合、本会議を開けず、会期延長の議決もできずに会期最終日を迎えると、 議決されていない議案については審議未了により廃案となります。これを避けるため、自 宅待機等の期間を考慮し、29日までとしたものです。ただし、今定例会の会議に付された 事件の全てが終了した時点で、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

それでは,お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から3月29日までの通算28日間にしたいと思います。これに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O議長(船川京子君) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。 なお、会期の内訳は、お手元に配付のとおりです。

O議長(船川京子君) 審議に入るに当たり,施政方針及び提出議案の総括説明を求めます。

佐々木喜章町長。

[町長佐々木喜章君登壇]

〇町長(佐々木喜章君) 皆さん、おはようございます。令和3年第1回利根町議会定例 会の開会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

未曽有の被害をもたらした東日本大震災の発生から、間もなく10年を迎えようとしています。近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、いつ起こるか分からない災害への備えや地域行政の災害への対応力強化は非常に重要となっています。来るべき災害への備えに加え、依然として猛威を振るう新型コロナウイルス感染症への対策は最優先課題であり、町民の皆様の安心安全の確保に引き続き努めていく所存でございます。

現在,国内における新型コロナウイルスの感染者数については減少傾向にあるものの, その傾向が鈍化している地域もあり,国の緊急事態宣言解除後のリバウンドも懸念されて おります。県内でも,高齢者施設等でのクラスターや家庭内感染などにより,重症化リス クが高い高齢者の感染が目立っており,医療機関の負荷を減らすためにも対策の徹底を続 ける必要があります。

こうした中、先月、国立病院機構などの医療従事者を対象とするワクチンの先行接種が開始されており、今後は、優先接種の対象となる方から順次接種を進めていく予定となっています。一日も早く平穏な暮らしを取り戻せるよう、町民の皆様と一丸となってこの難局を乗り越えてまいりたいと思っておりますので、引き続き皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

次に、昨今の景気に触れますと、政府の2月の月例経済報告では、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの一部に弱さが見られるとし、先行きについては、緊急事態宣言の解除後も感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって持ち直していくことが期待されるが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要があるとしています。

新型コロナウイルスが町民生活の地域経済に及ぼす影響は、感染の拡大と長期化に伴い深刻さを増しております。今後も、社会経済情勢の変化を的確に捉え、町民の皆様が安心して生活できるよう、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした様々な課題に対し迅速かつ柔軟に対応してまいります。

それでは、令和3年度当初予算の概要につきまして申し上げたいと思います。

令和3年度の予算編成に当たっては、これまでにない厳しい財政状況が予想される中、限られた財源と人材を有効に活用し、町民への情報提供と共有化により行政への関心や参加意識を高めるとともに、皆様の声に耳を傾け、町民と行政とが一体となったまちづくりに取り組んでいくこと、スピード感を持って質の高い行政サービスを提供し、町民満足度の向上を図り、社会構造の変化に対応し、効果的な施策を推進していくことなどを編成方針とし、編成作業に当たらせてきたところでございます。

また、歳入面において、新型コロナウイルス感染症の影響により、自主財源の根幹をなす町税の大幅な減収が見込まれますので、歳出については、前年度決算における不用額の分析や徹底した事業の見直しを行い予算編成を行いました。

令和3年度一般会計の予算規模は57億1,436万6,000円で,前年度当初予算と比較いたしますと3億2,172万8,000円の減,率にしますと5.3%の減となっております。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計の健康保険事業納付金や保険給付費等の減などにより、六つの特別会計の総額は45億5,983万4,000円で、前年度比8,922万2,000円の減、率にしますと1.9%の減となっております。

続いて、令和3年度に実施する機構改革について申し上げます。

昨今の我が国の社会経済情勢における少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化、自然災害をはじめとする様々なリスクに対する危機管理意識の高まりなどにより、本町を取り巻く環境は大きく変化しています。時代に即した効果的かつ効率的な行政組織を構築するため、行政組織機構改革を実施いたします。

主な変更内容は、災害等への対応強化を図るため、防災危機管理課の新設と商工観光と都市計画が一体となって未来を見据えたまちづくりを推進するため、まち未来創造課の新設であります。

防災危機管理課の新設に先立って、2月18日には、牛久市と大規模水害時における広域 避難に関する覚書を締結いたしました。この覚書は、大規模な水害が発生し、または発生 するおそれがある場合には、利根町民の避難先として、牛久市内の学校施設を避難所とし て開設していただくものでございます。

また、組織の改編に伴い、住民サービスの向上を図ることを目的に、2月19日より、生涯学習センターでの住民票及び印鑑証明の発行を開始しており、4月からは住民課におくやみ窓口を設置します。このおくやみ窓口は、御家族や御親族が亡くなられた後の役場での手続について1か所で済ませることができるもので、御遺族の方々の不安や負担を軽減できればと考えております。

次に、来年度の主要事業につきまして、新規事業を中心に申し上げます。

昨年1月より始まった高齢者等買い物弱者移動販売事業ですが、町民の皆様の御意見を 伺いながら販売箇所の見直しを行い、現在33か所で実施しております。新型コロナウイル ス感染症の影響により外出を控える方や日常の買物にお困りの方を支援し,住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに引き続き取り組んでまいります。

続いて、農業振興関係では、利根西部地区基盤整備事業について、権利者への原案説明、 同意書の徴集を行っていく予定であり、利根南部地区基盤整備事業については、本同意の 取得、国への事業認可申請の準備を進めてまいります。

次に、商工関係ですが、まちなか・商店街活性化事業では、空き店舗を町が借り上げ、 必要な改修を行った上で、町内での創業を目指す企業家等へチャレンジショップとして貸 し出すなど、インキュベーション施設の整備と地域や商店街の活性化につながる取組を外 部専門家や町民の意見を取り入れながら推進してまいります。

消費者行政については、国や県、関係機関などと協力し、相談体制の一層の充実を図りながら町民の皆様の安心安全な生活を実現のために、今後も引き続き消費者行政の推進に取り組んでまいります。

続きまして,道路整備関係ですが,誰もが安心安全に通行できる道路環境の整備を図るため,道路の拡幅や老朽化により傷んだ道路の維持補修などを実施いたします。町内幹線道路の整備については,引き続き町道112号線の拡幅工事を進めてまいります。

令和3年度は、立木地内の拡幅工事が完了する予定となっております。また、狭隘道路の改善では、立木寺内地区の緊急車両道路拡幅整備事業を引き続き進めてまいります。令和3年度は、集落内道路の拡幅工事に着手いたします。利根川沿いの町道109号線の舗装修繕工事や羽根野台における側溝の敷設替え工事についても引き続き実施し、安全に通行できる道路環境の整備に努めてまいります。

また、過疎代行事業として、茨城県が事業を進めている早尾台ともえぎ野台を結ぶ町道 103号線延伸事業につきましては用地買収を進めているところであり、茨城県と連携を図 り事業の早期完成に向け、町としても協力をしてまいります。

次に、消防防災関係ですが、新たに防災危機管理課として、防災計画の適宜改正、災害時の指揮命令系統の確立、避難所の確保、自主防災組織の育成を行い、近年頻発する豪雨災害や想定されている地震災害への対応の強化を図ってまいります。また、引き続き、稲敷地方広域市町村圏事務組合との連携を維持するとともに、消防団の小型動力消防ポンプ積載車両の更新や消防水利の確保など、消防施設及び設備の充実に努めます。

自主防災組織の防災訓練に関する補助金については、本年3月31日までの事業でしたが、 災害が発生した際は、共助の役割が非常に重要となることから、防災活動を促進するとと もに地域防災力の向上を図るため、1年間延長し事業を実施してまいります。

続いて、教育関係ですが、まず、小学校統合関係については、現在、令和5年4月の小学校統合に向け、利根町立小学校統合準備委員会での協議を行うとともに、委員会内に三つの専門部会を置き、より具体的な課題検討を行っております。委員になっていただいておりますPTA保護者代表者、地域住民代表者、また、教職員代表者の方々のお力をおか

りしながら統合に必要な準備を進めてまいります。

また、統合後の新しい小学校となる現在の布川小学校の駐車場等整備工事、校舎エレベーター及び多目的トイレ設置等工事に係る設計業務を進め、統合に向けた学校環境の整備を図ってまいります。

次に、生涯学習関係ですが、日本ウェルネススポーツ大学と連携し、子供たちにスポーツの楽しさを知ってもらうため、スポーツ教室を開催いたします。また、4月4日にはウオーキング大会を実施いたします。文化センターを発着点とし、利根川桜づつみを歩くコースとなっており、桜の花舞う利根川で春の訪れを感じていただけたらと思います。

今後も、健康で活力に満ちた生活のため、スポーツ活動の推進を図ってまいります。

次に、文化センターにつきましては、現在、2階への移動は階段のみとなっており、施設利用者の利便性や安全性を確保するため、令和4年度にエレベーターの設置を予定しております。来年度は、設置に向け、エレベーターの設計業務を進めてまいります。

続きまして,総務行政一般について申し上げます。

当町は、急速に人口減少、少子高齢化が進行しており、高齢化率は全国平均を大きく上回っております。地方から大都市への人の流出が地方における課題となっておりましたが、コロナ禍を機に、東京一極集中に変化の兆しが見られています。

コロナ禍でのライフスタイルとして地方移住への関心が高まる中、当町においても東京 圏で働くテレワーカーの移住定住を獲得するため、移住定住に焦点を当てたPR動画を作 成し、当町に移住したことにより実現できるライフスタイルを多くの方に周知することで、 移住定住を促進してまいります。

また、移住定住を促進する新築マイホーム取得助成に、転入世帯でテレワークをしている世帯に対する加算を新たに追加し、東京圏からの移住で、テレワーク勤務、中学生以下の子供3人、新築住宅を購入の場合、最大で55万円を支給いたします。

続いて、公共交通対策ですが、公共交通やデマンド交通、車を持たない方の移動先の希望などの交通施策について、60歳以上の方約2,000人にアンケート調査を実施いたします。 町民のニーズを的確に捉え、町民が真に求める円滑な移動手段の確立に努めてまいります。

以上,令和3年度の主な事業について,新規事業を中心に申し上げましたが,子育て,福祉,教育,経済,防災など町が関わる全ての分野において魅力を高め,町民と地域が生き生きと躍動し,利根町に住み続けたいと思っていただけるよう,まちづくりを今後も進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、まちづくりの将来像である「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」の実現に向け、限られた資源の中で、最少の経費で最大の効果を上げ、町民の皆様の負託に応えるべく、全力で町政運営を取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆様方には、より一層の御理解と御協力をお願いを申し上げまして、令和3年度の施政方針といたします。

続きまして, 本日, 提案いたしました議案の概要について御説明いたします。

本定例会に提出しました議案は、令和3年度当初予算をはじめ、条例の新規制定、条例の一部改正、また、令和2年度補正予算など合計22件の御審議をお願いするものでございます。

議案第2号は、利根町空家等の適正管理に関する条例で、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等の適正管理に必要な事項を定めるため条例を制定したいので提案するものであります。

議案第3号は、利根町立学校設置条例の一部を改正する条例で、適正規模の児童数を確保するとともに、学力の向上及び豊かな人間性の育成等を図るため、町内小学校3校を1校に統合し、新しい小学校を設置したいので提案するものであります。

議案第4号は、利根町いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例で、いじめ防止等のための対策を実効的に推進するに当たり、いじめ問題調査委員会を常設化する必要があることから規定を改めたいので提案するものであります。

議案第5号は、利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例で、新型インフルエンザ 等対策特別措置法の改正により、新型コロナウイルス感染症の定義が改めたことに伴い、 本条例における定義を改めたいので提案するものであります。

議案第6号は、利根町介護保険条例の一部を改正する条例で、第8期介護保険事業計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの介護保険料率の規定を改め、また、介護保険 法施行令が一部改正されたことに伴い、町においても普通徴収の特例の規定を改めたいので提案するものであります。

議案第7号は、利根町在宅母子福祉手当支給に関する条例を廃止する条例で、児童扶養 手当の支給対象とならない経済的支援が必要な方を救済するため、町独自の支援を行って きたが、児童扶養手当法の改正及び他制度の改正により補完できるようになったことから、 条例を廃止したいので提案するものであります。

議案第8号は、令和2年度利根町一般会計補正予算(第13号)で、歳入歳出それぞれ2億6,621万円を減額し、総額を83億9,331万1,000円とするものであります。

議案第9号は,令和2年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)で,事業勘定については,歳入歳出1億3,641万4,000円を減額し,総額を20億6,471万9,000円に,また,直営診療施設勘定については,歳入歳出それぞれ279万7,000円を減額し,総額を1億5,439万7,000円とするものであります。

議案第10号は、令和2年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)で、歳入歳出それぞれ1,782万8,000円を減額し、総額を3億1,377万2,000円とするものであります。

議案第11号は、令和2年度利根町営霊園事業特別会計補正予算(第3号)で、歳入歳出 それぞれ245万4,000円を追加し、総額を1,122万8,000円とするものであります。

議案第12号は、令和2年度利根町介護保険特別会計補正予算(第4号)で、歳入歳出そ

れぞれ265万9,000円を減額し、総額を15億5,218万7,000円とするものであります。

議案第13号は、令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)で、歳入歳出それぞれ200万6,000円を減額し、総額を5億2,869万2,000円とするものであります。

議案第14号は、利根町教育委員会教育長の任命についてで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得るため提案するものでございます。

議案第15号は、利根緑地公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定についてで、利根緑地運動公園ゴルフ練習場管理条例第3条の規定により、指定管理者による管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

議案第16号は、龍ケ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてで、龍ケ崎市と締結している公の施設相互利用に関する協定書における相互に利用できる施設のうち、龍ケ崎市の施設において、龍ケ崎市北文間運動広場の追加を行うため、地方自治法第244の3第3項の規定により提案するものであります。

議案第17号は、令和3年度利根町一般会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ57億1,436万6,000円とするもので、対前年比では3億2,172万8,000円の減、率にして5.3%の減となります。

議案第18号は、令和3年度利根町国民健康保険特別会計予算で、事業勘定については、総額を歳入歳出それぞれ20億9,058万8,000円とするもので、対前年度比9,824万2,000円の減、率にして4.5%の減となります。また、直営診療施設勘定については、総額を歳入歳出それぞれ1億3,286万2,000円とするもので、対前年度比1,475万円の減、率にして10%の減となります。

議案第19号は、令和3年度利根町公共下水道事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ2億9,430万9,000円とするもので、対前年度比2,751万3,000円の減、率にして8.5%の減となります。

議案第20号は、令和3年度利根町営霊園事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ 716万5,000円とするもので、対前年度比15万3,000円の増、率にして2.2%の増となります。

議案第21号は、令和3年度利根町介護保険特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ14億8,352万6,000円とするものでございます。対前年度比846万円の増、率にして0.6%の増となります。

議案第22号は、令和3年度利根町介護サービス事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ1,274万2,000円とするもので、対前年度比60万2,000円の増、率にして5%の増となります。

議案第23号は、令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ5億3,864万2,000円とするもので、対前年度比4,206万8,000円の増、率にして8.5%の増となります。

以上,提出議案の概要について御説明いたしましたが,詳細についてはそれぞれの担当 課長から説明させたいと思いますので,お手元の議案書などにより御審議の上,適切なる 議決を賜りますよう,よろしくお願いを申し上げます。

○議長(船川京子君) 施政方針及び議案の総括説明が終わりました。

次に、日程に入る前に代表質問について申し上げます。

この代表質問は、会議規則第61条の2の規定により、会派を代表する議員が町長の市政 方針及び所信表明に対し質問できるとされております。

○議長(船川京子君) それでは、日程第3、代表質問を行います。

会派令和デモクラシー, 代表者山﨑誠一郎議員。

[2番山﨑誠一郎君登壇]

〇2番(山崎誠一郎君) 会派令和デモクラシーの山﨑誠一郎でございます。まず初めに、今この時間におきましても、コロナ対策に必死に御対応いただいている医療関係者の皆様に心からの敬意と感謝を申し上げます。ワクチンの接種が始まりました。一刻も早い終息を願うものであります。

本日は、利根町議会に初めて会派を結成したことによる利根町議会始まって以来の、30分という時間でありますが、代表質問の栄誉を賜り、誠に感謝を申し上げます。さらに、今回の定例議会において、利根町議会長年の悲願でありました議会のライブ中継が実現し、その最初の代表質問の栄誉にも感謝するものであります。

なお,本日は,足元の悪い中,お忙しい中,傍聴においでいただいた町民の皆様に心より感謝を申し上げます。

それでは、まず初めに、今回提出された令和3年度一般会計予算について御質問いたします。

コロナ禍による税収の減収が予想される中での厳しい編成であったかと思います。その中で、先ほどの町長の概要説明において、財政規律の堅持、基本計画に関連する事業、利根町の付加価値を高め、将来の発展、税収増に寄与する可能性のある政策への重点投資、また、費用対効果の高い予算編成、事業効果や効率性をより高めることを基本とした策定方針、策定編成と理解いたしました。

また、町長の就任時の公約であり、就任後もしっかりと取り組まれている利根町を子供教育の先進町に、免許証を返納しても安心の町、御高齢の方の足の確保、住民自治基本条例、対話型行政の推進、地産地消、販路拡大での産業の活性化、地域に優しい防災対策という5本柱の公約も継続されていることを確認いたしました。

また、令和3年度からは、防災危機管理課やまち未来創造課が新設され、新たな風が吹き、住みやすい町になることに町民の期待も高まっております。

また、生涯学習センターでの住民票などの発行は既に2月から開始されておりますが、

このほかおくやみ窓口を設置されるなど、年を増すごとに住民サービスが確実にアップされていることを感じているところでございます。

そこででありますが、我々令和デモクラシーは、去る1月28日に、佐々木町長宛てに令和3年度予算への重点配分と事業執行についてといたしまして、次の6項目から成る要望書を提出いたしました。

まず,1項目めとしまして,コロナ対策におけるワクチン接種の円滑な実施,2項目めとしまして,安心安全を目的とした町道等の排水,舗装修繕の実施,3項目めとしまして,小学校統合を目的とした必要な修繕,工事等の実施及び環境の充実,4項目めは,利根南部地区及び西部地区の円滑な基盤整備事業の実施,5項目めは,空き店舗等を利用した商店街再生事業の実施,そして6項目めでございますが,コロナ対策を講じた防災対策の強化及び自主防災組織の育成強化でございます。

これらにつきましては、予算書及び先ほどの町長の総括説明のとおり予算化され、概要も理解いたしましたので、ここでの質問では、1項目めのワクチン接種に当たっての事務等の体制は整っているのか。次に、5項目めの空き店舗利用による商店街再生の展望、そして、6項目めの防災に関して新たな取組はあるのかの3点についてお伺いいたします。

○議長(船川京子君) 質問に対する答弁を求めます。

佐々木喜章町長。

[町長佐々木喜章君登壇]

〇町長(佐々木喜章君) それでは、令和デモクラシー山﨑議員の会派代表質問にお答えをいたします。

一つ目のワクチン接種に当たっての事務等の体制についてですが、ワクチン接種を円滑に進めるため、主管課である保健福祉センターを軸に各課協力の下、大枠の接種体制を組み立てることができている状況でございます。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、医療機関での個別接種のほか、 町が設置運営する集団接種等により進められるため、昨日より保健福祉センターに再任用 職員を2名配置し、ワクチンが供給され次第、迅速かつ的確に実施できるよう、さらなる 体制強化を図っております。

次に、空き店舗利用による商店街再生の展望についてですが、空き店舗の増加は、地域 経済の衰退だけではなく、町のイメージ低下にもつながります。空き店舗を有効活用し、 新しい創業者、起業家を呼び込むことは、商店街だけではなく町全体の活性化にもつなが っていくと考えております。

先日、商工会と町で町内にある空き店舗の状況と所有者に対する意向調査を行った結果、空き店舗については、今後も利用する予定がないとの回答が多くを占め、それらの所有者は売却や賃借を含め利活用したい意思はあるが相手先が見つからない、老朽化で修繕が必要なので放置していると回答されています。このような状況を踏まえ、利根町の空き店舗

の利活用については、空き店舗バンクの創設など、所有者と新規起業家がマッチングできる仕組みづくりが必要であると考えます。

具体的な施策といたしましては、町内にある空き店舗を町が借り上げてチャレンジショップとして貸し出し、試験的に出店できる場を提供するとともに、持続可能な経営等に関する知識を習得していただくため創業塾を開催するなど、ハード、ソフト両面での創業支援を行っていく予定でございます。

今後は、各店舗の魅力の再構築を含め、若者や起業家にとって魅力ある町になり、足を 運びたくなる商店街になるためにはどうしたらよいのかを、若者会議とねまち未来ラボな どの意見も取り入れながら明確にしていきたいと考えております。

最後に、防災に関しての新たな取組についてですが、まず1点目に、大規模水害時における広域避難でございます。

平成31年3月に制定された稲敷広域消防本部圏内市町村広域避難計画に基づく牛久市への避難について具体化するために、去る2月18日に、牛久市の根本市長と大規模水害時における広域避難に関する覚書を締結しました。この覚書は、利根町民の避難先として、牛久市内の学校施設、ここを開放していただき、その避難所に速やかに避難できるよう、両市町においての連絡体制を明確にするものであります。

開放していただく学校施設については、本年6月に各地区の区長にお声かけをし、町で バスを御用意し、施設を見学していただくとともに、施設への避難ルートを確認していた だきたいと考えております。

2点目は防災訓練でございます。

今年度は、7月に、職員による新型コロナウイルス感染防止対策を講じた避難所設営訓練を実施しましたが、感染症対策を含め多様化する災害にスムーズに対応できるよう継続して訓練を実施いたします。

また、防災の基本理念でもあります自助、共助、公助の協力体制を確立し、地域防災力の向上を図るために、利根町防災士連絡会のスキルも活用させていただき、11月に、町と自主防災組織の連携による防災訓練も実施したいと考えております。

3点目が、新型コロナウイルス感染症対策のための分散避難を想定した施設等整備補助金でございます。今年度、各地区の集会施設を避難所として使用していただくために、補助金により、各集会施設の改修や機能強化、備品や備蓄品の購入などの事業を実施していただいております。事業実施に際し、申請手続など区長の皆様方には御尽力を賜り、この場をおかりして心より感謝を申し上げます。

各地区の集会施設については、コロナ禍の分散避難所として利用していただくことはも とより、台風の接近により、お独り暮らしの方など、不安解消につながるための一時的な 避難場所として有効に御活用できればと考えております。

最後に、4点目となりますが、行政アプリの導入でございます。

行政アプリにつきましては、町民の皆様への防災、災害情報の情報伝達手段として、本年4月をめどに運用を開始いたします。このアプリは、有事の際に避難情報の発令や避難所の開設場所等をリアルタイムで配信することができ、また、防災行政無線の放送内容を補完できるものとなることから、情報伝達手段の一つとして確立していきたいと考えております。

運用開始後は、アプリの周知及び普及を図るために、「広報とね」を通じてインストールの方法や機能を御紹介するほか、アプリの操作方法等について、講習会や出前講座を開催していきたいと考えております。

- 〇議長(船川京子君) 山﨑議員。
- ○2番(山﨑誠一郎君) ありがとうございます。

まずは、今は新型コロナワクチンの接種に全力を傾けると、そして次に、並行してですが、住みやすいまちづくり、それと安心安全のまちづくりに努めるということを、今、町 長の答弁で確認させてもらっています。

我々、令和デモクラシーも、そして議員も、町の発展のため、住みやすいまちづくり、 安心安全のために一緒に行動してまいる覚悟でおりますので、一緒に頑張ってきたいとい う思いを今ここで申し述べさせていただきます。

それでは次に、質問に移らせてもらいます。

本年7月に迫りました利根町長選挙について御質問いたします。

佐々木町長は、平成29年7月に3回目の挑戦で利根町長に就任されました。就任後は、 就任前に秘めていた、町長への手紙、町政懇談会等々の政策を間髪入れず、矢継ぎ早に実 施されました。そして公約である5本柱では、まず一つ目の子供教育について、英語教室 開講等を実施し、教育環境として空調及び冷暖房の整備を実施しました。

二つ目の福祉関係では、免許証を返納しても安心の町、御高齢の方の足の確保として、 免許証を返納した方へのバス、タクシー券の交付、買物弱者の方に対する移動販売事業の 実施や福祉バスの運行方法や本数の見直しを実施しております。

三つ目では、ガラス張りの行政で、住民の公平性を目的とした住民自治基本条例策定事業、対話型行政の推進として、町政懇談会やランチミーティング、及び出前講座等の開催により町民の皆様の身近な意見等の拝聴を実施しております。

四つ目としましては、農業支援としまして、学校給食の利根町産の米、野菜の使用、役場内などでの利根町産の販売を定期的に実施しております。公約以外としては、まさに今進行中でありますコロナ対策に全力で取り組んでおります。

利根町は、茨城県内で最初に利根町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、直ち に職員自らが、コロナ対応のチラシのポスティング、そしてマスクの配付等を昨年行い、 素早い対応を実施しました。

また、一律10万円の特別定額給付金の支給も県内最速最高の給付率を上げるなど、これ

またスピーディーな対応を実施し、結果を残しました。

昨年7月26日に、町内において新型コロナウイルスの初めての陽性者の方が確認されましたが、佐々木町長は速やかに関係各課長に指示を出し、新型コロナウイルスの感染症防止に全力で対応されているのを確認しております。

次に、防災対策でございますが、避難所の案内板設置、避難所に無線Wi-Fiを整備いたしました。また、自主防災組織の育成強化、防災訓練の実施、防災手引の全戸配備、稲敷地方広域市町村圏内における広域避難計画に基づき、避難先となる牛久市との覚書を締結するなど、全力で防災対策に取り組んでおります。一昨年の台風災害でも、県内の自治体に先駆けて災害対策本部を設置し、避難所を開設しております。

また、公約以外でございますが、茨城県への要望事業としまして、20年以上も要望しても進展しなかった羽根野台から早尾台、そしてもえぎ野台地区を結ぶ町道103号線延伸事業を大井川知事就任後直ちに陳情し、県の予算での実施にこぎつけております。ほかにも新利根川の改修工事、取手東線バイパス整備事業にも取り組んでおります。

また、緊急車両の通行できない道路の拡幅工事や危険箇所等の安全対策も実施しております。公共交通対策として、大利根交通バスのもえぎ野台団地内の停留所の増設、ルートの拡大そして増便にもつなげております。

次に、スーパーヤオコー閉店に伴う買物弱者対策として、町としてできる限りの対策を講じ、後継店としてスーパーカスミの誘致にこぎつけております。ほかにも、ふるさと納税において、佐々木町長就任前の平成28年度のふるさと納税は179万円でありました。しかし、町長就任後、今回の2月末において既に1、800万円という約10倍以上のアップの結果を残しております。茨城県内において、金額的にはもっと大きな自治体もありますが、この4年間の伸び率は、間違いなく県内最上位に位置するものと思っております。

町長自らふるさと納税の返礼品の開発に努め、東京箱崎での米の販売、上野駅構内のコンコースでのブースを確保しての利根町産の展示販売、成田空港近くでの空市、一昨年の国体ウオーキングにおける物産品のアピール、そして都営浅草線での利根町の紹介など、今までの利根町では実施していなかった積極的な取組により、利根町及び利根町産の物産のアピールを実施された結果で、このような伸び率を達成したと思っております。

佐々木町長は、この4年間において、今述べましたように、またそれ以外にも数々のすばらしい実績結果を残しました。政治は決断と実行、そして結果であります。そして、それを実現するには、町民の皆様との信頼が不可欠であります。町民の声を拝聴し、問題点等を探し出し、熟慮し、そして決断、実行し、それらを積み上げていくことが、町民の皆様との信頼を得ることであります。

利根町だけでは難しいことにも佐々木町長は、国、県、近隣自治体の首長と円滑な関係を構築しております。それにより若草大橋の平日の時間帯の無料化も進めております。そのような関係で、我々議員も近隣の議員とは、少数の議員を除いて円滑な関係を保ってお

ります。

本日は、初めてのライブ中継であり、町民の皆様、県内県外の皆様が見ておられます。 このライブ中継も佐々木町長の決断により実現したものであります。そして本日は、報道 関係の方々も御来場されております。佐々木町長には、どうかこの場におきまして、利根 町のリーダーとして引き続き利根町を前進させるべく、次の4年間への力強い決意の出馬 宣言を期待するものであります。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 佐々木町長。
- ○町長(佐々木喜章君) それではお答えいたします。

私は、平成29年7月の町長就任以来一貫して、「築こうあなたと 未来の利根町」を掲げ、全力で町政運営に当たってまいりました。私の住まいは利根町ですと誇りを持って答えられる町を、町民の皆様とともに築いていくという政治理念の下、町が抱える諸問題、諸課題を解決に向け、知恵を絞り、前例にとらわれることなく、スピード感を持って積極的に取り組んできたところでございます。

就任以来の取組と主な成果を,公約に掲げた五つの事業に沿って申し上げたいと思います。

まず,利根町を子供教育の先進町に,こちらにつきましては,教育行政の見直しとして, 義務教育学校の導入を検討した結果,まずは,小学校の統合が最優先課題であるとのこと から,教育委員会と連携して,令和5年4月の統合に向け,教育環境の向上に努めている ところでございます。

また,英語サポートの第一歩として,町内の小学生を対象とした英語教室を開催し,楽 しく英語を学ぶことができると,参加している子供たちからも好評を得ております。

次に、二つ目の公約である免許証を返納しても安心の町を、高齢者の足の確保、こちらにつきましては、免許証を返納しても買物や通院に困らないよう、高齢者運転免許証返納支援事業や、高齢者買い物支援事業、高齢者等買い物弱者移動販売事業、通称、移動販売福の助商店などの事業を実施し、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいりました。また、福祉バスの運行方法や本数の見直しを行い、利便性の向上に努めてまいりました。

次に、三つ目の公約である住民自治基本条例、対話型行政の推進、こちらにつきましては、これからの町政運営においては、町民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚した上で協力してまちづくりに取り組む、協働のまちづくりが重要であると私は考えております。 行政だけではなく町民の皆様にも、まちづくりの主体として積極的に参加していただき、ともに利根町をよりよい町にしていきたいという思いから、様々な施策を展開してまいりました。

協働のまちづくりを推進していくための第一歩である自治基本条例の策定については、

利根町自治基本条例検討委員会を設置し、委員一人一人から率直な御意見をいただき、学 識者の委員の方のお力をお借りしながら、一つ一つ条文の策定を進めているところでござ います。

また,新型コロナウイルス感染症の影響により昨年は中止となりましたが,町民の皆様 との対話を大切にし,町政に対する様々な御意見を直接伺いたい思いから,町政懇談会の 実施や,皆様の声を町政に反映させるべく,気軽に町政に参加していただける制度として, 町長への手紙を取り入れました。

次に、四つ目の公約である地産地消販路拡大で利根町の活性化、こちらにつきましては、町の農家の方々の販路拡大の支援として始めた新鮮野菜の直売会、学校給食にできるだけ地元の食材を使用するなどの取組を行ってまいりました。また、町内産米の販売、PRを積極的に行い、町の知名度向上と町内産米の販売促進に力を入れてまいりました。

五つ目の公約であります地域に優しい防災対策,こちらにつきましては,利根町緊急車両道路拡幅整備に関する基準を定める要綱を制定し,緊急車両の通行できない道路の拡幅工事を進めております。また,地域の自主防災組織の育成強化や近隣自治体との連携を図り,町民の皆様の安心安全の確保に努めてまいりました。

これら公約以外にも、公共交通対策、移住定住促進、子育て支援策などの町が抱える課題の解決に向け、一歩ずつ着実に進めてきたところです。4月からは、防災危機管理課とまち未来創造課を新設します。防災危機管理課は、町民の皆様が安心して暮らせるよう、防災力の向上を目指し、総務課から独立させます。まち未来創造課は、商業、観光、都市計画など、ソフト、ハードの両面からまちづくりの実践部隊として活動してまいります。

私は就任以来、このように様々なことに取り組んできました。利根町も変わってきたねという声もあちこちで聞かれるようになりました。変わり始めたこの利根町を後戻りさせることなく、明るい未来へと前進させることが私の使命であり義務であると今も強く感じております。よって、私はこの利根町の未来を町民の皆様とともに築き上げていくことを決意し、次期利根町長選挙へ出馬することをここに表明いたします。

○議長(船川京子君) 代表質問が終わりました。

暫時休憩とします。再開を11時30分とします。

午前11時03分休憩

午前11時30分開議

○議長(船川京子君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〇議長(船川京子君) 日程第4,議案第2号 利根町空家等の適正管理に関する条例から,日程第9,議案第7号 利根町在宅母子福祉手当支給に関する条例を廃止する条例までの6件を一括議題とし,補足説明を求めます。

まず、議案第2号について、中村環境対策課長。

〔環境対策課長中村寬之君登壇〕

○環境対策課長(中村寛之君) それでは、議案第2号 利根町空家等の適正管理に関する条例につきまして、補足して御説明申し上げます。

初めに、この条例を提案することに至った経緯を申し上げますと、空家等対策の推進に 関する特別措置法により空き家等対策を推進しておりますが、特定空き家等に認定した場合においても適正な管理を行うよう、助言または指導、勧告、命令、行政代執行と順を追って対策を講じるようになりますので、自然災害等により空き家等の倒壊や建築材の飛散等のおそれがある場合等の危険な状態を緊急に回避するために、必要最小限の措置を講ずることが必要と考えます。

また、この条例の上程に当たりましては、令和2年11月30日に、利根町空家等対策協議会において協議をしていただいております。そのほか、令和2年11月12日から12月11日までパブリックコメントを実施し、4名の方から38件の意見をいただき、一部修正等を行っております。

このようなことから、議案書5ページの提案理由でございますが、空家等対策の推進に 関する特別措置法に基づき、空家等の適正管理に必要な事項を定めるため条例を制定した いので提案するものでございます。

それでは、今回提案いたしました条例につきまして御説明させていただきます。

議案書1ページをお願いいたします。

第1条の趣旨でございますが、この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、町民の良好な生活環境を保全するため、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を 定めるものです。

第2条は、この条例に用いられる用語の定義を定めております。

第3条は,所有者等の責務について定めております。

第4条は、町の責務について定めております。

第5条は、情報の提供についてで、町民等は、適正な管理が行われていない空き家等が あると認めるときは、町に当該空き家等の情報を提供することができると定めております。

第6条は、空き家等の調査についてで、第5条の規定による情報提供があったとき、その他適正な管理が行われていない空き家等があると認めるときは調査を行うことができると定めております。

第7条は、特定空き家等の認定についてで、第1項は、調査結果を踏まえ総合的に判断 し、特定空き家等の認定するものとすると定めております。

第2項では、前項の規定による特定空き家等の認定をしようとするときは、あらかじめ 第10条に規定する利根町空家等対策協議会の意見を聞くものとすると定めております。

第8条は、緊急安全措置についてで、第1項は、適正な管理が行われない空き家等が危

険な状態であり、かつ、これを放置することにより、人の生命、身体または財産に危害を 及ぼすおそれがあると認めるときは、危険な状態を緊急に回避するために必要最小限の措 置を講ずることができると定めております。

第2項では、前項に規定する緊急安全措置を講ずるときは、当該所有者等の同意を得る ものとする。ただし、所有者等が判明しないとき、または所有者等の居どころが不明なと きはその限りでないと定めております。

第3項では、緊急安全措置に要した費用を当該空き家等の所有者等から徴収するものと し、所有者等はこれに応じなければならない、当該措置を講じた後に所有者等が判明した ときも同様とすると定めております。

第9条は、関係機関との連携についてで、空き家対策に関し必要があると認めたときは 警察その他関係機関に対し、空き家等の適正な管理が行われていない状態の改善に必要な 協力を要請することができると定めております。

第10条から第20条までにつきましては、利根町空家等対策協議会条例を組み入れております。

議案書4ページをお願いします。

次に、附則についてですが、附則1は施行期日を定めており、公布の日から施行するものでございます。

附則2は,本条例の施行により,利根町空家等対策協議会条例を廃止するものでございます。

附則3は,経過措置についてで,この条例の施行の際,現に附則第2項の規定による廃止前の利根町空家等対策協議会条例第4条第2項の規定により,利根町空家等対策協議会の委員に委嘱または任命されている者は第11条第2項の規定により,利根町空家等対策協議会の委員に委嘱または任命されたものとみなす。この場合において,当該委員の任期は,旧協議会条例第4条第2項の規定により,利根町空家等対策協議会の委員に委嘱または任命された日から起算するものでございます。

説明は以上でございます。

〇議長(船川京子君) 次に、議案第3号について、青木学校教育課長。

〔学校教育課長青木正道君登壇〕

〇学校教育課長(青木正道君) それでは、議案第3号 利根町立学校設置条例の一部を 改正する条例につきまして、補足して御説明申し上げます。

この議案は、令和5年4月1日に、現在、町内にある小学校3校が1校に統合することに伴い、新小学校名の名称及び位置につきまして、また、現利根町立利根中学校の位置、番地表示の一部を改正するものでございます。

提案理由でございますが、裏面にありますとおり、適正規模の児童数を確保するととも に、学力の向上及び豊かな人間性の育成などを図るため、町内小学校3校を1校に統合し、 新しい小学校を設置したいので提案するものでございます。

お配りしております議案第3号,参考資料,利根町立学校設置基本条例の一部抜粋,A4判,横書きの資料を御覧ください。

表の見方でございますが,左側が現行,右側が改正案でございます。

まず、別表第1、括弧書きといたしまして第1条関係でございます。現行では、小学校の名称及び位置といたしまして、利根町立文小学校、位置が利根町大字下曽根254番地。 続きまして、利根町立文小学校、位置が利根町大字下曽根254番地。次に、利根町立布川小学校、利根町大字布川4、230番地、地番に3桁区切りのカンマ表示があるものでございます。次に、利根町立文間小学校、利根町大字大房228番地となっているものを、改正案といたしまして、小学校の名称を「利根町立利根小学校」に、位置といたしまして、利根町大字布川4230番地、地番に3桁区切りのカンマ表示なしにそれぞれ改めるものでございます。

また、別表第2、括弧書きの第2条関係でございますが、中学校の名称につきましては変更はございませんが、位置につきまして変更がございます。現行の横須賀1,277番地、地番に3桁区切りのカンマ表示ありを、改正案では、横須賀1277番地、地番に3桁区切りのカンマ表示なしに改めるものでございます。

附則といたしまして,この条例は令和5年4月1日から施行するとなってございます。 議案第3号の補足説明は以上でございます。

〇議長(船川京子君) 次に、議案第4号について、池田指導室長。

[指導室長池田 恭君登壇]

〇指導室長(池田 恭君) それでは、議案第4号 利根町いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例について、補足して御説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、いじめ防止等のための対策を、迅速に、そして実効的に推進するに当たり、いじめ問題調査委員会を、これまでの重大事態発生時ではなく常設化する必要があることから委員の任期等を改めたいので提案するものでございます。

詳細については、お配りしております別紙の議案第4号、参考資料の利根町いじめ問題 対策連絡協議会等条例、新旧対照表を基に説明をさせていただきます。

表の見方として、左側が現行で、右側が改正案となっております。

初めに目次です。

第2章, 利根町いじめ問題対策連絡協議会, 現行の「第2条から9条」を「第2条から10条」に, 第3章, 利根町いじめ問題調査委員会, 現行の「第10条から18条」を「第11条から第20条」に, 第4章, 利根町いじめ問題検証委員会, 現行の「第19条から22条」を「第21条から第25条」に改めます。

次に、現行の「第4条第3項任期」を削除し、改正案に「任期第5条」を加えます。そのため、改正案は、第6条から第13条まで一つ繰り上がります。現行の第8条が第9条に

繰り上がるとともに, 課名の変更のため「教育委員会指導室」を「教育委員会指導課」に 改めます。

次に、現行の「設置第10条」を「第11条」に一つ繰り上げ、現行の第10条法第28条法第14条第3項及び第28条に改めます。また、重大事態、以下重大事態という、が発生した場合の調査等を行うためは削除いたします。これは、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定であります、いじめ問題連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な機関を置くことができるとなっております。これが常設の調査委員会の設置の基になるからです。

続いて、現行の所掌事務「第11条」を「第12条」に改め、第11条の当該重大事態を削除 し、新たに第12条1号に法第28条第1項に規定する重大事態と改めます。これは重大事態 の定義を明確にして、重大事態発生の未然防止に向け、適切に対応するためのものです。 続いて、「第12条」を「第13条」に改めます。

次に、改正案に任期第14条、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし欠員が生じた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とするを加えます。調査委員会の任期は、現行の12条第3項に、委員は諮問にかかる重大事項の調査審議が終了したときは解職されるものとするとなっておりましたが、常設の調査委員会となりますので、改正案第14条では任期を設けております。

続いて、現行の「第13条から18条」を「第15条から18条」に改めました。現行の「第17条の教育委員会指導室」を「第19条教育委員会指導課」に改めます。

続いて、現行「第18条」を「第20条」に改めます。改正案第21条からは、第4章、利根町いじめ問題検証委員会の条文となります。現行第19条法第30号第2項を削除し、第21条に町長は必要があると認めるときは法第30条第2項を加えます。

次に、改正案任期第23条、委員の任期は、委嘱の日から諮問にかかる重大事態の調査結果の検証等を終了したときまでとするを加えました。これは、現行の検証委員会の委員の任期は、調査委員会の任期を準用しておりましたが、今回、調査委員会の任期が2年と改めたため、検証委員会に新たに任期を設けております。

次に、現行「21条」を「24条」に改めました。現行の第22条を25条に、調査委員会の組織等の規定の準用、現行の第12条から第16条まで及び第18条第13条、第15条から第18条まで及び第20条と改め、第13条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項及び第2項並びに第20条の中に「調査委員会」とあるものは「検証委員会」と読み替えるものとしました。「教育委員会」とあるものは「町長」と読み替えるものといたしました。

また、附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行するとしております。 以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(船川京子君) 次に、議案第5号について、直江保険年金課長。

[保険年金課長兼国保診療所事務長直江弘樹君登壇]

〇保険年金課長兼国保診療所事務長(直江弘樹君) それでは、議案第5号 利根町国民 健康保険条例の一部を改正する条例について、補足して御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にありますように、新型インフルエンザ等特別対 策措置法の改正により、新型コロナウイルス感染症の定義が改められたことに伴い、同様 に本条例における定義を改めたいので提案するものでございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりまして御説明申し 上げます。

附則第3項の中の下線の部分が,修正箇所でございます。

新型インフルエンザ等特別措置法,平成24年法律第31号附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症を,新型コロナウイルス感染症,病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス,令和2年1月に,中華人民共和国から世界保健機関に対して,人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る,である感染症を言う。以下,同じに改めるものでございます。

附則といたしましては,この条例は,公布の日から施行するものでございます。 説明は以上です。

○議長(船川京子君) 次に、議案第6号について、蜂谷福祉課長。

[福祉課長蜂谷忠義君登壇]

○福祉課長(蜂谷忠義君) それでは、議案第6号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例について、補足して御説明いたします。

今回の条例の提案理由ですが、第8期介護保険事業計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの介護保険料率の規定を改め、また、介護保険法施行令が一部改正されたことに伴い、町においても普通徴収の特例の規定を改めたいので提案するものです。

初めに、今回、第8期の介護保険料の算定結果について説明をいたします。

介護保険料は、介護保険法第129条第3項の規定により、市町村介護保険計画に定める 介護給付費等の対象サービスの見込み量等に基づいて算定し、保険給付に要する費用など の予定額に照らし、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができなければならないと され、厚生労働省が運営する地域包括ケア、見える化システムを基に県と協議を重ね、第 1号被保険者の介護保険料を算定するものでございます。

なお,この算定結果につきましては,令和3年2月18日に開催しました利根町高齢者保 健福祉介護保険運営協議会において承認されております。

それでは、詳細を、参考資料2の1ページにより御説明いたします。

第8期の保険料基準月額を算定するに当たりまして、令和3年度から令和5年度の給付費等総額、こちらA欄は、本計画期間3年間の給付費等総額で47億2,636万3,000円を見込んでおります。こちらの対象サービスの見込みについては、その後ろの3ページ以降に記

載してございます。

なお,8期の給付費等総額につきましては,前期と比較しますと,前期の平成30年度から令和2年度の3年間の給付費等総額の給付は40億9,540万1,000円を見込んでおり,3年間の給付費として6億3,096万2,000円の増,率として15.4%の増となっております。

次に、介護保険の給付費を補う財源のうち、第1号被保険者負担額等についてですが、第1号被保険者負担分相当額D欄が、給付費等総額の23%で10億8,706万3,000円、調整交付金E、F欄が保険料基準の格差を是正するもので2億4,217万6,000円。準備基金取崩し額H欄が、こちらは平成30年度から令和2年度までに積み立てた準備金が1億500万円ありますので、それを取り崩すもので9,410万2,000円。保険者機能強化推進交付金等I欄が、令和2年度の実績を勘案して推計したもので1,593万3,000円となります。

これらより算定しますと、第8期間中の第1号被保険者の保険料収納必要額J欄が11億9,742万6,000円となります。この保険料収納必要額に予定保険料収納率K欄の98%を除して、予定保険料収納額L欄として12億2,186万3,000円を算出してございます。

第1号被保険者の保険料基準月額につきましては、予定保険料収納額の12億2,186万3,000円を、所得段階別加入割合補正後被保険者数M欄の2万1,897人、こちらは3年間の第1号被保険者数の累計人数となります。それで除して算出することになります。これにより、第8期計画の一月当たりの第1号被保険者基準保険料は、前期と同額の4,650円、年額換算で5万5,800円となります。

2ページをお願いいたします。

こちらは第8期所得段階別保険料でございますが、こちらは国の介護保険料段階区分対象者の基準の一部改正があり、段階区分7段階から9段階において、対象者の収入が変更となりました。

変更の内容は,第7段階において,町民税,本人課税の方で,前年の合計所得額が120万円以上200万円未満の方が120万円以上210万円未満の方に,第8段階において200万円以上300万円未満の方が210万円以上320万円未満の方に,第9段階において300万円以上の方が320万円以上の方と変更になりました。

なお,第8期計画の介護保険料基準額年額は,前期と同じで,第5段階の5万5,800円, 所得段階も9段階とし,各所得段階の年額保険料の変更はございません。

それでは、今回の条例の一部改正について、参考資料1の新旧対照表により御説明申し上げます。

第2条は,第1号被保険者の保険料率を規定しており,今回の改正は,先ほど御説明しましたとおり,第8期においては,介護保険料及び所得段階の変更はいたしませんので,介護保険料率を第8期介護保険事業計画の期間に改めるものです。

第2条の改正内容は、第1項において、現行の第7期計画期間である平成30年度から令和2年度までを、第8期計画期間である令和3年度から令和5年度までと改めるものでご

ざいます。第2項についても前項と同様の改正となり、令和2年度を令和3年度から令和5年度までと改めるものでございます。

次に、第5条は、普通徴収の特例として、1期、2期分は暫定賦課として前年度の保険料の額を参考に徴収できることを規定しているものです。今回の改正は、令和2年度税制改正において低未利用地の活用を促進するため、税法上の特別控除として、低未利用地土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円の控除が可能となったことにより、合計所得金額の規定を改めるものです。

第5条の改正内容は,第1項において,地方税法,昭和25年法律第226号,第292条第1項第13号に規定するを削除し,合計所得額の後に,地方税法,昭和25年法律第226号,第292条第1項第13号に規定する合計所得金額,租税特別措置法,昭和32年法律第26号,第33条の4第1項もしくは第2項,第34条第1項,第34条の2第1項,第34条の3第1項,第35条第1項,第35条の2第1項,第35条の3第1項または第36条の規定の適用がある場合には,当該合計所得金額から例第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除した額とし,当該合計所得金額がゼロを下回る場合にはゼロとするに改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。 説明は以上でございます。

○議長(船川京子君) 暫時休憩とします。再開を13時30分とします。

午後零時02分休憩

午後1時30分開議

○議長(船川京子君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第7号について, 花嶋子育て支援課長。

〔子育て支援課長花嶋みゆき君登壇〕

〇子育て支援課長(花嶋みゆき君) それでは、議案第7号 利根町在宅母子福祉手当支 給に関する条例を廃止する条例につきまして、補足して御説明申し上げます。

この条例の提案理由としましては、児童扶養手当の支給対象とならない経済的支援が必要な方を救済するため条例を制定し、町独自の支援を行ってまいりましたが、児童扶養手当法の改正及び里親制度の改正により補完できるようになったことから条例を廃止したいので提案するものでございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料により御説明申し上げます。

利根町在宅母子福祉手当支給に関する条例は、昭和56年3月18日制定、同年4月1日に施行された町独自の条例です。国の制度では、児童扶養手当法により、独り親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子供の福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当が支給されておりますが、養育者が児童扶養手当の支給要件に当てはまらないため手当を受給できないが、経済的な支援が必要な方を支援する目的で町独自に条例を制定し、利根

町在宅母子福祉手当を支給しておりました。児童扶養手当の対象とならないため,在宅母 子福祉手当の支給対象となる場合として次の三つのケースがございます。

一つ目は、参考資料の①、児童扶養手当の請求期限切れにより手当の受給資格を喪失した場合です。一例としましては、夫と離婚してから児童扶養手当を請求せずに働きながら生活してきた方が途中で失業したため認定請求をしたところ、支給要件に該当するに至った日から5年を経過した場合は、経済的に困窮している場合でも手当の支給対象にはなりませんでした。こちらが右の欄にもありますとおり、国において見直しが行われ、児童扶養手当法の改正により、平成15年4月1日から請求期限が撤廃され、5年を過ぎても請求できるようになりました。

二つ目は、公的年金受給者のうち年金受給額が月額に換算して児童扶養手当額に満たないほど少額の場合です。国では、保護者が公的年金を受給している場合は、所得補償の二重給付は認められないとされ、年金受給額がどんなに少額であっても児童扶養手当は支給されませんでしたが、こちらにつきましても、平成26年12月分から年金額が児童扶養手当額より低額の場合は、差額分が支給されるようになりました。

三つ目は、公的年金受給者のうち障害により働くことが困難なため年金以外の収入が得られない、または低所得である障害基礎年金等の受給者の場合です。これまでは、障害基礎年金の本体部分と子供の加算部分を合計した金額と児童扶養手当の額を比較して、年金額のほうが低い額の場合にのみ差額が支給されていました。

こちらは、保護者本人の障害による年金の受給であることから、就労が難しい保護者に とっては厳しい経済状態に置かれていましたが、令和3年3月分の手当より年金の本体部 分を除いた子供の加算部分のみの金額と児童扶養手当の金額の比較に変更され、その差額 分が支給されるように改正されました。

さらに、児童扶養手当の改正以外の制度の充実として、里親制度の改正により親族里親が平成14年10月に創設され、児童の両親等が死亡や行方不明、疾病などにより養育ができない場合で、祖父母など児童から3親等以内の親族がその児童の養育を希望する場合、管轄する児童相談所において親族里親の認定を受ければ、児童にかかる費用として食費や被服費などの一般生活費などが受給できるようになりました。

これは本来、親族である直系血族等には子供を扶養する義務があります。しかしながら、扶養義務がある場合であっても、親族がその児童を扶養することによって経済的に困窮してしまうなど、結果として施設への入所措置を余儀なくされてしまうような場合には、親族里親の制度を活用し、児童の一般生活費等を受給することにより、児童を施設に入所させるよりも祖父母等により家庭的な環境の中で養育することができるようになりました。

以上のことから,在宅母子福祉手当で支援していた部分が補完されたため,この手当の 必要性がなくなったと判断し,条例を廃止しようとするものです。

附則として, この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(船川京子君) 説明が終わりました。

議案第2号から議案第7号までの6件は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、3 月17日に、質疑、討論、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(船川京子君) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

〇議長(船川京子君) 日程第10,議案第8号 令和2年度利根町一般会計補正予算(第13号)から,日程第15,議案第13号 令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)までの6件を一括議題とし,補足説明を求めます。

まず、議案第8号について、大越財政課長。

[財政課長大越達也君登壇]

○財政課長(大越達也君) 議案第8号 令和2年度利根町一般会計補正予算(第13号) につきまして、補足して御説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

第2表,継続費補正でございます。

款7土木費,項4都市計画費,事業名が大平地区計画策定業務委託は,令和2年度と令和3年度の事業費の年額割を記載のとおり変更するものでございます。

次に, 第3表, 繰越明許費でございます。

款5農林水産業費,項1農業費,事業名が利根北部地区基盤整備事業負担金は1,183万3,000円の計上で,4期地区の排水工事の遅延により,創設換地により取得予定であった 笠脱沼周辺の整地工事にも遅れが生じているため,協定書の締結ができないため繰り越す ものでございます。

次に、款6商工費、項3商工費、事業名が新型コロナウイルス感染症対策事業者支援事業は350万円の計上で、県貸付金事業の中小企業事業継続応援貸付金負担金が申請期間延長となるため繰り越すものでございます。

次に、款7土木費、項2道路橋梁費、事業名が道路改良工事事業で6,497万6,000円の計上で、町道112号線道路用地購入と移転補償で補償物件の移転に日数を要しているため繰り越すものでございます。

第4表,地方債補正でございます。

1,変更でございますが、起債の目的で、避難所施設改修工事事業債で、令和 2 年度避難所等W i-F i 機器設置配線工事の事業費の確定によりまして、限度額を30万円減額し80万円とするものでございます。

次の過疎対策事業債は、限度額を4,740万円増額し4億5,400万円とするものでございます。詳細につきましては、歳入の22の町債で御説明いたします。

続きまして、2、廃止でございますが、道路整備事業債で過疎対策事業債の町道整備事業債に組み替えたためでございます。

続きまして, 歳入につきまして御説明申し上げます。

10ページをお開き願います。

款13分担金及び負担金,目1民生費負担金は72万7,000円を減額するもので,放課後児 童保育徴収金で,放課後児童クラブの利用者の減によるものでございます。

款14使用料及び手数料,目 5 教育使用料は243万8,000円を減額するもので,利根町文化センター柳田國男記念公苑生涯学習センター使用料で,新型コロナウイルスの感染拡大の影響により利用者の減によるものでございます。

款15国庫支出金,項1国庫負担金,目1民生費国庫負担金は2,397万2,000円を減額する もので,節1社会福祉費負担金は167万9,000円を増額するもので,障害者自立支援給付費 負担金で補装具の作成が必要となったためでございます。

節2児童福祉費負担金は1,795万3,000円を減額するもので、子どものための教育・保育給付費交付金で、当初の見込みより入所児童数が少なかったための減額と、子育てのための施設等利用給付交付金で預かり保育等の利用者の減によるものでございます。

節3国民健康保険事業費負担金は82万円を減額するもので、保険基盤安定負担金で、保 険料軽減対象者の減によるものでございます。

節 4 児童手当負担金は687万8,000円を減額するもので、当初の見込みより支給対象児童 数が少なかったことによるものでございます。

次に、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は1,341万4,000円を減額するもので、節1総務管理費補助金は78万円を減額するもので、社会資本整備総合交付金の定住促進助成分で申請件数が少なかったことによる減額と地方創生推進交付金で、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、イベント及び研修等が中止となったためでございます。

節3個人番号カード交付事務費補助金は117万8,000円を減額するもので、補助対象となる会計年度任用職員の勤務日数の減によるものでございます。

節8特別定額給付金事務費補助金は468万5,000円を減額するもので、事業の完了による ものでございます。

節9特別定額給付金事業費補助金は720万円を減額するもので、こちらも事業の完了に よるものでございます。

次のページで,節11マイナポイント事業費補助金は42万9,000円を増額するもので,補助対象となる会計年度任用職員に係る経費の5分の1相当でございます。

次に、目2民生費国庫補助金は591万4,000円を減額するもので、節1社会福祉費補助金は255万7,000円を減額するもので、地域生活支援事業補助金で、令和2年度の補助金の額の確定によるものでございます。

節2児童福祉費補助金は267万3,000円を減額するもので、子ども・子育て支援交付金で

保育所等補助金事業の補助要件を満たす園が少なかったためと、児童クラブの利用者数が 少なかったための減額でございます。

節3子育て世帯への臨時特別給付金事務費補助金は30万4,000円を減額するもので、事業の完了によるものでございます。

節4子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金は38万円を減額するもので、こちらも 事業の完了によるものでございます。

次に、目3衛生費国庫補助金は141万6,000円を減額するもので、節1保健衛生費補助金は30万7,000円を減額するもので、母子保健衛生費補助金で利用者の減によるものでございます。

節2環境衛生費補助金は108万2,000円を減額するもので、浄化槽設置整備事業費補助金で、申請件数が少なかったことによるものでございます。

節3廃棄物減量推進費補助金は2万7,000円を減額するもので、生ごみ処理機購入件数が少なかったことによるものでございます。

次に,目4土木費国庫補助金は546万7,000円を減額するもので,防災安全社会資本整備 交付金道路事業で,交付率の変更による減額,社会資本整備総合交付金,宅地耐震化推進 事業分で事業の完了による減額,道路メンテナンス事業補助金で事業の完了による減額で ございます。

次に、目5教育費国庫補助金は50万5,000円を減額するもので、節1小学校費補助金は、16万4,000円を減額するもので、特別支援教育就学奨励費補助金で支給対象者の減によるものでございます。

節2中学校費補助金は34万1,000円を減額するもので、特別支援教育就学奨励費補助金で、こちらも支給対象者の減によるものでございます。

款16県支出金,項1県負担金,目1民生費負担金は1,575万8,000円を減額するもので, 節1社会福祉費負担金は83万9,000円を増額するもので,障害者自立支援給付費負担金で 新たな補装具の作成が必要となったためでございます。

節2国民健康保険事業費負担金は292万6,000円を減額するもので、保険基盤安定負担金で、保険料軽減対象者の減によるものでございます。

節4児童福祉費負担金は1,206万7,000円を減額するもので、子どものための教育・保育給付費負担金で、新型コロナウイルス感染症の影響により公定価格が下がったことと、当初の見込みより入所児童数が少なかったための減額と、子育てのための施設等利用給付負担金で預かり保育等の利用者の減によるものでございます。

節 5 児童手当負担金は160万4,000円を減額するもので、当初の見込みより支給対象児童 数が少なかったことによるものでございます。

12ページをお開き願います。

次に、項2県補助金、目2民生費県補助金は1,680万7,000円を減額するもので、節1社

会福祉費補助金は137万4,000円を減額するもので、地域生活支援事業補助金で、令和2年度の補助金の確定によるものでございます。

節3医療福祉費補助金は500万円を減額するもので、小児医療給付費の減によるもので ございます。

節4児童福祉費補助金は1,043万3,000円を減額するもので、民間保育所等乳児等保育事業費補助金は、対象児童数の増により増額、子ども・子育て支援交付金は、保育所等補助金事業の補助要件を満たす園が少なかったためと児童クラブの利用者数が少なかったため減額、子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金は、入所児童が少なかったため減額、多子世帯保育料軽減事業費補助金は対象児童が少なかったため減額、保育対策総合支援事業費補助金は保育支援者の配置ができなかったための減額でございます。

次に,目3衛生費県補助金は270万5,000円を減額するもので,浄化槽設置整備事業費補助金で申請件数が少なかったことによるものでございます。

次に、目4農林水産業費県補助金は67万6,000円を減額するもので、節1農業委員会補助金で32万7,000円を増額するもので、農業委員会交付金で追加交付により増額、農地集積集約化対策推進交付金で事業の実績により減額、農地転用事務処理特例交付金は、茨城県市町村事務特例交付金として一括交付となるための減額でございます。

節2農業振興費補助金は150万円を減額するもので、農業次世代人材投資資金補助金で、 予定していた新規就農者が交付要件に該当しなかったことによるものでございます。

節3水田農業対策費補助金は51万7,000円を増額するもので、経営所得安定対策直接支払い推進事業費補助金で追加交付によるものでございます。

節4農地費補助金は2万円を減額するもので、多面的機能支払交付金で対象予定面積の減少によるものです。

次に,目5土木費補助金は36万5,000円を減額するもので,都市計画基礎調査交付金で, 事業の完了によるものでございます。

次に、項3県委託金、目4教育費県委託金は1万5,000円を減額するもので、学力向上 サポートプラン事業委託金で、サポーター1名の配置ができなかったためのものでござい ます。

款17財産収入,目2利子及び配当金は9,000円を減額するもので,新利根川治水対策整備基金利子で利子の確定によるものでございます。

13ページを御覧ください。

款18寄附金,目1一般寄附金は1万円を増額するもので,成人式典への寄附が寄せられたものでございます。

款19繰入金は,目1財政調整基金繰入金は1億4,635万8,000円を減額するもので,今回の補正予算の財源調整による余剰金を基金に繰り戻すものでございます。

目3茨城県利根浄化センター周辺地域生活環境整備基金繰入金は75万2,000円を減額す

るもので、利根浄化センター周辺工事費の確定によるものでございます。

次に、目7利根町防災基金繰入金は6万9,000円を増額するもので、指定避難所等Wi-Fi機器設置及び配線工事で起債対象外の庁舎の工事費の確定によるものでございます。款21諸収入、目3雑入は1,039万1,000円を減額するもので、節5学校給食費は1,031万7,000円を減額するもので、新型コロナウイルス感染拡大の影響により臨時休校となり、給食費を徴収しなかったことによるものでございます。

節6雑入は7万4,000円を減額するもので、利根町文化センター、生涯学習センター、 図書館で自動販売機が撤去されたため、設置料と電気料の減額、東京電力福島原子力発電 所の事故に伴う賠償金で7万7,000円の増額でございます。

款22町債,目3消防債は30万円を減額するもので,防災施設事業債で指定避難所等Wi-Fi機器設置及び配線工事費の確定によるものです。

次に、目4過疎対策事業債は、4,740万円を増額するもので、防災安全社会資本整備交付金事業で、事業の確定により570万円の増額、町道整備事業で起債協議二次分の追加により道路整備事業債からの組替えで5,070万円の増額、図書館整備事業で図書館LED照明化改修工事の事業費の確定により680万円の減額、道路メンテナンス事業で、橋梁修繕設計業務委託の終了により220万円の減額でございます。

次に,目7土木債は6,570万円を減額するもので,先ほど御説明しました過疎対策事業 債町道整備事業に組み替えたためでございます。

14ページをお開き願います。

続きまして、歳出でございますが、歳出補正のほとんどの増減につきましては、今年度 末までの事業費の確定分または確定が見込まれるもの、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け中止になった事業につきまして補正するものでございます。

なお、説明におきまして、節 2 給料、節 3 職員手当等、節 4 共済費の職員給与費につきましては、人事院勧告に伴う給与改定や中途退職、人事異動等に伴う各種手当認定及び取消しに伴う増減でございますので、それ以外の主なものにつきまして御説明申し上げます。

款 2 総務費, 目 4 会計管理費は30万6,000円を減額するもので, 出納事務費で研修に参加できなかったため旅費の減額, 公共料金明細事前通知サービスの運用の延期による役務費の減額, 研修に参加できなかったため研修負担金の減額でございます。

15ページを御覧ください。

次に、目5財産管理費は484万7,000円を減額するもので、庁舎管理で実績により光熱水費の減額、不足により通信運搬費の増額、事業費の確定による委託料の減額、次のページで、町有財産管理で、掛金の減による火災保険料、事業費の確定による委託料、工事請負費の減額、共用備品管理で会議等の減による燃料費の減額でございます。

次に、目6企画費は1,279万3,000円を減額するもので、ふれ愛タクシー運行事業で、利用者の減による減額、シティプロモーション事業でイベントや研修会の中止による減額、

住民自治基本条例策定事業で会議回数の減による減額、次のページで、出会い創出事業でイベントの中止による減額、特別定額給付金事業で事業の完了による減額でございます。

18ページをお開き願います。

次に、目7まちづくり推進事業は198万5,000円を減額するもので、定住促進事業で申請件数が少なかったための減額でございます。

次に、目8交通安全対策費は6万4,000円を減額するもので、交通安全対策推進費で各種行事の中止による交通安全指導隊への謝礼の減額でございます。

19ページを御覧ください。

次に、項3戸籍住民登録費は89万円を減額するもので、個人番号カード交付事業で、会計年度任用職員の勤務時間の減による減額でございます。

20ページをお開き願います。

款3民生費,目1社会福祉総務費は143万3,000円を増額するもので,地域生活支援事業で,報酬単価の改正に伴う障害者自立支援給付審査支払い等システム改修業務委託の増額,障害福祉サービス事業で,新たな補装具の作成による増額,障害者基本計画,障害者福祉計画策定事業で契約差金の減額,要約筆記地域講座事業で講座の中止による減額,次のページで,慰霊巡拝助成事業で参加者がいなかったための減額でございます。

次に、目2老人福祉費は112万7,000円を減額するもので、老人福祉週間記念事業で対象者の減による減額、単位老人クラブ助成事業で休会などによるクラブ数の減による減額、独り暮らし高齢者交流集い事業で事業の中止による減額でございます。

22ページをお開き願います。

次に、目3国民年金事務費は38万5,000円を増額するもので、国民年金事業で、令和元年度事業費の確定による年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金返還金の増額でございます。

次に,目5医療総務費は517万2,000円を減額するもので,国民健康保険特別会計繰出金で,保険基盤安定職員給与費,出産育児金の減による減額でございます。

次に、目6医療福祉費は900万円を減額するもので、医療福祉事業で小児医療給付費の 減による減額でございます。

23ページを御覧ください。

次に, 目 8 介護保険費は376万円を減額するもので, 介護事務費地域支援事業の減による減額でございます。

次に,目10保健福祉センター費は508万5,000円を減額するもので,高齢者福祉事業で,職員給与費を除き講座の中止による減額でございます。

次に、目11後期高齢者医療費は431万5,000円を減額するもので、次のページで、後期高齢者医療特別会計繰出金で、令和2年度後期高齢者医療療養給付費負担金概算額確定による減額でございます。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は379万4,000円を減額するもので、次のページで、要保護児童対策事業で、令和元年度の事業費の確定により過年度子ども・子育て支援交付金返還金が生じたための増額、子育て応援手当支給事業で転出及び非該当による減額、子ども・子育て支援事業で会議の開催がなかったための減額、妊娠、出産祝い品支給事業で出生数が少なかったための減額、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業で事業の完了による減額でございます。

26ページをお開き願います。

次に、目2児童措置費は6,595万1,000円を減額するもので、保育所委託料支給事業で、新型コロナウイルス感染症の影響により公定価格が下がったことと入所児童数が少なかったための減額、保育所等補助金事業で、民間保育所等乳児等保育事業費補助金で対象児童の増により増額となっておりますが、延長保育、一時預かり等の利用者の減、保育対策総合支援事業費補助金で保育支援者の配置ができなかったための減、令和元年度子ども・子育て支援交付金の事業費の確定による返還金で増額。

次のページで、児童手当交付事業で支給対象児童の減による減額、施設型給付費支給事業で、新型コロナウイルス感染症の影響により公定価格が下がったことと入所児童数が少なかったための減額、地域型保育給付費支給事業で入所児童数が少なかったための減額、多子世帯保育料軽減事業で対象児童数が少なかったための減額、病児保育事業で、令和元年度子ども・子育て支援交付金の事業費の確定による返還金で増額、施設等利用給付事業で、預かり保育、一時預かり事業の利用者の減による減額でございます。

28ページをお開き願います。

次に、目4放課後児童健全育成事業費は830万2,000円を減額するもので、放課後児童対策事業で、利用者が少なかったため会計年度任用職員の報酬等の減額、令和元年度子ども・子育て支援交付金の事業費の確定による増額でございます。

款4衛生費,目1保健衛生総務費は304万3,000円を減額するもので,次のページで,母子保健事業で事業実施を控えていた時期があったための減額,妊産婦乳児健診等委託,産後ケアで利用者が少なかったための減額でございます。

次に、目2予防費は587万5,000円を減額するもので、健康増進事業で健診受診者が少なかったための減額でございます。

次に、目4環境衛生費は702万8,000円を減額するもので、環境衛生事業で、スズメバチ等駆除数の減による手数料の減額、茨城県南水道企業団職員に対する児童手当負担金の増額、次のページで、高度処理型浄化槽設置整備事業で申請件数が少なかったための減額、太陽光パネル設置助成事業で申請件数が少なかったための減額でございます。

次に、項2清掃費、目1清掃総務費は181万9,000円を減額するもので、清掃事業で、ご み袋購入の契約差金の減額でございます。

31ページを御覧ください。

次に、目3廃棄物減量推進費は5万9,000円を減額するもので、生ごみ処理機購入の申請が少なかったための減額でございます。

款5農林水産業費,目1農業費は40万4,000円を減額するもので,事務局費で農業委員 会農業委員の活動日数の減と研修会の中止による減額,機構集積支援事業で,意向調査終 了による通信運搬費,総会時間の短縮による会議録反訳業務委託の減額でございます。

32ページをお開き願います。

次に、目3農業振興費は1,219万1,000円を減額するもので、農業近代化資金借入れ利子補給事業で新規借入れがなかったための減額、営農資金借入れ利子補給事業で新規借入れが少なかったための減額、有害鳥獣駆除対策事業で、狩猟免許講習会が新型コロナウイルス感染症対策に伴う人数制限で受講できなかったための減額、がんばる農業者応援事業で、該当する農家が少なかったため減額、次のページで、利根うめえもんどころ認定事業で、申請件数が少なかったため減額、農業次世代人材投資資金交付事業で、予定していた新規就農者が交付要件に該当しなかったための減額でございます。

次に、目4水田農業対策費は51万4,000円を増額するもので、経営所得安定対策等推進 事業で追加交付があったための増額でございます。

34ページをお開き願います。

次に,目5農地費は82万6,000円を減額するもので,多面的機能支払い交付金事業で, 交付対象予定面積の減少による減額,利根南部地区基盤整備事業で,調査計画負担金の減 による減額でございます。

次に、目6農村環境整備事業費は60万7,000円を減額するもので、集落センター運営事業で管理人の時間外勤務が少なかったための減額、農林近代化施設管理事業で、台風等の被害がなかったため減額するものでございます。

35ページを御覧ください。

款 6 商工費, 目 2 商工振興費は112万3,000円を減額するもので,中小企業事業資金信用保証料補給金で申請件数が少なかったための減額でございます。

次に、目3観光費は12万円を減額するもので、観光事業で花火大会の中止により草刈り機械のメンテナンスが不要となったための減額でございます。

款7土木費,目1道路橋梁総務費は3,291万1,000円を減額するもので,道路橋梁関係共通費で,次のページで,道路橋定期点検業務委託,橋梁修繕設計業務委託費の契約差金の減額,道路台帳整備事業で,利根北部地区基盤整備地区の移管が延期となったための道路台帳補正業務の減額,道路照明管理事業で街路灯改修工事の契約差金の減額でございます。

次に、目2道路維持費は2,173万3,000円を減額するもので、道路維持工事事業で、測量等の業務委託、舗装修繕工事の契約差金の減額、次のページで、街路樹管理事業で街路樹剪定工事の契約差金の減額、利根浄化センター周辺生活環境施設整備事業で、浄化センター周辺環境施設整備測量設計業務委託の契約差金の減額、道路改良工事事業で道路改良工

事の契約差金, 町道112号線の公有財産購入費移転補償費の確定による減額でございます。 次に, 項4都市計画費, 目1都市計画総務費は301万6,000円を減額するもので, 次のページで, 都市計画事務で研修会の中止による旅費と宅地耐震化推進事業業務委託, 都市計画基礎調査業務委託, 大平地区計画策定業務委託の契約差金の減額, 都市計画審議会で開催回数の減による減額でございます。

次に、目3下水道費は952万9,000円を減額するもので、公共下水道特別会計繰出金で下 水道事業の確定による減額でございます。

39ページを御覧ください。

款 8 消防費, 目 1 常備消防費は 8 万8,000円を減額するもので, 副団長連絡会などの研修中止による負担金の減額でございます。

次に、目2非常備消防費は172万6,000円を減額するもので、消防団費で受診者が少なかったため健康診断委託の減額と、団員の減による各負担金の減額、研修会の中止による減額、出初め運営費で出初め式の中止による減額、次のページで、訓練費で訓練等の中止による減額でございます。

次に,目3消防施設費は66万6,000円を増額するもので,消火栓の修繕による茨城県南 水道企業団への負担金の増額でございます。

次に、目4水防費は58万1,000円を減額するもので、広域水防費で堤防巡視の際、人員の制限があったため減額、水防出動費で水防警戒がなかったための減額でございます。

41ページを御覧ください。

次に、目 5 防災費は19万8,000円を減額するもので、防災施設費で指定避難所等W i - F i 機器設置配線工事の契約差金の減額、防災事業費で会議の中止による減額でございます。

款 9 教育費,項 1 教育総務費,目 2 事務局費は891万8,000円を減額するもので,事務局費で臨時休校による学校司書の報酬,対象児童がいなかったため日本語指導支援員の報酬。次のページで,社会科見学の中止のためバス運行業務委託,芸術鑑賞会中止による減額,学校給食運営事業で臨時休校中も休業手当を支給し,夏期冬期休業期間の短縮による会計年度任用職員報酬の増額,臨時休校による期末手当,社会保険料,賄い材料費の減額,教職員健康管理事業で受診者数が少なかったための減額,就学事務事業で就学事務管理システム賃借料で,企画課で一括して予算計上したため減額,事務局負担金で負担金の徴収がなかったため県公立学校施設整備期成会負担金の減額でございます。

43ページを御覧ください。

次に,目3語学指導事業費は262万円を減額するもので,語学指導事業で外国語指導講師派遣業務委託の契約差金,受験者数が少なかったため英語検定料助成金の減額でございます。

次に、目4教育研究指導費は390万5,000円を減額するもので、教育支援事業で報酬を支

払わない委員がいたため教育支援委員報酬の減額,学力向上推進事業でサポーター1名の配置ができなかったためと,学力診断テストが中止となったためのテスト用紙代の減額,次のページで,特別支援教育支援員派遣事業で会計年度職員の減による減額,小中学校非常勤講師配置事業で配置が未配置の時期があったための減額,適応指導教室設置事業で,指導員が勤務できなく指導室の職員が勤務したための減額でございます。

次に、項2小学校費、目1学校管理費は394万7,000円を減額するもので、次のページで、小学校運営事業で臨時休校夏期休業中の電話代の増額とプール授業の中止による水質検査、 ろ過装置保守点検、小学校バス運行業務委託の契約差金の減額、児童健康管理事業で診療 所の医師が行ったためと学校保健安全法に定められた項目以外の採血を伴う検査の中止に よる減額でございます。

次に,目2教育振興費は14万2,000円を増額するもので,要準要保護児童就学援助事業で認定者の増による増額,特別支援教育児童就学奨励費交付事業で,認定者が少なかったための減額でございます。

次に,目3学校給食費は27万8,000円を減額するもので,小学校給食運営事業で,グリストラップ清掃,保菌検査の回数の減と給食室熱源機器点検,厨房機器点検の契約差金の減額でございます。

46ページをお開き願います。

次に、項3中学校費、目1学校管理費は22万3,000円を減額するもので、中学校運営事業で臨時休校夏季休業中の電話代の増額とプール授業の中止による水質検査、ろ過装置保守点検の減額、「学校だより」等の印刷物の増によるコピー機使用料の増額、生徒健康管理事業で、学校保健安全法に定められた項目以外の採血を伴う検査の中止による減額、中学校施設維持管理事業で除草工事費の契約差金の減額でございます。

次に、目2教育振興費は149万4,000円を減額するもので、要準要保護児童就学援助事業で認定者が少なかったための減額、特別支援教育児童就学奨励費交付事業で、認定者が少なかったための減額でございます。

次に、項4社会教育費、目1社会教育総務費は224万6,000円を減額するもので、社会教育事務費及び次のページで、青少年相談事業で会議等の開催回数減による減額でございます。

次に、目2文化センター費は157万6,000円を減額するもので、利根町文化センター管理 事業で、多目的ホールの利用の減による燃料費、夜間利用の減による警備業務委託、点検 回数の減による舞台照明設備保守点検業務委託の減額、家庭教育セミナー事業でセミナー 回数の減による減額、文化センター講座事業で講座の中止による減額でございます。

次に、目3生涯学習センター費は73万7,000円を減額するもので、生涯学習センター管理事業で、利用の減による燃料費、光熱水費、夜間利用の減による臨時管理業務委託の減額でございます。

49ページを御覧ください。

次に,目4文化財保護費は8万6,000円を減額するもので,講座の中止による減額でございます。

次に,目5資料館費は10万4,000円を減額するもので,資料館管理事業で会計年度任用職員が社会保険料の被保険者でなくなったための減額でございます。

次に,目6生涯学習事業費は13万2,000円を減額するもので,英語教室事業で回数の減による減額でございます。

次に,目7柳田國男記念公苑費は61万4,000円を減額するもので,柳田國男記念公苑管理事業で,有給休暇が少なかったことによる報酬,夜間利用が少なかったため,管理業務委託,宿直業務委託の減額でございます。

次に、目8図書館費は756万4,000円を減額するもので、図書館管理運営事業で、臨時休館による会計年度任用職員報酬、共済費の減額、不足により光熱水費の増額、図書館LE D照明化改修工事の契約差金の減額でございます。

50ページをお開き願います。

款11諸支出金,目2利根町地域福祉基金費,目3新利根川治水対策整備基金費,目6利根町都市計画事業基金費,目7利根町防災基金費は46万2,000円を増額するもので,新利根川治水対策整備基金費は,今年度の基金の利子の確定による減額,地域福祉基金から利根町防災基金費につきましては,2か年分について過少に積立てを行ってしまっていたため過少分について積み立てるものです。

説明は以上でございます。

○議長(船川京子君) 暫時休憩とします。再開を2時40分とします。

午後2時26分休憩

午後2時40分開議

○議長(船川京子君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第9号について,直江保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長直江弘樹君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長(直江弘樹君) それでは、議案第9号 令和2年度 利根町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について、補足して御説明申し上げます。 初めに、事業勘定から申し上げます。

5ページをお開き願います。

歳入について御説明申し上げます。

款1項1国民健康保険税,目1被保険者国民健康保険税は90万3,000円を減額するもので,これは新型コロナウイルス感染症による所得の減少に伴う保険税の減免による減額で,減免対象者数は6名分によるものでございます。

次に、款3県支出金、項1県負担金補助金、目1保険給付費等交付金は1億3,405万2,000円を減額するもので、内訳といたしまして、節1保険給付費等普通交付金1億3,355万円の減額は、一般被保険者の保険給付に当たる療養給付費、療養費、高額療養費の減額によるものでございます。

節2保険給付費等交付金,特別交付金は50万2,000円の減額は,保険者努力支援分の交付金決定による減額によるものでございます。この中には,新型コロナ感染症による所得減少に伴う保険税減免分も含まれております。

次に,目2節1災害等臨時特例補助金は73万1,000円を増額するもので,新型コロナウイルス感染症による所得減少に伴う保険税減免に対する補助金によるものでございます。

款4繰入金,項1他会計繰入金,目1一般会計繰入金,節1保険基盤安定繰入金の保険 税減免分は335万5,000円の減額と,節2保険基盤安定繰入金の保険者支援分は164万2,000 円の減額はいずれも交付金の決定により減額するものでございます。

節3職員給与費等繰入金は,職員手当等の主に時間外勤務手当の減額による77万3,000 円の減額と,節4出産育児一時金等繰入金は,出産件数6件分を減によるもので168万円 の減額,節5財政安定化支援事業繰入金は,交付額の決定により253万9,000円を増額する ものでございます。

同じく,項2基金繰入金,目1財政調整基金繰入金は272万1,000円を増額するもので, 今回の補正の財源に充てるため繰り入れするものでございます。

続きまして、歳出でございますが、6ページを御覧ください。

款1総務費,項1総務管理費,目1一般管理費は77万3,000円を減額するもので,主に職員手当等の時間外勤務手当の減額によるものでございます。

款 2 保険給付費,項 1 療養諸費,目 1 一般被保険者療養給付費等は 1 億1,000万円の減額と次の目 3 一般被保険者療養費の165万円を減額するもので、いずれも被保険者数の減少による減額によるものでございます。

7ページをお開き願います。

項2高額療養費,目1一般被保険者高額療養費は2,190万円を減額するもので、被保険者数の減少により高額療養費該当件数が少ないことから減額によるものでございます。

項4出産育児諸費,目1出産育児一時金,節11役務費1,000円と節18負補交で252万円の減額するもので,出産見込み件数が当初12件から給付見込みが6件により6件分を減額するものでございます。

款3国民健康保険事業納付金と、項1医療給付費と次の8ページを御覧願います。

項2後期高齢者支援金等分と,同じく項3介護納付金につきましては,いずれも保険基盤安定繰入金等の交付決定に伴う財源内訳の変更でございます。

次に、項4退職被保険者等分、目1精算後追加納付金につきましては、令和元年度退職 被保険者等に係る国保事業費納付金の精算に伴い、追加納付額37万1,000円を増額するも のでございます。

次に、款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金は5万9,000円を増額するもので、過年度の特別調整交付金について過大交付により返還するものでございます。

続きまして, 施設勘定について御説明申し上げます。

14ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款4繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は379万7,000円を減額するもので、人事異動に伴う職員給与費と国保診療所の改修工事の契約差金による基金繰入金の一部を繰り戻すものでございます。

次に、款 8 県支出金、項 1 県補助金、目 2 茨城県医療機関、薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金100万円を増額するものでございます。これは新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用が補助対象となります。補助率は10割でございます。

続きまして、歳出でございますが、15ページをお願いいたします。

款 1 総務費,項 1 施設管理費,目 1 一般管理費は383万1,000円を減額するもので,先ほど歳入で説明いたしました人事異動に伴う職員給与費の38万2,000円の減額と,節14の工事請負費で375万9,000円の減額は,国保診療所改修工事の契約差金によるものでございます。

次に,節17備品購入費は31万円を増額するもので,これは発熱外来患者の方が診察待機中に体調不良を起こしたときに診察室への移動に使用するストレッチャー1台分でございます。

16ページをお開き願います。

款 2 項 1 の医業費, 目 2 医療用消耗器材費, 節11需用費は103万4,000円を増額するもので新型コロナウイルス抗体測定キット200回分を購入するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(船川京子君) 次に、議案第10号について、飯田都市整備課長。

〔都市整備課長飯田喜紀君登壇〕

〇都市整備課長(飯田喜紀君) それでは、議案第10号 令和2年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、補足して御説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第2表,繰越明許費でございます。

款1下水道費,項1下水道費,事業名が霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金で548万2,000 円を繰越しするものでございます。これは県の浄化センターの建設工事に伴う町の負担金 でございまして,県の事業が年度内に完了することができないことに伴いまして繰越しを するものでございます。

5ページをお願いいたします。

初めに, 歳入から御説明いたします。

款2使用料及び手数料,項1使用料,目1下水道使用料,節2過年度分で102万円の増額補正でございます。これは滞納整理の実績に伴い過年度分使用料の増額を行うものでございます。

次に、款4繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金で952万9,000円の減額補正でございます。これは歳出の減額補正に伴いまして減額するものでございます。

次に、款4繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で931万9,000円の減額補 正でございます。これは霞ヶ浦常南流域下水道基金精算返還金931万9,000円により減額す るものでございます。

6ページをお願いいたします。

続きまして, 歳出を御説明いたします。

款1下水道費,項1下水道費,目1公共下水道建設事業費で21万円の減額でございます。 内訳でございますが,節3職員手当等で3万4,000円の減額,節7報償費で9,000円の減額, これは例年より下水道促進週間コンクールの参加作品が少なかったことによる減額でございます。

節18負補交で16万7,000円の減額,これは霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金の今年度の 事業費が確定したことによる減額でございます。

続きまして、目2公共下水道維持管理費で1,709万8,000円の減額でございます。内訳で ございますが、節3職員手当等で1万2,000円の減額、節14工事請負費で20万2,000円の減 額、これは浄化センター周辺環境施設整備工事の工事費の確定による減額でございます。

節18負補交で1,688万4,000円の減額,これは霞ヶ浦常南流域下水道維持管理負担金が確 定したことによる減額でございます。

7ページをお願いいたします。

款 2 公債費,項 1 公債費,目 2 利子で52万円の減額でございます。これは節22償還金利子及び割引料で,公共下水道債,流域下水道債,過疎対策事業債の償還金の確定による減額でございます。

議案第10号の説明は以上でございます。

〇議長(船川京子君) 次に,議案第11号について,中村環境対策課長。

〔環境対策課長中村寬之君登壇〕

○環境対策課長(中村寛之君) それでは、議案第11号 令和2年度利根町営霊園事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、補足して御説明申し上げます。

補正予算書の4ページをお開き願います。

歳入ですが、款1使用料及び手数料、項1使用料、目1町営霊園使用料では419万9,000 円を増額するものです。これは永代使用料で12人の申請があり許可したためのものです。

次に、款3繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金では174万5,000円を減額

するもので、これは永代使用料の収入があり、繰り入れしなくてもよくなったためのものです。

続きまして,歳出ですが,款1霊園事業費,項1事業費,目1事業費の委託料で,霊園管理整備業務委託の契約差金による42万5,000円の減額と財政調整基金積立金で,永代使用料419万9,000円から財政調整基金繰入金174万5,000円を引いて,霊園環境整備業務委託の契約差金42万5,000円を足した合計287万9,000円を増額し,積立てするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(船川京子君) 次に、議案第12号について、蜂谷福祉課長。

[福祉課長蜂谷忠義君登壇]

○福祉課長(蜂谷忠義君) それでは、議案第12号 令和2年度利根町介護保険特別会計 補正予算(第4号)につきまして、補足して御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1介護保険料,目1第1号被保険者保険料で300万円を増額するものでございます。 こちらは、被保険者の増加による特別徴収現年分と普通徴収滞納繰越分の徴収額の増額に よるものでございます。

次に、款3国庫支出金、目1地域支援事業交付金総合事業で71万3,000円の減額でございます。こちらは主に介護予防生活支援サービス事業費において、新型コロナ感染拡大防止による事業の変更、休止があったための減額によるものでございます。

次に、目2地域支援事業交付金総合事業以外の事業で21万円の減額でございます。こちらは主に認知症総合支援事業の変更、縮小や、成年後見制度利用支援事業の支給対象者となる方及び在宅介護慰労金を申請する方がいなかったことなどにより減額するものでございます。

次に、目3保険者機能強化推進交付金で55万6,000円の増額でございます。こちらは高齢者の自立支援や重症化予防など、地域の特性に応じた取組に対し交付されるものでありまして、交付決定額が示されたことで増額するものでございます。

次に、目6介護保険保険者努力支援交付金で235万6,000円の新規計上となります。こちらは高齢者の自立支援や重症化予防の取組を支援し、一層推進することを趣旨として介護予防や健康づくりにおける重点的な取組に対し交付されるものでありまして、交付決定額が示されたことで計上するものでございます。

次に、款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金で31万8,000円の増額となります。 こちらは前年度の給付額確定に伴う追加交付分について増額するものでございます。

次に,目2地域支援事業支援交付金で96万4,000円の減額でございます。こちらも介護 予防生活支援サービス事業費におきまして,新型コロナ感染拡大防止による事業の変更, 休止があったための減額によるものでございます。

次に、款 5 県支出金、目 1 地域支援事業交付金総合事業で44万6,000円の減額になります。こちらも介護予防生活支援サービス事業費におきまして、新型コロナ感染拡大防止による事業費の変更、休止があったための減額によるものでございます。

次に、目2地域支援事業交付金総合事業以外の事業分で10万4,000円の減額となります。 こちらも認知症総合支援事業の変更、縮小や、成年後見制度利用支援事業の支給対象となる方及び在宅介護慰労金を申請する方がいなかったことなどにより減額するものでございます。

7ページをお願いいたします。

款 6 繰入金,項1一般会計繰入金,目2一般会計繰入金で321万円の減額になります。 こちらは、計画策定業務委託の事業費確定に伴う契約差金等について減額するものでございます。

次に、目3地域支援事業繰入金総合事業分で44万6,000円の減額となります。こちらも介護予防生活支援サービス事業費におきまして、新型コロナ感染拡大防止による事業の変更、休止があったための減額によるものでございます。

次に、目4地域支援事業繰入金総合事業以外の事業分で10万4,000円の減額となります。 こちらも認知症総合支援事業の変更、縮小や、成年後見制度利用支援事業の支給対象者と なる方及び在宅介護慰労金を申請する方がいなかったことなどにより減額するものでござ います。

続きまして、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金で269万2,000円の減額となります。こちらは介護保険料の収入増に伴い基金からの繰入れが不要となったことから全額を基金へ繰り戻すものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費,項1総務管理費,目1一般管理費で133万円の減額でございます。こちらは計画策定業務委託の事業費確定に伴う契約差金等について減額するものでございます。

続きまして,項2介護認定調査等費,目1認定調査等費で188万円の減額でございます。 こちらは,認定調査に伴う主治医の意見書作成料及び更新対象者の認定調査委託において, 当初の見込みより申請者数が少なかったことにより減額するものでございます。

次に、款3地域支援事業費、項1包括的支援事業費任意事業費、目1総務費で20万7,000円の減額でございます。こちらは地域包括支援センターの各研修が中止やリモート研修に変更されたことなどにより不要になった負担金や旅費等を減額するものでございます。

次に、目2任意事業費で26万8,000円の減額でございます。こちらは成年後見制度利用 支援事業の支給対象となる方がいなかったこと及び在宅介護慰労金の申請がなかったこと から減額するものでございます。

次に、目5認知症総合支援事業で7万6,000円の減額でございます。こちらは新型コロナ感染拡大防止のため、認知症地域支援推進員研修会の中止や一般向け研修会を縮小したことにより減額するものでございます。

10ページをお願いいたします。

続きまして、項2介護予防生活支援サービス事業費、目1介護予防生活支援サービス事業費で137万6,000円の減額でございます。こちらは第1号訪問事業費におきまして、家事援助や日常生活支援といった訪問型サービスをシルバー人材センターに請け負っていただく準備をしていましたが、新型コロナの影響で説明会が見合わせになり、サービス開始ができないための不用額を減額するものでございます。また、第1号通所事業費の介護予防運動教室委託につきましては、利用者が当初の見込みより少なかったため委託料を減額するものでございます。

続きまして、項3一般介護予防事業費、目1一般介護予防事業費で219万8,000円の減額でございます。こちらは主に新型コロナ感染拡大防止のため、介護予防教室及び通いの場事業において内容の変更や休止をしたことにより減額するものです。

11ページをお願いいたします。

款5基金積立金,目1介護給付費基金積立金で467万6,000円の増額でございます。こちらは第1号被保険者の保険料の増収と事業費の減額等に伴い,これを基金に積み立てるものでございます。

説明は以上です。

○議長(船川京子君) 次に、議案第13号について、直江保険年金課長。

[保険年金課長兼国保診療所事務長直江弘樹君登壇]

〇保険年金課長兼国保診療所事務長(直江弘樹君) それでは、議案第13号 令和2年度 利根町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきまして、補足して御説明申し上 げます。

最後のページ, 4ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、款1項1目1後期高齢者医療保険料、節2普通徴収現年度 分は100万円を増額するもので、転入者等による新規該当者が20人増加しているため保険 料を増額するものでございます。

款3繰入金,項1一般会計繰入金,目1後期高齢者医療繰入金は193万9,000円を減額するもので,茨城県後期高齢者医療給付費負担金が確定により,後期高齢者医療広域連合への負担額を減額するものでございます。

次に、目2事務費繰入金は106万7,000円を減額するもので、茨城県後期高齢者医療共通 経費負担金が確定により、後期高齢者医療広域連合への負担額を減額するものでございま す。 続きまして、歳出でございます。

款1項1総務費,目1一般管理費は106万7,000円を減額するもので、歳入で説明いたしました茨城県後期高齢者医療共通経費負担金が確定により減額するものでございます。

次に、款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金は93万9,000円を減額するもので、 こちらも歳入で説明いたしました普通徴収現年度分と茨城県後期高齢者医療共通経費負担 金が確定により減額するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(船川京子君) 説明が終わりました。

議案第8号から議案第13号までの6件は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、3 月8日に質疑、討論、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(船川京子君) 異議なしと認め、そのように決定いたしました

〇議長(船川京子君) 日程第16, 議案第14号 利根町教育委員会教育長の任命について を議題とします。

ここで,海老澤教育長に退席を求めます。

[教育長海老澤 勤君退場]

○議長(船川京子君) 海老澤教育長が退席しました。

議案の補足説明を求めます。

青木学校教育課長。

[学校教育課長青木正道君登壇]

〇学校教育課長(青木正道君) それでは、議案第14号 利根町教育委員会教育長の任命 についてを補足して御説明申し上げます。

この議案は、現海老澤 勤教育長の任期が令和3年3月31日で任期満了を迎えることに伴うものでございます。

提案理由でございますが、裏面にありますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

表面を御覧ください。

利根町教育委員会教育長に下記の者を任命したいので同意を求める。

- 1 住 所 茨城県取手市青柳1丁目6番22号
- 2 氏 名海老澤 勤
- 3 生年月日 昭和32年2月21日

その他,経歴などにつきましては、お手元にお配りしております参考資料を御参照して いただければと思います。 議案第14号の補足説明は以上でございます。

○議長(船川京子君) 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第14号は議案調査のため本日は説明のみにとどめ、3月17日に質疑、討論、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(船川京子君) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。 海老澤教育長の入場を求めます。

〔教育長海老澤 勤君入場〕

〇議長(船川京子君) 教育長が入場しました。

〇議長(船川京子君) 日程第17,議案第15号 利根緑地公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定について,及び日程第18,議案第16号 龍ケ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についての2件を一括議題とし,補足説明を求めます。まず,議案第15号について,飯田都市整備課長。

[都市整備課長飯田喜紀君登壇]

〇都市整備課長(飯田喜紀君) それでは、議案第15号 利根緑地公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定について、補足して御説明申し上げます。

提案理由にもございますとおり利根緑地運動公園ゴルフ練習場管理条例第3条の規定によりまして指定管理者による管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

お手元の参考資料にございますように、長年、利根緑地公園ゴルフ練習場を管理運営していた利根町商工会から辞退届が提出されたため、指定管理者を募集したところ3件の応募があり、利根町指定管理者選定委員会を開催し、選定基準に基づいて審査を行ったところ、最も点数が高かった業者を候補者として選定するものです。

以上の理由から、指定管理者を下記のとおり指定したいため議会の議決を求めるもので ございます。

- 1 公の施設の名称 利根緑地公園ゴルフ練習場
- 2 指定管理者 利根町大字横須賀1291番地1,一般社団法人利根町シルバー人材センター理事長安藤 晃
 - 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間 議案第15号の説明は以上でございます。
- 〇議長(船川京子君) 次に、議案第16号について、川上企画課長。

[企画課長川上叔春君登壇]

○企画課長(川上叔春君) それでは、議案第16号 龍ケ崎市の公の施設を本町住民の使

用に供させることに関する議決事件の変更について、補足して御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、平成14年12月10日、議会の議決を経て締結した龍ケ崎市との公の施設の相互利用に関する協定について変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、議案書の最後のページに記載してございますとおり相互利用 施設である龍ケ崎市の施設において、龍ケ崎市北文間運動広場の追加を行うため、地方自 治法の規定に基づき提案するものでございます。

変更内容につきましては、参考資料の新旧対照表を御覧ください。

右側の改正案にございます龍ケ崎市の項中ナンバー20として、公の施設の名称に龍ケ崎市北文間運動広場を、使用させる具体的な施設の名称に、体育館、多目的広場を追加するもので、令和3年4月1日から適用するものでございます。

説明は以上です。

○議長(船川京子君) 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第15号及び議案第16号の2件は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、3月17日に質疑、討論、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(船川京子君) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

〇議長(船川京子君) 日程第19,議案第17号 令和3年度利根町一般会計予算から,日程第25,議案第23号 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計予算までの7件を一括議題とします。

お諮りいたします。

議案第17号から議案第23号までの7件は、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(船川京子君) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより正副委員長の互選を行いますので、全員協議会室にお集まりください。 暫時休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時29分開議

○議長(船川京子君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

正副委員長の互選結果を報告いたします。

予算審査特別委員会,委員長新井邦弘議員,副委員長井原正光議員です。

ここで委員長挨拶をお願いいたします。

新井邦弘予算審查特別委員会委員長。

[予算審查特別委員長新井邦弘君登壇]

○予算審査特別委員長(新井邦弘君) 一言御挨拶を申し上げます。

このたび、委員各位の御推挙をいただき予算委員会委員長に就任することになりました。 限られた審査期間でありますので、委員各位には、効率的に委員会が運営されますよう御 理解と御協力をお願いいただきまして御挨拶とさせていただきます。ありがとうございま した。

〇議長(船川京子君) 挨拶が終わりました。

予算審査特別委員会の日程はお手元に配付のとおりです。十分なる審査の上,3月17日 に,委員会審査の経過及び結果の報告をお願いいたします。

〇議長(船川京子君) 日程第26,委員会提出議案第1号 利根町議会委員会条例の一部 を改正する条例を議題とします。

説明を求めます。

花嶋美清雄議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長花嶋美清雄君登壇〕

○議会運営委員長(花嶋美清雄君) 委員会提出議案第1号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例について説明します。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項、並びに利根町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由にありますように、利根町課等設置条例の改正に伴い、組織、機構の見直しが 行われたことから、常任委員会の所管する課等を改めたいので提案する。

利根町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

常任委員会の名称,委員定数及び所管。

第2条(1)総務産業建設委員会6人,総務課の所管に属する事項,政策企画課の所管に属する事項,財政課の所管に属する事項,防災危機管理課の所管に属する事項,税務課の所管に属する事項,住民課の所管に属する事項,農業政策課の所管に属する事項,まち未来創造課の所管に属する事項,建設課の所管に属する事項,会計課の所管に属する事項,農業委員会の所管に属する事項,ほかの委員会の所管に属する事項。

(2) 厚生文教委員会 6人,福祉課の所管に属する事項,子育て支援課の所管に属する 事項,保健福祉センターの所管に属する事項,生活環境課の所管に属する事項,保険年金 課の所管に属する事項,国保診療所の所管に属する事項,教育委員会の所管に属する事項。 附則といたしまして,この条例は令和3年4月1日から施行する。 以上で説明を終わります。

〇議長(船川京子君) 説明が終わりました。

お諮りいたします。

委員会提出議案第1号は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、3月17日に質疑、 討論、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(船川京子君) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長(船川京子君) 日程第27,休会の件を議題とします。 お諮りいたします。

明日3月3日は、議案調査のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(船川京子君) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。
- 〇議長(船川京子君) 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。 次回、3月4日も午前10時から本会議を開きます。 本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時35分散会

第 2 号

[3月4日]

令和3年第1回 利根町議会定例会会議録 第2号

令和3年3月4日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	峯	Щ	典	明	君	7番	花	嶋	美酒	青雄	君
2番	Щ	﨑	誠-	一郎	君	8番	井	原	正	光	君
3番	片	Щ		啓	君	9番	五十	一嵐	辰	雄	君
4番	大	越	勇	_	君	10番	若	泉	昌	寿	君
5番	石	井	公-	一郎	君	11番	新	井	邦	弘	君
6番	石	Щ	肖	子	君	12番	船	Л	京	子	君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町						長	佐々	木	喜	章	君
教	育					長	海ネ	と 澤		勤	君
総		務		課		長	飯	塚	良	_	君
企		画		課		長	Ш	上	叔	春	君
財		政		課		長	大	越	達	也	君
税		務		課		長	大	越	克	典	君
住		民		課		長	桜	井	保	夫	君
福		祉		課		長	蜂	谷	忠	義	君
子	育	て	支	援	課	長	花	嶋	みり	⊅き	君
保值	建福	祉、	セン	タ	一所	長	狩	谷	美引	尔子	君
環	境	文	十	稅	課	長	中	村	寛	之	君
保険年金課長兼国保診療所事務長							直	江	弘	樹	君
経済課長兼農業委員会事務局長							近	藤	_	夫	君
建		設		課		長	中	村	敏	明	君
都	市	整	E (j	莆	課	長	飯	田	喜	紀	君
会		計		課		長	田	口	輝	夫	君
学	校	教	T T	育	課	長	青	木	正	道	君
生	涯	学	· [I I I	課	長	久佳	2 田	政	美	君

指 導 室 長 池田 恭君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長赤尾津 政 男書記荒 井 裕 二書取 田 あゆ美

1. 議事日程

議事日程第2号

令和3年3月4日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

○議長(船川京子君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

ここで, 花嶋議会運営委員会委員長及び佐々木町長から発言を求められておりますので, これを許します。

まず, 花嶋美清雄議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長花嶋美清雄君登壇〕

○議会運営委員長(花嶋美清雄君) おはようございます。

委員会提出議案第1号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例について,一部説明に誤りがありましたので訂正いたします。

第2条第1号,総務産業建設委員会の所管する事項の最後の行,「ほかの委員会の所管に属する事項」と説明いたしましたが,正しくは「ほかの委員会の所管に属さない事項」です。

以上, 訂正いたします。

〇議長(船川京子君) 次に,佐々木喜章町長。

[町長佐々木喜章君登壇]

〇町長(佐々木喜章君) おはようございます。

3月2日に開催されました令和3年第1回定例会における提出議案の総括説明において、議案第8号 令和2年度利根町一般会計補正予算(第13号)について、「歳入歳出それぞれ2億6,621万円を減額し、総額を83億9,331万1,000円」とするものである旨申し上げましたが、提出議案に誤りがあり、議案の訂正をお願いいたしました。

これにより、議案第8号 令和2年度利根町一般会計補正予算(第13号)については、「歳入歳出それぞれ2億6,312万2,000円を減額し、総額を83億9,639万9,000円」に訂正いたします。

詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

〇議長(船川京子君) 花嶋子育て支援課長。

〔子育て支援課長花嶋みゆき君登壇〕

〇子育て支援課長(花嶋みゆき君) 議案第8号 令和2年度利根町一般会計補正予算 (第13号)の訂正部分につきまして、御説明申し上げます。会期途中での訂正となりまし たこと、おわび申し上げます。

まず、歳入につきまして御説明申し上げます。

10ページをお開き願います。

款15国庫支出金,項1国庫負担金,目1民生費国庫負担金は,「2,397万2,000円の減額」から「2,269万円の減額」に訂正し,節2児童福祉費負担金は,「1,795万3,000円の減額」から「1,667万1,000円の減額」に訂正いたします。これは,子どものための教育・保育給付費交付金が,歳出の訂正に伴い「1,751万1,000円の減額」から「1,622万9,000円の減額」に訂正となったためです。

次のページに行って、款16県支出金、項1県負担金、目1民生費負担金は、「1,575万8,000円の減額」から「1,508万5,000円の減額」に訂正し、節4児童福祉費負担金は、「1,206万7,000円の減額」から「1,139万4,000円の減額」に訂正いたします。これは、子どものための教育・保育給付費負担金が歳出の訂正に伴い、「1,184万6,000円の減額」から「1,117万3,000円の減額」に訂正となったためです。

12ページをお開き願います。

次に、項2県補助金、目2民生費県補助金は、「1,680万7,000円の減額」から「1,657万5,000円の減額」に訂正し、節4児童福祉費補助金は、「1,043万3,000円の減額」から「1,020万1,000円の減額」に訂正いたします。これは、子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金が歳出の訂正に伴い、「442万9,000円の減額」から「419万7,000円の減額」に訂正となったためです。

26ページをお開き願います。

続きまして、歳出でございます。

款3民生費,項2児童福祉費,目2児童措置費は,「6,595万1,000円の減額」から

「6,286万3,000円の減額」に訂正をするものです。次のページにまいりまして、上から二つ目の事業で施設型給付費支給事業が、「2,916万8,000円の減額」から「2,608万円の減額」に訂正いたします。これは、扶助費として布川保育園給付費を「651万7,000円の減額」から「342万9,000円の減額」に訂正したためです。

今回の訂正理由でございますが、施設型給付費支給事業において、施設型給付費の算定 に係る講師配置加算及びチーム保育加算について、年度末の事業の最終確認で急遽適用と なることが判明したため、布川保育園給付費の補正額を訂正するものでございます。

説明は以上でございます。

〇議長(船川京子君) 発言が終わりました。

お諮りいたします。

会議規則第20条の規定により、委員会提出議案第1号の訂正を許可することについて、 お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

〇議長(船川京子君) 投票を締切ります。

賛成全員です。したがって、委員会提出議案第1号の訂正は許可されました。

続きまして、議案第8号の訂正を許可することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

〇議長(船川京子君) 投票を締切ります。

賛成全員です。したがって、議案第8号の訂正は許可されました。

次に、日程に入る前に、今定例会での一般質問について、全員協議会での決定事項を報告いたします。

新型コロナウイルスの感染については、ピークは過ぎたものの、いまだに予断を許さない状況が続いております。この状況を鑑み、感染予防の観点から一般質問の時間を議員1人30分に短縮します。また、行政による新型コロナワクチンの予防接種の準備も進められております。このことから、コロナ禍に関する質問が集中して執行部の負担を増やすことのないよう、新型コロナウイルス関連の質問は、議会を代表し、石井厚生文教常任委員長が質問時間を30分として行います。よって、ほかの議員からの新型コロナ関連の質問はありません。

以上,報告いたします。

次に,一般質問についての確認事項を申し上げます。

執行部には反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは,反問する旨宣告し、議長の許可を得て反問してください。

次に、議員に申し上げます。会議規則第61条第1項の規定により、一般質問は町の一般 事務についてただすものです。したがって、町の一般事務に関係のないものは認められま せん。通告に従い、十分にこれらのルールを遵守するようお願い申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

〇議長(船川京子君) 日程第1,一般質問を行います。

まず、議会を代表した新型コロナ関連の質問を許します。

5番,石井公一郎議員。

[5番石井公一郎君登壇]

○5番(石井公一郎君) おはようございます。厚生文教常任委員長の石井公一郎です。 議会を代表して、新型コロナウイルス関係の質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について。

政府は2月下旬から同意を得た医療従事者1万人に接種して安全を確認し、3月中旬にはコロナ診療に当たる医師・看護師らに接種、重症化のリスクの高い65歳以上や基礎疾患のある人には、4月をめどに終えたい考えであります。一般の人を含め、7月にかけて接種のピークを迎えると思います。ワクチンの入ってくる状況においては、変更が生ずる場合もあるかと思います。

それで1点目は、市町村が実施する65歳以上の高齢者、基礎疾患のある方、このうち最初に対象となるのが4月にも接種が始まる見込みの高齢者接種に当たり、国から県を通じて情報提供はどのようなものがありましたか、お伺いをいたします。

○議長(船川京子君) 石井公一郎議員の質問に対する答弁を求めます。 佐々木町長。

[町長佐々木喜章君登壇]

〇町長(佐々木喜章君) それでは,石井議員の御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種は、国民の生命及び健康を守り、感染拡大の防止と社会経済活動との両立を図ることを目的に国が進めるものであることから、対象者や接種時期、ワクチンの流通等につきましては、国から情報提供がされます。

また、接種体制整備や、それに係る補助金、接種事業とそれに係る交付金等の詳細につきましては、国から県を通して情報提供がされております。

厚生労働省から出されている新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する 手引きによりますと、確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見 通しであることから、国が当面、接種順位と接種時期を公表することになっております。 実施主体が市町村に置かれてからは、高齢者への優先接種が行われます。接種順位が最初 となる高齢者とは、令和3年度中に65歳に達する昭和32年4月1日以前に生まれた方とな っております。なお、ワクチンの供給量、時期等によっては、年齢により接種時期を細分 化する可能性があるとのことでございます。

- 〇議長(船川京子君) 石井議員。
- ○5番(石井公一郎君) ありがとうございました。それでは、2番目のワクチン接種人数の確認はということで、16歳以上の町民全員にクーポン券を配布、接種希望を確認。いつから接種を開始するのか、また、1日当たりの接種可能人数についてはいかがでしょうか。

国は4月26日の週に各市町村に1箱ずつ配布する。1箱で何名の方に接種できるのか, また限られたワクチンを接種する順番をどう決めるのか,お伺いをいたします。

- 〇議長(船川京子君) 狩谷保健福祉センター所長。
- **〇保健福祉センター所長(狩谷美弥子君)** それでは、石井公一郎議員の御質問にお答え させていただきます。

接種を希望する方の予約は、個別・集団接種とも保健福祉センター内に設置するコールセンターで一括予約を受けますので、随時、接種人数を確認することができます。また、接種済みの人数は、個別接種・集団接種ともに接種歴を保存できるシステムを導入し管理することになります。なお、接種率につきましては、国が国民の70%を目標に接種するという目標に合わせ、当町におきましても、町民の70%が約6か月間で接種できるよう体制整備をしているところでございます。

次に、16歳以上の町民全員に対するクーポン券の発送時期についてでございますが、国が確保し各都道府県に分配するワクチンの供給量、時期により全てのスケジュールが左右されることから、発送時期が確定できない状況ではありますが、国や県が想定する接種時期に合わせクーポン券を発送できるよう、準備を進めているところでございます。

接種希望の確認でございますが、一般の方は、保健福祉センター内に設置しますコールセンターでの予約をもって接種希望の確認といたします。また、高齢者施設等の入居者に対する接種の希望確認は、各施設で御本人の意思確認を行います。意思確認が難しい場合は、御家族や入所先の嘱託医などの協力を得ながら、御本人の意思確認と同意を確認した上での接種となります。

次に、接種開始時期でございますが、現段階での国が示すスケジュールでは、医療従事者の先行接種が先月より始まっており、診療に関わる医療従事者等が3月中旬、次に、高齢者を対象に4月12日から接種できるよう、各都道府県にワクチンを出荷する見込みであると公表されております。しかし、国から各都道府県に出荷されるワクチン量が非常に少ないことから、高齢者を対象とした接種開始時期は現時点では未定でございます。また、医療従事者と高齢者以外の方の接種時期は、まだ国から明らかにされておりません。

続きまして、1日当たりの接種可能人数でございますが、町内の医療機関の先生方と相談した結果、個別接種では、町内7医療機関の合計で1日当たり平均200人程度が接種可能となる計画でございます。また、集団接種は1日240人の接種ができる体制を組んでお

ります。

4月26日以降,高齢者を対象にワクチン接種ができるよう,ワクチンを供給するという通知が国からございましたが,各市町村に供給される数は1箱ずつという情報です。非常に少ない数となります。1箱には195本のワクチン,1バイアルと申しますが,195バイアル入っています。1バイアルで5人分の接種ができます。そうしますと,1箱当たり975人分となります。

この限られたワクチン数をもとに町の接種計画を立てることになりますが、まだまだ接種、そのワクチンの供給量の情報が不安定な状態でございますので、この先、高齢者を対象としたワクチンをどの順番で始めるかということも、これから順番を、県から供給される量によって町の中で協議をする予定でございます。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 石井議員。
- **〇5番(石井公一郎君)** ありがとうございました。ただ、これからの問題が多いというように理解しております。

それで、3番目のワクチン接種会場をどのように考えているのかお伺いします。

接種方法は、集団接種・個別接種であるのか。会場はどこを使用するのか。接種の順は 受付をして、問診、接種、そして15分から30分を待つと、その待機場所の確保はできてい るのでしょうか。また、接種後、高齢者等が体調不良を起こした場合、救急車等の対応は どう考えているのか、お伺いをいたします。

- 〇議長(船川京子君) 狩谷保健福祉センター所長。
- **〇保健福祉センター所長(狩谷美弥子君)** それでは、石井公一郎議員の御質問にお答え いたします。

接種の方法でございますが、集団接種と個別接種の併用型で実施することで準備を進めております。個別接種に関しましては、町内全ての医療機関で御協力いただけることになっており、鈴木内科医院、早尾台医院、山中医院、服部内科医院、もえぎ野台よつば診療所、協和ガーデンクリニック、そして、利根町国保診療所の7医療機関となります。

集団接種の会場としましては、保健福祉センターで日曜日に実施する予定でございます。 続きまして、接種を受けるときの流れでございますが、受付、問診記載、問診内容の問 診票の確認、先生からの予診、接種、接種済証の発行、そのあと、体調に変化はないか、 15分ないし30分の健康観察をもって終了となります。

集団接種の場合の健康観察の場所でございますが、健康観察が十分できるよう一部屋を確保し、各自待っていただきます。その間、保健福祉センターの職員が主に保健師が健康観察をするということで計画を立てております。

個別接種に関しましては, 各医療機関での対応となります。

次に、体調不良のときの救急車もしくは救急応急処置の対応でございますが、各医療機

関の接種の場合には、先生方での対応となります。集団接種の場合には、保健福祉センターで日曜日行いますが、救急用品を配備し、その接種会場にいる医師の対応となることで 準備を進めております。

もし、その場での応急処置ではなくて、救急車等の配備が必要なった場合には即、救急 のほうに連絡をし、救急車を出してもらうという形になりますが、これに関しては稲広の ほうと連絡がついておりまして、もしものときの対応ということで連絡調整をしておりま す。

また、取手市医師会管内の話の中で、JAとりで総合病院との連携もこれから協議をしていくことになっております。

以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 石井議員。
- ○5番(石井公一郎君) それで、4番目の医師、看護師等の確保など、医療体制は十分に対応できているのかお伺いをいたします。
- 〇議長(船川京子君) 佐々木町長。
- **〇町長(佐々木喜章君)** 現時点におきましては、個別接種及び集団接種ともに十分に対応できていると考えております。

個別接種につきましては、予防接種に御協力いただける町内7医療機関での対応となります。一方、保健福祉センターを会場として行う集団接種の医療体制でございますが、町内の医療機関の先生にお願いしているところでございます。

予診や薬液の準備,接種の会場につきましては,雇い上げの看護師が行い,また問診と接種後の健康観察は,保健福祉センターの保健師が行います。その他,受付,誘導等につきましては保健福祉センターを含む役場職員と人材派遣によるスタッフで対応する予定となっております。

なお、これから準備に取りかかる高齢者施設等での接種における医療体制につきましては、各施設の接種体制に合わせ、今後調整を図る予定でございます。

- 〇議長(船川京子君) 石井議員。
- **〇5番(石井公一郎君)** 十分に対応ができているということで、よろしくお願いしたい と思います。

5番の福祉施設に入居されている方、あるいは介護を受けている方への対応はいかがで しょうか。接種会場に2回足を運ぶというのは負担が相当大きいと思うので、その辺はい かがでしょうか。

- 〇議長(船川京子君) 佐々木町長。
- 〇町長(佐々木喜章君) 福祉施設に入居している人への対応としましては、接種会場への移動の負担を少なくするため、各施設における季節性インフルエンザ等の接種体制を踏まえつつ、介護保険施設の嘱託医や協力医による接種ができる体制について、保健福祉セ

ンターと福祉課で連携し調整しているところでございます。

参考までに,在宅で介護を受けている方へは,主治医による往診等で接種できるかどうか,先生方と協議中でございます。

- 〇議長(船川京子君) 石井議員。
- **〇5番(石井公一郎君)** 体の不自由とか、あるいはやはりそのようなことが、十分町の 方としても対応できるようにお願いしたいと思います。

6番の超低温冷凍保存の冷凍庫は何台支給され、その保管体制は、特に停電時の対応、 冷蔵保存は3日から5日間と聞いておりますが、その保管体制はいかがでしょうか、お伺 いをいたします。

- 〇議長(船川京子君) 狩谷保健福祉センター所長。
- 〇保健福祉センター所長(狩谷美弥子君) 超低温冷凍保存の冷凍庫についてでございますが、これは国が2月14日に特例承認を行ったファイザー社の新型コロナワクチンを保管するために、各市町村に配備するものです。当町には2台配置されることになっており、1台は3月中に保健福祉センターに、残り1台は5月中に利根町国保診療所に設置する予定で準備を進めているところです。

停電時の対応としましては、保健福祉センターと国保診療所のいずれも、停電時用の発 電機が設置されておりますので、それで対応いたします。

なお、昨日ですが、3月3日に県から連絡がありまして、この超低温冷凍保存の冷蔵庫、利根町の配備は、3月10日水曜日ということで情報が入りましたので、本日から保健福祉センターで受け入れ態勢をしているところでございます。

なお、ワクチンの接種によって保存方法と期間に違いがございますが、石井議員の御質 問内容は、ファイザー社のワクチンの保存期間となりますので、その内容についてお答え いたします。

冷凍の状態では到着から2か月程度の保存が可能で、冷蔵の状態で5日間の保存が可能 であると説明を受けております。

超低温冷凍保存の冷凍庫を配備する保健福祉センターでワクチンを冷凍保管し、各個別接種の予約状況を見ながら、必要なワクチン量を医療機関へ配布することで、保管に必要な温度管理と在庫管理をする予定でございます。

以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 石井議員。
- ○5番(石井公一郎君) 今,各医療機関に配送するというのは,職員が各医療機関に配送するというようなことだと思うんだけれども,その辺のワクチンを運ぶに当たっての注意事項というのかな,どのような形で,職員が各医療機関に運んで行くのに注意事項とかなんか,そういうものはありますか。
- 〇議長(船川京子君) 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長(狩谷美弥子君) ワクチンの配送時の注意点でございますが、 国から来ている通知によりますと、まず、振動を極力避けるということ、バイク便等は振動が激しい恐れがあるので、それは避けていただきたいという内容は通知が来ております。 町の場合、当町におきましては、職員もしくは雇い上げの職員により公用車で運ぶということを想定しております。

運ぶ際の保冷バッグについては、ディープフリーザーが配置される市町村には、ディープフリーザー超低温冷凍庫につき四つの保冷庫が同時に配られますので、この四つのワクチン専用の保冷バッグを用いて配送いたします。

もう1点,国から通知が来ている中では、冷蔵庫・冷凍庫から出してから6時間以内に配るという時間制限はございますが、町におきましては、町内医療機関に配る時間もそこまで時間はかかりませんので、国に決められた時間内に各医療機関に配送するということは可能でございます。

以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 石井議員。
- **〇5番(石井公一郎君)** 配送するに当たって、大切なワクチンですから、事故等のないように、十分に注意して配送していただきたいなと。よろしくお願いします。

それで、7番目の小中学校のコロナウイルス感染の予防についてはどうですか、お伺い をいたします。

- 〇議長(船川京子君) 海老澤教育長。
- **〇教育長(海老澤 勤君)** 小中学校のコロナウイルス感染予防についてお答えいたします。

3 学期に入り、例年はインフルエンザに対する予防策である手洗い、うがいの励行、加湿器などの活用、こまめな教室の換気をしておりますが、今年度はさらに新型コロナウイルス感染予防の取組を徹底しております。

まず,予防策の基本となりますのが,茨城県より出された学校再開ガイドラインに基づいた学校の取組でございます。

毎朝の検温に始まり、手洗い、マスク着用、換気、身体的距離の確保をしております。 感染リスクの高い教育活動については、感染症対策の徹底をして実施したり、実施時期を 入れ替えたりして対応してきております。

また,給食の時間では,当番のマスク着用はもちろん,前向きの座席での給食,さらに 黙って食べる黙食に取り組んでおります。

清掃では、通常の清掃活動のほか、多くの児童生徒が触れるドアノブ、手すり、スイッチなど共用部分の消毒を、最低でも1日1回行うようにしております。

中学校の部活動ですが、短時間の活動にするとともに、茨城県の緊急事態宣言が2月23日から解除され、現在通常活動ではありますが、4月1日より他市町村との練習試合も開

始できるという連絡をいただいております。ただ、大声を出さない、あるいは、柔道部な ど体の接触も極力減らすというようなことも指示を受けております。

また、学校内での感染拡大を防ぐために、外からウイルスを持ち込まないことが最も重要でございます。そのために、家庭との連携を図る健康観察表を活用しております。

教育委員会から各学校に出した利根町学校再開に向けたガイドラインにおいて、朝の体温37度以上、あるいは風邪症状がある児童生徒は自宅で休養するように求めています。また、同居家族に発熱症状がある場合につきましても、自宅で休養するように協力をお願いする文書を出しております。児童生徒、そして教職員の体調への観察を徹底して、感染予防対策を実施してきております。

さらに学校では、茨城県より出されております学校再開ガイドライン、毎日のチェック リストを継続して活用し、感染予防に対する教職員の意識を高めてきております。

この時期,年度末,卒業式や卒業生を送る会など学校行事もたくさんございます。そういった学校行事でも密を避け簡素化の方向で,例えば卒業式は歌のカット,あるいは参加者,親のみ,来賓なしといったことを考えております。

ここまで子供たち感染ゼロできておりますので,ぜひとも今年度,感染者ゼロで乗り切りたいと考えています。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 石井議員。
- **〇5番(石井公一郎君)** 今,教育長が申されたとおり,感染者ゼロで続けていっていただきたいなというように思います。

最後に、ワクチンが少ない中で、いつ頃接種できるのか不透明なところもありますが、いろいろ難しい問題が多いと思います。現場で混乱が起きないよう、スムーズな接種ができますよう進めていただきたいというようにお願いをして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(船川京子君) 以上で、新型コロナ関連の議会代表質問が終わりました。 暫時休憩とします。再開を10時55分とします。

午前10時42分休憩

午前10時55分開議

〇議長(船川京子君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

1番通告, 5番石井公一郎議員。

[5番石井公一郎君登壇]

○5番(石井公一郎君) 1番通告,石井公一郎でございます。

今回の質問は, ホクサ茨城工場前の国有地について。

ホクサ工場前の国有地は、町の管理であります。現在、駐車場として使用しており、ま

た,ドリンクの自販機が置いてある状況であります。これは何十年も無断で使用している 状況であります。

町は、ホクサ工場と話合いをしておりましたが、解決がつかず、取手簡易裁判所での調停でも不調に終わり、その後、龍ケ崎裁判所での裁判となりました。何回開催され、どのように進んだのかお伺いをいたします。

○議長(船川京子君) 石井公一郎議員の質問に対する答弁を求めます。 佐々木町長。

[町長佐々木喜章君登壇]

○町長(佐々木喜章君) それでは、石井議員の御質問にお答えをいたします。

令和元年8月から3回にわたり口頭弁論が行われました。その後,裁判官から裁定を中断し、専門委員による調停に付すとの宣言があり、これまでに6回の調停が行われております。現在、調停案について審議をしている最中であり、調停案がまとまりましたら議会へ提案をさせていただきます。

裁判の期日ですが、参考までに、令和元年8月29日、同年10月15日、同年12月16日、令和2年1月24日、同年3月27日、同年5月22日はコロナ感染症の影響で中止、同年8月18日、同年10月27日、同年12月22日、令和3年2月16日、同年4月20日予定となっております。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 石井議員。
- ○5番(石井公一郎君) 今町長から6回の調停をしたというようなことなんですけれど も、11月8日に自転車に子供を乗せた人と自動車で、あの場所で人身事故が起きました。 救急車で運ばれたというような状況もあり、大きな事故になるおそれが、あの場所はあり ますから、町長もよく御存じのとおり、一日も早い解決をお願いしたいと思います。

ただ,この前もこの件で話しましたが,あそこの道路の縁石,あの縁石を外せばある程度は,今,裁判中だからそれはできませんとかと言うんじゃなくて,無断で使っているわけですから,あそこの縁石を外せば,ある程度はスムーズな自動車のすれ違いができると思うんですよ。だからその辺は,町はどのような考えをしているのか,町長,お願いします。

- 〇議長(船川京子君) 中村建設課長。
- ○建設課長(中村敏明君) 石井議員の御質問にお答えいたします。

縁石撤去の検討ということだと思うんですけれども、あそこの場所で今、狭窄部にはなっておりますが、縁石を取るということは、余計、道路管理上危うい状態になろうと私は考えております。

以上でございます。

〇議長(船川京子君) 石井議員。

○5番(石井公一郎君) 課長はそう考えているかしらないけれども、あそこを塞いでいるから余計私は危ないと思うんですよ。あれを取ればスムーズに。ただ、邪魔になるのは自販機なんですよ、自販機。あくまでも町の管理ですから、もう何十年もあのままの状況で置いてある事態、ただ佐々木町長になってからこのような裁判をしてやって、何とか取り戻すじゃないけれども、町の管理の物件ですから、だからそのようなことなので、随分状況としては、私の感じとしては進んでいるのかなと。裁判をやってどのような判決になるか分からないけれども、時効取得とか何かにはならないと思うんですよ、国有地ですから、その辺はいかがですか。

- 〇議長(船川京子君) 中村建設課長。
- ○建設課長(中村敏明君) お答えいたします。

私も、この問題につきましては早期に解決したいと考えております。ただ、これは相手 もあることですので、事案ですからちょっと時間がかかっておりますが、早期解決に向け て頑張っていきたいと思います。

以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 石井議員。
- **○5番(石井公一郎君)** 課長も十分頑張ってもらうしかないと思うんですけれども、町長に、最後のこの質問ですけれども、いつ頃これが解決になる見込み……見込みでもいいですから大体いつ頃、あの場所が……相手があるからそれは難しいと思うんですけれども、いつ頃、あくまでも見通しでいいんですよ、その辺、いかがですか。
- 〇議長(船川京子君) 佐々木町長。
- **〇町長(佐々木喜章君)** 詳細につきましては、今後の裁判に影響もしますので何とも言えないところですが、裁判の状況と上がってくる文書を読んでおりますと、少しいい方向に進んでおるのかなと、ここでいろんな方面から入れると、相手もありますので余計こじれる可能性もあるということから、いつ頃という返事は申し上げられませんけれども、私も分かりませんが、いい方向で今進んでいるところでございます。
- 〇議長(船川京子君) 石井議員。
- **〇5番(石井公一郎君)** 町長には、一日も早くこの問題を解決できるように努力していただきたいなというように思います。

それでは、2番目のウェルネススポーツ大学が使用している野球場のところのイチョウの木の再植樹について。

野球場に隣接するフレッシュタウンの周辺住民への迷惑行為,ボールが家に飛んでくるというような苦情について,町政に対して要望事項が令和2年7月に提出され,町はイチョウと桜の木が伐採されたことから植樹を要請しているとの回答でありました。いまだに植樹されていない。町の対応について伺いますというようなことですが,街路樹の1メーター50センチメートルぐらいの2本は植樹されております。

そこで、この前のホームベースのイチョウは無断で伐採されました。そのときに職員に聞いたら、よく学校のほうに注意をしておきますよと。2回目も桜の木を切りました。そのときも町のほうに聞いたら、十分にまたよく注意しておきますと。そしたら今度、北側のところの街路樹と中の桜を切りました。フレッシュタウンの住民の中には、桜の木を楽しみにしている住民もいたわけですよ。ガラスを大きなガラスに直したり、もう残念がっているという人もおりました。

ただ、あくまでも桜の木、あるいはイチョウにしても、私は町の財産だと思っていますよ。だから、町に申請を出して、町長の許可をもらって、それで伐採するんであれば、それはそれでいいと思うんですけれども、今まではみんな無断ですから、その辺はいかがですか。

- 〇議長(船川京子君) 大越財政課長。
- ○財政課長(大越達也君) それでは、石井議員の御質問にお答えさせていただきます。 平成23年2月8日に町と学校法人タイケン学園とで締結した公有財産賃貸借契約の第9 条に規定がございまして、貸付財産の形状を変更するときは、書面によって申請し承認を 受けなければならないとなっております。

令和元年10月29日に大学側から、首都リーグ公式戦開催に向けて、防球ネットを高くするため、工事車両の進入と工事に支障の出る樹木の伐採についての相談がございました。 その協議内容を踏まえまして、大学より樹木伐採及びフェンスの撤去についての申請がありまして、町が申請の内容を承認し、伐採工事が始まりました。

次に、防球ネット設置工事に伴う道路敷の使用等について、道路法に基づく道路占用許可申請及び防球ネット設置の申請がありまして、それぞれ町で道路占用許可、承認をいたしております。

伐採しました街路樹のイチョウ2本につきましては、先ほど石井議員からも御発言ございましたが、既に植樹を終えております。桜につきましても、大学側の御好意により3本植樹を、昨日ですか、終えております。

以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 石井議員。
- ○5番(石井公一郎君) この令和2年7月29日に町長から出された文書の中で、これちょっと分からないんだけれども、街路樹3本、今は2本と、現場を見ると2本なんですよ。これ街路樹3本を植えるようにという文書が出ていたので、それと桜の木、今、桜の木の植樹を3本やりましたと言うけれども、実際には令和2年7月なんだから、もっともっと私はウェルネススポーツ大学が伐採したら何とかその植樹を、完全なまでにはいかないにしても、もう1メーター幾らだから本当の細い……細いって、それはいずれ大きくなりますけれども、その辺をウェルネススポーツ大学とも今……申請が上がってきたというのは、この前のものが初めてだと思うんですよ。その前はもう全然そういうことなくて無断で伐

採していましたから、だから、役場の課長も「よく話しておきますよ」、その次のまた課 長も「またよく話しておきます」と、それだけであったんだけれども、やはりきちんとし た申請をやって出して、それで許可すべきだと思うんですよ。そのようなことになったと いうから、よくなったのかなというように思っています。

よくウェルネススポーツ大学とも話しして、やっぱり大学ですから、きちんと言ったら やってもらうような形にしないと、本当に何と言うのかな、やりたい放題でやっているみ たいで、やっぱり申請を出して、言ったことはきちんと守ってもらうということが俺は筋 ではないかなというように思います。今後ともよろしくお願いしたいと思います。

それでは、3番目のフレッシュタウン北側の雨水路の維持管理について。

一つ,全線(利根川堤防から元レモンパチンコ店)にわたって老朽化が著しく,道路や田んぼの地盤沈下等が発生していることから,早急に補修工事を実施しなければならない箇所もあると思います。現在の雨水路維持管理工事の進捗状況をお伺いいたします。

- 〇議長(船川京子君) 飯田都市整備課長。
- ○都市整備課長(飯田喜紀君) 御質問にお答えいたします。

平成30年度にフレッシュタウンに面している雨水路1.2キロメートルの設計を行い,令和元年度から柵渠の改修工事を行っております。今年度で2年目になります。2年間で行う工事延長は127メーターです。また,維持管理ですが,住宅側は利根町が管理,田んぼ側は豊田新利根土地改良区が管理しております。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 石井議員。
- **○5番(石井公一郎君)** それでは、2番の上流の利根川側から順次工事をするのではなくて、どのような基準で工事箇所を決めているのか、その辺お伺いします。
- 〇議長(船川京子君) 飯田都市整備課長。
- ○都市整備課長(飯田喜紀君) 御質問にお答えいたします。

現在の雨水路の構造は柵渠水路であり、その柵渠水路で道路の土圧を受け止めているわけですが、年数が経過したことにより、柵渠水路が土圧に耐えられなくなった箇所が発生し、それによって道路の沈下及びクラック等が生じております。そうしたことから、道路の破損がひどい箇所から工事を行っております。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 石井議員。
- **○5番(石井公一郎君)** 今,課長から話を聞くと,状態の悪いところから工事をしていくと。現状は,状態は,もうどこもみんな北側に沈んでいっている状況だと思うんですよ,現場は。フレッシュタウンが切れてレモンの元のパチンコ屋に行くところなんか,木が生い茂っちゃってすごいでしょうよ,あそこ。それで,悪いところから直していきますよというようなことなんだけれども,現状は全部……だから,なぜ上からずっとやってこない

のか……下からか、何で途中から、途中からやるのかなという気はするんですけれども、 その辺はいかがですか。

- 〇議長(船川京子君) 飯田都市整備課長。
- ○都市整備課長(飯田喜紀君) 基本的には水路とかの場合には、下流からやるのが一般的なんですが、今回の場所に関しましては、先ほど1のほうで説明させていただいたんですが、設計は、フレッシュタウンの住宅に面している1.2キロメートルの設計を行っております。パーラーレモンのほうまで行きますと、大体2キロメートルぐらい水路がありまして、今回は住宅に面して危ない箇所から直すということで、一応、先ほど御説明しましたように、道路のかなり一番ひどいところ、通行に支障があるところから直すということで、真ん中のほうから直しているのが現状であります。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 石井議員。
- **○5番(石井公一郎君)** それでは、第3番の、これが全線終了するのは年数的にどのくらいかかって修繕ができるのか。雨水路の維持管理工事の今後の予定についてどのように進めていくのか、その辺お答えください。
- 〇議長(船川京子君) 飯田都市整備課長。
- 〇都市整備課長(飯田喜紀君) 御質問にお答えいたします。

現在,この工事は都市計画税と一般会計からの繰入れによって工事を行っております。 今後も道路の傷みがひどいところから工事を行っていきますが,町の財政面も考慮しなが ら工事を進めていきたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 石井議員。
- ○5番(石井公一郎君) 財政的な面を考えるというようなこと、それはそうなんだけれども、悪い箇所って、もう2か所手をつけて、工事をしていて、それを途中でやめるわけにはいかないと思うんですよ。2か所はきちんとやりました。今現状3月前ですから工事終わっていますよ。だからそれから先を、今言ったように財源等の、それはそうなんだけれども、1回手をつけた、工事をしているんだから、これから先も順次やって、それで最終的に何年頃あそこは完了しますという計画はありますか。
- 〇議長(船川京子君) 飯田都市整備課長。
- **〇都市整備課長(飯田喜紀君)** 全体的に何年までということは、今の段階では言えないんですが、3か年計画にのっとって一応予算を計上し、財政と相談しながら事業を行っております。

こちらに関しましては、先ほど御説明しました都市計画税と一般会計からの繰入れによって事業を行っておりまして、その財源が決められておりますので、その中で、順次、悪いところから直していくというような形で考えております。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 石井議員。
- ○5番(石井公一郎君) それは分かるんですよ。順次悪いところから直していくのは分かるんですけれども、何年ぐらいで、最終的な、何年かかって完了させるんだという、お金との相談ですとなるけれども、財政とよく話をしてってなるけれども、その辺の最後のとどのつまりが何年頃で終わるんですというような計画がなければ、ただ、お金がついたときやりますよと言うのでは、何か計画性がないなと思うんですけれども、いかがですか。
- 〇議長(船川京子君) 飯田都市整備課長。
- ○都市整備課長(飯田喜紀君) お答えいたします。

1回とめることではなくて、毎年継続工事として行っていくのは行っていくわけなんですが、先ほどから御説明しているように、財政的な面もありますので、延長が短くなるような形で工事を行っていくような形になっております。

今回,現状を確認してみましたところ,大体3スパンが一番ひどくなっておりまして, 大体延長としましては463メーターの部分が一番ひどくなっておりますので,そこの部分 を先行的にやっていきたいなと考えております。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 石井議員。
- ○5番(石井公一郎君) 何回聞いてもあれなんですけれども、では、いつ頃までに完成をさせたいという形も、今は分からないんですけれども、それが分からないということで、お金との絡みがあるからと言われれば、それはそれでしようがないと思うんですけれども、その辺の、もし何年頃にあの部分は完成させたいんだというようなことは、全線終了するのはどのくらいの年数がかかるんだということが、もし分かれば教えてください。
- 〇議長(船川京子君) 飯田都市整備課長。
- ○都市整備課長(飯田喜紀君) お答えいたします。

現在,2年間で先ほど御説明したとおり127メーター,2年間で127メーターをやっております。先ほど説明の中で,フレッシュタウンに面している延長が1.2キロメートルあります。そうすると,1.2キロメートルですから,127メーターずつやったとしても20年かかるという形になりますので,ですから,先ほどお話したように,パーラーレモンのところまでは2キロメートルありますので,それを考えると,かなりの年数がかかるのが現状であります。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 石井議員。
- ○5番(石井公一郎君) それに付随して道路も非常に、フレッシュタウンの終わりのと ころ、それから先のレモンのところについては、フレッシュタウンからレモンまでは相当 道も細いし悪いんだけれども、道路も非常に傷んでいるような状況です。そこで、補修す

る考えはあるのでしょうか。

- 〇議長(船川京子君) 中村建設課長。
- **〇建設課長(中村敏明君)** 石井議員の御質問にお答えいたします。

道路舗装の老朽化,こちらもかなり進行している状況と認識しております。舗装修繕につきましては、水路工事の計画や進捗状況を見ながら街区単位等で、工事延長が整った状況になり次第、舗装修繕の工事の予算を計上したいと考えております。

なお、排水路の工事は、道路の沈降等劣化状況の激しい箇所から実施されていると認識 しておりまして、排水路工事の延長もかなりありますことから、道路パトロールなども強 化して、深刻な損傷等が発見された場合は、速やかに道路補修を心がけたいと考えており ます。

以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 石井議員。
- **○5番(石井公一郎君)** ですから、今その排水をやって工事をしている中で一番北側が、 北に道路も沈んでいるような状況なので、よく現場を見て、最終的には全面舗装のような 形で、途中途中を工事終わったところだけ補修しているような状況だ、排水ね、だから、 その辺もよく考えて工事をしていただきたいなというように思って質問を終わります。
- ○議長(船川京子君) 石井公一郎議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を11時35分とします。

午前11時25分休憩

午前11時35分開議

O議長(船川京子君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番通告, 10番若泉昌寿議員。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

〇10番(若泉昌寿君) 2番通告, 若泉昌寿でございます。

今回は、交通安全について質問をさせていただきます。

まず1点目, 高齢者の交通安全対策について伺います。

交通事故は全国で毎日、数多く起きておりますが、利根町では、行政をはじめ町民の皆様の努力により交通事故死亡ゼロが4,000日を突破しております。今後も続くよう願っております。一方で、全国的に見ますと、高齢者による交通事故は増加しているように思います。そこで、次の2点について伺います。

1点,運転免許証を自主返納した高齢者に対し、自転車での移動時に使用するヘルメットを配布すれば、免許証自主返納の動機づけになるのではないかと考えますが、町として 高齢者の交通安全対策についてどのように考えているのかをお伺いいたします。

○議長(船川京子君) 若泉昌寿議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

[町長佐々木喜章君登壇]

○町長(佐々木喜章君) それでは、若泉議員の御質問にお答えをいたします。

町では、高齢者による事故の減少を図ることを目的として、65歳以上の方で免許証を返納された方に対し、大利根交通の回数券のほか、町のふれ愛タクシーや布川交通の利用券 それぞれ1万2,000円分をお配りし、免許証自主返納の促進を図っております。

議員の御提案のヘルメットの配布につきましては、今のところ、町民の方からの要望として上がっておりませんが、今後、ヘルメット配布に限らず、免許証を自主返納した際の支援、またはその動議づけとしてどのようなものが望ましいか、その把握に努めたいと考えております。

〇議長(船川京子君) 若泉議員。

〇10番(若泉昌寿君) 私,冒頭にも述べましたように,利根町は4,000日という死亡 事故ゼロが続いております。これはなかなか容易にできるものではございません。これは, 町民の方はもちろん,町の体制もそのような考えでやっているからの,これは成果だと私 は思っております。

そこで、65歳以上免許証返納ということになりますと、私は既にもう65歳過ぎていますが、免許証を返納するということは、一大な決心じゃないとなかなかできないと思いますが、人それぞれありますので、免許証を返納してもいいかなという方もおります。それに、そのお礼としてということではないんですが、今度は自転車でいろいろ買い物をしたり、用を足したりする場合は、やっぱり町として、そのお礼としてヘルメットを配布したらいいのかなということで質問をさせていただきました。町長の答弁ですと、これから考えてみますということなので、ぜひとも検討していただきたいなと思います。

それでは、次に移ります。高齢者が自転車に乗る際にヘルメットの着用を促すよう、町から注意喚起することが交通安全対策の一環ではないかと考えますが、町の見解を伺います。これは1と同じような感じでございますが、一応町長に、総務課長でも結構です。

〇議長(船川京子君) 飯塚総務課長。

○総務課長(飯塚良一君) 議員おっしゃるとおりでございまして、利根町も高齢化が進んでおります。ヘルメットの着用だけでなく、交通ルールの遵守徹底など、高齢者の交通安全対策も一層強化していかなければならないと感じております。

ヘルメット着用の促進につきましては, 高齢者に限らず, 自転車に乗られる方全て言えることだと考えておりますので, 今後, 広報紙等でも啓発していまいりたいというふうに考えております。

〇議長(船川京子君) 若泉議員。

○10番(若泉昌寿君) 今,総務課長の方から,要するに返納者でなく,高齢者全員に ヘルメットをかぶるようにと,そういうことなんですが,私もそのように思います。でき ましたら、65歳過ぎの高齢者の方にヘルメットを町のほうから配布していただければなあということで2番目に、そのように私の頭の中では思っておりましたので、ぜひともそのような考えもひとつよく考えてみて、町の高齢者の方、ぜひとも事故に遭わないよう、これからお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2番目に移ります。交差点のカーブミラーについてお伺いします。

カーブミラーは交通事故を防ぐ上で重要な役割を果たしておりますが、本町でも交差点 やカーブなどに設置されておりますが、汚れて見づらい箇所が見受けられます。定期的に 点検等を行い、必要であれば清掃するなど、よく見える状態を維持するべきと思いますが、 町ではどのように考えているのか伺います。

- 〇議長(船川京子君) 飯塚総務課長。
- ○総務課長(飯塚良一君) 議員御発言のとおり、カーブミラーは交通事故を防ぐ重要な 役割を担っていると考えております。議員御指摘の定期的な点検、清掃につきましては、 交通指導隊による年1回の施設点検、それとパトロール時に目視による点検を行っていた だいております。

町では、この結果や町民の方からの通報を基に、緊急性のあるものは即時対応している ほか、最近では、昨年12月から今年1月にかけてになりますが、総務課職員が町内全域の カーブミラーの点検と清掃を実施したところでございます。

- 〇議長(船川京子君) 若泉議員。
- **○10番(若泉昌寿君)** 交通指導隊の隊員の皆さんにお願いしているということなんですが、交通指導隊の方々は、まだ若い方もおりますね。現役で働いている方も数多くいると思います。そういうことなので、交通指導隊の皆さんだけではなかなかこの清掃ということも大変なのかなと私は思いますが、参考のために、利根町には何百か所くらいのミラーがついているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。
- 〇議長(船川京子君) 飯塚総務課長。
- ○総務課長(飯塚良一君) 個数についてですが、ちょっと資料がないのでお答えできません。申し訳ございません。
- ○10番(若泉昌寿君) どういうところにあるのか、ミラーとか。
- 〇議長(船川京子君) 飯塚総務課長。
- ○総務課長(飯塚良一君) カーブミラーがついている箇所は、見通しの悪い交差点であるとか、丁字路であるとか、必ず道路についています。それと、カーブがあって、先が見通せない場所にありますので、あとで数は、総務課のほうで把握しておりますので、今日資料を持ってきていないので、申し訳ないんですけれども、後でお知らせしたいと思います。
- 〇議長(船川京子君) 若泉議員。
- **〇10番(若泉昌寿君)** 恐らく私の思うには、300か所ぐらいついているのかなって、

そんな感じがします。それで、最近には、私もそうなんですが、自分の個人の家から道路に出るときに、こんな小さいのが売っているんですよね、それをつけると、家から道路へ出るときには非常に便利に私も利用しておりますが、今私が質問しているのは、大きな道路のカーブとか交差点、そういう見づらいところについているのが町で設置しているミラーでございますので、そういうことで結構数は多いんですから、何ですか、鏡を掃除するということになるとなかなか大変なのかなと思いますが、これ、私の一つの考え方ですが、もしできればシルバーさんにお願いするとか、そういうことは考えられるかどうか、お尋ねします。

- 〇議長(船川京子君) 飯塚総務課長。
- ○総務課長(飯塚良一君) 先ほどのまずカーブミラーの数なんですが、約400あります。 その後のシルバー人材センターのほうにお願いしてはどうかということかと思いますけれども、予算が絡みますので、今現在は総務課職員で行ったり、ボランティアの方が行ってくれているという話も伺っておりますので、予算措置をされればいいんですが、まずはできるだけお金をかけない方法でやっていきながら、それもシルバー人材センターも含めて考えながら、今後カーブミラーの清掃点検を行っていきたいというふうに考えております。
- 〇議長(船川京子君) 若泉議員。
- **〇10番(若泉昌寿君)** 今,ボランティアの方にお願いをしているということなんですが,私ちょっと知らないので,ボランティアというとどういう方たちのボランティアなんですか,もし分かれば。
- 〇議長(船川京子君) 飯塚総務課長。
- ○総務課長(飯塚良一君) ボランティアの方にお願いをしているということではなくて、 自発的にやっているという話を伺っているということで、そのボランティアの方々がどう いう団体なのかは承知はしておりません。
- 〇議長(船川京子君) 若泉議員。
- **○10番**(若泉昌寿君) 確かに、掃除しようと思えばできるのですが、結構高いものですから、柄のついたものでないと届かない、そういうことで、これはなかなか個々にやるというのは難しいのかなと思います。これからもぜひ掃除できるように、もしできれば予算もありますが、シルバーの方にでもお願いしたらどうかと思いますので、よろしくお願いします。

それでは次に、信号機の手前の樹木が生い茂り、信号機が隠れて見えにくい交差点があります。ある交差点では、枝が伐採され一時的に改善されても、また翌年には同じような状態になってしまいます。通行するほうから常に信号機が確認できる状態を維持してほしいと改善を望む声も少なからず聞かれますが、町はどのように考えているのか伺います。

〇議長(船川京子君) 飯塚総務課長。

○総務課長(飯塚良一君) 信号機につきましては、警察の管轄となっていることから、信号機が見えづらい等の要望が町にあった場合や、町で発見した場合には、窓口である取手警察署、これは利根地区交番ということになりますが、ここに通報して対応をお願いしております。

通報後の対応でございますが、取手警察署交通課それと交番の方から地権者に、樹木の 剪定や伐採、これをお願いするような手はずになっております。

- 〇議長(船川京子君) 若泉議員。
- ○10番(若泉昌寿君) 私も利根町の全域を大体歩いてみたのですが、そう多くはないですよね。それで、あとは冬、落葉樹のところに隠れている信号機は、冬は大丈夫なんですよ。夏がちょっと見えにくいという箇所があります。これは、ここでは申し上げられませんが、個人の家の樹木が大きくなって飛び出して見えなくなるという信号もありますので、それは私たちからは言えませんが、町の方から、もし分かりましたら、ぜひともちょっと枝を伐採してもらえるようにお願いしてはと思いますが、その答弁だけお願いします。 ○議長(船川京子君) 若泉議員に申し上げます。最後の発言が聞き取りにくかったので、もう一度お願いします。
- **〇10番(若泉昌寿君)** 信号機がある手前,個人の屋敷,屋敷の木が伸びて見えにくくなっている信号機がありますので、ここで私からどこの家だよとは言えませんので、それはちょっと行政のほうで調べて、行政からだったらお願いできると思いますので、よろしくお願いします。そういうことでございます。
- 〇議長(船川京子君) 答弁はいいですか。
- **〇10番(若泉昌寿君)** いいですよ、答弁はいいですよ。調べてそれでやってくれれば、 それでいいです、終わりますから。
- ○議長(船川京子君) 若泉昌寿議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を13時30分とします。

午前11時51分休憩

午後 1時30分開議

- 〇議長(船川京子君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
 - 3番通告, 3番片山 啓議員。

〔3番片山 啓君登壇〕

○3番(片山 啓君) 3番通告,3番片山でございます。よろしくお願いいたします。 まず私は,防災・減災についてということから質問させていただきます。

先日も夜中に利根町を震度4という地震が襲いました。災害は予告なく来ますので、いかに日頃からの準備体制が必要かと考えさせられました。このたび、4月1日からでしょうけれども、利根町に防災・危機管理課というのが設置されます。そこで、国も現在防災

に物すごく力を入れております。それに対して高度な知識,今まで以上の知識が求められると提言しております。そこで,防災・危機管理課が設置されたことに対して,それとともに町職員の防災・減災に対する教育研修の対策,現在,どのような計画が立てられているか,教えていただきたいと思います。

○議長(船川京子君) 片山議員の質問に対する答弁を求めます。 佐々木町長。

[町長佐々木喜章君登壇]

○町長(佐々木喜章君) それでは、片山議員の御質問にお答えをいたします。

防災担当となった職員はもとより、災害発生時には職員全員が対応に当たるため、毎年 数名の職員に防災士の資格を取得させております。

外部研修といたしましては,茨城県が主催する災害対策対応勉強会や内閣府が主催する 危機管理担当者研修会などにも参加し,災害に対する知識を深めております。

また、当町は利根川下流域減災対策協議会をはじめ、鬼怒川・小貝川下流減災対策協議会、霞ヶ浦流域減災対策協議会、茨城県管理河川県南ブロック減災対策協議会と四つの協議会に加入しております。協議会開催時には気象庁からの情報提供のほか、国や県及び構成市町村の取組を共有するための研修会も行われ、水災害対策に関する知識を深める場となっております。

職員の内部研修としましては、防災担当職員が講師となり、職員を対象としたスキルアップ研修を行うことにより、職員全体の底上げが図れるものと思われますので、今後は、 感染症対策も含めた災害対策のスキルアップ研修も実施するよう指示したところでございます。

- 〇議長(船川京子君) 片山議員。
- **○3番**(片山 啓君) ありがとうございました。今,町長から,毎年数名の防災士の資格研修,職員に防災士の資格を取らせるというお答えがありましたが,これ通告していないので,もし答弁できなければそれで結構ですけれども,せっかく防災士の話が出ましたので,現在,町職員で防災士の資格を持っているのは何名でしょうか。
- 〇議長(船川京子君) 飯塚総務課長。
- ○総務課長(飯塚良一君) 22名でございます。
- 〇議長(船川京子君) 片山議員。
- **○3番(片山 啓君)** 22名というと、まだまだ少ないなという感じがします。ちなみに、常総市は水害の後、一気に1年に200名以上が防災士の資格を取っております。

災害が来た後は、非常に危機感を持ってどこの市町村でもそういう対応を取るようですけれども、やっぱり災害が来たときに的確な対応ができるためには、日頃からそういう資格者を増やし、教育研修をきちっとして、未然に災害からの住民の生命、財産を守るような体制をいち早く取っていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(船川京子君) 飯塚総務課長。
- ○総務課長(飯塚良一君) 片山議員おっしゃるとおりでございまして、いち早くその災害対策に活動ができるような体制を取るためにも、年間を通して数回の防災訓練、それと初動訓練等を行っているところでございます。
- 〇議長(船川京子君) 片山議員。
- ○3番(片山 啓君) よろしくお願いいたします。

それでは、次に、やっぱり災害になれば、その本部長になるのは町長だと思われます。 町長の指揮監督というのが非常に大事になってくると思いますが、町長の防災・減災に対 する基本的姿勢を教えていただきたいなと思います。

- 〇議長(船川京子君) 佐々木町長。
- **〇町長(佐々木喜章君)** 私が常日頃から防災・減災について考えてきたことを、お話を させていただきたいと思います。

私は、常に危機意識を持ち、災害発生時には素早く体制を整えられることが防災力を高め、減災につながるものと考えております。常に危機意識を持つとは、私は、役場、消防署など災害に携わる職員だけでなく、町民の方々にも、日頃から危機意識を共有していただくことによって、万が一災害が発生した場合でも、それぞれが慌てることなく、落ち着いた行動を取ることにより、多くの命が救われ、被害を最小限にすることができると考えております。

そのため私や職員は、必要な研修を受講したり、過去の事例を検証するなど、これらを 参考に災害発生前に予測可能な範囲でタイムラインの設定を行うほか、災害発生時には災 害の状況に応じた臨機応変な対応が図れるよう努めております。

住民の方々との危機意識の共有につきましては、町民を対象とした出前講座や町と各地 区合同で行う防災訓練のほか、「広報とね」に毎月掲載しております防災掲示板での啓発、 また、防災訓練補助金や防災資格取得補助金、さらに、分散避難所整備補助金など、各地 区への補助金を通じて防災意識の向上を図っております。

このほか、片山議員が副会長を務める防災士連絡会の活動も、住民の方々の危機意識の 共有につながるものと考えております。片山議員におかれましては、ぜひとも副会長とし てリーダーシップを発揮され、防災士会の活動に寄与されますようお願いを申し上げます。 このように、私が考えております常に危機意識を持ち、災害発生時には素早く体制を整 えられることをより現実のものとするためには、防災対策の機能を総務課から独立させ、 防災に特化した課を設置する組織改革が必要と考え、昨年12月の議会定例会に条例の改正 案を提出した次第でございます。残念ながら、本会議において片山議員には賛成していた だけませんでしたが、賛成多数で可決されましたので、4月からは防災・危機管理課を筆 頭に、防災対策の充実を目指すことができることになりました。今後も防災のさらなる充 実を図っていきたいと考えております。

- 〇議長(船川京子君) 片山議員。
- **○3番(片山 啓君)** 今,町長の答弁で,防災・危機管理課の設置に反対したと言いましたけれども,私は何も防災・危機管理課を設置することについて反対したわけでありませんので,その条例案についてトータルとして反対したわけですから,お間違いのないようにお願いいたします。

今,町長がおっしゃいましたけれども,出前講座だとか住民に対していろいろな指導をしていると言いましたけれども,過去の町主催の防災訓練,残念ながら今年度は中止になりました。しかし,非常に町民の参加が少ない。出前講座にしても同じです。非常に少ないです。何やってもなかなか住民の賛同……賛同というか,参加が得られない。そういう状況の中で町として,せっかくそういう手段を取っておるので,特に町主催の防災訓練には全自治会が参加できるような体制を取っていただきたいと思いますが,いかがですか。

- 〇議長(船川京子君) 飯塚総務課長。
- ○総務課長(飯塚良一君) 町のほうといたしましても、全地区に参加していただくというのは、本当に我々の希望としては一番トップに立つところでございますけれども、そのために各区長さんに、区長会があったときにそういう説明をしながら、各自主防災組織が、各地区が町の防災訓練に参加していただけるようお願いしているところです。

これまで参加できなかった地区からの要望としては、早めにその期日を教えてほしいということがございました。これに関しては、次の区長会役員会のときに早めに伝えるようにしております。3月中にはお伝えできる手はずとなっておりますので、今回、次年度、令和3年度ですか、令和3年度については多少なりとも参加する地区も増えるのではないかと思っております。

- 〇議長(船川京子君) 片山議員。
- ○3番(片山 啓君) 早めの周知というのが非常に大事だと思います。

第1回目のときには非常に周知期間がなかったですね。今年度は早かったんですけれども、コロナの関係で中止になっちゃったということで、今年度の実績はありませんが、ぜひ大勢の区の人たち、住民の人たちが参加できる体制、中身も問題ですけれども、いろんな参加できるような中身をつくっていただくと。

次の質問の2もそれに関することですけれども、教育現場での対策。

ちょうど今年は東日本大震災から10年の節目ですね。そのために防災意識が全国的に非常に高まっております。そういうところでいろいろな報道を見ますと、各地区小中学生が訓練に参加していると、親御さんと一緒にね、そうすると、小中学生が参加すると必ずその保護者の方が出てくると、お年寄りの方もついてくるという相乗効果があるみたいですね。ですから、小中学校の学校施設内だけの対策ももちろんお話ししていただきたいと思いますが、町の人たちの訓練、自治会とかそういうところの訓練についても、小中学生の参加を促すかどうかの答弁をお願いいたします。

〇議長(船川京子君) 海老澤教育長。

〇教育長(海老澤 勤君) 教育現場での防災・減災対策ということですが、各小中学校におきましては、消防計画のほか危機管理マニュアル、洪水時の避難確保計画を策定して、毎年、避難訓練や児童生徒の引渡し訓練を実施してきております。このほか、教職員が学校防災教育に関する研修会に参加をしております。

今年度におきましては、利根川下流河川事務所主催による防災教育報告会のウェブ会議、 町内の小中学校の教頭、指導室長などが参加し、過去の水害や水害の危険性、防災情報の 入手方法などの取組について研修を行っております。

また国のほうで2020年、今年度より新しい学習指導要領が始まっております。この学習 指導要領でも「生きる力」をはぐくむために、防災安全教育は、外国語、プログラミング 教育と並んで、生きる力、自分で判断し行動する力、実践力をどのように育てるかが問わ れております。

災害は、議員おっしゃいますように、いつ、どこで、どのように起こるか分かりません。 起こったときに自分の命をどう守るのか、学校教育でのその役割は大きいものがあると考 えています。

災害も様々です。せんだっての地震、台風、雷、ひょう、竜巻、大雨の洪水、自分の子供たちが置かれている状況で命を守る行動は違ってまいります。そうした安全への行動力、 実践力を身につけさせるには、教科の学習だけでなく、自分で体験することがより効果的であると考えています。

体験型の防災訓練では、2年ほど前に文間小学校で行った地域と学校が連携した防災力強化事業を紹介したいと思います。これは、通常の避難訓練の後に、様々な体験を町総務課、消防署などと協力して子供たちに体験をさせました。

県からお借りした起震車の体験,あるいはテントに害のない煙をためて,そこをくぐる煙体験,また水消火器を使った消火訓練,応急手当ての訓練,非常食であるアルファ米の炊き出し訓練,また試食の体験,ダミー人形の心肺蘇生法の体験,PTAの会員だけでなく地域の方々や老人会,お隣にある文間保育所の園児なども一緒に参加をしたと聞いています。

以前私が勤務をしていた学校でも、やはり学校教育の中にこの防災教育を重要事項と位置づけて学校経営をした年がございました。そのときの実践例の一つとして、小学校の4年生が学区を歩いて、地震を想定した際、避難所として適当な場所はどんなところがあるかということを調べたものです。それを地図に落としまして、プリントをして全家庭に配布しました。

一次避難場所として建物が壊れてこないところ、駐車場や空き地、公園など、二次避難 として雨露がしのげ宿泊ができる場所として、学校あるいは公民館などを取り上げました。 さらに、この地図を下敷きにプリントして、子供たち全員に配布をさせ使わせました。裏 には「お・か・し・も」と、避難する際、「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」、こういったことが常々見られるように、意識づけできるようにしたこともございました。

こういう体験型の実践を校長会などで紹介をして,ぜひとも各学校へ持ち帰ってもらって,できる範囲で体験型の避難訓練を行っていただきたいというところです。

こうした避難訓練の後のアンケートでは、子供たちに聞いたところ、避難時にどのように行動をしたら分かりますかの問いに、学習前は分かっている「32%」が「72%」、災害時に家庭で連絡方法を決めていますかの問いには、決めている「37%」が「66%」、このように学校で防災教育を取り扱うことで、子供たちの意識も高まってきたと。また、子供たちから家庭に戻って話題を提供することで、大人の意識も醸成されたのではないかなと思います。

いずれにしろ,人の命,何に代わるものはございません。尊いものでございます。と同時に,自然災害をなくすこともできません。できることは,災害に備え,その被害を最小限に食い止めることだと思っております。

町長がおっしゃいます地域とともに自助・共助の意識を学校教育の中でも育てていきた いと考えています。

地区の防災訓練に子供たちの参加はということなんですが、それぞれの地域の学校の事情、地域の事情もあろうかと思いますので、校長の判断で、そのときは考えさせたいと思います。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 片山議員。
- **○3番(片山 啓君)** 今,教育長から過去の事例で下敷きだとかマップを見せられましたけれども,現在利根町の学校でそういうことされているんですか…… (「いや」と呼ぶ者あり) されていないでしょう。ですから,今,町で何をしているかということを,よその学校でやったことをここで話してもらってもあまり役に立たないんで,よろしくお願いします。
- 〇議長(船川京子君) 海老澤教育長。
- ○教育長(海老澤 勤君) 毎日の生活の中で一番どんな自然災害が予想されるか。地震であったり、雷であったり、竜巻であったり、また子供たちの避難訓練の中には、火災を想定した避難訓練もございます。さらには、以前、大阪でありました不審者の侵入の避難訓練などもございます。かけがえのない命を守るということで言えば、そういった避難訓練も想定した形で参加をしております。

今日の一般質問の中での防災ということで言えば、利根町では、地震とやはり水害だろうと思います。川の水が徐々に増えてくると、タイムラグがあると思いますので、危険のないところで、もし学校に子供たちがいれば早退をさせたり、あるいは休校にしたりとい

うことで対応していきたいと考えています。

- 〇議長(船川京子君) 青木学校教育課長。
- **〇学校教育課長(青木正道君)** それでは、学校での訓練、地域との関連性ということを 申し上げたいと思います。

令和2年度におきましてはコロナ禍で実施されませんでしたが、文小学校を例に申し上げますと、小学校5年生30名、教員3名と羽根野台の地区のボランティアの方8名という形で、これは地域の方との防災訓練を共同に実施するという授業も行っております。

また、先ほど教育長から話がございましたが、現在学校では様々な避難訓練を行っております。地震、火災、水害また不審者というようないろいろな、その項目に併せて避難をする。また家に帰りまして、家族の方とハザードマップを見て確認し合うというようなこともやっていただいております。

授業といたしましては、社会科、理科の授業で、消防、警察の役割ですとか、自然災害 から人々を守る、自然災害と自然の条件、流れる水の働きなど、様々な訓練以外でも授業 中の時間でそのような時間をつくっているという状況にございます。

来週になりますと、10年目を迎えます東北地方太平洋沖地震での影響で、利根町も当時の世帯数の約48%が全壊から一部破損までという被害を受けております。その辺も考えまして、ハザードマップ等利用し、常日頃から小中学校では訓練のほうを欠かさずやっているというような状況でございます。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 片山議員。
- ○3番(片山 啓君) 30分しか時間をもらっていないので、教育長、あまり説明が長過ぎです。

それでは2番目の少子化対策についてお伺いします。時間がないので、1と2と両方一緒にお答えしていただければ幸いかなと思います。

いずれにしろ、全国的に少子化ということは日本の大問題です。出産のしやすい町、子育てのしやすい町、町長もそういうものを目指していると思うんです。そういう中で現在行われている対策のほかに、よりこの出産しやすい町、出産の環境が整っている町、より子育てしやすいと思われるような町の施策を考えておるようでしたら、教えてください。

- 〇議長(船川京子君) 佐々木町長。
- 〇町長(佐々木喜章君) 当町では、町の人口減少に歯止めをかけるため、令和2年度から令和6年度を計画期間とする第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、 人口減少対策に取り組んでいるところでございます。

その中で、出産に対する助成制度の主なものとしましては、妊産婦一般健康診査に係る健康健診料の補助や、妊産婦の医療福祉費支給制度により医療費の一部を助成しております。今年度から新規事業といたしましては、妊娠、出産祝い品支給事業を開始しておりま

す。

2番目の子育てに対する助成策はということですが、子育てに対する助成といたしましては、出生時から高校生相当年齢までのお子さんに対して、所得制限を設けず、医療費を全て助成しております。さらに、乳児一般健康診査に係る健診料の1回分補助と新生児聴覚検査に係る検査料の補助がございます。

また、今年度からの新規事業として、利根町妊娠、出産祝い品支給事業を開始し、町在 住の方で新たにお子さんが誕生した世帯に、経済的支援として5万円分の利根町内共通商 品券をプレゼントしております。

保育に関する助成としましては、幼児教育・保育の無償化の対象とならないゼロ歳から 2歳児の非課税世帯、生活保護世帯以外の保育所等の利用者負担額について、町では国の 基準よりも4割程度減額しております。

また、多子世帯に対する援助としましては、お子様を2人以上育てている世帯で、3歳未満児の保育所等の利用料負担額を軽減する多子世帯保育料軽減事業を実施しております。 就学事業につきましては、第3子以降の児童生徒の給食費の無償化を実施しております。 さらに、任意予防接種である、おたふく風邪・小児インフルエンザ予防接種に係る費用 の一部助成を行っております。

また,同一世帯に中学3年生までのお子さんが3人以上いる世帯のうち,3人目以降のお子さんが任意予防接種を受けた場合は,助成額を拡大しております。

子育て世代の住宅取得支援としましては、中学生以下の子供と同居する世帯に対し、新築マイホーム取得助成制度や空き家バンク助成制度で支給される金額に上乗せして助成金や奨励金を支給することにより、子育て世代の住宅取得を支援するとともに、安住を促進しております。

子育でに関する助成事業につきましては、こうした子育で世帯への経済的な支援策を講じることによって、保護者が子育でしやすい町であると感じていただければ、少子化対策につながっていくものと考えております。

〇議長(船川京子君) 片山議員。

○3番(片山 啓君) 出産だとか子育て世代は、特に若い人に多いと思うんですが、現場で接している職員の人たちには、その人たちの声を聞いて、いかに助成措置を取ったならば喜ばれるか、また、よその町に住んでいるお友達に発信していただけるかということも含めて、対策を取っていただきたいなと思っております。

時間がなくなりましたので、最後の教育関連について御質問いたしますが、現在、文科省では35人学級というものを推し進めておりますが、現行の学級の平均的な対策、それと、令和5年には統合されますね。統合されたときに想定される1学級の人数と、35人学級にするための施設が完備しているかどうか、お尋ねします。

〇議長(船川京子君) 池田指導室長。

○指導室長(池田 恭君) 令和7年度までに、小学校において35人学級の導入が国の方針として示されております。現在、茨城県においては、小学校1、2年生において35人学級が実現しております。学級の人数が少なくなることで、教員が一人一人の児童生徒に目を配り、子への支援をきめ細かく行っていくことができます。教職員の事務処理等の負担についても減り、教員の働き方改革につながります。

本町では、令和5年度に小学校の統合が予定されております。統合する小学校では、全学年が35人学級になっても対応できる教室数の確保ができております。その場合、1年生から4年生が2クラス、5、6年生が3クラスになる予定です。県と連携して必要な教員数を確保し、町の児童生徒によりよい教育活動が行えるようにしていきます。

また,全学年が35人学級になったとしても,教材等の備品の準備については,統合準備 委員会等で,現在話し合いの中で確認をしているところであります。

以上になります。

○議長(船川京子君) 片山 啓議員の質問が終わりました。

暫時休憩とします。再開を2時10分とします。

午後2時02分休憩

午後2時10分開議

○議長(船川京子君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4番通告, 2番山﨑誠一郎議員。

[2番山﨑誠一郎君登壇]

○2番(山崎誠一郎君) 会派令和デモクラシーの山崎でございます。まず,一昨日の代表質問の際にも申し上げましたが,まず初めに,コロナ対策に必死に対応いただいている 医療関係者の皆様,心から敬意と感謝を申し上げます。

それでは、通告に従い、小学校統合及び小中学校におけるICT関連について御質問いたします。

予定では、令和5年4月から、現在利根町に3校ある小学校が1校に統合され、現在の 布川小学校のある場所になる予定と伺っております。ちょうど2年後の令和5年4月とい いますと、来月4月にちょうど4年生に進む方が6年生になって新しい小学校に入ると。 幼稚園と保育園に今通われている方が、来月の4月に年中に進む方がちょうど1年生にな ると、そして入学されるという方々が該当だと思います。

その1年生から6年生になるお子様をお持ちの保護者、親御さん、家族の皆さんは、うちの子供が通う学校は今どのような状態なのか、これからどのようになっていくのか、非常に関心をお持ちだと思います。

現在,教育委員会,学校教育課を中心に統合計画を進めているわけでありますが,我々 議員は何度か説明を受けておりまして,利根町立小学校統合準備室が設立され,月1回会 議が開催されていると。そして体制も、準備会の中に各部会があって、親御さん、保護者の方に委員会だよりというものを発行するという話を聞いており、ある程度、現在の状況等は我々は把握していると思っております。

そこで今回の質問なんですが、通学される家族の皆さん、また、町民の方々にも、統合計画について、今現在の統合計画を進めるための体制、校舎の修繕や工事、そして、統合するために行わなければならないもの、そして新しくつくるもの、つくらなければならないもの、やらなければならないもの、また、それに伴うスケジュールですね、そして、現在の進捗等について、私に答弁をいただくというよりも、親御さん、保護者の方に、ちょうどライブ中継もあるし、録画でも見られるということで、保護者の方にこの統合計画を説明していただきたいと思います。親御さんや保護者の方が、その説明を聞いて安心されることを期待しております。

また、同じ教育関係で、4月からは、利根町の小学校、中学校の生徒全員に1人1台の タブレットが導入されます。プログラミング教育への授業も始まると聞いております。

私も昨年3月まで携帯通信会社におりまして、最後の4年間は社内システムを構築、管理する部署におりました。このプログラミングとかシステムエンジニアとか、このIT関係、ICT関係の仕事というのは非常に大変でございます。一生懸命やっていても、間違いないと思っても、先日の先週末のみずほ銀行のシステム障害でありませんが、ああいうトラブルが付き物でございます。そういったことも、今後、生徒を育成する中でもひょっとしたら発生するかもしれないということで、生徒を指導する先生も本当に大変だと思いますが、それらに対する支援策、支援員の育成も含めまして御答弁というか、説明をしていただきたいと思います。

質問は以上でございます。

○議長(船川京子君) 山﨑誠一郎議員の質問に対する答弁を求めます。

青木学校教育課長。

[学校教育課長青木正道君登壇]

〇学校教育課長(青木正道君) それでは、山﨑議員の御質問にお答えいたします。

最初に、小学校統合関係のスケジュール、工事・改修などの進捗状況についてお答えいたします。

まず、小学校統合を進める上での体制といたしましては、今年4月から学校教育課内に 小学校統合準備室を設置し、円滑な統合に向け準備推進をさらに図ってまいりたいと考え ております。

進捗状況につきましては、議員御承知のとおり、昨年10月に町内小学校の統合に必要な協議及び調整を図る利根町立小学校統合準備委員会を設置し、現在月1回のペースで委員会を開催しているところでございます。

昨年12月開催の第3回統合準備委員会では、統合により新しい小学校となる学校名案に

ついて, 町民の方などを対象に学校名を公募いたしました。その結果をもとに, 委員会案 ではございますが, 利根町立利根小学校と決定いたしました。

この新校名案につきましては、決定後の翌々日には議員の皆様に御報告をするとともに、本年1月に開催されました利根町総合教育会議、2月に開催した利根町教育委員会会議を経て本定例会に関連議案が上程されているところでございます。

また、準備委員会では統合に関しての協議事項を詳細に協議するため、三つの専門部会を置き、現在は新しくなる学校の校章、校旗、校歌の制作やスクールバスのルートに関すること、PTA組織会則に関すること、教育課程、学校行事などについて、それぞれの専門部会において協議を進めております。

統合に向けては、この委員会が中心的な役割を担い、スケジュールなども計画決定していきます。課題等も含め検討事項を検討し、協議し、また整理しながら、統合準備を前進させていきたいと考えております。

全体的なスケジュールは、昨年12月に議員の皆様方にお示しをしたとおりでございますが、会議の進行具合などにより、細かなスケジュールなどは変わっていくと思われますが、 御了承をいただきたいと思います。

このほか情報発信についてでございますが、学校名称の委員会案が決定したことに併せまして、統合準備委員会の統合に向けた取組状況など、保護者の方々や地域の住民の皆様にお知らせするため、統合準備委員会だよりを1月に町内に回覧をいたしました。

内容といたしましては、委員会委員名簿、総務部会、PTA部会、学校運営部会の三つの専門部会の協議事項、また、第1回から第3回までの会議概要などにつきましてお知らせをしたところでございます。この部会の三つの部会のうち、PTA部会のメンバーといたしましては、令和5年4月の統合時にも児童が在籍される保護者の方も入っていただいております。

今回のように、特に大きな委員会案の決定等を定期的に統合準備委員会だよりを発行するなど、情報を発信していきたいと考えております。

また、統合に向けた工事・改修等の進捗状況につきましては、令和3年度当初予算に工事・改修関連経費を計上している段階でございます。統合により新しい小学校となる現在の布川小学校に駐車場整備工事として、保護者用・学校職員の駐車場整備と本校舎給食室 北側部分を舗装し、スクールバスロータリーとしての整備を実施したいと考えております。

なお、令和4年度には校舎エレベーター及び多目的トイレの設置工事、また、段差解消のためのバリアフリー化工事などを実施していきたいと考えており、令和3年度当初予算には、その工事に係る設計業務委託料の予算を計上しております。

これらの工事・改修につきましては、学校規模の適正化及び教育環境の整備を図っていきたいと考えております。また、その工事の実施に際しましては、児童の安全を第一に十分配慮しながら進めてまいりたい、そのように考えております。

小学校の統合事業につきましては、議員の皆様から十分な御理解、御協力をいただいているところではございますが、令和5年4月に、よりよい環境のもと新しい小学校のスタートが切れますよう、今後とも御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、タブレットの導入につきましては、2月25日に全ての小中学校へ納品が完了いたしました。しかしながら、校内のLAN整備工事が当初の予定より若干遅れておりまして、3月10日に全ての小中学校でWi-Fiの受信確認が完了し、3月中には全ての工事が完了する予定でございます。

タブレットの導入に加え、学習支援ソフト、統合型校務支援ソフトシステムにつきましても、年度内の導入を予定しておりますので、Wi-Fiの受信確認ができ次第、順次、操作研修などを行っていく予定でございます。

プログラミング教育の対応等につきましては、算数、理科を中心に年間指導計画に位置づけをし、現在配置しております I C T 支援員を活用し校内研修を充実させ、プログラミング教育に対応してまいります。

また,小中学校への情報機器の導入や活用に関し調査研究を行う利根町情報教育研究会 におきましても,プログラミング教育の対応について検討し,推進を図ってまいりたいと 考えております。

以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 山﨑議員。
- **〇2番(山崎誠一郎君)** どうもありがとうございます。小学校の統合, ICT関連, どちらも非常に重要な, 大切な大変なことだと思っております。我々議員も一生懸命応援支援をしていく覚悟でございます。

特に、統合については、統合委員会の委員会だよりというもので発信されるということで、我々も当然のことながら今日のやり取りは議会だよりにも載りますし、私たちの会派のほうでも、会報のほうで、チラシのほうで周知させていただくつもりでございます。

やっぱり多分開校するまで不安だと親御さんは思っていると思いますので、情報発信を しっかりされて、少しでも安心してもらえるようにしていくのが非常に重要かなという思 いでございます。

これからの子供たち、特にこのICTは初めての試みなので、日本中で多分最初は混乱 するかもしれません。それを一つ一つ解決していきながら徐々に徐々にいい形にしていけ ればと、それについては我々も一緒に協力してやっていきたいと思いますので、お互い頑 張っていきましょうという言葉を送りまして、質問を終わらせていただきます。

〇議長(船川京子君) 山﨑誠一郎議員の質問が終わりました。

次に,5番通告,7番花嶋美清雄議員。

[7番花嶋美清雄君登壇]

〇7番(花嶋美清雄君) 皆様こんにちは。5番通告,7番花嶋美清雄でございます。議

会傍聴,また議会中継視聴,誠にありがとうございます。そして,新型コロナウイルス感染症の医療現場で頑張っている医療従事者の皆様に感謝申し上げます。

それでは一般質問を行います。質問事項1,緊急車両の道路整備について。

- (1)緊急車両の道路整備工事の進捗状況についてお伺いします。
- ○議長(船川京子君) 花嶋美清雄議員の質問に対する答弁を求めます。 佐々木町長。

[町長佐々木喜章君登壇]

○町長(佐々木喜章君) それでは、花嶋議員の御質問にお答えをいたします。

現在,利根町緊急車両道路拡幅整備に関する基準を定める要綱に基づいて,立木寺内地 区で実施しております。道路の拡幅用地につきましては,地権者の方から寄附を頂き,登 記もほぼ完了しております。

今年度は立木寺内地区集落から町道102号線,産業道路脇の水路までの排水の整備工事を実施し、令和3年度、令和4年度で集落内道路の拡幅工事を行う予定でおります。

- 〇議長(船川京子君) 花嶋議員。
- **〇7番(花嶋美清雄君)** 令和3年,令和4年で工事が行われるということなんですが, その令和4年で完了でよろしいでしょうか。
- 〇議長(船川京子君) 中村建設課長。
- **○建設課長(中村敏明君)** 立木寺内地区の道路拡幅については、令和4年を目途に事業を進めておりまして、先ほど町長答弁のあったとおりと、所有権に関する登記のほうもほぼ完了をしておりますので、予算次第となるとは思いますが、令和4年度に完了したいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 花嶋議員。
- **〇7番(花嶋美清雄君)** なるべく早くできるように、よろしくお願いします。

続きまして, (2)番に移ります。未整備道路の場所と今後の工事予定をお伺いします。

- 〇議長(船川京子君) 佐々木町長。
- 〇町長(佐々木喜章君) 未整備道路の場所につきましては、平成29年度の利根消防署調べによりますと、救急車、消防自動車が通行できない道路が町内に30か所ございます。今後も利根町緊急車両道路拡幅整備に関する基準を定める要綱に基づいて、拡幅整備していきたいと考えております。
- 〇議長(船川京子君) 花嶋議員。
- **〇7番(花嶋美清雄君)** 30か所ということなんですが、随時30か所やっていくということでよろしいでしょうか。
- 〇議長(船川京子君) 中村建設課長。
- 〇建設課長(中村敏明君) お答えいたします。

利根消防署で押さえております緊急車両,消防自動車が通行できない道路は,町内の30か所で,これは机上の計算になりますけれども,延長を測っていきますと約6キロメートル以上あると思います。この緊急車両の道路拡幅事業は,地元と協力した中で進んでいくような事業でございますので,地元の皆様の御理解,御協力を得ながら,なるべく早く緊急自動車が通行できるようにすることが,なすべき課題と考えております。

以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 花嶋議員。
- **〇7番(花嶋美清雄君)** ありがとうございます。防災の観点からも、大至急、町民の力を得て進めてください。よろしくお願いします。

続きまして、2番に移ります。町の各施設の避難経路について、時間短縮のため一括質 問させていただきます。

- (1)各施設を借用また使用する際、避難経路の説明は行っているのか。また、(2)番、非常灯・誘導灯は正しく設置されているか。(3)番、稲敷広域消防本部利根消防署の消防設備の点検で指摘されたことはあるのかお伺いします。
- 〇議長(船川京子君) 大越財政課長。
- ○財政課長(大越達也君) それでは、花嶋議員の御質問にお答えさせていただきます。 役場庁舎の貸出し可能な施設につきましては、多目的ホールと町民イベントホールがご ざいます。多目的ホールには3か所、町民イベントホールには2か所に24時間点灯してい る非常口誘導灯が設置しておりますので、それに従い、避難していただけると考えており ます。

避難経路の説明については、施設の使用許可書に、避難経路を確認の上、使用していた だけるよう注意書きをしております。

次に、庁舎の非常灯、非常口への誘導灯につきましては、建築基準法及び消防法の基準 に沿って設置しております。

次に、消防施設点検については、今年度は利根消防署長から、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、消防署員の立入検査及び防火指導を自粛する旨の文書をいただいて おり、町の各施設全てにおいて立入検査及び防火指導が実施されておりません。

庁舎におきましては、以前、足元の誘導灯が障害になっているということを指摘されま したが、現在では障害にならないよう設置してあります。以後、指摘はございません。 以上でございます。

- ○議長(船川京子君) 狩谷保健福祉センター所長。
- **〇保健福祉センター所長(狩谷美弥子君)** 保健福祉センター及び管理施設であるすこや か交流センターを利用されている方は、定期的に利用している個人や団体が多いため、利 用者ごとに、避難経路の説明は現在行っておりません。

しかし、万が一有事の際には、利用者が安全で速やかな避難ができるよう、誘導灯を設

置しているほか、避難経路に障害物などないよう確認し、常に安全な避難経路を確保して おります。

非常灯については建築基準法施行令の設置基準により、誘導灯については、消防法施行 令の設置基準により適切に設置しております。

また,両施設とも消防用設備点検業務を専門業者に委託し,年2回の点検を実施し,結果を利根消防署に提出しております。

このほか,有事の際に利用者が安全に避難できるよう,避難経路に障害物などがないよう確認し,常に安全な避難経路の確保をしております。

消防施設の点検につきましては、過去に防火用間仕切りへの変更、防火用足ふきマットへの変更の指摘事項がございましたが、その都度改善をして消防署に報告しております。 以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 直江保険年金課長兼国保診療所事務長。
- **〇保険年金課長兼国保診療所事務長(直江弘樹君)** 国保診療所については、2階の会議室をシルバーリハビリ体操とボランティアグループアシスト主催の認知症カフェの2団体に貸出しをしております。

避難経路の説明につきましては、利用者には説明を行っております。この2団体は数年 当施設を利用しており、代表者や役員の方は施設内を熟知しております。

次に、非常灯及び誘導灯は、建築基準法施行令と消防法施行令の設置基準により適切に 設置しております。日常においては、避難経路に障害物などを置かないよう確認をし、利 用者への安全な避難経路の確保に努めているのと、消防用設備等の点検業務委託を専門業 者へ依頼し、年2回の点検を実施し管理しております。

次に、消防施設の点検で指摘事項については、前年度までは指摘はございません。 以上です。

- 〇議長(船川京子君) 近藤経済課長兼農業委員会事務局長。
- **〇経済課長兼農業委員会事務局長(近藤一夫君)** 文間地区農村集落センター及び,利根東部農村集落センターは,平屋建てであり,掃き出し窓等も多くあるため,御利用いただく際に避難経路等の説明は特段行っておりません。

非常灯,誘導灯につきましては,建築基準法施行令,消防法施行令の設置基準により適切に設置しております。

また,両施設とも消防用設備点検を専門業者に委託し,年2回の点検を行うなど,適切 に管理しております。

消防施設点検での指摘につきましては、平成29年度から令和元年度にかけまして、避難訓練実施前の消防訓練通知書を提出すること、防火カーテンを使用すること、防火対象物定期点検結果報告書を提出すること等の指摘がございましたが、全て改善しております。

以後、指摘事項はありません。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 久保田生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(久保田政美君)** それでは、花嶋議員の質問にお答えいたします。

生涯学習課の所管の施設であります生涯学習センター,文化センター,図書館,歴史民俗資料館,柳田國男記念公苑,布川地区コミュニティセンターにつきましては,大勢の方が入館する場合には,全てではありませんが,開園前または利用前に案内をしております。昨年10月に開催しました文化センター記念コンサートでは,開園の際に,非常口の案内,また,非常時には係員の指示に従っていただけるように説明をしております。

そのほか,定期的に使用している団体につきましては,特に避難経路の説明は行っておりませんが,非常時には利用者が安全かつ速やかに避難ができるように,各施設誘導灯を設置しております。

また、誘導灯につきましては、日頃から避難経路に障害物がないかどうかということも 併せて確認をしているような状況です。

こちらのことを行うことによりまして,安全な避難経路の確保に努めているというところでございます。

次に、非常灯、誘導灯でございます。こちらのほうにつきましては、非常灯につきましては建築基準法、誘導灯につきましては消防法の設置基準により適切に設置してございます。

続きまして、直近の令和元年度におけます消防署からの消防設備の点検につきましては、 指摘事項はございませんでした。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 花嶋議員。
- **〇7番(花嶋美清雄君)** ありがとうございます。年に2回ということなんですが、昨日 おととい、ちょっと各施設見させていただきましたが、すこやか交流センターなんですが、 球切れ二つ、大至急取り替えていただきたいと思います。

文間の集落センターは、非常灯は1個しかなかったんですが、周りがサッシですぐ外に 出られるということで大丈夫かなという感じはしました。

また、柳田國男記念公苑につきましては、適切にという課長の答弁がありましたが、誘導灯、非常灯というのは見つからない、なかったと思いますが、もう一度御答弁をお願い します。

- 〇議長(船川京子君) 久保田生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(久保田政美君)** それでは、ただいまの質問でございます。

柳田國男記念公苑につきましての非常灯,または誘導灯の設置の個数でございます。こちらのほうにつきましては、柳田國男記念公苑の非常灯につきましては管理棟に2か所ございます。また誘導灯については、管理棟に1か所という形になっております。

それで、母屋等がございますが、そちらの方につきまして、今回、非常灯等が設置されていないという理由につきましてでございますが、平成27年7月でございます。こちらのほうにつきまして、消防署と避難口誘導灯の設置につきましては協議をしております。

協議内容といたしましては、消防法施行令規則第28条の2でございますが、誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物ということで協議をしておりまして、その協議が整ったということでございまして、設置が免除となっております。

こちらのほうの法令につきましては、居室の各部屋から主要な避難口が容易に見通しができ、かつ認識できる階でございまして、避難口に至る歩行距離でございますが、こちらのほうにつきましては20メートル以下という形で基準がございまして、そちらのほうにつきまして当時の担当者、また消防点検の点検業者、また消防署の担当者の方と協議いたしまして、柳田國男記念公苑につきましては、免除ということでなっているような状況でございます。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 花嶋議員。
- **〇7番(花嶋美清雄君)** 説明はよく分かりました。柳田國男記念公苑も,茨城国体のときにウオークラリーの拠点となった場所なんですが,あそこで50人ぐらいかな……私も歩いたんですが,中に50人ぐらい多分いたと思うんですが,あれだけの人数が入って,サッシはありますが,奥に行くと一部屋,二部屋,障子を開けて廊下に出ないと分からないし,いつも来ている人だけではないと思うんですね,成田線から歩いてくる方もいるし,ぜひとも誘導灯,これは避難口に誘導するものですから,ぜひともつけていただきたいと思います。

また,赤松宗旦の旧居跡もなかったんですが,あそこに関しては,どこの管理でしょうか。

- 〇議長(船川京子君) 久保田生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(久保田政美君)** それでは、質問にお答えいたします。

赤松宗旦につきましても生涯学習課所管の建物でございます。あちらのほうの建物につきましても、非常に小さい建物となっておりますので、先ほど言いました柳田國男記念公苑同様の関係の法律から、免除になっているということで認識をしているような状況でございます。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 花嶋議員。
- **○7番(花嶋美清雄君)** 近々に誘導灯が免除ということなんですが、つけられないという場合は、入り口に、避難経路じゃないですけど、案内図とかちょっと用意していただいて、どこの施設も同じなんですが、ここに今日傍聴されている方も避難口ありますので、有事の際は非常口見て避難していただければいいと思います。ぜひとも町民の安心安全の

ために、町長、つけていただきたいと思います。そのことについて、町長のお考えをよろ しくお願いします。

- 〇議長(船川京子君) 佐々木町長。
- 〇町長(佐々木喜章君) 法律に沿って対処していきます。
- 〇議長(船川京子君) 花嶋議員。
- **〇7番(花嶋美清雄君)** 法律にのっとってということなので、ぜひとも町の避難所になっているところもあるので、できるだけ町民に、ほかの市町村から来られた方にも分かり やすい避難口の誘導の説明をしていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

- ○議長(船川京子君) 花嶋美清雄議員の質問が終わりました。
- ○議長(船川京子君) 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。 あす3月5日も午前10時から本会議を開きます。 本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時47分散会

第3号 [3月5日]

令和3年第1回 利根町議会定例会会議録 第3号

令和3年3月5日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	峯	Щ	典	明	君	7番	花	嶋	美清	青雄	君
2番	Щ	﨑	誠-	一郎	君	8番	井	原	正	光	君
3番	片	Щ		啓	君	9番	五十	一嵐	辰	雄	君
4番	大	越	勇	_	君	10番	若	泉	昌	寿	君
5番	石	井	公-	一郎	君	11番	新	井	邦	弘	君
6番	石	Щ	肖	子	君	12番	船	Л	京	子	君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町						長	佐々	木	喜	章	君
教	育					長	海ネ	と 澤		勤	君
総		務		課		長	飯	塚	良	_	君
企		画		課		長	Ш	上	叔	春	君
財		政		課		長	大	越	達	也	君
税		務		課		長	大	越	克	典	君
住		民		課		長	桜	井	保	夫	君
福		祉		課		長	蜂	谷	忠	義	君
子	育	て	支	援	課	長	花	嶋	みり	⊅き	君
保值	建福	祉、	セン	タ	一所	長	狩	谷	美引	尔子	君
環	境	文	十	稅	課	長	中	村	寛	之	君
保険年金課長兼国保診療所事務長							直	江	弘	樹	君
経済課長兼農業委員会事務局長							近	藤	_	夫	君
建		設		課		長	中	村	敏	明	君
都	市	整	E (j	莆	課	長	飯	田	喜	紀	君
会		計		課		長	田	口	輝	夫	君
学	校	教	T T	育	課	長	青	木	正	道	君
生	涯	学	· [I I I	課	長	久佳	2 田	政	美	君

指 導 室 長 池田 恭君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長赤尾津 政 男書記荒 井 裕 二書取 田 あゆ美

1. 議事日程

議事日程第3号

令和3年3月5日(金曜日)

午前10時開議

日程第1 一般質問 日程第2 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

午前10時00分開議

〇議長(船川京子君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので,本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議事日程に入る前に,一般質問についての確認事項を申し上げます。

執行部には反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは、反問する旨宣告し、議長の許可を得て反問してください。

次に、議員に申し上げます。会議規則第61条第1項の規定により、一般質問は町の一般 事務についてただすものです。したがって、町の一般事務に関係のないものは認められま せん。通告に従い、十分にこれらのルールを遵守するようお願い申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

〇議長(船川京子君) 日程第1,一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

6番通告,8番井原正光議員。

[8番井原正光君登壇]

○8番(井原正光君) それでは、質問を行います。井原正光です。

まず、就学援助制度について伺います。

就学援助対象者の準要保護者については,当該市町村の教育委員会が認定基準を規定し, 必要な援助を与えなければならないとされています。

当町でも、2019年12月の議会で認定基準について指摘をいたしましたところ、2020年6月25日、利根町就学援助事務要綱を制定し、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒及び就学予定者の保護者に対し就学に必要な援助を行う事項を定めました。県内の市町村に足並みをそろえたかなという点で一歩前進したと評価をいたします。

しかし、内容を見ますと、援助を行うことに必要な事項、認定基準がまだまだ充足されていません。

そこで、町の就学援助事務要綱を制定したことで、各認定基準事項に該当する準要保護 者は一体何人増加したのかを伺います。

今,コロナ禍で大変な時期でございます。収入が減少し、家計が急変した家庭にとりましては誠に深刻な問題でございます。今回でこの就学援助対象者、就学援助保護に対する質問は3回目となるわけでございますけれども、真剣に取り組まれて答弁をされるようによろしくお願いしたいと思います。

○議長(船川京子君) 井原正光議員の質問に対する答弁を求めます。

青木学校教育課長。

[学校教育課長青木正道君登壇]

〇学校教育課長(青木正道君) それでは、井原議員の御質問にお答えいたします。

今年度より就学援助制度の認定要件を緩和し、市町村民税非課税から生活保護法の規定 に準じた算定所得額の1.1倍以下に基準を見直しを図り、利根町就学援助事務取扱要綱を 制定いたしました。

準要保護者とは、生活保護を受けておらず、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められるもので、9項目の該当要件を規定しております。

準要保護児童生徒の認定状況につきましては、昨年は32名を認定し、今年度は現時点で 55名を認定し、23名増加しております。

項目別に見ますと、非課税世帯に該当する児童生徒が36名、前年度の所得額が生活保護 法の規定に準じて算出した額の1.1倍以下となる世帯に該当する児童が19名となっており ます。

また,コロナ禍に対する家庭への就学援助制度の要件緩和,認定基準に変更はございませんが,新入学用品の購入に関しましては特に負担が大きいと思われることから,入学準備金の規定を新たに設け,前倒しによる支給をし,対応しているところでございます。

以上でございます。

〇議長(船川京子君) 井原議員。

〇8番(井原正光君) 今,青木教育課長のほうから,要綱制定によって23名増えたというような答弁がございました。

この就学援助実施状況調査というのは、国で結構行われているんです。私もちょっと見てまいりました。この基となるのは、子どもの貧困対策の推進に関する法律によるものかというふうに私は理解しております。これ間違っていたら、また訂正してください。

この就学援助の実施状況等を定期的に調査し公表するということ,公表するということはつまり活用の充実を図るとともに,援助の取組をなお一層充実していくための措置だと,公表だというふうに思っております。

この件については、国のほうからも、あるいは県を通じて、各市町村のほうに、教育長のほうに通知が来ていると思います。なお一層の充実を図ると来ているわけです。大分前の子どもの貧困対策の推進に関する法律、平成26年ですから大分前のあれなんですけれども、通知は来ていると。見たか見ないかは分かりませんけれども、来ていると思います。

この平成元年7月時点で調査した結果が発表されております。それは、御覧になったかどうか分かりませんけれども、ちょっと調べてきましたので読み上げてみますと、いわゆる今、利根町では生活保護の見直しによって1.1にしたかどうかは、それは定かでありませんけれども、生活保護見直しによる準要保護者への影響及び対応状況を見ると、準要保護の認定については、全てとは言いませんけれども、生活保護の基準を参酌して判定するという基準を用いられている市町村が多いというふうに思います。

この中で幾つかの設問があって、それに対する答えといいますか、資料といいますか、 全国の各市町村が全てその設問に対して、該当すれば丸印というようなことでもって出し てあります。そのやつをちょっと見させていただいたんですが、認定基準への反応につい て、させるともさせないともというようなことでの設問があるんですけれども、利根町は それ記載されていないです、答えていない。

あと、また予定する対応内容について幾つかの項目があるんですけども、三つほどちょっと申し上げておきたいんですが、認定基準とは別に教育委員会や学校で個別に世帯状況を判断して認定する、そういう市町村もある、市町村というか教育委員会もある。失礼しました。さっき市町村と言ったのは、全て教育委員会です。

それからまた,生活保護基準を参照して,基準の新設,運用の見直しを行って認定している教育委員会もある。

それから、今、利根町で採用したというか基準に盛り込まれたように、生活保護基準に掛ける係数、従来よりも高い倍率に引き上げて認定する。1.1というのは最低ですからね。どこの市町村も1.1より、1.2倍にするとか、あるいは1.3倍にするとかというふうに改正されているんです。利根町は、大変おろそかにしているというか、準要保護者に対する気持ちが全然見ていなくて、やっとここに来て1.1倍にしたというようなお話で、準要保護

者が23名が増えたというような今答弁かと思います。

これをもう少し、なぜ引き上げられないのかというふうに私は思うんですよね。

それで、この項目、設問だけでは何とも言えないんですけれども、そのほかの設問に対しては、全て利根町は回答はしていないですよね。つまり、やっていない。言葉を悪く言えば無関心だよというような言葉が言えるかと思います。

2019年9月,私議会で、この場でもって、この件について質問したんですけれども、そのときの海老澤教育長の答弁が、実はちょっとコピーして持ってきてあるので、それを少し見ながら考えてみたいなというふうに思うんです。

教育長は、私が貧困対策に対していろいろ申し上げましたら、そのとき茨城新聞のコピーを、たまたま茨城新聞にこういう記事が載っていたんですね。そのコピーを持参して、それを見ながら、コロナ禍においての収入減、雇用情勢の悪化という記事が載っていたよというようなことで、これに基づいてコメントを出しております。

この中で、あまりいい言葉ではないんですね。これは、本来であれば、会議録、9月ですから、終わった後に、自分で何をおっしゃったのか、何をお話したのかということをやっぱり顧みるということも必要ではないかなというふうに私思うんです。

そのときの教育長、こんなこと言っているんですよ。貧困の家庭、これは母子家庭が7割なんだと、しかもその母子家庭は元夫のいいかげんさによっての養育費を受け取っていないから貧困家庭なんだというような言葉を言っているんです。これはあまり言うべきじゃないよね、こういうの。いろいろな理由があって離婚されているんですから。

また、今は母子家庭だけでなくて父子家庭もあるし、男と女が逆転する場合もあるわけですからね。これはやはり、別に今日、これを訂正するかどうかは私聞いていませんけれども、こういうことがある。ぜひ、自分でおっしゃったことは、後でもって会議録を見て、これはおかしいなと思えばすぐ訂正すると。9月の時点から今まであまりこういう一般質問の時間がなかったので私指摘しなかったんですけれども、こういうことがあったということでもって言わせていただきます。これはちょっと要保護とはちょっと離れるかも分かりません。

要保護関係につきましても、準要保護の係数1.1、本当に半歩なんだけれども、今こういう形で前進させていただいたよというようなことで、しかし、しかしですよ。しかし、教育長、次のようにも言っているんです。この係数については、1.2あるいは1.3、その辺が一番多い数字かなと。ということは、教育長は1.1じゃなくて、1.2、1.3というのが県内というか、これがどこの市町村でもやっている、その係数を用いている教育委員会が多いんだよということを認識しているんだよね。認識してなぜ1.1で抑えたのかということなんです。もともとが1.1なんですか。それが一つあるんです。

それからもう一つは、財政に余裕があれば、財政と相談しながらというようなことでおっしゃっているんですけれども、別に教育長の使命というのは、町の財政をここまで考え

ることはないんですよ。教育委員会としての準要保護の認定基準をどうするか、これに力を注ぐべきであって、町の財政云々は、確かにそれは考えるだろうけれども、じゃあ、町のほうとこの認定基準のことについて実際に交渉したのか、あるいは渡り合ったのかどうなのか、その辺までお聞きしなければならないです、はっきり言えば。

ただ、こういう考えを持っていても、実際に町の行政のほうと話し合ったか話し合わないか全然分かっていない。ただ、そう思います。こういうあやふやでは行政はよくならない、子供は救われないと思うんです。はっきりしないとだめです、トップというのは。認識していながらやらないというのが一番悪いんです。もう少し救える子供たちがいっぱいいるかも分からない。

そういうことで、1.2あるいは1.3、1.3まで急には引き上げられないでしょうけれども、 教育委員会としてこれは再検討する必要があると私は思っているんですが、その辺の認識 についてお伺いしたいと思います。

- 〇議長(船川京子君) 海老澤教育長。
- **〇教育長(海老澤 勤君)** 井原議員の質問にお答えいたします。

町の準要保護の基準なんですが、1.1ということで、2005年、準要保護の就学援助、三位一体の改革により税源移譲され、市町村が単独で実施しています。ということは、約15年間ですか、なかなか動かなかったものを昨年度、1.1という係数をお示しして一歩前進というところで、先ほど課長が23名の増加、額として230万円ほどの補助が増えております。

確かに井原議員おっしゃいますように、全国の自治体の係数の平均を見ますと1.3というケースが一番多うございます。次に1.2が12.6%、1.3が約40%、1.1が10%というところで、1.3が平均値というところかなと思います。

子供たちは生まれる場所も親も選べません。その地域によって与えられる教育環境があまりにも違うということはあってはならないんではないかなというふうに考えています。 去年から比べて多少なりとも前進が見られますので、仮に1.2になったときに、さらにその援助を拡大するのは当然そうなんですが、貴重な税金ですので、やはり財政と話し合って、これをどうしていくのかということを考えていきたいと思います。

さらに、コロナ禍で収入が減ったというところ、気になるニュースとしては、小中高の子供たちの自殺者が過去最高であったという記事を最近見させてもらいました。特に高校生、昨年、一昨年度と比べて倍の自殺者があった。多少なりともコロナでの家計の逼迫、そういったものももしかしたらあるのかもしれない。まだ、原因の考察は済んでおりませんが、その原因の一番のところは、やはり進路の悩みというところかなと思います。

- **〇8番(井原正光君)** 時間がないんだから。やるかやらないかだけ聞いている。
- **〇教育長(海老澤 勤君)** これから財政のほうと話し合っていきます。
- 〇議長(船川京子君) 井原議員。

〇8番(井原正光君) 時間がないので、要するに検討されることを期待して、次の質問に移ります。時間がないので。

給食納入事業者について伺います。

これも去年9月の議会で質問したんですが、時間がなくてやっぱり聞けなかったので、 今度はここでもってはっきりお聞きしたいと思うんですが、また町内9業者あるというこ とで、この9業者の名前、それから年間契約額、納入することによって幾らこの業者が収 入を得るのかなと、それを教えてください。

- 〇議長(船川京子君) 青木学校教育課長。
- ○学校教育課長(青木正道君) それでは、井原議員の御質問にお答えいたします。

町内9業者の業者名でございますが、まず肉類及び加工品では肉のながさわ、野菜、果物類では飯島青果店、鬼沢商店、若泉商店、岡野農園、調味料ではたかくま商店、お米、米粉では利根ステビア米研究所、水郷つくば農業協同組合、そのほか、魚信鮮魚店と取引してございます。

年間契約でございますが、特に野菜や肉類などは価格の変動や品質にばらつきがあるため、納入時の時価としております。ただし、水郷つくば農業協同組合、また利根ステビア米研究所で取り扱う学校給食用精米につきましては、事前に同組合が町に提出した見積りの価格、年に2回見直しをして、その金額を統一した金額でお米のほうは入れさせていただいております。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 井原議員。
- ○8番(井原正光君) 金額が幾らになるかということを聞いているんです,金額が。 例えば今9業者挙げましたけれども,この9業者の取引額,これが幾らになるか,それ を教えてください。
- 〇議長(船川京子君) 青木学校教育課長。
- **〇学校教育課長(青木正道君)** それでは、井原議員の御質問にお答えいたします。

令和2年度の実績で申し上げたいと思います。令和2年1月末現在でございますが、まず、水郷つくばでお米が181万9,368円、利根ステビア米研究所88万92円、肉のながさわ331万7,048円、飯島青果店85万4,178円、鬼沢商店109万3,129円、若泉商店163万6円、岡野商店111万9,247円、魚信鮮魚店は取引は現在、金額はございません。たかくま商店33万9,321円、以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 井原議員。
- ○8番(井原正光君) ありがとうございました。

それで、細かいものについては学校独自で発注しているというような答弁がありました よね。学校独自じゃなくて、これは全て教育委員会が1本にしてやるべき仕事じゃないで すか。 それともう一つは、町内業者でもって賄い切れないのかどうなのか、その辺、簡潔にお答えください。

- 〇議長(船川京子君) 青木学校教育課長。
- ○学校教育課長(青木正道君) まず、町教育委員会で1本で発注できないのかという御質問でございますが、現在、町内小中学校の学校給食の発注業者の決め方といたしましては、議員も御存じのとおり、利根町立学校給食運営協議会、こちらは各中学校の校長先生、また栄養教諭の先生、PTAの代表者、調理師、あと私が入っている部会ですが、こちらで次年度の業者の選定等を決めておりますので、教育委員会から1本にするということはできないと。この会の中の事務分掌の中で決まっているものですので、この中で決めております。

また、各小中学校で児童生徒数が人数がばらつきがありますので、やはりその学校で慣れた業者さんにお願いするということが毎年この協議会のほうで決まって、今の業者さんを選んでいるという形になっております。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 井原議員。
- **○8番**(井原正光君) 今,学校でやっている,これ自体がちょっと違和感がありますね。これは公金を集めるわけですから,公金を集めるその基礎となる食材を決めるわけですから,教育委員会が主体となって関係の人を集めて,その中でもって決めていくというのが正しいやり方だと思います。何のために公会計やったのか分からないじゃないですか。この辺もぜひ検討してみてください。

次に移ります。

町長の資産等の公開について伺います。

ちょっとここで、字が間違っていたので、すみません、申し訳ございません。政治倫理 です。申し訳ございません。

政治倫理確立のための町長の資産等について公開する条例が廃止されてしまいました。 町民は請求しないと閲覧することができないんです。一々請求する,それをしないとでき ないので,やっぱり長たる者,公開して,何日間だけは閲覧に供するよというふうにやっ たほうがいいのかなというふうに思うんですが,その辺の考えについて,県や何かは当然 やっていますけれども,お考えをお示しください。

- 〇議長(船川京子君) 佐々木町長。
- 〇町長(佐々木喜章君) 町長の資産内容について公表することについて、何ら異議はございません。公表するためには条例の改正が必要になりますので、議員御指摘の政治倫理の確立のための利根町長の資産等の公開に関する条例が廃止され、現行の利根町政治倫理条例の制定に至った経緯について調べてみました。

もともとは, 政治倫理資産公開に関連した条例は, 町長と議員について, それぞれ別の

条例で規定されており、町長の資産公開条例は平成7年に、また、議員政治倫理条例は平成15年に制定されております。

この二つの条例が利根町政治倫理条例として一本化された経緯でございますが、利根町 政治倫理条例制定を求める請願が提出、採択され、これを受け、平成18年第1回議会定例 会において現在の利根町政治倫理条例が提案、可決され、町長、議員のそれぞれの条例は 同時に廃止されたということでございます。

また,この廃止,制定は井原議員が町長時代に行ったものですので,今回公開を提案するのであれば、井原議員が町長のときに積極的に公開を行う改正も含めて条例の制定を行っていただいたらよかったのかなと、残念に思っております。

公開に向けた今後でございますが、政治倫理条例では町長等及び議員はという文言を用いておりますので、町長だけではなく議員も含めての改正を提案しなければ透明性は確保できないと思います。改正につきましては、議員の皆様とも協議しながら、条例改正を前向きに進めていきたいと考えております。

- 〇議長(船川京子君) 井原議員。
- **○8番**(井原正光君) 町長が、これは一緒にやったんだよね。まず議員の倫理条例を先につくって、町長のほうが後から入ってきたんです、これ。そのためにこれがなくなっちゃったんですよ。だから、やはりこれは町長のほうから、今度は自ら、長のほうから、執行部のほうから自ら議員を含めた中で公開すべきことについて決めるべきだと、こういうふうに思います。

終わります。

○議長(船川京子君) 井原正光議員の質問が終わりました。

次に,7番通告,4番大越勇一議員。

[4番大越勇一君登壇]

○4番(大越勇一君) おはようございます。 7番通告, 4番令和デモクラシーの大越勇一です。茨城県独自の緊急事態宣言が2月23日に解除されましたが, コロナが終息したわけではありませんので, 今後も3密を避け, 不要不急の外出を控えていきたいと思います。また, 傍聴の皆様におかれましては, 何かとお忙しい中にもかかわらず, 傍聴に足を運んでいただき, 誠にありがとうございます。

それでは,通告に従い質問いたします。

質問事項1,介護保険について伺います。

1960年代は老人福祉政策が始まります。昭和37年に訪問介護事業が創設され、翌年、昭和38年に老人福祉法が制定され、1970年代は老人医療費の増大で昭和48年に老人医療費無料化が始まり、1980年代は寝たきり老人の社会的問題化を受けて昭和57年老人保健法が制定され、1990年代はゴールドプランの推進と介護保険制度の導入準備で平成9年介護保険法が成立し、2000年代は介護保険制度の実施で平成12年4月に介護保険法が施行され、今

年4月で開始から21年になります。

介護保険制度は、市区町村が制度を運営し、原則1割の自己負担で必要な介護サービスを利用できる制度です。財源は、利用者の自己負担分を除くと、40歳以上が納める保険料と国、都道府県、市区町村が負担する公費が50%ずつで運営されています。

また,介護保険制度はそれまで家族が担ってきた介護の社会化を目指したものです。制度の浸透と高齢化の進展で,介護サービスの利用者は制度開始時と比べて約3倍の553万人まで増えています。また,65歳以上の高齢者人口は,2019年の3,588万人が2040年には3,921万人まで増加し,6割の自治体は2040年に介護難民が出る可能性があると言われております。理由は,人材や事業者の不足でサービス量が確保できない,高齢者の増加にサービスの供給が追いつかない,保険料の上昇に住民が耐えられないなどです。

介護保険制度が社会に根づく一方で、団塊の世代が全員75歳以上になる2025年は目前です。主要自治体の首長の約9割が、今後10年、現行のまま制度を維持するのは難しいと認識しているそうですが、利根町の現状について伺います。

以降の質問につきましては自席で行います。

○議長(船川京子君) 大越勇一議員の質問に対する答弁を求めます。 佐々木町長。

[町長佐々木喜章君登壇]

〇町長(佐々木喜章君) それでは,大越議員の御質問にお答えをいたします。

介護保険制度は、少子高齢化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、社会全体が高齢者を支える仕組みとして平成12年4月に施行され、今年度で21年目を迎えております。

現在の我が国は少子高齢化、人口減少社会の真っただ中にあり、2025年にはいわゆる団塊の世代の方々が75歳を迎え、超高齢化社会を迎えることとなります。

令和3年2月1日現在,当町の65歳以上の高齢者数は7,023人,高齢化率は44.41%,要介護認定者数は830人,要介護認定率は11.6%となっており,当町の高い高齢化率に対しまして要介護認定率が低いのは,利根町の高齢者の方は元気で健康な方が多いということだと考えられます。

当町のこれからの安定した介護保険制度を維持していくためにも、町民の誰もが住み慣れた地域で健康で元気に安心して暮らしていくことができるよう、介護予防と健康づくりに特に力を入れて取り組んでまいります。

- 〇議長(船川京子君) 大越議員。
- ○4番(大越勇一君) 財源の確保をどのように考えているのか伺います。
- 〇議長(船川京子君) 蜂谷福祉課長。
- **○福祉課長(蜂谷忠義君)** 介護保険の財源につきましては、こちらは先ほど大越議員が 言われたとおり、第1号被保険者、第2号被保険者の保険料及び国、県、町の公費で賄う

ことになりますので、今後も引き続き健康づくりや介護予防に力を入れ、給付の抑制を図ってまいります。

- 〇議長(船川京子君) 大越議員。
- ○4番(大越勇一君) サービスの多様化について伺います。

介護保険制度ができて、民間事業者も介護業界に参入するようになりました。創設前に 比べて訪問介護やデイサービスなど介護サービスの種類も量も充実しました。利用者が受 けたい介護を選べる時代になりましたが、サービス供給が需要に追いついていない面もあ ります。そして、住み慣れた地域で暮らし続けたいという希望は、必ずしも実現できない 状況もあります。

このような状況について, 町はどのように対処していくのか伺います。

- 〇議長(船川京子君) 蜂谷福祉課長。
- **○福祉課長(蜂谷忠義君)** 現在のところ、介護保険サービス利用者から町に対して受けたいサービス利用ができないなどの相談はございません。

今後,利用者から受けたいサービスが利用できないなどの相談がございましたら,町内の介護サービス事業者と協議をするなど,利用者に受けたいサービスを提供できるよう,サービス提供体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

- 〇議長(船川京子君) 大越議員。
- ○4番(大越勇一君) 独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加していく中で、地域での暮らしをどのように支えていくのか伺います。
- 〇議長(船川京子君) 蜂谷福祉課長。
- **○福祉課長(蜂谷忠義君)** 現在,町におきましては,独り暮らし高齢者の安否確認の支援としては緊急通報システム,愛の定期便,緊急医療情報キットの配布,生活支援としては高齢者等買物弱者移動販売事業,福の助商店,福祉協議会においては食事の支度,衣類の洗濯,生活必需品等の買物などの援助を行う在宅福祉サービス,ふれあい配食サービス,高齢者買物支援事業ときめきおでかけ隊を実施しています。

また, 高齢者の足の確保として, 福祉バスやデマンドタクシーの運行も実施をしています。

それで今後も独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方のニーズを的確に把握しながら、様々なサービス展開をすることにより、地域で安心安全に生活が送れるよう努めてまいりたいと考えております。

- 〇議長(船川京子君) 大越議員。
- ○4番(大越勇一君) 介護予防について伺います。

利根町の要介護認定者は、5年前の平成27年は698人で、令和2年度は830人と伺いました。これは、高齢化率に伴い増加していると思われますが、今後も高齢者数は増えると思います。

高齢者の皆様の健康維持のため、また介護保険制度の持続可能性を高めるため、介護予防について町はどのように考えているのか伺います。

- 〇議長(船川京子君) 佐々木町長。
- **〇町長(佐々木喜章君)** 介護予防とは、高齢化社会が進み、今後も増えていく高齢者が可能な限り介護を必要とせず、自立した生活を送れるよう、早期の予防策を打つことを目的として行われているものでございます。

当町の要介護認定率は少しずつ上昇傾向ではあるものの、国や県と比較しても非常に低い認定率となっているのは、高齢化が予測され始めた早期から、長い間、町民の皆様が介護予防に積極的に取り組んでいる効果であると考えております。

現在,65歳から74歳の前期高齢者の割合は75歳以上の後期高齢者の割合よりも高いことから,今後,要介護認定率が高くなる後期高齢者の割合も高くなり,要介護認定者の急増,要介護認定率も上昇することが予測されます。

そのため、福祉課及び保健福祉センターにおいて行われている元気アップ事業や介護予防の各種教室など身体状況に応じた介護予防事業により積極的に取り組み、元気な高齢者を創出をすることで、介護保険制度の安定した持続につながるものと考えております。

- 〇議長(船川京子君) 大越議員。
- 〇4番(大越勇一君) 要介護認定者数830人,要介護認定率11.6%は,茨城県内44市町村中何番目に位置するのか伺います。

また, 日本全国ではどのくらいの位置になるのか伺います。

- 〇議長(船川京子君) 蜂谷福祉課長。
- ○福祉課長(蜂谷忠義君) 当町と全国、茨城県と比較する数値につきましては、令和 2 年11月末時点における数値において述べさせていただきます。

令和2年11月末時点における全国及び茨城県の要介護・要支援認定率ですが、全国では 18.7%、茨城県は15.5%となっています。

当町の認定率は11.5%で、茨城県内の44保険者ございまして44番目となっております。 また、全国には1,571保険者ございまして1,561番目となっています。

- 〇議長(船川京子君) 大越議員。
- **〇4番(大越勇一君)** 茨城県で一番介護認定率が低いということは、利根町の高齢者の 方は元気で健康な方が多いということですので、健康で長寿のまち利根町をアピールして はいかがでしょうか。町の考えを伺います。
- 〇議長(船川京子君) 蜂谷福祉課長。
- ○福祉課長(蜂谷忠義君) 健康で長寿のまち利根町をアピールしてはということですが、 今後、広報担当やシティプロモーション担当と協議をしてまいりたいと考えています。
- 〇議長(船川京子君) 大越議員。
- ○4番(大越勇一君) 地域包括ケアシステムについて伺います。

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた 地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、 住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築する必要があると思 いますが、町はどのように考えているのか伺います。

- 〇議長(船川京子君) 蜂谷福祉課長。
- **○福祉課長(蜂谷忠義君)** 地域包括ケアシステムとは、具体的には、多機関、多職種と 地域社会が連携、協働して、高齢者が必要とする医療、介護、予防、住まい、生活支援を 包括的に提供する仕組みやその提供の在り方となります。

点で支える支援ではなく、地域の横のつながりを持ちつつ、時間的にも切れ目なく地域 全体で支援していく体制を言います。

支援の方法については、本人の選択と本人、家族の心構えを支援することを基本として、介護予防に取り組み健康寿命を延ばすという自助、家族や親戚、地域で助け合う互助、介護保険や医療保険などの共助、生活保護などの公助、この四つの力を合わせ、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも過ごすための支援をしていくことになります。

支援に当たっては、介護保険上のサービスだけでなく、多様な主体によるサービスの提供を行っていくことが重要になりますので、支援ニーズやサービス提供の資源、社会基盤等の地域実情に応じた利根町版の地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

- 〇議長(船川京子君) 大越議員。
- ○4番(大越勇一君) 介護事業者の人手不足について伺います。

介護事業者の人手不足が問題になっておりますが、町はどのように支援していくのか伺います。

- 〇議長(船川京子君) 佐々木町長。
- **〇町長(佐々木喜章君)** 全国的に要介護認定者が増加していく一方,現役世代の労働力 人口の減少により,人手不足が一層深刻化すると見込まれております。

現在,国においては,将来の介護人材の需要を見据え,介護職員の処遇改善,多様な人材の確保,育成,離職防止,定着促進,生産性向上,介護職の魅力向上,外国人材の受入環境整備の五つを柱として,総合的な介護人材確保対策を進めております。

当町としては、地域包括支援センターにおいて生活自立支援等サービス事業を実施するため、事業実施団体に対し、介護保険制度の理解や生活支援技術、家事支援の方法の技能習得をしていただけるよう、介護補助スタッフ講習を行って人材の育成をしております。

また、社会福祉協議会においてもやさしい介護講座を行い、介護の知識の習得やボラン ティアへの参加要請を進めております。

今後も国や県と連携を図りながら、介護人材の確保に向けた取組を進めてまいります。 そのため、介護現場で働く人が、その技術を研さん、蓄積できる環境を整備し、資質や技 術向上のための支援を行ってまいります。

- 〇議長(船川京子君) 大越議員。
- **〇4番(大越勇一君)** 介護制度の最大のねらいは、介護が必要になっても家族に過大な 負担をかけず生きていけるよう、社会全体で支えることだと思います。

介護保険制度がなければ、介護を原因とした離職や離婚が今よりも多くなり、介護を受けられずに亡くなる人も相当数出るのではないでしょうか。また、施設や病院、自宅で行われてきた高齢者を寝かせきりにするような人権を無視した介護方法も改められてきております。

住み慣れた自宅などで最後まで暮らせる地域包括ケアシステムを構築し、医療と介護が 連携して自宅での暮らしを支える体制を整え、人生100年時代に向けて介護保険制度を見 直しながら持続していただきたいと思います。

質問事項2, 高齢者等買物弱者移動販売事業(移動販売 福の助商店)について伺います。

利用状況はどのように推移しているのか伺います。

- 〇議長(船川京子君) 蜂谷福祉課長。
- **〇福祉課長(蜂谷忠義君)** まず、移動販売 福の助商店の令和2年度の状況について説明します。

8月に車両をリニューアルしたことにより、肉、魚、総菜、日販品など商品の幅の拡大や積載量の増加を実現することができました。利用者からは、お肉や牛乳を買うことができて助かっている、今まで家族に買物をお願いしていたが、近所に移動販売が来るようになったら自分で様々な買物をすることができて、毎回来るのを楽しみにしているという声をいただいております。

利用状況の推移についてですが、令和2年4月から7月と、新車両を導入後である8月から1月の購入者数を比較すると、車両の新車導入後は1日当たり26人から39人となり、1.5倍の増となっております。

また,販売拠点に関しては,開始当初は28拠点設けておりましたが,移動販売の認知度が高まったこともあり,未設置の地区からも販売拠点を設けてほしいという要望があり,現在33拠点に増えております。

- 〇議長(船川京子君) 大越議員。
- **〇4番(大越勇一君)** 1日当たりの利用者が増加したとのことですが、売上げはどのくらい増加したのか伺います。
- 〇議長(船川京子君) 蜂谷福祉課長。
- **〇福祉課長(蜂谷忠義君)** 令和 2 年度の売上げについては、新車導入前の 4 月から 7 月 においては 1 日当たり 2 万7,850円でしたが、 8 月から 1 月においては 1 日当たり 4 万2,686円で1.5倍に増加しております。
- 〇議長(船川京子君) 大越議員。

- ○4番(大越勇一君) ヤオコー利根店閉店後の利用状況と,カスミ開店後の利用状況について伺います。
- 〇議長(船川京子君) 蜂谷福祉課長。
- ○福祉課長(蜂谷忠義君) ヤオコー利根店閉店後の10月から12月においては、1日当たりの利用者が44人、売上げが4万8,479円、カスミ利根店開店後の12月から2月におきましては、1日当たりの利用者が38人、売上げが4万5,661円で、多少は減少していますが、ほぼ横ばいとなっております。
- 〇議長(船川京子君) 大越議員。
- ○4番(大越勇一君) 実施日時について伺います。

年末年始,年度末,祝日を除く毎週火曜日と木曜日に販売をしておりますが,これを1日増やして,月曜日,水曜日,金曜日に変更する考えはないのか伺います。

- 〇議長(船川京子君) 蜂谷福祉課長。
- **○福祉課長(蜂谷忠義君)** 実施日時につきましては、JA水郷つくばと協議の上、決めております。

今後,販売拠点が増えれば,改めましてJA水郷つくばと協議の上,実施日の増についても検討してまいりたいと考えております。

- 〇議長(船川京子君) 大越議員。
- **〇4番(大越勇一君)** 新規の販売地区及び販売拠点の申請手続について伺います。
- 〇議長(船川京子君) 蜂谷福祉課長。
- **○福祉課長(蜂谷忠義君)** 新規の販売拠点につきましては、各地区の区長から町に要望 していただければと思います。

その上で、町と委託先のJA水郷つくばで区長と協議を行いまして、販売場所や販売開始日時等を決めていくようになります。

- 〇議長(船川京子君) 大越議員。
- ○4番(大越勇一君) 現在,販売拠点のない地区名を伺います。
- 〇議長(船川京子君) 蜂谷福祉課長。
- 〇福祉課長(蜂谷忠義君) 現在,販売拠点のない地区ですが,押付本田,浜宿,谷原,中宿,上柳宿,下柳宿,四季の丘,奥山,大房,大平,横須賀,下井,中田切,もえぎ野台の14地区となります。
- 〇議長(船川京子君) 大越議員。
- ○4番(大越勇一君) 今後はどのような運用を考えているのか伺います。
- 〇議長(船川京子君) 蜂谷福祉課長。
- **○福祉課長(蜂谷忠義君)** 今後の運用ですが、移動販売 福の助商店につきましては、 定期的に利用者数や地域事情等を鑑み、必要に応じ、委託先のJA水郷つくばと協議して、 販売場所や巡回ルート、停車時間を見直しております。

今後の運用につきましても、引き続き定期的な見直しを行い、町民の皆様の買物の利便 向上が図れるよう、移動販売事業の運営をしてまいります。

また,利用者から移動販売の回数を増やしてほしい等の要望をいただいておりますので, そちらにつきましても, J A 水郷つくばと協議していきたいと考えております。

- 〇議長(船川京子君) 大越議員。
- ○4番(大越勇一君) カスミ利根店が移動販売事業を実施した場合, どのように対応するのか伺います。
- 〇議長(船川京子君) 蜂谷福祉課長。
- **○福祉課長(蜂谷忠義君)** 現在の移動販売事業につきましては、JA水郷つくばに委託 し実施しているところです。

この事業の契約期間は、令和4年3月31日までとなっております。契約期間においては、 今後も引き続きJA水郷つくばに事業を実施していただくことになります。

なお、町のほうでは、令和2年12月からJA水郷つくば、カスミと移動販売事業の利便 向上に向けた協議をしているので、その中で様々のことについて話合い、検討していきた いと考えております。

- 〇議長(船川京子君) 大越議員。
- **〇4番(大越勇一君)** 今後も、高齢者等買物弱者移動販売事業をより一層充実した事業 として育んでいっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長(船川京子君) 大越勇一議員の質問が終わりました。

暫時休憩とします。再開を11時15分とします。

午前10時58分休憩

午前11時15分開議

○議長(船川京子君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番通告, 11番新井邦弘議員。

〔11番新井邦弘君登壇〕

〇11番(新井邦弘君) 皆さんこんにちは。8番通告,11番新井邦弘でございます。 質問は大きく分けて二つあります。

まず, 1点目です。

まちづくりと医療について。超高齢社会の到来に対応するため、多くの高齢者が地域において活動的に暮らせるとともに、助けが必要な高齢者に対しては地域包括ケアシステムとまちづくりの連携により地域全体で生活を変えることができる社会の構築が必要だと思います。

このような社会の実現に向け、日々の暮らしにおける生活活動に着目し、これらの活動

を高めるために健康, 医療, 福祉のまちづくりに速やかに着手し, スピード感を持って取り組むことが強く求められていると思います。

これからのまちづくりには、医療と福祉を一体化したシステムが不可欠だと考えます。

医療は医療,住宅は住宅,職場は職場,商店街は商店街というこれまでのまちづくりは,急速な高齢化時代には合わなくなってきております。これらの時代は,退職後の人生が生涯の終点となっております人生の後半をどこで過ごしたいということがまちの魅力,まちづくりの大きなポイントとなります。

そこで、最も重視されるのが医療や福祉施設であり、住宅の配置についても、分散型を 目指すのか、まちなかへの集積を目指すのかが問題となります。

まちづくりの方向性について、町はどのようにお考えかを伺います。

○議長(船川京子君) 新井邦弘議員の質問に対する答弁を求めます。 佐々木町長。

[町長佐々木喜章君登壇]

〇町長(佐々木喜章君) それでは、新井議員の御質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、急速な高齢化時代による医療や福祉を意識した魅力あるまちづくりは、今後、重要な要素の一つであると感じております。

特に, 高齢者の方々にとって安心して暮らすためには, まちづくりにおいて, 医療や福祉は, とても大切な分野になってくると思います。

議員御質問の医療と福祉を一体化したまちづくりにつきましては、全国的に見ましても、利根町は小さな町で生活する上では既にコンパクト化されており、高齢者の医療や福祉分野における環境につきましても、小さな町であるがゆえ、現在のような町内に医療や福祉施設が点在する形でも、高齢者にとって魅力あるまちづくりは可能であると思っております。

しかしながら、今後の新しいまちづくりとして、医療や福祉分野を踏まえた集積型や一体型など、これからの超高齢化社会へ対応した魅力ある新しいまちづくりのスタイルとして、国の事例集や他市町村の先行事例などを注視しながら、引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

- 〇議長(船川京子君) 新井議員。
- ○11番(新井邦弘君) 大越議員も先ほど地域包括ケアシステムの実現が必要だと, 2025年までにそういったことが必要になってくるというようなお話で、蜂谷課長がお答え になりましたけれども、具体的に例えば地域における医療、介護体制の見直しとして、利 根町としてはどういったことを取り組んでいくか、事例がありましたらお答え願いたいと 思います。
- 〇議長(船川京子君) 蜂谷福祉課長。
- 〇福祉課長(蜂谷忠義君) 地域包括ケアシステムにつきましては、先ほども大越議員の

とき答弁させてもらいましたが、地域にある資源、そういうものを活用した中で利根町版として可能な限り住み慣れたところで安心して暮らせるようサービスの提供をやっていくものになりますので、現在、新たな施設の建設とか集積とか等については、まだ福祉課のほうでは検討していない状況ですので、今後も福祉課のほうといたしましては引き続き、現在あるサービス、施設、それと今後創出されるサービス等を考えながら進めていければ、サービスの提供ですか、安心して暮らせるまちづくりを進めていければと考えております。

〇議長(船川京子君) 新井議員。

○11番(新井邦弘君) それを本当に期待して待っておりますので、よろしくどうぞお願いします。

それでは2番目の質問に移ります。

役場職員の町内居住対策についてです。

町が定住化対策として種々の政策を実施している中で、我が町の職員でありながら町内 に居住していない職員がおり、町民税はもちろん消費などにも大きな影響を与えていると 思います。

そこでまず1番,町外居住の職員は何人いるのか伺います。そして何%ぐらいの比重なのか,よろしくお願いします。

- 〇議長(船川京子君) 飯塚総務課長。
- ○総務課長(飯塚良一君) 現在,170名の職員がおりまして,そのうちの約半数の90名が町外に居住しております。
- 〇議長(船川京子君) 新井議員。
- **○11番(新井邦弘君)** その中で、例えばもともと利根町に在住をしておりまして、利根町から例えば町外に転出した職員の数というのも分かりますか。
- 〇議長(船川京子君) 飯塚総務課長。
- ○総務課長(飯塚良一君) 資料として持ち合わせてないんですが、そういう職員も当然 おります。
- 〇議長(船川京子君) 新井議員。
- **〇11番(新井邦弘君)** それでは2番目の質問なんですが、例えば大きな災害が発生した場合なんですけれども、職員の招集の遅れなどが業務に支障が出るのではないかと心配しております。そのような問題についてどのようにお考えかお伺いいたします。
- 〇議長(船川京子君) 飯塚総務課長。
- ○総務課長(飯塚良一君) 職員の勤務時間外での突発的な大規模災害としては、地震災害、これが考えられると思います。この場合の職員の参集でございますが、職員用災害初動マニュアル、これでは、通常の手段で参集する。ただし、道路状況により通常の通勤手段が利用できない場合は、最も早い通勤手段により参集する。さらに幹線道路や状況に応じ、安全なルートを選択するとしております。

通常の通勤手段が利用できない場合は、特に遠方に居住する職員にあっては、参集に相当の時間がかかることになります。また、全職員に共通するものとしては、家族や自分自身がけがをした場合、また家屋に被害が生じた場合には、応急対応してからの参集となり、参集には時間がかかるというふうに考えております。

このように、勤務時間中以外の時間帯に地震災害が起きた場合には、間違いなくその初 動対応に遅れが生じることになります。つまり、公助が機能するまでには時間がかかると いうことでございます。

過去の例を見ますと、阪神・淡路大震災では、公助の初動対応には限界があることが現 実として証明されております。そこで、救われる命が救われなかった教訓として、自助、 共助、公助、これにスポットが当てられまして、特にその共助の組織として自主防災組織 が改めて見直されたという経緯がございます。

町といたしましては、初動体制をできる限り早く整え、災害対応に当たるのは当然でございますが、公助が届くまでの間は自助、共助、特に共助である自主防災組織の機動力が重要になってくるというふうに考えております。

- 〇議長(船川京子君) 新井議員。
- **〇11番(新井邦弘君)** 次,3番目の質問ですが,居住の自由については,憲法に保障されているので、町内居住を義務づけることはできないのは承知しております。

町内居住について何らかの対策を行っているのか、また町内で家を建てた職員に対して 住宅手当の増額措置等の住環境の整備や子育て対策を実施している市町村もほかにござい ます。そのような制度を検討するお考えはあるのかどうかお伺いします。

- 〇議長(船川京子君) 飯塚総務課長。
- ○総務課長(飯塚良一君) 職員の町内居住についてでございますが、それを促すような 対策は現在取っておりません。

また、町内で家を建てた職員に対する住宅手当の増額措置等につきましても、現在、職員の持ち家、これに対する住宅手当については支給しておりませんので、その均衡を保つ上でもそうした制度を創設するというような考えはございません。

なお、職員に限らず、利根町新築マイホーム取得助成金制度や、町外からの転入につきましては、空き家・空き地バンクの利用は可能でございますので、職員にもその旨周知してまいりたいというふうに考えております。

- 〇議長(船川京子君) 新井議員。
- **○11番(新井邦弘君)** 1番の質問と同じようなあれなんですか、やっぱり職員が自らが利根町、魅力あるまちづくりの一端となって、住んで、町と一緒に盛り上げていくようなまちづくりが今後5年、10年後に実現できればいいなと思います。

以上で質問を終わります。

○議長(船川京子君) 新井邦弘議員の質問が終わりました。

暫時休憩とします。再開を13時30分とします。

午前11時26分休憩

午後 1時30分開議

○議長(船川京子君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

9番通告, 6番石山肖子議員。

[6番石山肖子君登壇]

〇6番(石山肖子君) 9番通告,6番石山肖子でございます。

今回の一般質問では、利根町の福祉政策においての虐待防止策,この現状と課題についてお尋ねします。

今般,福祉行政におかれましては,利根町地域福祉計画第3期計画,利根町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画,障がい者プラン,第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画,これらを策定中と聞き及んでおります。

国の福祉政策においては、平成27年に誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けられるよう地域包括ケアシステムの構築が望まれ、また平成28年には地域共生社会の考え方が示されました。

地域福祉計画は、福祉分野の各計画の上位に位置し、推進体制には子供、障害のある人、 高齢者等の各対象への支援体制に専門職がますます必要となってきています。8050問題、 ダブルケア、ダブルケアと申しますのは、介護と子育てを同時にやらなければいけない状態、そして、ひきこもりなどの相談、これらの充実も必要とされてくるなど、制度のはざまで困難に陥る方々へのアウトリーチが重要となると私は考えております。

まず、今回、私が虐待についてお尋ねする理由を申し上げます。

虐待の定義は、他者から不適切な扱いにより権利、利益を侵害される状態や、生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることです。報道によりますと、警察にドメスティックバイオレンス、DV、家庭内暴力について相談のあった件数が昨年8万2,000件であり、過去最高であるとのことです。危機的な状況です。

弱きものが虐待を受けるとき、福祉という言葉の英訳の一つであるウェルビーイング、 通常はウェルフェアと訳されるようですが、このウェルビーイング、つまりお互いの存在 を信頼し、そして居心地のよい関係を持つという権利、これが侵害されているのではない でしょうか。

虐待状態にある弱い方々は、昔の流行歌ではありますが、そちらの歌詞を引き合いに出させていただきますと、「「愛してる」の響きだけで 強くなれる気がしたよ」(スピッツ、曲名チェリーより引用)、この響きや感触を完全に受け取れない状態にあるということが虐待の実態です。生きる力を奪われていると言えます。

私は、布川小学校で10年前から読み聞かせボランティアをやっておりました。なぜ小学

校に出向いて絵本の読み聞かせをやったのか。これは家庭内で余裕がなく、夜にゆったりと、親も楽しみながら、お家の人が本を読み聞かせながら子供が眠りにつく、そういうことができない状態になっている。あえて地域の者が小学校に出向いて読み聞かせをしなければいけないと当時判断したからです。そして、その傾向はどんどん加速していると私は認識しております。

今考えると、当時私は、家庭を出て、ほかの場所において自分の行動を、小学校という場所ですが、行ったということです。つまり、一種のアウトリーチを行ったのではないかなと、思い返すとそういうふうに感じます。

さて、質問の(1)の児童福祉における虐待の現状についてお尋ねしてまいります。

学校教育現場にあられましては、日々の児童との触れ合いに御尽力いただき、子育て支援課にあられましては、放課後児童クラブや子育て支援センターなどで福祉の実行に御尽力いただいております。

先手の対策が利根町でも必要と考えておりますので、まずは、児童福祉の分野での虐待 の防止について、対策をどのように行っておられるか、そして課題をどのように考えてお られるかお尋ねいたします。外出自粛で家庭内暴力が潜在化していると思われます。

以降の質問は自席にて行います。

O議長(船川京子君) 石山肖子議員の質問に対する答弁を求めます。

花嶋子育て支援課長。

〔子育て支援課長花嶋みゆき君登壇〕

〇子育て支援課長(花嶋みゆき君) それでは、石山議員の御質問にお答えいたします。 児童福祉分野におきましては、毎年、利根町要保護児童対策地域協議会の代表者会議を 開催し、関係機関の連携強化を図っております。

協議会では、児童虐待の早期発見と防止及び支援対象児童等に関する情報共有を行うことにより、支援対象児童への適切な支援への円滑化を図るよう努めており、それぞれの機関ごとの役割分担を確認し、早期に適切な対応が取れるよう体制を整えております。

町の現状としましては、見守りや支援を主として担う機関として、就学児童については、休業中も含めて学校において状況把握をしていただいております。就学前児童につきましては、休業中の場合も含め保育所等に、未就園の児童については保健福祉センターでの健診等で状況を確認していただき、定期的に実務者会議を開催し、支援が必要な御家庭のケースや新たに支援が必要なケースについて情報共有を図っております。

また、必要に応じて個別支援会議を開き、関係機関が集まって協議し、児童の保護が必要な場合には、児童相談所の一時保護につなげるような体制となっております。

昨年の緊急事態宣言時には、休校による子育て家庭が心配されましたが、現在は県独自の緊急事態宣言時におきましても学校が休校にならずに済んでいるため、目が行き届いているという状態ということもあり、課題につきましては、関係機関の連携が取れており、

重大事態なども発生しておらず、今のところはございません。

- 〇議長(船川京子君) 石山議員。
- **○6番(石山肖子君)** 御説明いただきました。要保護児童対策協議会,ちょっと間違っていたらすみません。そちらのほうでやはり事案の検討をなさいまして,それから見守りといいますか,必要なら介入ということがあるんですけれども,やはり事態が変わったときに,見守りを続けてフォローをする,そのようなことが行われているというふうに認識しております。

もう一つお聞きしたいと思います。

この虐待について、子供の権利、やはり権利擁護というものが福祉政策の中では大事だというふうに私は認識しておりまして、少し調べたところ、虐待防止について、児童、高齢者、障害者についての防止のマニュアルというものをつくっている自治体もだんだん出てきているようでございます。

その中で, 先ほどおっしゃっていました早期発見と情報の共有というところでお尋ねしたいと思います。

この情報共有というところで、報道で聞きますところ、虐待という事実があるにもかかわらず、その転居を繰り返していってたどれなくなるというような事案があるというふうにお聞きしております。そのようなことの状況で、トレースしていけるようなことが大事なのかなと思います。そうすると、事案の情報、これをもちろん外には出せませんけれども、共有するための仕組みが必要なのかなと思っております。

この虐待防止のある事例によりますと、この事例についての記述がされたシート、これを共有されているというふうに記述がありましたので、利根町さんでは事案についての共 有をどのような形で試みられているのか、そちらのほうを再度お伺いいたします。

- 〇議長(船川京子君) 花嶋子育て支援課長。
- **〇子育て支援課長(花嶋みゆき君)** まず、共有する仕組みに関してなんですけれども、 茨城県では、茨城県子どもを虐待から守る条例が平成31年4月に施行されまして、児童相 談所が把握した全ての児童虐待事案を警察に情報提供する取組を行っております。警察に おきましても、児童が関係する通報事案を児童相談所に全て情報提供していることもあり まして、児童相談所の相談件数も多くなってきております。

そして,支援を要する御家庭が町外へ転出する場合,そういった場合に関しても,支援が途絶えることのないようにするために,本人に伝えた上で,転出先の市町村に情報を提供して,支援が途絶えないようにしております。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 石山議員。
- ○6番(石山肖子君) 情報共有については、引き続き、試行錯誤もあろうかと思いますが、県のほうの条例ができたということで、それを有効に活用されまして、またお世話に

なりますが、どうぞ子供たちの見守り、フォローによろしく御尽力をお願いいたします。 続きまして、(2)では高齢者福祉、続いて障害者福祉もございますが、1個1個聞く ことにいたします。

高齢者福祉に関しては、先ほど冒頭で述べました高齢者保健福祉計画、それから、これが第8期介護保険事業計画も一緒に策定をされている途中だというふうに認識しておりますが、この中で、虐待についての記述、こちらにやはり先ほど申し上げた権利擁護と虐待とタイトルで記述をしていただいております。

こちらでは、ほかにも成年後見制度の利用促進、それから日常生活自立支援事業、社協 のほうで行っておられて、やはり基盤をつくりながら、これから先ほどの地域包括ケアシ ステムですか、そちらのほうもつくっていけるような途中であろうかと思います。

このような中で、コロナ禍という状況が加わりまして、大変心配になる部分が先ほど申 し上げたように閉じた状況の中で、家庭ですとか施設の中ということもあろうかと思いま すが、そういうような状況が加わってきた中で、今の虐待の現状と、それからどのような この状況での対策を考えておられるかお聞きいたします。よろしくお願いします。

- 〇議長(船川京子君) 蜂谷福祉課長。
- **○福祉課長(蜂谷忠義君)** 高齢者が家族や介護施設従事者等から暴力を受けるなど、高齢者虐待は大きな社会問題となっております。

増加する高齢者虐待に対応するため、平成17年に高齢者虐待防止法が制定され、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について、市町村が第一義的に責任を持つ役割を担うことになっております。

こうした背景を受け、当町におきましても、パンフレットの作成等による相談窓口の周 知徹底と関係機関との連携を密にし、高齢者虐待の防止、早期発見に努めております。

また、最近は、介護施設従事者による虐待が増えていることが問題視されております。

介護施設での虐待事案に対しては、介護保険法に基づく施設の実地指導を定期的に行っており、暴力や身体拘束などの虐待が疑われる事案を発見した場合には、県に通報するとともに、施設と連携し、迅速に対応する体制を整えております。

現在のところ、虐待事案の県への通報や緊急保護はございませんが、引き続き関係機関との連携を密にし、虐待の防止と早期発見に努めてまいります。

なお,現在,町で虐待疑いの相談を受け,包括支援センターと関係機関等で見守り等の 対応している件数は2件ございます。

課題につきましては、関係機関との連携ができており、重大事案なども発生しておらず、 今のところはございません。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 石山議員。
- ○6番(石山肖子君) お答えいただきました中に、介護関係でやはり2件見守っている

事案があるということ。どちらかというと、在宅で介護されている方というような状況のほうがやはり虐待は多いのかなという、個人的な考えですけれども、そちらのほうは相談等はないということでお聞きしました。

ただし、私が危惧しますのは、やはり閉鎖的なおうちの中で起こりやすいというのは、一般的にそうであろうと思われますので、どうぞそこの、やはりアウトリーチといいますか、そこの工夫がこれから大変でしょうけれども、そちらには御尽力いただきたいと思います。

あと、関係機関との連携を進めていらっしゃるということで、やはりシステム構築のためにいろいろなところがいろいろな形で連携していくとなると、やはりネットワークというような考え方が出てくると思うんですけれども、ネットワークについて、これから試行が、いろいろ試されていくと思います。その中で、専門家というのが財政的なことでは雇用をされて、その方の知見を得ながらというところがこれから望まれるところだと思いますが、そのネットワークをつくられるときには、ぜひ専門家の方々が第三者的な目で冷静な意見を言ってくださるようになればなと私は思っております。

続きまして、障害者福祉について、同じように障がい者プラン、こちらにも同じように権利擁護と虐待ということで記述がありまして、ただこれをブレイクダウンした内容というのはお持ちであろうと思われますが、見た限り、やはり同じようにアウトリーチという部分が私にはちょっと見えなかったので、障害者福祉について現状と課題をどう考えておられるかお答え願います。

〇議長(船川京子君) 蜂谷福祉課長。

○福祉課長(蜂谷忠義君) 障害者福祉分野におきましても、平成24年度に施行された障害者虐待防止法に基づき、福祉課を障害者虐待防止センターと位置づけ、虐待防止のための支援、虐待事案発生時の対応措置を行う体制を整備しております。

日頃の業務の中では、虐待防止に関する啓発や情報の周知を行うほか、茨城県が主催する研修に参加し、対応方法の研さんに努めております。

また、困難事例発生時における協議の場として、医療や教育など様々な分野の担当者を 集めた地域自立支援協議会を組織し、日頃から各分野の情報を共有できるネットワークを 構築しております。

さらに、今年度は、虐待を含めた緊急時に障害者の方に一時的に宿泊の場を提供する障害者居室確保事業を障害福祉サービス提供事業所の協力の下開始し、安全な避難の場を提供できる体制の整備を行いました。

障害福祉分野においても,現在のところ虐待に関する相談等はございませんが,引き続き,虐待の早期発見や防止に努めてまいります。

課題につきましては、先ほども述べましたが、関係機関の連携ができており、重大事案 等も発生しておりませんので、今のところはございません。

- 〇議長(船川京子君) 石山議員。
- ○6番(石山肖子君) ネットワークのほうの構築,進んでいかれればと思います。

それとは、一方で、先ほどからちょっとしつこく言って、アウトリーチ、アウトリーチと言っていますけれども、そこの部分でもう一つお聞きしたいことですけれども、このコロナ禍、昨年2月あたりから違う状況が続いたということ、日頃とは。これからもこの状況は続くと思われる状況ですから、やはり情報を町民に届けたり、それから意見を聞いたりといったことが現状把握という意味で重要になってくると思います。

今回, コロナ禍において, 何かアウトリーチという意味で試みられたこと等があれば, お聞かせください。

- 〇議長(船川京子君) 蜂谷福祉課長。
- ○福祉課長(蜂谷忠義君) こちら、今年2月に入ってからなんですけれども、利根町民生委員・児童委員協議会のほうで、現在8050問題とひきこもりの方への支援を推し進める活動を行うため、その協議会内にひきこもり対策検討委員会を令和元年度に設立しまして、その中で協議を重ね、ひきこもりなど家庭内における困り事について、その相談窓口を案内するために困り事相談窓口のチラシを作成しました。それを2月1日から地区担当の民生委員・児童委員の方が自分の担当地区内にポスティングにより全戸配布をしまして、なかなかこういった虐待やひきこもり、相談をどこにしていいか分からないという方も多いようなので、その方々に対しての、いつでも相談できるように各種の相談についてのチラシを配布して、1人でも多く相談に来てもらいながら対応できるように行政のほうもやっていきたいということで、民生委員さんたちと協力して今活動しております。
- 〇議長(船川京子君) 石山議員。
- ○6番(石山肖子君) やはり地域のものが、先ほど申し上げましたように、お互いが福祉というものを、一方的なものじゃなくて、先ほどの民生委員さんのチラシを、私も見ましたけれども、ちゃんとクリアファイルに入れまして、そういうふうな工夫をされると、やはり電話のそばに、相談窓口のリストが書かれたものを置こうかなという、そのきっかけをつくっていただいたなということで、非常に感謝を申し述べさせていただきます。

それでその地域のものが福祉という中で、どちらが与える与えられるではなくて、お互いに、先ほど冒頭に申しましたようなウェルビーイングというのはお互いのことなんだろうと、双方向のことなんだろうと私は考えますので、町民ができること等をどうぞ具体的に、こういうことしてほしいんだけれどもお願いしますというようなことで既にやられていると思いますけれども、どうぞ御提案くださいということで、私の質問はこれで終わります。

〇議長(船川京子君) 石山肖子議員の質問が終わりました。

次に、10番通告、1番峯山典明議員。

[1番峯山典明君登壇]

○1番(峯山典明君) 10番通告,1番峯山典明です。議場へお越しの皆様,そしてインターネットで議会中継を御覧の皆様,お忙しい中,貴重なお時間いただきまして誠にありがとうございます。

今回の質問は、介護保険サービスと防災関係の二つです。私は、町の皆様の声を行政に届けることに真剣です。

まず初めに,介護保険サービスについて質問いたします。

現在、要支援1,2の方、要介護1から5の方が自宅に手すりをつけたり、バリアフリーの住宅改修を行う場合、介護保険サービスにより上限を20万円として費用が支給され、その1割もしくは2割、平成30年8月から、特に所得の高い方は3割を利用者が負担しなければならないことになっております。そして利根町では償還払いとなっておりまして、一旦改修費用の全額を利用者が負担することになっております。

この償還払いを利用者の支払額が最初から自己負担額で済むように受領委任払いにすることを検討していただけるかどうか伺います。

以降は自席にて質問いたします。

○議長(船川京子君) 峯山典明議員の質問に対する答弁を求めます。 佐々木町長。

[町長佐々木喜章君登壇]

〇町長(佐々木喜章君) それでは、峯山議員の御質問にお答えをいたします。

介護保険サービスで償還払いとなっているものは、要介護者等が自宅に手すりを取り付けたり段差の解消等のための住宅改修、及び福祉用具においては原則貸与となっておりますが、衛生管理面などで貸与になじまない入浴やトイレで使う福祉用具を購入した際に給付する特定福祉用具購入がございます。

これらにつきましては、生活保護受給世帯を除き、原則として、利用者の方が費用の全額を一旦負担し、後から介護保険の給付金を受け取ることとなっており、当町においてもこの償還払い制度により対応しているところでございます。

この方法ですと、一時的に利用者の方に経済的負担がかかるため、利用者の方が希望した場合、本来の自己負担分のみを支払い、残額を事業者が町に請求する受領委任払い制度で行うことも認められております。

そこで、当町においても、利用者の希望により償還払いと受領委任払いのどちらにも対 応できるよう、4月1日から受領委任払い制度を導入する予定となっております。

〇議長(船川京子君) 峯山議員。

〇1番(峯山典明君) こちらの住宅改修費に関しては、町の方から一旦全額を払うことは大変だ、困っているという相談が私のところに寄せられていたため、昨年から数回にわたり要望してまいりました。

4月1日よりこの受領委任払いにするかどうかを利用者の希望によって取り入れるとい

うことなので、利根町に暮らす御高齢の方たちも安心されると思います。

なお,近隣自治体では,龍ケ崎市,取手市,牛久市,我孫子市,印西市は既に導入しております。近隣自治体に合わせて,利根町も同じように介護保険サービスを適用されるということなので,近隣自治体と同じレベルになったことはとてもよいことだと思います。

また、これからその介護保険サービスの受領委任払いにするかどうか希望制ということ なんですけれども、この受領委任払いも可能になったということを対象となる方たちに周 知していただけたらと思います。

続きまして, 二つ目の質問に移らせていただきます。

続きまして, 防災についての質問をさせていただきます。

昨年9月にも質問させていただきましたけれども,戸別受信機の導入を検討していただけるかどうか,伺います。

- 〇議長(船川京子君) 佐々木町長。
- 〇町長(佐々木喜章君) 戸別受信機の導入に関しましては、昨年9月の第3回議会定例 会の一般質問で峯山議員にお答えしたとおり、戸別受信機や防災情報を含めた行政アプリ の導入を検討した上で行政アプリの導入を決めておりますので、現時点で戸別受信機の導入を検討する考えはございません。

なお、この件に関しましては、昨年9月の第4回議会臨時会に、国の臨時交付金対象事業として補正予算に計上し可決いただいておりますが、事前の全員協議会においても御説明させていただいていることを申し添えておきます。

- 〇議長(船川京子君) 峯山議員。
- **〇1番(峯山典明君)** こちらの行政アプリはとても便利なものだと思っておりますので、私も日頃からスマートフォンを扱っておりますので、行政アプリ自体は全く問題ないと思っております。

しかし、こちらの行政アプリ導入するに当たりまして、利根町におけるスマートフォンの普及率、保有率のアンケートは実施されたのかどうか伺います。

- 〇議長(船川京子君) 飯塚課長。
- ○総務課長(飯塚良一君) スマートフォンの普及率につきましては、令和元年度に実施 いたしました総務省の通信利用動向調査、こちらがございますので、利根町での普及率調 査は行っておりません。

大体こういうアンケートに関しましては、大きく取られたものを小さくしてもあまり率は変わらないという結果も出ておりますので、そちらのほうを参考にさせていただきました。

- 〇議長(船川京子君) 峯山議員。
- **〇1番(峯山典明君)** 差し支えなければ、参考にしたものの数字、データというものが 分かればお答えください。

- 〇議長(船川京子君) 飯塚総務課長。
- ○総務課長(飯塚良一君) 令和元年度のスマートフォンの保有率,世帯で見ますと83.4%,個人で見ますと67.6%でございます。
- 〇議長(船川京子君) 峯山議員。
- **〇1番(峯山典明君)** 続きまして、こちらの行政アプリを導入された後、使用方法、インストール方法など恐らく難しいという方いらっしゃると思います。総務課または新設される防災危機管理課等でサポートしていただけるかどうか伺います。
- 〇議長(船川京子君) 飯塚総務課長。
- ○総務課長(飯塚良一君) 峯山議員おっしゃるとおり、総務課と防災危機管理課の両方でサポートしてまいります。

具体的には、まず行政アプリの周知及び普及を図るため、「広報とね」4月号でアプリのインストール方法や機能を御紹介いたします。

講習会につきましては、具体的日程や場所については決まっておりませんが、役場や公 共施設を利用し、アプリの講習会を開催しようというふうに考えております。

このほか、地区や団体等からの御依頼があれば、出前講座として講習会を開催することも可能でございます。

さらに、御不明な点がある場合には、随時総務課及び防災危機管理課のほうで個別に対 応したいというふうに考えております。

- 〇議長(船川京子君) 峯山議員。
- ○1番(峯山典明君) 出前講座や講習会ですけれども、こちらは定員など設けるのでしょうか。例えば出前講座だと10名からの団体だとか、何か出前講座を行うに当たっての対象要件があればお答えください。
- 〇議長(船川京子君) 飯塚総務課長。
- ○総務課長(飯塚良一君) 出前講座の規定は当然守っていかなきゃならないんですが、 ただ今コロナ禍であるため、どうしても大人数というのは難しいかと思います。

さらに、操作の講習会となると、人数が多過ぎると、どうしても個々の対応が難しくなるということで、少ないほうがいいかなと思います。それによって回数が増えることについては、町のほうで対応したいというふうに考えております。

- 〇議長(船川京子君) 峯山議員。
- **〇1番(峯山典明君)** 確かに、総務課長のおっしゃるとおり、人数が少ないほうが理解が高まると思いますので、大人数というよりもやはり少ない人数でサポートしていただけたらと思います。

続きまして,携帯電話やスマートフォンを持っていない可能性が高い子供や御高齢の方が,事前に災害から身を守るために何を頼りにすればいいのか伺います。

〇議長(船川京子君) 飯塚総務課長。

○総務課長(飯塚良一君) まず、お子様の場合ですが、未就学、未就園の場合には、保護者の方と一緒におりますので、これは問題ないかと考えます。

小学生や中学生の場合は、学校にいる場合は学校からの情報がありまして、自宅にいる場合でも保護者といる場合には問題ないと考えます。自宅にいる場合でも1人であった場合には、保護者から自宅に連絡する、または事前に災害時の対応を家族で話し合っておくなども大切かというふうに考えております。

次に、高齢者の方々についてでございますが、御家族と同居なさっている方は御家族が 対応されると思いますので、問題ないと考えます。高齢者だけの場合、または独り暮らし の場合には、別居する家族が家に出向く、家に電話して情報を伝えるなどの方法もあると 思います。

ただ,これが無理な場合もありますので,自主防災組織の共助によりまして,御近所の 方などが情報を伝達するほか,避難の手助けを行うことで避難行動が取れるものと考えて おります。

このほか、両者共通してのことでございますが、屋外の場合、防災無線の放送を確認していただければ、身を守る行動が取れるものと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 峯山議員。
- **〇1番(峯山典明君)** 昨日の一般質問の御答弁から、常々災害はいつ起きるか分からないという話が出ております。まさにそのとおりだと思います。また、災害はいつ起きるか分からないと同様に、災害の規模も私たちは誰も予測することができません。

そうしますと、最悪のケースを想定しなければいけないのかなということで、子供がスマートフォンなど持っていなくて防災アプリを見ることができない。そして、1人でいることから御家族の方が家に電話をする、連絡をするということでしたけれども、その御家族の方も何らかの事情で家に連絡することができない。電波が悪いところにいるだとか様々な事情で連絡がつかなかった場合、そして家を閉め切っていて、雨戸など閉めていると防災無線聞こえないことがあります。また、暴風雨だと防災無線の音がかき消されてしまいます。そうなったときに、本当にその子供は1人で家にいて、どのように防災情報を入手することができるのかなというのが、ちょっと懸念事項になりますので、もし何かお考えがあればお答えください。

- 〇議長(船川京子君) 飯塚総務課長。
- ○総務課長(飯塚良一君) 例えばお子さんが防災無線を聞いても、今何が起こったのかは分かるかもしれないんですが、どうすればいいのかというのは、その場では判断つかないと思います。

そのために自主防災組織による訓練であるとか共助の訓練を行っていくというのも一つ, それと家族でふだんからこういうことがあったらこういうふうにしなさいということを話 し合っておくということも大切かなというふうに考えております。

- 〇議長(船川京子君) 峯山議員。
- **〇1番(峯山典明君)** しつこいようですが、昨年9月から戸別受信機の設置について検討しているかどうかということを伺ってまいりました。

こちらの戸別受信機ですけれども,私が設置を繰り返し取り上げる理由は三つございます。

まず一つ目に、利根町在住の防災士の方から訴えがございました、戸別受信機が必要だと。私は防災の素人だと思います。防災の素人の私ではなくて、防災士の方が戸別受信機、利根町でも必要だと私のところに訴えてまいりました。

二つ目に、昨年9月の第3回定例会でもお伝えしましたように、大分県日田市で戸別受信機が大活躍したという実績がございます。昨年7月、大分県の玖珠川が氾濫したことで未曽有の被害が出た大分県日田市では、この水害が起きる約1か月前の6月から試験放送を開始したばかりでした。この戸別受信機のランプが赤く点滅することで、避難の危機意識が高まるばかりか、大音量で早期避難を促したということです。

日田市では、2012年の大分県豪雨の際、防災行政無線が雨音でかき消され、避難情報が聞こえにくかったことを教訓に、戸別受信機を導入しています。利根町でも暴風雨の日は防災無線がかき消されて聞こえません。だからこそ、自宅で聞くことができる戸別受信機は必要だと言えます。

そして三つ目の理由に、先ほどスマートフォンの保有率、普及率の話がございましたけれども、このスマートフォンを持っているだけではなくて、実際にインターネットの媒体として利用しているかどうか、このスマートフォンのインターネット利用率、これが三つ目の理由になります。

総務省が公表している情報通信白書によりますと、茨城県でスマートフォンを使ってインターネットを利用している割合は60.7%ということでした。先ほど総務課長がお答えしましたパーセンテージ、個人の所有率は67.6%ということだったんですけれども、実際、茨城県全体でスマートフォンを使ってインターネットを利用している割合は60.7%ということでした。茨城県全体なので、利根町が実際この数字に当てはまるかどうかは分かりませんけれども、約4割の方が茨城県ではスマートフォンでインターネットを利用していないことになります。当然アプリを使ったこともないということになります。

昨年,第3回定例会におきまして,行政アプリを導入される際には説明会を開いて,住 民の皆様の声を直接聞くことを検討していただきたいと要望しました。ぜひ開かれた行政, 「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」とうたっているんですから,ぜひ行 政アプリ難しいな,やっぱり家で無線聞けたほうがいいなという方もいらっしゃいますの で,ぜひ皆さんの声を聞いていただけたらなと思います。

実際こちらが総務省の出している情報通信白書のデータになります。60.7%の方がスマ

ートフォンでインターネットを利用しております。逆に約4割の方がスマートフォンは持っているけれども、スマートフォンでインターネットは利用していませんということになります。

また、テレフォンサービスというものがございますが、このテレフォンサービスも防災 無線が聞こえないなと感じたときに利用するものですので、実際に防災無線そのものが雨 音でかき消されたり、家に閉め切っていて聞こえなかったときには、テレフォンサービス で防災情報を聞こうという行動も起こさないと思います。だからこそ、受動的に防災情報 を得る手段が必要になってきます。

この防災アプリ、行政無線、そしてテレフォンサービス、情報メール、その上でさらに 戸別受信機というものがあれば、これらで情報を得られない方たちの補完となるのではな いかなと感じるんですが、いかがでしょうか。

〇議長(船川京子君) 飯塚総務課長。

○総務課長(飯塚良一君) 峯山議員に以前話したとおり、戸別受信機を否定しているわけではないです。町のほうとしては、スマートフォンに入れるアプリがあったほうがより効果的ではないかということでそちらに決めたと、要するに両方というわけにはいかないというのはやっぱり費用面もありますし、その家が建っている状況によってはアンテナを立てなきゃいけない。それには維持管理もかかってくるという様々な要件があります。

スマートフォンについて、峯山議員のほうから今いろいろお話ありましたが、スマートフォン以外の方、いわゆるガラケーと言われるものを使っているのかなと思います。これも3G回線については、今後、順次廃止されていくというような情報をつかんでおります。そうなってくると、必然的に、今ガラケーを持っていらっしゃる方もスマートフォンに移行されていくのかなというふうに考えております。

今回入れるアプリに関しましては、プッシュ通知、要するに画面、電源を入れなくても、 そこにこういう通知が来ましたというのは表示されるわけなんですね。それを見ていただ くと瞬時にその情報がつかめる。要するに、ホームページのように新着情報を見たりとか しなくても、新しい情報がプッシュ通知で通知される。それと読み上げ機能というのをつ けます。これがありますので、文字で見るもの、それと耳で聞くもの、両方を併用で考え ておりますので、使い勝手としては、かなりいいのかなというふうには思っております。

いずれにして、スマートフォンにしても戸別受信機にしても、悪いところを言っていく と切りはないと思うんです。ただ、やっぱりいいところを見つけていって、そこで救われ ない部分はもう共助しかないというふうに考えておりますので、その両立という面ではア プリを使うこと、それと共助、こちらを両立させていきたいというふうに考えています。

〇議長(船川京子君) 峯山議員。

〇1番(峯山典明君) もう本当おっしゃるとおりだと思います。とてもそのとおりなんですけれども、だからこそ戸別受信機にこだわりたいという私の気持ちと、そしてスマー

トフォンが使いこなせない方たちの思いでもあります。

総務課長、行政側としては戸別受信機を否定しているわけではないと、私もそのとおりで、逆に行政アプリは否定しておりません。恐らく私は行政アプリ入ったら、インストールして活用すると思います。だからこそ、この行政アプリを使えなくて、なおかつ家で行政無線、防災無線聞こえないという方たちがいらっしゃったときに困るだろうなと。

よく情報格差という話があります。このスマートフォンを持っているだけでなくて、使いこなせるかどうかで防災無線の情報、防災アプリの情報を得られる方と、そうでない方の格差が生まれてしまうのはとても残念なことです。

やはり予算、財源というものも関係してきます。ただ、一番私たちは気にしなきゃいけないのは、町の皆さんの命を預かる立場として、本当に誰一人取り残さないような政策、施策というものを打ち出していかなければいけないと思っております。

2015年に豪雨災害が発生しました茨城県常総市では、利根町と同じように、防災アプリをいち早く導入しております。うまく活用されているそうです。しかし、ほかにも外国人向けに、英語、韓国語、中国語、ほかの国の言葉、これらを翻訳した音声ファイルというものも用意されているそうです。また、御高齢の方には戸別受信機を導入しまして、機能の拡張も行っております。そして、愛媛県宇和島市では、聴覚障害がある方に対しては、その情報伝達方法も確立しているそうです。

ぜひ利根町も常総市や宇和島市を見習って、様々な方法で誰一人取り残すことなく、防 災、減災、そして命を守るということを考えていただきたいなと思うんですけれども、い かがでしょうか。

- 〇議長(船川京子君) 飯塚総務課長。
- ○総務課長(飯塚良一君) 我々も重要に考えております。アプリを入れて終わりという ことではなくて、当然そういう情報に関しては、当然機械であるとか、そういうものはど んどん進化していきます。そういうものに注視をしながら、そのタイミングを見計らって、 その時々でよりよいものを選んで導入していけたらなというふうに考えております。
- 〇議長(船川京子君) 峯山議員。
- 〇1番(峯山典明君) 参考としまして、茨城県では、大洗町、常陸太田市、境町、小美玉市、高萩市、日立市、東海村、稲敷市、城里町、河内町、ひたちなか市、土浦市、那珂市、石岡市、常陸大宮市、鹿島市が戸別受信機を導入しておりました。また、今日、午前中の話なんですけれども、私はこの一般質問で戸別受信機を一般質問する日に、たまたま北海道幕別町で地域おこし協力隊の方がインスタグラムを更新していまして、そのインスタグラムには、幕別町でもついに4月1日から戸別受信機導入始まりました。3月7日までに全戸、希望者ですね、無償貸与完了するようになっていますということを発信しておりました。偶然なんですけれども、やはり今現在、日本全国で、様々ところでこの戸別受信機導入が始まっております。それも予算の面で戸別受信機すごく難しいですけれども、

希望者,また行政アプリも導入していますので,行政アプリ,情報メール,戸別受信機と 使い分けて,様々な対象者,町全体の方たちが防災情報を漏れることなく得られるような 方法を取っている自治体が多いのかなという印象でございます。

ぜひ利根町も、次の台風シーズン迎えるまでに、本当に誰一人取り残すことなく、防災 情報、伝達方法を確立していただけたらなと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長(船川京子君) 峯山典明議員の質問が終わりました。

暫時休憩とします。再開を2時40分とします。

午後2時23分休憩

午後2時40分開議

○議長(船川京子君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は11名です。先ほど10番若泉昌寿議員から所用により退席するとの 届出がありました。

定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

11番通告, 9番五十嵐辰雄議員。

[9番五十嵐辰雄君登壇]

○9番(五十嵐辰雄君) 五十嵐辰雄でございます。

1番、農地つき空き家を活用した地域活性化についてお尋ねします。

コロナ禍により田園回帰のニーズが高まっています。家庭菜園のある暮らしをしたいという都市住民の声が多くなりました。農業を行う要件である農地取得の規制緩和も進み、都会から移住者に対して空き家に隣接する遊休農地をセットで提供する事例が多くあります。

農地法第3条によれば、農地を取得するには50アール以上の耕作面積にならなければ許可にならない。これは、農地は耕作が目的で、投資や登記を防ぐためのものです。

平成21年の農地法改正により、各自治体の農業委員会の判断により、その内容については、農地法施行規則第17条第2項で、別段面積、これは下限の面積ですが、これを各農業委員会として自由に設定できる特例が設けられました。そこで、別段面積、下限面積を設定している全国の設定状況を申し上げます。このデータですが、これは農林水産省経営局調べにより、令和2年12月末現在です。これはかなり精度の高い実数でございます。

現在,全国に市町村は1,741あります。このうち別段面積を設定しているのが1,242市町村で全体の7割,71%を超えています。設定していないのが,当町はじめ,全部で499市町村で29%です。

近年では、移住、就農促進の一環として、空き家バンクに登録した空き家に付随する農地については1アール以下に引下げ、そういう自治体が増えてきました。戦後の自作農創

設特別措置法以来の地殻変動でもあり、農地を取り巻く厳しい構造改革に直面しました。 移住促進に向けて、前例や横並びの延長線にある行政運営では、地域における多様な取組 に取り残されてしまいます。

そこで, お尋ねします。

農地の権利取得における下限面積について, その中で, 先ほど申し上げましたけれども,

(1) 農地法第3条第2項第5号による原則許可の要件が示されています。その要件について、現在の農地法第3条について詳しくお尋ねいたします。

通告しました (2) については、2回目の質問にいたします。以上です。

○議長(船川京子君) 五十嵐辰雄議員の質問に対する答弁を求めます。

近藤農業委員会事務局長。

[経済課長兼農業委員会事務局長近藤一夫君登壇]

〇経済課長兼農業委員会事務局長(近藤一夫君) それでは、五十嵐議員の御質問にお答 えいたします。

農地法3条には、農地の権利移動の制限が示されております。その第2項には、各号のいずれかに該当する場合には許可することができないとなっており、第2項第5号には、下限面積要件として権利を取得しようとする者またはその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積が、いずれも北海道では2へクタール、都府県では50アールに達しない場合とされております。

しかしながら、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部 または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定める ところにより、これを公示したときはその面積とされております。

平成21年の農地法改正により、地域の実情に応じて農業委員会の判断で別段の面積を定めることが可能となっております。

- 〇議長(船川京子君) 五十嵐議員。
- 〇9番(五十嵐辰雄君) ただいま近藤局長の御説明ですと、農地法第3条,よく通常言われます農地法には、第3条,第4条,第5条,この三つの条文で大体農地法はなっております。確かに平成21年の農地法の改正は大改革でございます。

農地というのは、あくまでも耕作が目的です。投資や登記を防ぐ、土地転がし、権利売買を制限して、厳しく規定しております。これは戦後の農地改革、自作農創設の一大転換でございます。

今,近藤局長は農地法の施行規則第17条まで触れて御答弁いただきました。

そこで、今度は農地法の施行規則第17条、これに別段面積、下限面積を細かく規定して おります。今現在、当農業委員会としては、農地法は現在の第3条、第4条、第5条とし て別段面積は運用していないと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

- 〇議長(船川京子君) 近藤農業委員会事務局長。
- **〇経済課長兼農業委員会事務局長(近藤一夫君)** 五十嵐議員の御質問にお答えします。 3条では50アールということになっていると思います。
- 〇議長(船川京子君) 五十嵐議員。
- ○9番(五十嵐辰雄君) この50というのは前からでしょう。以前から、農地法ができたときから50ですよね。第3条。北海道は2ヘクタール以上とか、都府県は50アール以上、5反歩だね。

以前は5反歩で十分農業を営んだ、終戦後は。今、5反歩では家庭菜園くらいしかできないですよね。

そうすると、町としては、農地法施行規則第17条、それについて別段面積、下限面積を、 今、この第1項では10アール以上の面積で設定可能です。

課長,第1項,17条の第1項では,農業委員会としては下限面積10アール以下で設定可能ですけれども,これについての御見解をお願いします。

- 〇議長(船川京子君) 近藤農業委員会事務局長。
- ○経済課長兼農業委員会事務局長(近藤一夫君) 五十嵐議員の御質問にお答えします。 議員御質問のとおり、農地法施行規則第17条、これでは10アールということになっておりますが、17条第1項で10アール以上の面積で設定が可能であるとされていましたが、自然的、経済的条件から見て、営農条件がおおむね同一の区域であること、設定区域内において、別段の面積未満の農地を耕作しているものの数が、当該設定区域内において農業に供しているものの総数のおおむね4割下回らないことが基準となっており、平均規模が小さい地域が対象となっております。
- 〇議長(船川京子君) 五十嵐議員。
- **〇9番(五十嵐辰雄君)** それでは、利根町の場合と、県内には44の市町村ございますけれども、比較対照するのはちょっと無理と思うんですけれども、県内の状況、二、三御紹介します。

まず、常陸太田市では30アール以下、笠間市では何と0.1アール以下です。常陸大宮では30アール、かすみがうら市では1アール、行方市では1アールと、こういう現状です。 利根町でもこの法解釈をして、もっと細分化してやる場合、できるのではないかと思うんですよ。

ですから、全国の市町村でも7割以上が下限面積を定めているんですよ。このデータは、 農林水産省ですから、これ確度が高いです。もう少し実態をよく調査して、できると思う んです、ほかでやっているんですよ、拡大解釈して。

農業委員会の、今日は事務局長ですから、それ以上突っ込んだ、深読みした答弁は期待するのは無理と思うんですけれども、これを機会に、局長、農業委員会の範疇まで犯すことはないと思うんですが、こういった実態を拡大解釈して俎上に乗せることも悪くはない

んですけれども、やっぱり法文を縦読み、横読みして、駄目という出口をふさいではまず いので、もっと弾力的な解釈について、いかがでしょうか。

- 〇議長(船川京子君) 近藤農業委員会事務局長。
- **〇経済課長兼農業委員会事務局長(近藤一夫君)** 五十嵐議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの茨城県内の下限面積ですか、これは44市町村のうち7市町村、それと空き家と セットを設定しているのが44市町村のうち3市町村。

近年,全国で確かに農ある暮らしを求める移住希望者ですか,家庭菜園程度の農地を求める人が増えてきていることから,空き家に属した農地を対象に農地法施行規則第17条第2項により下限面積を下げて農地を取得することは可能でございます。

今後,地域の実情などを考慮し,人が集まる魅力ある都市づくりを目指して,移住定住 促進に向けた施策を検討していきたいと思います。

- 〇議長(船川京子君) 五十嵐議員。
- **〇9番(五十嵐辰雄君)** ありがとうございました。さすが農業委員会の事務局長さん、勇気ある御答弁感謝していますよ。やっぱり法というのは、原則というのは、よく法文、よくありますね、原則だとか。これ原則というのは例外があって原則ですから。原則というのは、これは例外を否定できないんですよ。やっぱり原則というのは、課長、拡大解釈して、この条文の逃げ道をつくってあるんですよ。

今おっしゃったとおり、昨日、町長も、東京首都圏から初めて人口減少と、コロナ禍を 基にしてテレワークとか郊外移住、本当に前向きな町長の昨日御答弁、もう感謝にたえま せんよ。

いろいろ委員会としては、農地を守るのが委員会ですけれども、農地の有効活用するのがやっぱり委員会ですね。多分これ条文を解釈すると、農地の100坪とか1坪など売買しては困るんですよね。田んぼの中に、そういうのは許可しなくても結構ですから。集団的な農地利用とか農作業の集団化に支障のある農地は駄目ですと、それから、住宅地についている農地でも農地以外に活用することは駄目です。あくまでも地目は農地ですから。ですから、一定期間許可するのには、課長、まず5年とか10年とは、一定期間利用することの条件を付して許可するのが建前です。

例えば、国の利根西部地区とか南部地区でやった場合には、これから構造改善、基盤整備に相当影響を受けますので、もし許可するならば、現在の宅地に付随している農地、そういうのが条件ですよ。やっぱり許可というのは委員会の絶対的権限ですから。認可と許可というのは、その人に対する許認可ですから、絶対的な委員会の権限ですから、その権限をうまく活用して、やっぱりこういった時代の波に乗るように開くことが期待しています。

それから、もう一つ、局長、もう一つ、これは国土交通省の行政機構の中で土地建設局、

そこで発行したパンフレット、これ確かに局長もお手持ちで見ていると思うんですが、これ平成30年3月にパンフレットを発行しました。表題が「「農地付き空き家」の手引き」、それで、サブタイトルとして「田園回帰等の移住促進に向けて空き家や農地を地域資源として活用」と。これ全部でページ数が、何ページでしたか、全部で61ページです、A4サイズ。

これ見るといいこと書いてありますよ。国でも積極的に農地の有効活用,田園回帰,これは平成30年だからコロナ禍が起こる前ですから。積極的に国でもこういう政策をやっているし,利根町は首都圏40キロ圏ですから,こういう新しい方策を率先して導入してやったほうがいいと思うんですね。

もう一度, 局長のお考えをお願いします。

- 〇議長(船川京子君) 近藤農業委員会事務局長。
- **〇経済課長兼農業委員会事務局長(近藤一夫君)** 五十嵐議員の御質問にお答えします。 すみません,ちょっと勉強不足で農地つきの空き家のやつ,ちょっとまだ見ていなかっ たものですから,中身のほうがちょっと理解していないということで,答弁のほうは差し 控えさせていただきます。すみません。
- 〇議長(船川京子君) 五十嵐議員。
- ○9番(五十嵐辰雄君) 同じことを何回も繰り返すと嫌がられますから、次に参ります。 それで、通告の(3)ですが、これは農地の有効利用と地域の活性化として売買が難しい空き家に付属している農地、これは特別の考えで、既存住居に付属する農地については、空き家バンクに登録した住居とセットして農地を取得できる制度があるじゃないかと思うんです。やっぱり空き家を買っても、借りても農地がないと、家庭菜園とかなんかできないんですね。ですから、空き家と距離があってはまずいので、空き家に付随した、境界が一致した農地、せいぜい100坪とか200と思うんですが、そういう農地をセットで借りるとか買うとかした場合、利根町に来てよかったと、空気もいいし、緑もあるし農地もあると。ただ、宅地とうちではうまみがないですよ。やっぱり自然の中に飛び込むことは、やっぱり農地がセットして借りるとか売買になったほうがいいですね。そういう方は、買った以上はもう利益を追求して転売する気はないと思うんですね。

確かに町長おっしゃるように、田園回帰のニーズが高まりました。東京からも今、人口 流出です。東京からも人口減少の時代に入りました。

町長,こういうお考えはいかがでしょうか。

- 〇議長(船川京子君) 佐々木町長。
- **〇町長(佐々木喜章君)** 五十嵐議員おっしゃるとおり、コロナ禍において移住先として 地方への関心が高まっております。

そういった中で,空き家と農地をセットで取得できるようにするといった施策について は,遊休農地対策や新規就農者の獲得また移住促進という点において,一定の効果が見込 める可能性があると考えております。

今後は、他市町村の事例等を参考に調査研究していきたいと考えております。

- 〇議長(船川京子君) 五十嵐議員。
- ○9番(五十嵐辰雄君) どうもありがとうございました。

それでは、時間の関係で2番のほうに参ります。

これは、利根町空家等対策協議会ですが、その中で、空家等対策計画の作成と事業効果 をお尋ねします。

- 〇議長(船川京子君) 佐々木町長。
- 〇町長(佐々木喜章君) 国では、空家等がもたらす様々な問題を総合的に対応するため、 平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法を公布いたしました。

これにより、全国の各市町村、市区町村が同じ定義で空家等対策を推進することができ るようになり、町では平成28年9月に利根町空家等対策協議会条例を制定するとともに、 平成30年4月に利根町空家等対策計画を策定しております。

この計画は平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間としておりますが、社会 情勢等の変化に的確に対応するため、計画期間中であっても必要に応じて見直すこともで きることとなっております。

次に、事業計画ですが、この計画を基に空家等の実態調査を行い、台帳作成やデータベ ース化して管理することができるようになりました。また、適正に管理していない所有者 等には通知等で改善を求めており,令和元年度は一部改善も含め88件中64件が改善し,令 和2年度については、1月末現在で60件中40件が改善されております。

改善された空家等の中には、令和元年度は7件、令和2年度は1月末現在で12件、更地 となったものもございます。改善が実施されないものについては、引き続き改善を求めて まいります。

- 〇議長(船川京子君) 五十嵐議員。
- **〇9番(五十嵐辰雄君)** 今期定例会には,今出ました空家等対策協議会,これは,利根 町空家等適正管理に関する条例に包含されていますね。

それで空き家というのは、解体すればいいと思うんですけれども、空き家と土地は不動 産で別個なんですね。土地があって空き家があるんです。ですから空き家と同時に、空き 家は建物,宅地の中のそれの適正管理,ですから,対策については空き家と土地,一体的 に適正管理をお願いします。それをお願いします。御答弁は結構でございます。

- ○議長(船川京子君) 五十嵐辰雄議員の質問が終わりました。
- ○議長(船川京子君) 日程第2,休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

3月6日及び7日は議案調査のため休会にしたいと思います。これに御異議ありません

か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(船川京子君) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。
- 〇議長(船川京子君) 以上で、本日の議事日程は終了しました。 次回3月8日も午前10時から本会議を開きます。 本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。 午後3時07分散会

第 4 号

[3月8日]

令和3年第1回 利根町議会定例会会議録 第4号

令和3年3月8日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	峯	Щ	典	明	君	7番	花	嶋	美清	青雄	君
2番	Щ	﨑	誠-	一郎	君	8番	井	原	正	光	君
3番	片	Щ		啓	君	9番	五十	一嵐	辰	雄	君
4番	大	越	勇	_	君	10番	若	泉	昌	寿	君
5番	石	井	公-	一郎	君	11番	新	井	邦	弘	君
6番	石	Щ	肖	子	君	12番	船	Ш	京	子	君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町					長	佐人	木	喜	章	君
教	育			長	海君	海老澤			君	
総		務	部	Į.	長	飯	塚	良	_	君
企		画	部	Į.	長	Ш	上	叔	春	君
財		政	訓	Į.	長	大	越	達	也	君
税		務	訓	Į.	長	大	越	克	典	君
住		民	訓	Į.	長	桜	井	保	夫	君
福		祉	訓	Į.	長	蜂	谷	忠	義	君
子	育	て	支 扬	爰 課	長	花	嶋	みり	⊅き	君
保(建福	祉	センタ	z — Ē	所 長	狩	谷	美引	尔子	君
環	境	対	策	課	長	中	村	寛	之	君
保険年金課長兼国保診療所事務長					直	江	弘	樹	君	
経済課長兼農業委員会事務局長						近	藤	_	夫	君
建		設	部	果	長	中	村	敏	明	君
都	市	整	備	課	長	飯	田	喜	紀	君
会		計	部	果	長	田	口	輝	夫	君
学	校	教	育	課	長	青	木	正	道	君

指 導 室 長 池田 恭君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長赤尾津 政 男書記荒井 裕 二書即田 あゆ美

1. 議事日程

議事日程第4号

令和3年3月8日(月曜日)

午前10時開議

追加日程第1 議案第24号 令和2年度利根町一般会計補正予算(第14号)

日程第1 議案第8号 令和2年度利根町一般会計補正予算(第13号)

日程第2 議案第9号 令和2年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

日程第3 議案第10号 令和2年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第4 議案第11号 令和2年度利根町営霊園事業特別会計補正予算(第3号)

日程第5 議案第12号 令和2年度利根町介護保険特別会計補正予算(第4号)

日程第6 議案第13号 令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

日程第7 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第8 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

追加日程第1 議案第24号

日程第1 議案第8号

日程第2 議案第9号

日程第3 議案第10号

日程第4 議案第11号

日程第5 議案第12号

日程第6 議案第13号

日程第7 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第8 休会の件

午前10時00分開議

○議長(船川京子君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで, 本日付で, 佐々木町長より追加議案が提出されました。

追加議案についての説明を求めます。

佐々木喜章町長。

[町長佐々木喜章君登壇]

〇町長(佐々木喜章君) 皆さん,おはようございます。

本日追加提出いたしました議案について御説明申し上げます。

議案第24号 令和2年度利根町一般会計補正予算(第14号)について、歳入歳出それぞれ4,175万6,000円を減額し、総額を83億5,464万3,000円とするものでございます。

本案は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第三次分の内示が2月10日にあったことから、その後、補正予算の編成作業を行ったため、今回、追加議案として提出させていただいたものでございます。

主な内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備に係る事業費の計上及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関係する事業費の確定によるものなどを補正するものでございます。

〇議長(船川京子君) 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第24号 令和2年度利根町一般会計補正予算(第14号)について日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(船川京子君) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

追加日程を加えた本日の議事日程は、配付のとおりです。

議事日程に入ります。

〇議長(船川京子君) 追加日程第1,議案第24号 令和2年度利根町一般会計補正予算 (第14号)を議題とし、補足説明を求めます。

大越財政課長。

〔財政課長大越達也君登壇〕

〇財政課長(大越達也君) それでは、議案第24号 令和2年度利根町一般会計補正予算 (第14号)につきまして、補足して御説明申し上げます。

4ページをお開き願います。

第2表,繰越明許費補正でございます。款2総務費,項1総務管理費,事業名がふれ愛タクシー運行事業から,款9教育費,項3中学校費,事業名が中学校施設維持補修事業までの七つの事業につきまして、年度内に事業が完了しないために繰り越すものでございま

す。

第3表,債務負担補正でございます。議会会議システムソフト使用料で事業の開始を令和3年度からと改めるため廃止するものでございます。

続きまして, 歳入につきまして, 御説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

款15国庫支出金,目1総務費国庫補助金は317万8,000円を増額するもので,新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫補助事業の補助裏分が交付対象となったための増額でございます。

次に、目3衛生費国庫補助金は100万円を増額するもので、保健衛生費補助金で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金で、内閣官房が構築する接種記録システムで被接種者のデータを取り扱うため住基システム及び予防接種台帳システム改修のための増額でございます。

次に、目5教育費国庫補助金は151万9,000円を減額するもので、節1小学校費補助金で、情報機器整備費補助金及び学校保健特別対策事業費補助金で、補助金の額の確定により101万6,000円の減額、節2中学校費補助金で、こちらも補助金の額の確定により50万3,000円の減額でございます。

款19繰入金,目1財政調整基金繰入金は4,441万5,000円を減額するもので,今回の補正予算の財源調整による余剰金を基金に繰り戻すものでございます。

続きまして、歳出でございますが、歳出補正のほとんどの増減につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業の事業費の確定分、または確定が見込まれるものにつきまして補正するものでございます。

9ページを御覧ください。

款1議会費,項1議会費は1,263万8,000円を減額するもので,主なもので,議会議場設備更新事業で,議会議場音響映像設備等更新工事の契約差金の減額でございます。

款 2 総務費,項 1 総務管理費は52万3,000円を減額するもので,主なもので,目 5 財産管理費の庁舎管理で,便座クリーナー設置工事の契約差金の減額でございます。

10ページをお開き願います。

款3民生費,項1社会福祉費は159万8,000円を減額するもので,目2老人福祉費の高齢者等買い物弱者移動販売事業で販売員を1名確保できなかったための減額及び目10保健福祉センター費の保健福祉センター運営事業で,トイレ改修工事の契約差金の減額でございます。

次に、項2児童福祉費は206万2,000円を減額するもので、主なもので、次のページで、 目1児童福祉総務費の利根町新生児特別定額給付金支給事業で支給対象児童が少なかった ため減額するものでございます。

12ページをお開き願います。

款4衛生費,項1保健衛生費は101万7,000円を増額するもので,感染症予防対策事業で, 歳入でも御説明いたしました内閣官房が構築する接種記録システムで,被接種者のデータ を取り扱うため,ワクチン接種記録予防接種台帳システム連携対応業務委託及びワクチン 接種記録住基システム連携対応業務委託の増額でございます。

項2清掃費につきましては、財源の組替えでございます。

款5農林水産業費,項1農業費は8万5,000円を減額するもので,集落センター運営事業で,利根東部農村集落センター床修繕工事の契約差金の減額でございます。

款6商工費,項1商工費は65万7,000円を減額するもので,中小企業事業資金信用保証料補給金で,利用者が少なかったことによる減額,次のページで,新型コロナウイルス感染症対策事業者支援事業で,利根町小規模事業者緊急経営支援助成金で,申請件数が少なかったことによる減額,利根町飲食店等経営支援助成金で,新たに茨城県の営業時間短縮要請協力金需給対象以外の飲食店に助成を行うための増額でございます。

款8消防費,項1消防費は86万2,000円を減額するもので,主なもので,防災施設費で, 分散避難を想定した施設等整備補助金で事業費の確定による減額でございます。

14ページをお開き願います。

款 9 教育費,項 1 教育総務費で1,534万1,000円を減額するもので,主なもので,教育 I C T推進事業で,小中学校学習支援ソフト使用料の契約差金の減額でございます。

次に、項2小学校費は786万1,000円を減額するもので、主なもので、目1学校管理費のGIGAスクールICT環境整備事業で、次のページで、タブレットパソコン、電子黒板の契約差金の減額及び小学校安全・安心確保事業で、備品購入費の額の確定による減額でございます。

次に、項3中学校費は114万6,000円を減額するもので、主なもので、目1学校管理費の中学校施設維持補修事業で、利根中学校屋内運動場空調設備工事で、工事工程の見直しによる増額、GIGAスクールICT環境整備事業でタブレットパソコンの契約差金先の減額及び中学校安全・安心確保事業で備品購入費の額の確定による減額でございます。

説明は以上でございます。

○議長(船川京子君) 説明が終わりました。

議案第24号は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、3月17日に質疑、討論、採 決したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(船川京子君) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長(船川京子君) 日程第1,議案第8号 令和2年度利根町一般会計補正予算(第 13号)を議題とします。

質疑通告議員は7名です。

通告順に質疑を行います。

11番新井邦弘議員。

○11番(新井邦弘君) 3点ほど質疑をさせていただきます。

議案名が令和2年度利根町一般会計補正予算(第13号),20ページ,款3民生費,項1 社会福祉費,目1社会福祉総務費,障害福祉サービス事業の扶助費で,補装具給付金335万9,000円減額の詳細を。

また、36ページ、款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁費、道路台帳整備事業、 道路台帳整備事業業務委託2,380万4,000円の減額の主な詳細を。

また,50ページ,款9教育費,項4社会教育費,目8図書館費,利根町図書館LED照明化改修工事675万9,000円減額の詳細をよろしくお願いいたします。

- ○議長(船川京子君) 新井邦弘議員の質疑に対する答弁を求めます。
 蜂谷福祉課長。
- ○福祉課長(蜂谷忠義君) それでは、新井議員の御質疑にお答えします。 20ページをお願いします。

説明の中ほどにございます障害者福祉サービス事業の補装具給付金の335万9,000円の増額については、当初見込みより補装具の給付が大幅に増えたことによるものです。補装具の給付につきましては、耐用年数経過による更新のほか、新規申請、体の成長と医師意見書による給付や破損等もございまして、その年度にどれだけの補装具の給付があるか把握することが困難なため、予算編成においては、過去の実績により予算の計上をしてございます。そのため、今年度においては、補装具の給付が大幅に増えたため増額補正をするものです。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 中村建設課長。
- **〇建設課長(中村敏明君)** それでは,新井議員の御質疑にお答えいたします。

議案書36ページ,款7土木費,道路台帳整備事業,道路台帳補正業務委託2,380万4,000 円の減額理由について御説明いたします。

令和2年度の道路台帳整備は、令和元年度に町が実施した道路工事及び県営利根北部地区土地改良事業区域157へクタールの道路台帳の補正としておりました。県営利根北部地区土地改良事業実施に伴う区域内の町道の廃止及び移管を受ける新設道路の認定を予定しておりましたが、県において移管手続が遅れているため、減額するものでございます。

令和元年度に町が実施した道路工事事業分についての道路台帳補正業務は完了しております。

なお,減額分は令和3年度予算に計上しております。 以上でございます。

〇議長(船川京子君) 久保田生涯学習課長。

〇生涯学習課長(久保田政美君) それでは、新井議員の御質疑についてお答えいたします。

50ページ, 款 9 教育費, 項 4 社会教育費, 目 8 図書館費の工事請負費で, 利根町図書館 LED照明化改修工事の675万9,000円の減額につきましては, 工事請負費の入札に伴う契 約の差金でございます。こちらのほうの工事の概要についてでございますが, 図書館の照 明器具の老朽化等によりまして, 図書館 1 階の読書室, 一般閲覧室, 児童室, 親子室の照 明器具をLEDに交換した工事でございます。

数量につきましては、ダウンライト等、また非常用照明や誘導灯などを全部合わせますと、471台を交換しておりまして、既に工事につきましては完了をしているような状況でございます。

先ほど繰り返しになってしまいますが、こちらのほうにつきましては、入札に伴う契約 の差金ということでございます。

以上でございます。

○議長(船川京子君) 新井邦弘議員の質疑が終わりました。 次に、7番花嶋美清雄議員。

○7番(花嶋美清雄君) 議案第8号 令和2年利根町一般会計補正予算(第13号),42ページ,款9教育費,項1教育総務費,目2事務局費,需用費の賄い費500万円の減の詳細。

45ページ,同じく教育費,項2小学校費,目1学校管理費,小学校児童通学用バス運行業務委託327万3,000円の減の詳細をお願いします。

- ○議長(船川京子君) 花嶋美清雄議員の質疑に対する答弁を求めます。 青木学校教育課長。
- ○学校教育課長(青木正道君) それでは、花嶋議員の御質疑にお答えいたします。

42ページ, 款 9 教育費,項 1 教育総務費,目 2 事務局費,学校給食運営事業の需用費500万円の減額の理由でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止により,4月,5月を臨時休校にいたしました。給食提供日数が,当初予定していた年間日数より,小学校で17日,中学校で18日減少したため,賄い材料費を減額するものでございます。

そのほか新型コロナウイルス感染症の影響で需要が減少した県内の畜産農家の経営安定を図ることを目的とする茨城県の県産和牛等学校給食提供緊急対策事業や漁業者、養殖業者、水産加工業者の経営安定を図ることを目的といたしました県産水産物学校給食提供緊急対策事業を活用し、無償で常陸牛やサバのみりん干しの提供を受けることができ、賄い材料費の支出を抑えることができました。

なお、夏季休業期間の短縮によりまして増加いたしました17日間分の学校給食につきましては、保護者の方から追加的な徴収は行わず、町費から支出で対応したところでございます。

次に、45ページ、款 9 教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費でございます。小学校運営事業の委託料の327万3,000円の減額でございます。こちらにつきましては、小学校児童通学用バス運行業務委託につきましては、国土交通省の定めにより、1 キロメートル当たりの制限運賃及び 1 時間当たりの時間制運賃により算定をしております。入札により下限値に近い金額で落札されたため、不用額が生じました。また、夏休み短縮により、小学校1年から 3 年生までの下校時のバス運行業務委託料を差し引きました金額が327万3,000円ということで減額するものでございます。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 花嶋議員。
- ○7番(花嶋美清雄君) ありがとうございます。

これバスのほうは、コロナでの休業の差額というのはないのですか。バスのほうは、コロナの影響での減額というのはないのですか。

- 〇議長(船川京子君) 青木学校教育課長。
- **〇学校教育課長(青木正道君)** 休業による, コロナの影響で減額というものはございません。

以上です。

- ○議長(船川京子君) 花嶋美清雄議員の質疑が終わりました。 次に、1番峯山典明議員。
- ○1番(峯山典明君) 1番峯山典明でございます。

まず最初に、15ページ、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、庁舎管理費の 光熱水費113万2,000円と委託料72万6,000円それぞれ減額の理由。

続きまして、23ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目6医療福祉費、こちらの医療 福祉事業の小児医療給付費900万円減額の理由を。

続きまして、33ページ、款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費の農業次世代 人材投資資金交付事業補助金について、交付要件について詳細をお尋ねします。

続きまして、34ページ、款5農林水産業費、項1農業費、目4水田農業対策費、こちらの経営所得安定対策等推進事業補助金、何件分か等ございますが、こちらも詳細を御説明ください。

続きまして、43ページ、款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 4 教育研究指導費、こちらの 学力向上推進事業報償費の学びの広場サポーターを 1 名派遣できなかったことによる弊害 かあったのかどうか、もしございましたら詳細をお願いします。

最後に、44ページ、同じく款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 4 教育研究指導費の特別支援教育支援員派遣事業、小中学校非常勤講師配置事業、それぞれ派遣配置できなかった理由がございましたら、御説明お願いいたします。

以上です。

- ○議長(船川京子君) 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。 大越財政課長。
- 〇財政課長(大越達也君) それでは、峯山議員の御質疑にお答えさせていただきます。 15ページ、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 5 財産管理費、庁舎管理の需用費、光熱水費113万2,000円の減額補正でございますが、主に庁舎の電気料でございます。多い月と少ない月の料金の差が65万円ほどございまして、近年の酷暑等による電気料金が不足すると予想されたため、ちょっと多めに予算計上しておりました。ただ、3 月までの見込みでほぼ例年並みで抑えられましたので、今回減額するものでございます。

次に、委託料72万6,000円の減額補正でございますが、一つ目の庁舎定期清掃業務委託で16万5,000円、庁舎日常清掃業務委託で33万円、空調設備保守管理業務委託で23万1,000円、いずれも入札による契約差金の減額でございます。

以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 直江保険年金課長。
- **〇保険年金課長兼国保診療所事務長(直江弘樹君)** それでは、峯山議員の御質疑にお答 えいたします。

予算書23ページの款3民生費,項1社会福祉費,目6医療福祉費のうち,小児医療給付費を90万円を減額することについてですが,こちらは、県医療福祉費補助金交付申請により,当初の申請件数を年間1万3,000件を見込んでおりましたが、実際は7,288件と申請件数が5,712件減数によるものです。支給額は、当初見込額と毎月の支払いベースの支給額ですが、1件当たり約1,600円と見込みどおりに支給額となっております。このことから、件数の少ないことから、小児医療費を減額するものでございます。

- 〇議長(船川京子君) 近藤経済課長。
- **〇経済課長兼農業委員会事務局長(近藤一夫君)** それでは、峯山議員の御質疑にお答え します。

33ページ,款5農林水産業費,項1農業費,目3農業振興費の農業次世代人材投資資金 交付事業150万円の減額についてでございますが,交付を予定しておりました新規就農者 が満たせなかった交付要件は,国の事業実施要綱である農業人材力強化総合支援事業実施 要綱,別記1,農業次世代人材投資事業,第5の2,(イ),コの前年の世帯全体の所得 が600万円以下であることというものでございます。

本要件は、同要綱に本年度から新たに追加されたもので、令和2年度の予算策定時には、交付を予定しておりましたが、交付予定者の令和元年度分の源泉徴収票や確定申告の写しを確認したところ、世帯の所得が600万円を超えておりましたので、交付要件を充足することができませんでした。

続きまして、33ページから34ページ、款5農林水産業費、項1農業費、目4水田農業対 策費、負補交で経営所得安定対策等推進事業補助金についてでございますが、これは、利 根町再生協議会で作成しております営農計画書の印刷代と通信運搬費について補助金が不足するため、県へ追加要望をしたところ、追加交付が決定されたものです。御質疑があった補助金は、利根町地域農業再生協議会への追加補助金でございます。

以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 池田指導室長。
- **〇指導室長(池田 恭君)** それでは、峯山議員の御質疑にお答えいたします。

43ページ, 款 9 教育費, 項 1 教育総務費, 目 4 教育研究指導費, 学力向上推進事業報償費, 学びの広場サポーターを 1 名配置できなかったことによる弊害はあったかどうかについてです。

各小中学校に配置することができるサポーターを全て配置することが望ましいのですが、 学びの広場等のサポーターのように、年度途中の配置であったり、短期間の雇用であった りした場合に、人材が見つからないことがあります。また、以前までは、夏季休業を活用 して実施していたので、人材の確保は比較的容易にできましたが、今年度は事業日での実 施になりましたので、人材の確保は難しくなりました。

学びの広場サポーター1名を配置できなかったことによる児童への弊害については、それほど大きくないと考えております。それは、校内で算数の補充指導に当たる加配教員の活用をしたり、教務主任、管理職が指導に当たったりして指導体制を整えたからです。ですが、教職員へはサポーターが配置できなかったことによる負担増はあったと考えております。

続きまして、44ページ、款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 4 教育研究費、特別支援教育 支援員派遣事業、小中学校非常勤講師配置事業、それぞれの派遣配置できなかった理由に ついてです。

特別支援教育支援員配置事業については、小中学校に19名配置する方向で予算を立てておりましたが、そのうちの2名の勤務について、2名で1名分の勤務体制に変更したものによる減額になっております。このことによる児童への支援体制に弊害が起きることは特にありません。

また、小中学校非常勤講師配置事業については、年度途中に新型コロナ感染症への不安のため、非常勤講師が退職となり、8月から12月の間、未配置となっております。この間、補充として配置する人材を探しましたが、年度途中のため、なかなか配置する人材を見つけられませんでした。

令和3年1月から新たに採用することができております。新たに採用するまでが未配置 になった理由でございます。

以上になります。

〇議長(船川京子君) 峯山典明議員の質疑が終わりました。

次に、6番石山肖子議員。

○6番(石山肖子君) 6番石山肖子でございます。

議案名,令和2年度利根町一般会計補正予算(第13号)について,4件お伺いいたします。2種類ありまして,衛生費の中の環境衛生費,それらについて2件,それから,農林水産業の中の農業振興費について2件,お伺いいたします。

まずは、30ページの衛生費、保健衛生費、環境衛生費の高度処理型浄化槽設置整備事業526万3,000円減の理由、申請が少なかった要因についてお伺いいたします。

同じく30ページ,衛生費,保健衛生費,環境衛生費の太陽光パネル設置助成事業について,141万1,000円減の理由についてお伺いいたします。

続いて、32ページ、款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費、事業名がんばる 農業者応援事業1,000万円減の理由。先日お聞きいたしました該当農家が少なかったとい うことですが、その該当農家が少なかった要因についてお伺いいたします。

最後に、33ページ、款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費、農業次世代人材 投資資金交付事業150万円の減の理由。先ほど峯山議員のほうから、新規就農者はどのよ うな要件を満たさなかったのかということでお伺いいたしまして、その件については結構 なんですけれども、新規の就農者についての要件が満たされないようなことが、事前に予 想できたのかどうか、その辺をお伺いいたします。先ほどお聞きした件については結構で す。お願いいたします。

- ○議長(船川京子君) 石山肖子議員の質疑に対する答弁を求めます。 中村環境対策課長。
- ○環境対策課長(中村寛之君) それでは、石山議員の御質疑にお答えいたします。

款4衛生費,項1保健衛生費,目4環境衛生費,高度処理型浄化槽設置事業526万3,000 円の減額の理由と申請が少なかった要因はとのことですが,広報紙,町公式ホームページで,高度処理型浄化槽設置整備事業についてお知らせしてまいりましたが,浄化槽5基分,単独浄化槽撤去費8基分の予算が残ったことになります。新築等の浄化槽の申請が2基ありまして,転換の申請が3基ありました。この3基につきましては,今年度から予算化された配管工事の補助金30万円が補助されておりますので,総額で個人負担が約30万円で済んでおります。この配管補助金が3基分だったので,この補助金がないと,個人負担は約60万円になりますので,これが大きな要因として考えられます。

次に、太陽光パネル設置事業141万1,000円の減額の理由ですが、こちらについても、広報紙、町公式ホームページでお知らせしてまいりましたが、7件の申請でした。13基分の予算が残りました。この理由としましては、設置工事費が今年度平均で約170万円かかり、1キロワットの買取り価格が、2019年が26円でしたが、2020年は21円と下がっておりますので、この辺が要因として考えられます。来年度は、蓄電池設置への県の補助事業を計画しており、1件5万円の補助を予定しておりますので、さらなる推進を図ってまいりたいと思います。

説明は以上です。

- 〇議長(船川京子君) 近藤経済課長。
- **〇経済課長兼農業委員会事務局長(近藤一夫君)** それでは、石山議員の御質疑にお答え します。

32ページ, 款 5 農林水産業費,項1 農業費,目 3 農業振興費,がんばる農業者応援事業1,000万円の減額について,該当農家が少なかった要因ということですが,町では,当初予算として1,000万円を計上し,補助金要綱に基づき申請者を募集しております。今年度は3件の問合せがございました。補助対象といたしましては,新規作物の導入や既存作物の栽培改善等に取り組む担い手や新規就農者への初期経費に対する助成,また,規模拡大を目指す担い手農家等が対象になります。対象者は,青年農業者,認定農業者が組織する団体,人・農地プランに位置付けられた中心経営体となっております。申請の際に,農業経営改善計画か青年等就農計画等の計画を策定していただくことが必要になります。この事業は,機械の更新や施設の修繕等は該当しません。また,先ほど述べさせてもらったとおり,一定の条件があり,機械の修繕,買入れ等だけではなく,突発性ではなく,計画性が必要な事業になっております。町で制定している利根町がんばる農業者等支援事業補助金交付要綱の今回は対象にならなかったため,減額を補正するものでございます。

続きまして、33ページ、款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、農業次世代人材投資金交付事業、新規就農の際のこの150万円の減額の600万円の所得、これについて事前に想定できたのかという御質疑ですが、先ほど峯山議員のときにもお答えしたとおり、この600万円の要綱が制定されたのが、今年度から新たに追加されたもので、予算を策定時にはなかったものでございます。交付予定者の令和元年度分源泉徴収票を、確定申告でこれの写しを確認して、600万円を超えていたため、交付の要件を充足することができなかったのが、原因でございます。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 石山議員。
- ○6番(石山肖子君) 続いて、まずは、衛生費のほうの2番目について、もう一度お聞きをいたします。それから、3番目と4番目の農業振興費2種類についてもう一つお伺いいたします。

まず初めに、太陽光パネル設置助成事業ですけれども、こちらのほうの買取り価格等の変動というのは仕方のない、不可効力だったと思うんですけれども、少しお聞きしたいのが、第五次利根町総合振興計画、こちらの基本方針1の基本施策、環境対策の充実について指標が出ています。現状値ということで、平成29年度がこの太陽光発電システム設置補助金交付件数が14件、現状で、目標値2024年度が20件というような、そのようなことが結果指標としてあります。この結果指標に向けて、どのような展開をしていく、工程、そこ

が、私は、この令和2年度の行動の内容をお聞きしたいと思いますが、その点について、申し訳ありません、ちょっと分かりづらいと思うんですけれども、令和2年度はどのようなこのパネル設置助成事業を増やすという行動指示があったのかどうか、どのようなものがあったのか、それを、太陽光パネル設置助成事業についてお伺いいたします。

それと、32ページと33ページ、農業振興費について、がんばる農業者応援事業についてが、条件として、いろいろな書類を出すんだと思うんですけれども、計画書を出すのだと思うのですが、その点について、計画性が非常に必要であるということですね。そのようなことがあるとは思いますけれども、同じように、第五次総合振興計画によりますと、認定農業者数を29経営体から35経営体に増やすというような工程の中の令和2年度の当初予算に対する結果だと思います。そちらのどのような行動指針、そのような計画、戦略があったのかどうか、あればお伺いいたします。

今二つ,また2種類でお伺いいたしますが,こちらについては,当初予算について,この補正で出た結果が,半分以上の減ということで言われましたので,そちらのほうも御考慮いただきまして,どのような工夫をされてきたのか,お伺いいたします。

- 〇議長(船川京子君) 中村環境対策課長。
- ○環境対策課長(中村寛之君) 石山議員の御質疑にお答えいたします。

こちらについては、広報紙、町ホームページ等でお知らせをしてまいりました。それで、 先ほど議員さんもお分かりのとおり、2019年は26円、2020年は21円と買取り価格が下がっ ております。その辺が少なかった要因、それから、工事設置費のほうも、170万円平均で かかっているということがありますので、なかなかつけられないというのが現状だと思い ます。

ただ、これ、議員さん言われたように、20基ということ載っておりますので、この辺につきましては、広報とかホームページのほかにも考えておりまして、一応来年度からは、蓄電池の県の補助金を利用することができますので、1件5万円程度プラスして、最大で15万円の補助金を1基設置するごとに出せるようになってきますので、その辺で20基何とか申請をしていただけるように推進してまいりたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 近藤経済課長。
- **〇経済課長兼農業委員会事務局長(近藤一夫君)** がんばる農業者応援事業の条件ということで、まず補助対象ですが、青年農業者、これ45歳まで、あと認定農業者、先ほど申したとおり、認定農業者が組織する団体、人・農地プランに位置付けされた中心経営体、これのほかに、これに伴いまして、農業経営改善計画とか青年等就農計画、そういった計画書を出していただくようにしています。

あと、農家の方へのお知らせなんですが、こちらは毎年出しています、利根町再生協議会で作成しております営農計画書、これを利根町の農家913件に送付しておりますが、そ

の中にがんばる農業者の給付要綱、こういったものも入れてお知らせはしております。

それと、次世代農業資金交付事業、こちらにつきましては、県のほうに、まず準備型という事業がありまして、それが、県の普及センターのほう、そちらで行っている事業でございますが、そちらで、1年間計画準備をしまして、その流れとして、経営開始型として町のほうに申請に来るような形になっております。

以上です。

O議長(船川京子君) 石山肖子議員の質疑が終わりました。

次に、3番片山 啓議員。

- ○3番(片山 啓君) 先ほど丁寧な分かりやすい説明を受けたので取り下げます。
- ○議長(船川京子君) 片山 啓議員の質疑が終わりました。

暫時休憩とします。再開を11時5分とします。

午前10時51分休憩

午前11時05分開議

O議長(船川京子君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番井原正光議員。

○8番(井原正光君) 井原正光です。

それでは、議案第8号 令和2年度利根町一般会計補正予算(第13号)について質疑をいたします。

まず,第2表の継続費補正についてであります。大平地区計画策定業務委託1,333万2,000円を1,210万円に変更するものなんですが,この変更の内容について説明してください。

それから, 第3表, 繰越明許費補正についてです。

まず,利根北部地区基盤整備事業負担金,1,183万3,000円が年度内に支出が終わらない見込みとして翌年度に繰り越しして使用できるように議決を求めておりますけれども,その説明では、排水工事が遅れたので、創設換地ができなかったというような説明だと思いますけれども、私もちょっと現場を見ましたら、排水工事は既に終わっているように見えますけども、これ以外に何か理由があるのか、伺います。

次に、新型ウイルス感染症対策事業者支援事業について、350万円が繰越明許ということにされるように出ておりますけども、中小企業の貸付期間の申請延長によるものというふうに説明があったかと思います。いつまで申請延長がされたかなど、また内容等に変更が生じたのかどうなのかについても御説明ください。

次に,道路改良工事事業6,497万6,000円が繰越明許されるということで,町道112号線の補償によるものとの説明だったと思います。移転補償等については,いろいろ交渉を進めていく中で,相手があります。交渉が行き詰まるなど,しかも予算に関わることが発生

しますので、大変御苦労があることは承知しております。そこで、112号線改良工事事業 の補償物件の繰越しされる内容、支障がない限り、程度でいいので説明をしてください。

次に、10ページ、款15、項1、目1、節2の児童福祉費負担金1、795万3、000円ですが、この金額は訂正されまして1、667万1、000円に減額をされております。申し遅れましたけれども、既に歳出予算の質疑の中で、担当課長から説明されて、重複される部分等もあるかと思いますけれども、私は、歳入予算のほうから質疑をしておりますので、面倒でも御説明をしていただくようにお願いします。

続いて、同一目内の節3,820万円の減額、保険基盤安定負担金ですね。これが軽減対象者の減だというふうに説明があったかと思いますが、もう少し詳しく御説明をいただきたいと思います。

それから,節4の687万8,000円の減額について,これは県の負担金とも関係するんでしょうけれども,説明では,ただ単に少なかったというような説明かと思います。これではちょっと理解できませんので,もう少し詳細に説明をお願いいたします。

次に、款15、項2、目1、節3、これは、節2というふうにやったかと思いますが、節3の誤りでございますので、申し訳ありません、節3です。117万8、000円の減額、個人番号カード交付事務費補助金なのですけれども、任用職員の勤務日数の減というふうな説明があったかと思うんですけれども、これについて説明してください。私ども普通考えるのは、任用職員を採用するのには、ちゃんとしたその日数を決めて、いつからいつまでという形で契約すると思うんですよね。そうしますと、任用職員のほうも、この期間は、日当がもらえるのだとか給料をもらえるなということでおられるかと思うんですけれども、ただこの休業日数の減によるとなると、こっちで首を切ったのかどうなのか、その辺が分からない。その辺について、説明してください。

それから、次に、節8,468万5,000円の減額、それから節9の720万円の減額について、 実績をちょっと説明してください。これは定額給付金のことだと思うんですけれども、実 績について説明してください。

それから、ページ11の節11、こちらが429万円の増額なんですね。逆に、任用職員の補助金だと思うんですけれども、これはマイナポイントの事業の補助金ですかね。窓口で大分もうお客さんも来ているかと思うんですけれども、そういったことについて説明してください。

次,目2,節3と節4,子育で世帯への臨時委員会特別給付金の事業費と事務費,事務費が30万4,000円,事業費が38万円の減額について,説明では完了したから減額しますという説明だったかと思うんですけれども,改めて説明をお願いいたします。

次に、目5, 節1及び節2です。これは小学校、中学校の特別支援教育就学奨励費補助金、小学校が16万4,000円、中学校が34万1,000円の減額なんですが、対象者の減というふうな説明かと思うんです。これは収入によってその対象者が決まるのかと、簡単に言えば

ね、と思うんですが、対象者が減となったのは、保護者が収入増えたから対象外になった のかどうなのか、その辺疑問が湧くので、もう少し丁寧に説明いただきたいなというふう に思います。

次に,款16,項1,目1,節2,292万6,000円の減額なんですが,これも対象者の減だ というふうな説明なんですが,それについても,もう少し詳細にお願いいたします。

続いて,節4の1,206万7,000円,これ訂正されて1,139万4,000円になったわけなんですけれども,これにつきましては,国庫補助金のほうで説明したからというのではなくて,私も理解を深めるために,重複するかも分かりませんけれども,ぜひ説明をお願いしたいと思います。

次に,節5,160万4,000円の減額,これも,当初より少なくなったというような説明, これではちょっと分からないんだよね。説明をいただきたいと思います。

それから、ページ12の項2、目2、節3の500万円の減額ですね。マル福関係かと思うんですが、これも人数の減云々の説明だったかと思うんですが、もう少し易しく分かりやすいように御説明をいただきたいと思います。

次に、目5の節2,36万5,000円の減額ですね。都市計画基礎調査交付金、計画が完了したからという説明だったかと思うんですが、完了したらしたで、やはりその結果というものをこの議会の中で、こういうふうに完了しましたよと。その調査に基づく結果はこうでしたというような内容を説明していただかないと、これでは全然分からないので、理解できない、そういうことで御説明をお願いしたいと思います。

それから、最後なんですが、13ページの款21、項4、目3、節6の中の7万7,000円、 東京電力の福島原子力発電所の事故に伴う賠償金、先に利根町と近隣町村でいろいろ請求 というのは出したかと思うんです。それに基づくものなのかどうなのか、その関連性も含 めて御説明いただければありがたいです。

以上です。

- O議長(船川京子君) 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。 飯田都市整備課長。
- 〇都市整備課長(飯田喜紀君) 井原議員の御質疑にお答えいたします。

まず初めに、5ページ、第2表、継続費補正の変更についてという御質疑でございますが、こちらに関しましては、内容が変更したわけではなく、あくまでも契約金額が決まりまして、契約差金が生じたことによって変更するものでございます。

続きまして、12ページ、目5土木費県補助金、節2都市計画基礎調査交付金の36万5,000円の減額についてお答えいたします。こちらに関しましては、県の補助金でございますが、契約金額が決まりまして、契約金額が決まったことによって契約差金が生じたことによって、金額を減額するものでございます。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 近藤経済課長。
- **〇経済課長兼農業委員会事務局長(近藤一夫君)** それでは、井原議員の御質疑にお答え します。

5ページをお願いします。

第3表,繰越明許費補正で,款5農林水産業費,項1農業費,事業名,利根北部地区基盤整備事業負担金1,183万3,000円の繰越しについてでございますが,排水機場のほかに何かあるのかということで,附帯工事としまして,笠貫沼,創設換地部分,あそこの北側の田んぼ2枚の土を幅20メートル,深さ約30センチぐらい削り取りまして,土の入替えを行っております。

続きまして、款6商工費、項3商工費、新型コロナウイルス感染症対策事業者支援事業350万円についてでございますが、当初、申請期間は2月26日までとなっておりましたが、県のほうから、2月25日付で改正内容としまして、申請期間の延長ということで、2月26日を3月31日まで延長するということで、通知が来ております。なお、4月以降の再延長につきましては、県のほうで方針が固まり次第、連絡してくるということで聞いております。あと内容の変更につきましては、貸付対象者の要件変更に係る改正につきましては、制度が固まり次第、改正の上、こちらも通知してくれるということでございます。

〇議長(船川京子君) 中村建設課長。

以上です。

〇建設課長(中村敏明君) 井原議員の御質疑にお答えいたします。

議案書5ページ,第3表,繰越明許費補正,款7の土木費でございます。翌年度繰越額6,497万6,000円ですが,これは,町道112号線拡幅改良工事に伴う道路用地購入移転補償費を繰り越すものでございます。内訳としましては,町道112号線の立木側では,契約は完了しているが,物件移転に日数を要するため,繰り越すものです。具体的には,工事日程に合わせた移転には同意いただいております。

続いて、112号線の大房側、全地権者で11名ございますが、現在地権者と交渉中のものは1件でございます。契約が完了している補償物件の移転に日数を要するため繰り越すものは7名ほどおります。これで8名分の事業費を繰り越すものでございます。なお、物件移転補償のない3名については、今年度の道路用地購入となります。

以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 花嶋子育て支援課長。
- **〇子育て支援課長(花嶋みゆき君)** それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。 補正予算書10ページをお開き願います。

まず歳入でございますが、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、 節2児童福祉費負担金1,667万1,000円の減額でございますが、これは、26ページの歳出に 関連しておりますので、歳出26ページをお願いいたします。 歳出のほうで、款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費の中の保育所委託料支給事業1,294万2,000円の減額と、27ページの上から2番目の事業で、施設型給付費支給事業2,608万円の減額、その下の地域型保育給付費支給事業724万9,000円の減額、一番下の事業で、施設等利用金給付事業88万3,000円の減額に伴う交付金の減額でございます。減額理由としましては、まず保育所委託料支給事業、施設型給付費支給事業、地域型保育給付費支給事業につきましては、主に新型コロナウイルスの影響により、給付費の算定基準となる国の定める公定価格の単価が約マイナス0.3%減となりましたが、当初予算では、毎年増額改正されていたことから、プラス1%で予算計上していたこと及び見込みより入所児童数が少なかったことによる減額分でございます。

保育所等は、年度途中の入所、退所がございますので、延べ人数で御説明いたします。 26ページの保育所委託料支給事業として、文間保育園では、当初見込みより延べ人数で26 名減ったための減額となります。東文間保育園は、当初見込みより延べ人数で38名で減っ たための減額となります。東文間保育園は、特に単価の高い低年齢児童の入所が少なかっ たため、大きな減額となっております。管外保育園につきましては、当初見込みより延べ 人数で23名減ったための減額となります。

27ページにまいりまして、施設型給付費支給事業として、布川保育園につきましては、実績見込みでは、1号認定では延べ人数で3名の減、2号・3号認定では延べ人数で10名の減となったための減額となります。利根二葉幼稚園につきましては、実績見込みで1号認定では延べ人数で15名の減、2号・3号認定では延べ人数で24名の減となったための減額となります。東文間保育園と同様に、特に単価の高い低年齢児童の入所が少なかったため、大きな減額となっております。利根大和幼稚園につきましては、当初見込みより1号認定では延べ人数で94名の件、2号・3号では延べ人数で53名の増となりましたが、差引きで延べ人数が41名減ったための減額となります。こちらは当初、基本分単価に各加算を見込んでおりましたが、職員配置の関係で、各加算が適用できなかったため、児童1人当たりの単価が大幅に下がったことも減額の要因となっております。管外幼稚園につきましては、当初見込みより延べ人数で18名減ったための減額となります。

地域型保育給付費支給事業として,もえぎ野わかば保育園につきましては,実績見込みでは従業員枠では延べ人数で24名,地域枠では延べ人数で18名減ったための減額となります。

施設利用負担給付事業では88万3,000円の減額ですが、28ページのほうになりまして、預かり保育事業につきましては、認定こども園の1号認定児童が対象となりますが、見込みより利用児童は多かったものの、児童1人当たりの利用日数が少なかったため、全体の年間利用見込み延べ日数が904日分のところ、実績見込みが344日となり、560日分減ったための減額となります。

一時預かり事業につきましては、年間利用見込み延べ児童数が24名のところ、実績見込

みが13名となり、11名分減ったことに加えて、月額の上限金額の3万7,000円まで利用しなかったための減額となります。

次に、10ページに戻りまして、ページ中ほどの節 4 児童手当負担金で687万8、000円の減額についてでございますが、これは児童手当交付事業の支給対象児童数を前年度の支出状況と児童数の予測を立てておりましたが、単価の高い 3 歳未満児の出生の減と転出者等により、変わったと思われます。当初1、250名見込んでおりましたが、実績見込み児童数が1、174名となり、約76名分の歳出の減に伴い、国庫負担金の減額をするものでございます。続きまして、11ページになりまして、款15国庫支出金、項2国庫負担金、目2民生費国庫補助金、節3子育て世帯への臨時特別給付金事務費補助金30万4、000円の減額についてですが、こちらは子育て世帯への臨時特別給付金の支給事業完了に伴い、歳出の減額に伴うものでございます。減額理由は、主に電算業務委託料の契約差金と臨時給付金の案内通知の時点で給付金の振込を入れ込んだことにより、振込通知が不要になったための減額となります。

次に、節4子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金38万円の減額についてですが、こちらも事業の完了によるものです。児童手当を受給する世帯に対して、臨時特別給付金として児童1人当たり1万円を1,370名分見込んでおりましたが、1,332名に支給し、残りの38名分の減額となります。

次に、款16県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節4児童福祉費負担金1,139万4,000円の減額につきましては、国庫負担金の説明と同様の項目の歳出の減に伴う県負担金の減額でございます。こちらの負担率は、子どものための教育・保育給付費負担金のほうは3歳未満補助率が国が100分の56.835、県と町が100分の21.5825となっており、3歳以上補助率は、国が4分の2、県と町が4分の1。子育てのための施設等利用給付負担金の負担率は国が4分の2、県と町が4分の1となっております。

次に、節5児童手当負担金の160万4,000円の減額についてでございますが、こちらも国庫負担金の説明と同様に、歳出の減に伴う県負担金分の減額でございます。児童手当県費負担金率ですが、被用者が3歳未満で県が45分の3、3歳以上就学前が6分の1、中学校修了前が6分の1です。被用者が3歳未満で県が6分の1、3歳以上就学前が6分の1、中学校修了前が6分の1、特例給付のほうが6分の1の負担率となっております。

説明は以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 直江保険年金課長。
- **〇保険年金課長兼国保診療所事務長(直江弘樹君)** それでは、井原議員の御質疑にお答 えいたします。

予算書10ページになります。

款15国庫支出金,項1国庫負担金,目1民生費国庫負担金,節3国民健康保険事業費負担金,保険基盤安定負担金の減額についてですが,当初算出に係る軽減人数を医療と後期

分で2,720人,介護分で680人と見込んでおりましたが,交付申請に受ける際の軽減人数が 医療と後期分で2,597人,介護分で654人となったため,医療と後期分で123人,介護分で 26人の減少となり,82万円を減額するものでございます。

次に、予算書11ページ、款16県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節2国民健康保険事業費負担金の保険基盤安定負担金の減額についてですが、当初算出に係る医療後期分の軽減人数を2,720人、世帯数で1,760世帯、介護分で軽減人数を680人、世帯数を600世帯と見込んでおりましたが、交付申請を受ける際の医療後期分の軽減人数が、先ほども国保で説明しましたけれども、軽減人数は2,597人、世帯数は1,685世帯、介護分で軽減人数が654人、世帯数で572世帯となったため、医療後期分の軽減人数が123人、世帯数で75世帯、介護分で軽減人数が26人、世帯数で28世帯の減少となったため、保険税の軽減分251万6,000円、保険者支援分で41万円の減額をするものでございます。

次に、予算書23ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目6医療福祉費、小児医療給付費の900万円を減額するものですが、対象人数は、当初は1,548人、今回の補助金申請で1,454人と94人が減少しているための減額でございます。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 川上企画課長。
- 〇企画課長(川上叔春君) それでは、補正予算書10ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金の中の節8特別定額給付金事務費補助金468万5,000円の減額、それと、節9特別定額給付金事業費補助金の720万円の減額で、御質疑の実績はということでございますので、実績について御説明させていただきます。

特別定額給付金,1人当たり10万円の給付金の事業でございましたが,対象世帯数は,令和2年4月27日現在の対象世帯数で7,046世帯ございました。それに対して支給しました世帯数が7,025世帯です。支給率としまして99.5%の支給となっております。ちなみに,支給した人数でございますが,7,025世帯で合計1万5,885人の方に支給をしてございます。以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 青木学校教育課長。
- **〇学校教育課長(青木正道君)** それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。 11ページを御覧いただきたいと思います。

款15国庫支出金,項2国庫補助金,目5教育費国庫補助金,節1中学校費補助金及び節2中学校費補助金の減額について御説明いたします。特別支援金就学奨励補助金につきましては、特別支援学級に在籍いたします児童生徒の保護者の方に対しまして、給食費や校外学習費等の2分の1を補助するものでございます。まず、小学校費補助金では、当初の在籍児童のうち、対象者として22名を見込んでおりましたが、就学援助制度の所得基準の見直しにより、対象者が16名であったこと、また、新型コロナウイルス感染症に伴い、4月、5月分の給食費や校外学習費などの減額により、16万4,000円を減額補正するもので

ございます。

続きまして、中学校費では、当初の在籍生徒のうち、対象者として19名を見込んでおりましたが、就学援助制度の所得基準の見直しにより、対象者が9名であったこと、また、新型コロナウイルス感染症に伴い、4月、5月分の給食費や校外学習費等の減額により、34万1,000円を減額補正するものでございます。特に中学校におきましては、スキー学習や修学旅行が中止となっているため、事業費が大幅に減少してございます。

また、議員から、対象者が減るのはおかしいのではないかというような御質疑でしたが、特別支援教育就学奨励費、こちらにつきましては、町の就学援助事務取扱要綱を制定したことによりまして、準要保護、そちらに該当する人が多くなったということで、こちらの特別支援就学奨励費補助金、こちらの人数が減ったというふうなことでございます。以上です。

- 〇議長(船川京子君) 桜井住民課長。
- ○住民課長(桜井保夫君) それではお答えいたします。

補正予算書の10ページ、11ページを御覧ください。

目 1 総務費国庫補助金, 節 3 個人番号交付事務費補助金と11ページの節11マイナポイント事業費補助金でございます。関連しますので, 併せて御説明いたします。

まず初めに、個人番号カード交付事務費補助金でございますが、こちらマイナンバーカードを交付するための事務費として交付されるものでございます。次に、マイナポイント事業費補助金でございますが、こちらマイナンバーカードの普及を図るために、マイナンバーカートとキャッシュレス決済をひもづけすることにより、ポイントが付与されるというマイナポイント事業事務についての補助金でございます。

当初は、個人番号カード交付事務費補助金のみで対応しておりましたが、新たに、マイナポイント事業費補助金が交付されることになったため、会計年度任用職員の人件費を案分して42万9,000円をマイナポイント事業費補助金に振り替えて計上しております。個人番号カード交付事務費補助金に関しましては、マイナポイント事業補助金に計上した分を減額するとともに、会計年度職員の勤務時間が当初の予定より少なかった、こちらの細かい理由でございますけれども、令和2年度から新たに2人を採用するに当たりまして、当初1日6時間、週6日勤務で2人分の予算を計上しておりましたが、実際に採用をした方の勤務時間が、そちらの時間よりも短い時間だったということで、その差額分を減額したものでございます。

以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 中村環境対策課長。
- ○環境対策課長(中村寛之君) それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

13ページ,款21諸収入,項4雑入,目3雑入,東京電力福島原子力発電所の事故に伴う賠償金7万7,000円の増額についてでございますが,平成23年3月に発生しました東北地

方太平洋沖地震により、東京電力福島原子力発電所事故での賠償となっております。発生時から賠償されなかったものについて、再度東京電力と協議し、広報紙で町民に対する放射能に関するお知らせ、こちらに対して8,803円、町民へ筑波大学松本氏によります放射性物質拡散の現状と放射線の人体への影響についての講演会を開催、その講師謝礼としまして3万円かかっておりますが、県から2万4,000円、そして6,000円は、町から支払っておりましたが、その分の6,000円、それから、放射線量を測定する個人被曝線量計2台分6万2,790円でございます。それから、これに関しましては、あっせんの申立てとは別になっております。

説明は以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 直江保険年金課長。
- 〇保険年金課長兼国保診療所事務長(直江弘樹君) 先ほどの説明で、歳出のほうを言ってしまいましたので、先ほどの説明では、23ページ、款3の民生費、項1社会福祉費、目6の医療福祉費の900万円と言ってしまいましたけれども、訂正させていただきます。

予算書12ページ,こちらは,項2県補助金,目2の民生費県補助金,節3の医療福祉費補助金500万円の減額ということで,その部分での訂正になります。先ほど説明しました対象者数は,当初1,548人が,実際は1,454人ということで,94人の減数となります。以上です。

- 〇議長(船川京子君) 花嶋子育て支援課長。
- 〇子育て支援課長(花嶋みゆき君) 児童手当の県負担金分の説明の中で、負担率の訂正 がございますので、児童手当の県の負担率での説明ですが、被用者の3歳未満、県が45分 の3と申し上げましたが、45分の4になりますので、訂正いたします。 以上です。
- 〇議長(船川京子君) 井原議員。
- ○8番(井原正光君) では、2回目、質疑をさせていただきます。

これは質疑の通告、款項目節ごとに提出してあるんですが、本来なら時間があれば、上から順に質疑を申入れ、通告した順に大変でも説明していただくと、私どもよく分かるんです。ぽんぽん飛んでしまうので、なかなか聞きにくい、聞き取りにくい、理解しにくいんです。そういう面があるので、もしできればということですね、ちょっと。

それはいいとして, 第2回目, 質疑に入ります。

まず、継続費補正について伺います。差金だというようなことでございますけれども、 差金は差金であっても、これは内容に変更はなかったと思うんですけれども、それともう 一つ、これは歳出のほうと関係しますよね。38ページにあります125万3,000円の減額、こ れと関係ないですか。この関係、関連しているというふうに私は思っていますので、そう しますと、この差金の額と継続費の差金という説明の額と歳出の38ページにあるところの 125万3,000円との減額の金額が違う、この差はどういうふうに理解したらいいんでしょう か,説明をしてください。

それから、利根地区は、そうしますと、沼のほうの関係で遅れたと、沼のほうの盛り土というか、土の入替え関係で遅れたと、そういうふうですね。何かの説明では、排水工事云々というようなことで言われたかと思うので、排水工事、現場見に行ったら終わっていので、これおかしいなと思って、これ質疑いたしました。これは結構です。

それから, 道路改良工事の, これはこれからもるる交渉に入ると思うんですが, 御苦労でもなるだけ早めに終わるようにひとつ交渉いただきたいと思います。

それから、細かいことで恐縮なんですが、ページ10の、款15、項1、目1の節4の児童 手当負担金、ちょっと外れるかも分かりませんけれども、この手当支給について、支給す るに当たって、要するに保育料等の未納者からこれ徴収できるよね。そういうのはありま すか。そういう事例があるのかどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。学校給食 はどうなのでしょうね。分かれば、ちょっとお答えください。

それから、款15、項2、目1、節3のマイナポイント、これ申請者結構いますか。私も今回カード更新に行ったときに、更新ばかりじゃなくて、私は更新だけであれなのですけれども、結構お客さん来ているようなんですけれども、マイナポイントがついたことによって、このカードの普及、何年か前にお聞きしたことあるのですけれども、あまり普及が進んでなかったんですが、今これは、国でも、政府でも、国会でも大分進めているようなんですが、どのぐらいの率、伸びましたでしょうか。もし分かれば、お聞かせください。

それから、ちょっと気になることがあるのでお聞きしたいんですが、さきの小中学校の特別支援、学校教育課長、御答弁いただいたんですが、この中で、その所得の見直しという言葉がありましたよね。それと、準要保護の該当者が増えたために、特別支援のほうが減ったんだと。この因果関係がちょっとよく分からないんですよね。要保護の方が1.1人増えると、生保の基準に対して1.1人増えると、なぜこの特別支援学級のほうが減るのかな、こちらのほうについても、収入の基準によって何倍、何倍というのはあるかと思うんですが、この関係について、今、説明を受けて、ちょっと理解できなかったので、御説明いただけますか。

それから、500万円の医療福祉費補助金、直江課長、これは、減額なのですけれども、 今いろいろ人数おっしゃっていましたけれども、この中で、町のマル福に該当する者の人 数というのは分かりますか。県のマル福と町独自でもってやっていますよね。町のマル福、 独自でやっている該当する、そういう人数というのが分かったら教えてください。

以上です。

○議長(船川京子君) 暫時休憩とします。再開を1時30分とします。

午前11時56分休憩

○議長(船川京子君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

井原議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯田都市整備課長。

〇都市整備課長(飯田喜紀君) 井原議員の御質疑にお答えいたします。

5ページ,第2表,継続費補正でございますが,事業名が大平地区計画策定業務委託,この委託に関しましては,令和2年度,令和3年度,2年間で行う事業でございます。今回の補正に関しましては,令和2年度の事業費としまして,補正前の金額が674万3,000円から今回549万円を変更するものであります。674万3,000円から549万円を引きますと,125万3,000円になりまして,令和2年度分の125万3,000円を歳出の38ページの土木費の大平地区計画策定業務委託の125万3,000円の歳出の減という形にさせていただいております。以上です。

- 〇議長(船川京子君) 花嶋子育て支援課長。
- **〇子育て支援課長(花嶋みゆき君)** それでは、御質疑にお答えいたします。

保育料の未納分についての児童手当での支払いについてですが、保育料の未納の解消するため、保育所入所の申込みのときに、未納があった場合は、児童手当を現金化して、窓口で支払うという同意書をいただいております。そして、児童手当を現金化した上で窓口に来ていただきまして、保護者の状況を伺った上で、未納分をいただいております。

なお,窓口で生活に困っているような場合には,関係課へつなぐようにしておりますが, 今のところそういった相談はございません。

- 〇議長(船川京子君) 青木学校教育課長。
- ○学校教育課長(青木正道君) それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。 2 点 あったかと思います。

まず、1点目でございます。児童手当の現金支給分から学校給食費の未納分を納めた事例はあるかということでございますが、こちらに関しては現在のところございません。期限が過ぎましても、連絡をさせていただいて、納付をちゃんとしていただいているという状況でございます。

もう1点が、11ページにあります目5の教育費国庫補助金の特別支援教育就学奨励費補助金の減額の理由ということでございますが、特別支援を受ける児童生徒の保護者の負担を軽減するため、国がその経費を一部補助することで、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とした制度でございます。

対象者は、国の基準に基づき算定しておりまして、保護者の収入額が算定した需用額の2.5倍未満の保護者を対象に支給をしているものでございます。就学援助制度、先ほどちょっと触れさせていただきましたが、就学援助制度は、生活保護法に基づく所得額の1.1倍以下としておりますので、特別支援教育就学奨励費補助金とは算定の方法が全く異なってまいります。また、特別支援教育就学奨励費の補助額は、就学援助制度の2分の1であ

るため,就学援助制度を優先して適応しているというところがございますので,特別支援 教育就学奨励費補助金のほうは減額となっているということでございます。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 桜井住民課長。
- **○住民課長(桜井保夫君)** マイナポイント事業が始まってからのマイナンバーカードの人口に占める申請割合の伸び率ということですけれども、マイナポイント制度が始まったのが2020年7月、去年7月でございまして、その前の6月分の申請を見ますと、全国平均が23.3%、県が21.8%、利根町が23.1%、そして、一番最新の2021年2月末日の人口に占める割合なんですが、全国平均が34%、県の平均が29.4%、利根町においては29.1%ということで、6%の伸びを示しております。

以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 直江保険年金課長。
- **〇保険年金課長兼国保診療所事務長(直江弘樹君)** それでは、井原議員の御質疑にお答 えいたします。

先ほど小児医療の対象者数を言ったんですけれども、その中に、町単独の特例小児が入っているかということの御質問だと思いますけれども、これはあくまで県の補助ですので、特例小児は含まれておりません。特例小児の場合は、支出項目がまた別なんですけれども、ちなみに去年の対象者数は633人、今年度は今のところ631人ということで、マイナス2名減という形になっております。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 井原議員。
- ○8番(井原正光君) 1点だけ伺います。先ほど準要保護、要するに、特別支援教育の就学奨励、これも似通った計算でもって、やっぱり生保関係を基準としてやっていると思うんです。今、青木課長が言ったのは、その生保の基準に基づいての2.5倍以上の者は該当しないよと、補助金の該当しないよと言ったように理解しましたけれども、双方とも関係のあるものなので、基準となるのはやっぱり所得なんだよね。だから、これを生保とは別に、町独自のやはり基準を決めたら、なおすっきりするのかなというふうに私は思っているのですよ。大きい市町村ではやられているかと思うんですけれども、当町においてもすっきりさせたい。そのほうがいいなというふうに思っています。2.5倍以上の者は補助金ないというのだけれども、これ第3段階までたしかあったと思うんですよね。1.5倍以上の、未満か、1.5倍未満かな、の者は全額、たしか支給するような制度かと思うんですが、ちょっと分かりづらい、一般の人にちょっと分かりづらいんですけれども、あくまで事務方のあれなんですけれどもね。その所得の階層というかな、これは市町村で具体的には決めることになっているかと思うんですが、その辺をどうでしょう、今後も、決めたらいいなというふうに提言して、質疑を終わりたいと思います。ちょっとその見解だけ、お

聞かせください。

- 〇議長(船川京子君) 青木学校教育課長。
- ○学校教育課長(青木正道君) それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

議員御承知のとおり、昨年6月に、町の就学援助事務取扱要綱を設置いたしました。この定義、対象者につきましては、議員からまだ充足していないということで御意見もいただいておりますが、特別支援教育のほうの要綱につきましては、平成29年3月につくっております。今回、町の就学援助事務取扱要綱をつくったことに伴いまして、いま一度特別支援教育の就学奨励費事務取扱要綱のほうも、もう1回見直しをして、議員おっしゃるように、分かりやすい形になるべくできればということで検討させていただきたいと思います。

以上です。

〇議長(船川京子君) 井原正光議員の質疑が終わりました。

次に, 5番石井公一郎議員。

○5番(石井公一郎君) 5番の石井です。議案第8号 令和2年度利根町一般会計補正 予算(第13号)について質疑いたします。

5ページの第3表,繰越明許費の補正についてですが、これは、先ほど答弁がありましたので、それで了解しましたので、答弁は結構です。

6ページの地方債補正で変更、起債の目的、過疎対策事業債、補正前が4億660万円、補正後が4億5,400万円、4740万円の増なんですが、説明では22の事業がある町道整備事業というようなことで説明があったんですが、4,740万円の増の理由について、どうして4,740万円の増になったかというようなことを細かく説明してください。

10ページの歳入で、款15、節2の児童福祉費負担金1,667万1,000円の減、それに、11ページの款16、4の児童福祉費負担金1,139万4,000円の減、それと、款16の4の児童福祉費補助金419万7,000円の減と、このような大きな減額になったというようなことですが、これは、当初でどのような積算をして、ただ、説明では、入所児童の減だというようなことなんですけれども、入所児童をしっかり把握していないのかなというようにも思うんですよ。こんな大きな金額が減額になるというようなことで、もう一度その辺をなぜこの入所児童が減って、こんな大きな金額が減額になったのか、その辺も説明してください。歳出でも、歳入とも関係もあるんですが、その辺も、歳入、歳出、支払えなくなっては困るんだよということで、当初でそのような金額を計上したというようなことかもしれませんが、その辺も説明してください。

30ページの款 4, 18の負担金, 高度処理型浄化槽設置整備事業で526万3,000円, これも 先ほど説明がありましたが, 公共下水道が入っていない地区に対して浄化槽を設置するの でしょうけれども, どの地区が多いのか, 入っていない地区の, 申請してくる住民はどの 地区が多いのか, その辺教えてください。 それと、32ページの款 5、18の負補交で、がんばる農業応援事業助成金、これも先ほど質疑がありましたが、1,000万円の減、これも申請者がいなかったと。今までに、何件新規就農しているか、ただ利根町は、農業は大体田んぼが主だと思うんですよ。畑のところではないから。その辺の事情もあって、就農するのは本当に田んぼで、就農して食べていくというのは難しいのかなと思うんですけれども、その辺、説明してください。

それに、50ページの款 9、14の工事請負費、利根町図書館LED照明化改修工事675万9、000円の減、これは、675万9、000円というのは、これ積算をして、工事発注して、落札金額、これがこんな675万9、000円というのは、これ先ほども質疑あったんですけれども、471台の交換をしたという、675万9、000円、またもう 1 回、事業できるのではないですか。こんなに大きな金額が余っちゃいました。こんな形ではね、もっと早く分かったら、もっと早く減額して、そうしたら、違うところ、今まででほかで使えるでしょう。その辺よく説明してください。

- ○議長(船川京子君) 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。 大越財政課長。
- **○財政課長(大越達也君)** それでは石井議員の御質疑にお答えいたします。

6ページ, 第4表, 地方債補正, 1, 変更, 過疎対策事業債でございますが, 4,740万 円増でございます。こちらは、過疎対策事業債二次分の配分によるものでございます。当 初予算でハード分, 5 億1,480万円で計上しておりましたが,一次配分の際,全国での起 債要望額が地方債計画額を上回ったことから,その調整に合わせまして,9月議会の一般 会計補正予算(第8号)にて減額したところでございます。その後減額によりまして,道 路整備事業債へ組替えを行った道路維持工事事業の3路線分について,二次配分で起債額 が確保できたことから、事業費に合わせて6,980万円を過疎対策事業へ組替えするもので す。また、事業費の確定に伴いまして、防災安全社会資本整備交付金事業分といたしまし て, 道路維持工事事業の町道109号線舗装修繕工事が490万円の減額, 道路改良工事事業の 町道112号線2期地区の道路用地購入及び移転補償費が1,060万円の増額,町道整備事業で 道路維持工事事業で町道1021号線ほか道路測量設計業務委託が110万円の減額, 町道1311 号線ほか道路測量設計業務委託が170万円の減額, 町道1329号線ほか道路修繕工事が10万 円の減額, 道路改良工事事業の町道1234号線ほか道路改良工事が1,340万円の減額, 町道 112号線, 4 工区の道路用地購入及び移転補償費が50万円の減額, 道路照明管理事業の街 路灯改修工事で230万円の減額、図書館整備事業でLED照明化改修工事が680万円の減額、 道路メンテナンス事業で橋梁修繕設計業務委託が220万円の減額となり、全体で4,740万円 の増額となっております。

説明は以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 花嶋子育て支援課長。
- **〇子育て支援課長(花嶋みゆき君)** 10ページの歳入の款15,項1国庫補助金,目1民生

費国庫負担金、こちらと11ページの款16県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金の児童福祉費負担金の減額についてですが、児童の減ということなんですけれども、当初の積算に関して、利根町の場合は、当初から定員いっぱいにならないため、前年度の児童数を考慮した上で計上しておりますが、年度途中で入所や退所がありまして、年齢別によって、児童の単価が大きく変わります。ゼロ歳児が4名入所すると、月額100万円程度の違いになりまして、その児童が年度途中で退所すると、その金額が残額となってしまいます。先生の配置につきましても、年度当初から定員いっぱいの状況で配置すると、先生のお給料分が補助として出ませんので、園としては、年度途中で足りなくなった場合に採用するなどしているんですが、加算がつくほどの先生の採用ができないということになりますと、国や県の補助が加算分はつけられないということなりまして、そちらも減額の大きな要因になっております。

続きまして、12ページの款16県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節4児童福祉費補助金のうちの子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金の419万7,000円の減額ですが、これは、歳出のほうの27ページの一番下の事業で、施設型給付費支給事業の給付費の減額に伴うものです。この補助金は、1号認定分の国の交付金の不足部分を県が補塡する県補助金なんですが、1号認定の入所児童の当初見込みが、延べ人数で1,073名を見込んでおりましたが、実績見込みが延べ人数で828名となりまして、延べ人数で245名の減に伴う県補助金分の減額でございます。

説明は以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 中村環境対策課長。
- ○環境対策課長(中村寛之君) それでは、石井議員の御質疑にお答えいたします。

今年度の高度処理浄化槽の申請のあった地域になりますと、上曽根地区、押付本田地区、惣新田が2基、立木地区になります。そのほか、この補助金が対象となる地区として主なものを申し上げますと、東文間地区でいきますと、中谷、立崎、加納新田、惣新田、文間地区でいきますと、立木、大房、奥山、このうち一部になるところもあるんですが、それから文地区でいきますと、上曽根、下曽根、下井、押付新田、早尾になります。あと布川地区につきましては、押付本田、谷原地区等になります。

以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 近藤経済課長。
- **〇経済課長兼農業委員会事務局長(近藤一夫君)** それでは、石井議員の御質疑にお答え します。

過去の実績ですが、この事業は、平成28年度から実施しております。平成28年度は3件、704万8,000円。平成29年度1件、96万7,000円。平成30年度4件、844万8,000円。令和元年度4件、532万3,000円。計12件です。そのうち水稲規模拡大が8件、畑が4件、新規就農者が2人含まれておりますので、1人の方が路地野菜、もう1人の方が施設野菜でござ

います。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 久保田生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(久保田政美君)** それでは、石井議員の御質疑についてでございますが、今回減額として675万9,000円の減額が多いのではないかということでございますが、そのことについてお答えしたいと思います。

まず、こちらのほうの新年度当初予算を取った経緯から御説明をさせていただきたいと思います。当初予算額につきましては、1,643 $\pi 9,000$ 円という形で、当初は予算を計上しておりました。また、設計金額につきましては、1,553 $\pi 2,000$ 円を設計金額として計上しています。こちらのほうの根拠といたしましては、数社から見積書を徴しまして、その平均値を採って設計額といたしております。こちらのほうにつきましては、妥当な設計金額であったのではないかということで考えております。また、工期期間につきましては、令和2年9月5日から、当初は2月1日にまでの150日間で予定しておりましたが、工事のほうがスムーズに行ったため、12 月に完了しまして、検査まで実施済みという形になっております。このことから、補正につきましては現在に至ってしまったということでございます。

また、こちらのほうの残額のことなんですけれども、入札の結果、入札につきましては、 あくまでも競争の原理が働くということでございますので、こちらのほうにつきまして、 結果的に安価にできたという形になるかと思います。

以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 石井議員。
- ○5番 (石井公一郎君) 最後のLED照明化,この件を今聞くと,設計では1,553万2,000円と言いましたか,それで,これ入札の結果がこの半分だから,この金額を見ただけで,これもう1回できるような金額ですよ。何かこの設計自体がおかしいんじゃないですか,これ。設計と同じように工事はやりましたか。その辺,いかがですか。
- 〇議長(船川京子君) 久保田生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(久保田政美君)** それでは、石井議員の御質疑でございますが、今回の 工事につきましては、設計書、設計金額を算出をしました基礎どおりに工事のほうは実施 している状況でございます。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 石井議員。
- ○5番(石井公一郎君) だから、何だか不思議というよりも、半分以下で落札、これよく業者も落札したと思うんですよ。こんなことをやっていたら、何だかおかしいと誰もが思うでしょう、これ。657万5,900円の減額だから。約半分だよ、半分。これ以上言っても、それで落札できたんだから、町はもうかったというようなことで解釈して終わります。

○議長(船川京子君) 石井公一郎議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に,原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第8号 令和2年度利根町一般会計補正予算(第13号)を採決します。

原案を可決することについてお手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

〇議長(船川京子君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第8号は、原案どおり可決されました。

○議長(船川京子君) 日程第2,議案第9号 令和2年度利根町国民健康保険特別会計 補正予算(第5号)を議題とします。

質疑通告議員は4名です。

通告順に質疑を行います。

- 1番峯山典明議員。
- 〇1番(峯山典明君) 議案第9号 令和2年度利根町国民健康保険特別会計補正予算 (第5号) について質疑させていただきます。

こちらは、16ページの施設勘定、歳出についての質疑になります。

款2医業費,項1医業費,目2医療用消耗器材費,医療用消耗器材費103万4,000円,こ ちらが抗原検査ということなんですけれども,その対象者について伺います。

○議長(船川京子君) 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。

直江国保診療所事務長。

〇保険年金課長兼国保診療所事務長(直江弘樹君) それでは、峯山議員の御質疑にお答 えいたします。

予算所16ページで、款2医業費、項1医業費、目2医療用消耗器材費、節10の需要費で 医療用消耗器材費の103万4,000円ですが、こちらは新型コロナウイルス抗原測定キット 200回分を計上したものでございます。

抗原検査の対象についてですが、検査は全て発熱外来患者の医師の判断によるものでございます。

説明は以上です。

○議長(船川京子君) 峯山典明議員の質疑が終わりました。

次に, 3番片山 啓議員。

〇3番(片山 啓君) 6 ページ、款 2、項 1、目 1、一般被保険者の減少ということですけれども、当初見込み人数、何人でしたか。それが何人減ったかと。

それともう一つは、当初見積りの人数の推計の仕方ですけれども、どういう形で当初の 人数を推計したか。

- ○議長(船川京子君) 片山 啓議員の質疑に対する答弁を求めます。 直江保険年金課長。
- **〇保険年金課長兼国保診療所事務長(直江弘樹君)** それでは、片山議員の御質疑にお答 えいたします。

予算書6ページの款2保険給付費,項1療養諸費,目1一般被保険者療養給付費についてですが,療養給付費の当初見積りの算出方法ですが,平成29年度,平成30年度,令和元年度の上半期分の療養給付費の実績を基に,受診率や1人当たりの費用額,受診件数を割り出し,被保険者数の推計と給付率を踏まえて算出しております。

被保険者数の減少ですが、当初見込数は4,920人、12月末現在ですと、4,839人と81人の減によりまして1億1,000万円の減額でございます。

説明は以上です。

- ○議長(船川京子君) 片山 啓議員の質疑が終わりました。 次に、8番井原正光議員。
- ○8番(井原正光君) それでは、質疑いたします。

まず、5ページの款3、項1、目1の節2、50万2,000円、被保険者努力支援分ということなんですが、これについてもう少し細かく説明してください。

それから、その下の目2の節1の新型コロナウイルス感染症減免補助金、これは生活維持のために補助するんでしょうけれども、いつまでに申請をして、何名ぐらい該当者がいたのかなということについて、説明してください。

- ○議長(船川京子君) 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。 直江保険年金課長。
- **〇保険年金課長兼国保診療所事務長(直江弘樹君)** それでは、井原議員の御質疑にお答 えいたします。

まず最初に、予算書5ページの款3県支出金、項1県負担金、目1の保険給付費等交付金、節2で保険給付費等交付金、特別交付金でございますが、特別交付金は、市町村の財政状況、その他特殊要因の事業に応じた財政調整が行われた後に交付されるもので、保険者努力支援分は、県と町のそれぞれ評価基準に基づいて算出される額が国から決定されるため、当初より50万2,000円を減額するものでございます。

保険税が減免となる制度であります。この減免を受けるためには、申請が必要であり、6 名から減免の申請があり、承認しております。また、この減免についは、減免額が国から 補填されることになっておりまして、県が取りまとめをしております。

また、こちらの補助金申請時期ということなんですけれども、7月から受付しております。これは7月の「広報とね」に掲載しております。

説明は以上です。

- 〇議長(船川京子君) 井原議員。
- ○8番(井原正光君) 2回目の質疑をいたします。

まず、最初の50万2,000円の件なんですが、課長おっしゃるとおり、町の財政状況等、その特殊な事情等があって交付されるものだというふうに、今、説明されまして、私もそれは分かるんですけれども、ここに保険者努力支援分というようなことで書いてありますと、町の財政状況よりは、町が行う事業、保険に対する事業、そういうその事業を行わなかったために、これが減額されたのかなというふうに理解してしまうのです。分かりますか。保険事業、いろいろやっていますよね。その事業を行うことによって、国は、その町の財政状況において、この補助金が来るよと。しかし、減額されるということになると、それはやらなかったから、町として単独に、単独といいますか、事業を行わなかったから、国からの補助金が来なかったのかなと、そういうふうに私は感じるんだけれども、ただ町の財政状況という、そのこと自体の、その裏にあるものというのは、事業をやらなかったのかどうなのか、その辺をちょっとお聞きしたいですね。

それから,新型コロナの73万1,000円,これ確かに,新型コロナ,災害等臨時特例補助金だと思うんですよ。今,課長説明したように,確かに死亡あるいは重篤な疾病,傷病か,あるいは収入減等が起こった世帯に対して補助されるというのだけれども,これも細かくお聞きしたい。手元になければいいのだけれども。全額が免除されたのか,あるいは,これいろいろ分かれているよね,所得によって,たしか。細かくね。そこまで細かく要らないのだけれども,全額補助された,免除された人は何人いるのかな,その辺までちょっとお聞きしたいんですよ。

〇議長(船川京子君) ただいまの出席議員は11名です。10番若泉昌寿議員から、所用の ため退席という届出がありました。

直江保険年金課長。

〇保険年金課長兼国保診療所事務長(直江弘樹君) 井原議員の御質疑にお答えしいたします。

まず最初の件なんですけれども、国で定められた事業というのは、市町村の財政状況ということなんですけれども、今回の評価項目というのは、前年度で行った事業、その中での発生件数や金額、増減率で補助対象となっております。

今回の減額されている部分の具体的なところということになると、先ほど言った評価項

目,国で決められている評価項目,町のほうでは実施しているんですけれども,その実施したデータを基に国に出して,その評価項目で,補助率というか,案分率で出してきますので,その部分で,今回申請したのですけれども,50万2,000円が減額になっているという状況でございます。

次に、二つ目の新型コロナウイルスの感染ということで、6件ということで先ほど説明いたしましたが、先ほど井原議員から言われているとおり、所得の階層があります。収入状況によって、減歩率が10分の10もあれば、10分の2もあります。6段階に分かれておりまして、今回、補助金の出た減額の対象者数ですけれども、前年より所得が300万円収入減だった方に対しては4名おります。次に、750万円以下になった方、これは減歩率というのは10分の4なんですけれども、これは2名となっております。

説明は以上です。

- ○議長(船川京子君) 井原正光議員の質疑が終わりました。 次に、石井公一郎議員。
- ○5番(石井公一郎君) 議案第9号 令和2年度利根町国民健康保険特別会計補正予算 (第5号),5ページの歳入の款1の節2の後期高齢者支援金分現年課税分15万1,000円 の減,減免が6名あったというようなことですので,この辺,減免6名分というようなことで,15万1,000円について,説明してください。

それに、款3,節2の保険給付費等交付金,これは今50万2,000円については、井原議員が質疑しましたので答弁は結構です。

歳出で、6ページの款 2、18の負補交、一般被保険者療養給付費で、1億1,000万円、これ、国県支出金の減、これも被保険者の減だというようなことなんですけれども、1億1,000万円も減額するということは、国から余計に療養給付費を見込んで、支払えなくなると困りますよじゃないけれども、これ 2 か月遅れで払うのですよね。だから、その支払いが、病院にかかる人が多くて、どれだけ支払うか分からないので、そのように、ある程度多く見込んでいるというようなことだと思うんだけれども、その辺、もう一度説明してください。

それに、款2,18の負補交も同じで。2,190万円の減、これも被保険者の減だと。

それに、款 2, 18の負担金及び交付金、これ出産育児一時金で、252万円の減、これは当初12件見込んであるところ、6件の実績しかなかったと。これ、どのようにこの対象者を把握して、半分しかいないわけだから。これ見込み誤りも、半分だからね、半分。これどのように件数を出しているのか、その辺、説明してください。

- ○議長(船川京子君) 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。 直江保険年金課長。
- **〇保険年金課長兼国保診療所事務長(直江弘樹君)** それでは、石井議員の御質疑にお答 えいたします。

予算書5ページ,歳入ですけれども,款1国民健康保険税,項1国民健康保険税,目1の一般被保険者国民健康保険税,節2の後期高齢者支援金分現年課税分でございますが,先ほど石井議員が言われたとおり,新型コロナウイルス感染性の影響により,主な生計維持者の収入減少が見込まれる世帯から減免申請があり,承認した減免額のうち後期高齢者支援金分が6名分,15万1,000円を減額するものでございます。

次に、歳出のほう、予算書は6ページになります。

款2保険給付費,項1療養諸費,目1の一般被保険者療養給付費,節18の負補交についてでございますが,当初予算過去3年分の給付実績に基づき,受診率や1人当たりの費用額,件数を割り出し,人口推計と給付率を踏まえて算出いたしましたが,被保険者数が見込みより81人減少したことにより,1億1,000万円の減額をするものでございます。

次に、予算書7ページの目1一般被保険者高額療養費、節18の負補交についてでございますが、先ほどの療養給付費と同様、当初予算は、過去3年分の給付実績に基づき、受診率や1人当たりの費用額、件数を割り出し、推計人口と給付率を踏まえて算出いたしましたが、被保険者数が見込みより81人減少したことにより、2,190万円を減額するものでございます。

最後に、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金、節18の負補交についてでございますが、当初12名分を申請見込みで計上しておりましたが、現在、5件分の支給確定しておりまして、年度内にあと1名分の支給見込みがありますことから、正しい件数が確定いたしましたので、252万円を減額するものでございます。

それと、当初の12名が多いのではないかということなんですけれども、過去3年間の実績と推計を出して、人数を対象で出しております。

説明は以上です。

〇議長(船川京子君) 石井議員。

○5番(石井公一郎君) それでは、今の説明で、1億1,000万円についても、81名の減があったと。この算出は、過去3年間、それに給付の実績、過去3年間といっても、被保険者はもうがらがら変わるわけだから、毎年、毎年違うでしょう、過去3年間と言うけれども。私は、過去3年間、過去3年間と、何かおかしいのかなと思うんですよ。

それで、もう一つは、出産育児一時金にしても、もう12名で、これも過去3年間と言うけれども、妊娠しましたとか何か手帳を届けるとか何かで、ある程度の、どんどん人口も減ってきている、そういう形もあるので、この半分しかないわけだから。過去3年間は、過去3年間でいいですよ。だけれども、何かその辺の当初の見込みをつくるのが、過去3年間の実績を見ました、給付の実績、推計をしましたと言うけれども、この辺きちんともっと、この金額だって、1億1,000万円の減額とか、2,190万円の減額というのは、金額も大きいけれども、やはりその辺のなるべく予算は予算のとおりに行って正解だから。1億1,000万円なんていうそんな金額の減額なんていうのは、もう金額見ただけであらあらと

思ってしまいましたよ。これで終わります。

○議長(船川京子君) 石井公一郎議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第9号 令和2年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を採 決します。

原案を可決することについてお手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

〇議長(船川京子君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第9号は、原案どおり可決されました。

○議長(船川京子君) 日程第3,議案第10号 令和2年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

まず,原案に反対する議員の発言を許します。

次に, 原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第10号 令和2年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を 採決します。

原案を可決することについてお手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長(船川京子君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第10号は、原案どおり可決されました。

暫時休憩とします。再開を2時45分とします。

午後2時28分休憩

午後2時45分開議

○議長(船川京子君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〇議長(船川京子君) 日程第4、議案第11号 令和2年度利根町町営霊園事業特別会計

補正予算(第3号)を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

5番石井公一郎議員。

- 〇5番(石井公一郎君) 議案第11号 令和2年度利根町町営霊園事業特別会計補正予算 (第3号),4ページの歳入で,款1町営霊園使用料419万9,000円,説明では12件を許可 したというようなことなんですが,今全体で何区画あって,今から,余っているというの かな,販売できる区画は何区ありますか,教えてください。
- ○議長(船川京子君) 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。 中村環境対策課長。
- ○環境対策課長(中村寛之君) それでは、石井議員の御質疑にお答えいたします。

4ページ, 歳入, 款1使用料及び手数料, 項1使用料, 目1町営霊園使用料についてですが, 全体の区画数は1,199区画です。販売できる区画数は, 令和3年3月4日現在, 40区画あります。

以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 石井議員。
- ○5番(石井公一郎君) 今から販売できるスペースは40区画あるというようなことなんですけれども、今から土地を求めているという人は、だんだん少なくなってくるのかなと思っているんですよ。もう、手放すというよりも、墓守していくというのかな、そういうのができなく、人口もそれまで減ってきているので、お返しするとか何かの件数もあろうとは思うんだけれども、40区画もあるので、何とかこの40区画、早く処分できるように頑張ってやってください。終わります。
- ○議長(船川京子君) 石井公一郎議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に, 原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第11号 令和2年度利根町営霊園事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

原案を可決することについてお手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

〇議長(船川京子君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第11号は、原案どおり可決されました。

○議長(船川京子君) 日程第5,議案第12号 令和2年度利根町介護保険特別会計補正 予算(第4号)を議題とします。

質疑通告議員は3名です。

通告順に質疑を行います。

1番峯山典明議員。

〇1番(峯山典明君) 議案第12号 令和2年度利根町介護保険特別会計補正予算(第4号)について質疑させていただきます。

まず、歳入について、6ページ、款3国庫支出金、項2国庫補助金、目6介護保険保険者努力支援交付金、こちらは評価項目があると思いますが、どのような評価を得て、235万6,000円になったのかお尋ねします。

続きまして、歳出です。こちらは10ページ、款3地域支援事業費、項2介護予防生活サービス事業費、目1介護予防生活サービス事業費、こちらの第1号訪問事業費補助金について、訪問型サービスB補助金の説明会を開けなかったことによる弊害はあったのかどうか伺います。

以上です。

- ○議長(船川京子君) 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。
 蜂谷福祉課長。
- ○福祉課長(蜂谷忠義君) それでは、峯山議員の御質疑にお答えします。 6ページをお願いします。

款3,項2,目6介護保険保険者努力支援交付金について、どのような評価を得て、235万6,000円の交付がなされたかとのことですが、こちらにつきましては、令和2年度より、高齢者の介護予防、健康づくりに資する支援のため創設されたものです。取組の評価対象事業については、保健福祉センター及び地域包括支援センターで実施の健康づくり事業や介護予防事業などの介護予防日常生活支援総合事業、地域包括支援センターの行っている介護予防ケアマネジメント総合相談、権利擁護ケアマネジメント支援などの包括的支援事業、ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関等との連携、協働体制づくりと個々のケアマネジャー支援の包括的継続的ケアマネジメント支援事業、取手市、守谷市と取手市医師会に委託して実施している多職種連携及び医療と介護の連携を推進する在宅医療介護連携推進事業、支え合いの地域づくりについて話し合う協議体の開催を行う生活支援体制整備事業、認知症地域支援専門員による地域づくりと認知症初期集中支援を行う認知症総合支援事業になります。こちら介護保険保険者努力支援交付金の算定につきましては、国の予算額190億円に、国から示された利根町の実施事業に関する補正係数、こちらが0.000124、こちらを乗じて得た額となります。

続きまして, 10ページをお願いいたします。

款3,項2,目1介護予防生活支援サービス事業費の第1号訪問事業の訪問型サービス B補助金についてですが、こちらにつきましては、住民支え合いによる家事援助サービス の提供を目的としたもので、利根町シルバー人材センターに補助金を交付し、事業の実施 を予定していたものです。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大により、家事援 助をしていただくシルバー人材センターの会員を対象とした介護補助スタッフ講習が中止 となり、事業の実施を見送ることとなりました。この事業の見送りによる弊害については、 新たな家事援助サービスを行うことができなかったことですが、現在、これと同様の家事 援助サービスについては、介護保険と総合事業の訪問介護による家事援助、それと、社会 福祉協議会による在宅福祉サービスがあり、住民へのサービスの提供がなされております。 以上です。

- 〇議長(船川京子君) 峯山議員。
- **〇1番(峯山典明君)** 歳入について、もう一度、お答えできる範囲で構いませんので、お願いします。

こちらの評価の交付金額が決定されるときに、政府から送られてくる何か文言だとか、 もしくは数字などで評価されるものが表示されていたのかどうか、もしあれば、お答えく ださい。

- 〇議長(船川京子君) 蜂谷福祉課長。
- ○福祉課長(蜂谷忠義君) 一応,こちらの努力支援交付金のものなのですが,こちらの町のほうから国のほうに交付金の申請をしております。その中での金額的なものを言いますと,介護予防日常生活支援事業,包括的支援事業,継続的ケアマネジメント支援事業,在宅医療介護連携推進事業,生活支援体制整備事業,認知症総合支援事業で,町のほうが5,435万7,000円の支出をしております。そのうち,国からの支援等,国,県からの法定負担等を除外した金額,これ町が出した金額なんですが,1,509万8,000円が町から支出されます。それで,このたび,交付金の充当予定額として235万6,000円,国から支援されるような形になっております。

以上です。

- ○議長(船川京子君) 峯山典明議員の質疑が終わりました。 次に、8番井原正光議員。
- ○8番(井原正光君) それでは、質疑をいたします。

8ページの款 1, 項 2, 目 1 の188万円の減額と、9ページの款 3, 項 1, 目 2, 節 7 の16万円のうちの10万円の減額について、この関連についてお聞きしたいんですよ。コロナ禍でもって、いろいろな事業が停滞すると、これは分かります。その中で、在宅の介護が何か増えたような感じもいたしますので、その辺について慰労金ですか、なぜその申請もなかったのかなというふうな感じ、これはどういう原因によるものなのか、その辺、両方の整合性について総合的に御説明いただければありがたいです。

- ○議長(船川京子君) 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。 蜂谷福祉課長。
- ○福祉課長(蜂谷忠義君) それでは、井原議員の質疑にお答えします。 8ページをお願いいたします。

款1,項2,目1認定調査等費において188万円減額でございますが、こちらは、役務費の手数料92万円の減額、こちらのほうが、介護認定調査における主治医の意見書作成料になりまして、当初860件を見込んでおりましたが、今年度は534件となる見込みですので減額するものです。

次に、要介護認定調査委託96万円の減額ですが、これは介護認定の更新申請における認 定調査を民間事業所に委託するもので、当初420件を見込んでいましたが、今年度は186件 となる見込みでございますので、減額するものです。

これは、どちらも新型コロナウイルス感染拡大の影響により、特例的に認定調査を12か 月の範囲で延長することが認められたことから大幅に減少したものでございます。

次に, 9ページをお願いします。

こちら款3,項1,目2任意事業費の在宅介護慰労金給付事業で,報償費の10万円の減額でございます。これは、要介護認定を受けている方で、前年度7月末以前から介護サービスを利用せずに、在宅で要介護4及び5の方を介護している方に3万円、要介護3の方を介護している方、こちらは要介護認定を受けている者及び介護者が町民税非課税世帯に属するものになります。その方に2万円の在宅介護慰労金を支給するもので、おのおの2名分の予算を計上していましたが、申請がなかったため減額するものです。

こちらの今言いました要介護 3 , 要介護 4 , 要介護 5 については, 介護度が重い方で, 通常, 歩行や起き上がりが自分ではできなかったり, 食事や排せつなど日常生活の大半に 介助が必要な状態, そのような方が対象となっておりますので, 一応介護保険を認定する 方におかれましては, 介護をしてもらうということの条件で認定していると思いますので, 基本的には, こちらの慰労金を使う方はそうはいないと思います。ちなみに, この制度は 残っているんですが, 平成30年度から令和 2 年度までで, こちらの慰労金の対象となった 方は利根町にはおられません。

以上です。

○議長(船川京子君) 井原正光議員の質疑が終わりました。 次に、5番石井公一郎議員。

○5番(石井公一郎君) 令和2年度利根町介護保険特別会計補正予算(第4号)について質疑いたします。

6ページの歳入で、款3,1の介護保険保険者努力支援交付金235万6,000円,これは先ほど質疑があったんですけれども、今の説明を聞いていまして、保健福祉センターあるいは介護予防、ケアマネジメント、包括支援とか、取手医師会といろいろな名前が、説明で

出てきましたけれども、町は、具体的に、健康づくりというのは、どのような事業をしているのか、その辺説明してください。

- 〇議長(船川京子君) 狩谷保健福祉センター所長。
- **〇保健福祉センター所長(狩谷美弥子君)** それでは、石井議員の御質疑にお答えいたします。

保健福祉センターでは、以前から高齢者を対象とした介護予防事業を通した健康づくりを行っております。現在、保健福祉センターにおいては、65歳以上の方で生活機能が低下している方を対象として、運動機能、口腔機能、認知機能の向上、低栄養の改善を目的とした各種教室を実施しております。その中で、運動機能を使ったトレーニングを新たに開始し、年齢とともに衰える筋力、柔軟性、バランス能力の機能向上や運動習慣の定着、利用者同士の交流による精神的・社会的機能を維持する幅広い観点から、介護予防事業を行っております。

さらに、介護予防を担う地区組織であるボランティア団体の利根フリフリクラブと利根 町リハビリ体操指導士の会の活動支援を行っており、住民の方が身近な場所で気軽に参加 できるコミュニティーづくりをしております。

これらの事業に関しましては、保健福祉センターだけではなく、保険者である福祉課と ともに連携を強化し、対象者の身体状況に合わせてできるように、常に見直しを行い、事 業を実施しているところでございます。

説明は以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 石井議員。
- ○5番(石井公一郎君) ありがとうございました。

それは、保健福祉センターが事業を行っているというようなことなんですけれども、それ以外にいっぱい先ほど課長、話したでしょう、介護だとか、ケアマネジメント、包括支援、取手医師会等、そのようなことが、健康づくりに、具体的にどのようなことしているのか、説明してください。

- 〇議長(船川京子君) 蜂谷福祉課長。
- ○福祉課長(蜂谷忠義君) 前回もこちら提案したときにお答えしたのですけれども、こちらの交付金につきましては、先ほども言いましたが、令和2年度から新たに創設されたもので、高齢者の自立支援や重症化予防の取組を支援し、一層の推進をするためのものです。そこで、介護予防や健康づくりにおける様々な重点な取組に対して、先ほど私が言いました各種いろいろな事業の指標を基に交付されるものですので、全てが健康づくりにつながるというものではなく、日常生活の支援、またはいろいろこれから業務に当たる人の支援など、様々なものについての指標に基づきやっていくもので、主に健康づくりや介護予防は保健福祉センター、包括センターなどで役割を分担しながらやっており、またそれを取り巻く関係機関との連携については、包括支援センターが中心となっているような状

況でございます。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 石井議員。
- ○5番(石井公一郎君) 説明は、狩谷課長みたいに、65歳以上の生活の機能の低下だとか、そのように具体的にそういう事業やっているのですよというような説明をしてくれればいいんですよ。これだけいろいろ挙げてあるわけですから、取手医師会はどういうことやっているのだとか、その何項目も挙げた形は、ただこの事業を挙げただけの話であって、実際に具体的にどのような形で健康づくりをやっているのかなということが聞きたかったわけです。終わりますよ。いいですよ。結構です。終わります。
- ○議長(船川京子君) 石井公一郎議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に, 原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第12号 令和2年度利根町介護保険特別会計補正予算(第4号)を採決します。

原案を可決することについてお手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

〇議長(船川京子君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第12号は、原案どおり可決されました。

○議長(船川京子君) 日程第6,議案第13号 令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

- ○8番(井原正光君) 最後のページなんですが、議案第13号の最後のページ、節2の100万円、普通徴収現年度分、20名が新たに普通徴収になったと。これ切り替わったのか、新しく課税されたのか分かりませんけれども、普通徴収にされるその要件というのがあるわけですよね。これについてちょっとお聞きしたいんですよ。ただそれだけです。なぜその特別徴収じゃなくて普通徴収になったのか。
- ○議長(船川京子君) 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。 直江保険年金課長。

〇保険年金課長兼国保診療所事務長(直江弘樹君) それでは、井原議員の御質疑にお答 えいたします。

先ほど最後の4ページで、歳入の部分で、款1、項1、目1の後期高齢者医療保険料、節2の普通徴収現年度分100万円の増額ですが、これは転入者等による被保険者の方で、すぐに年金からの天引き、これは特別徴収には該当されません、納付書で納めていただく普通徴収となります。今回の20名の増加している内訳といたしましては、転入者が7名、障害認定の新規者が11名、所得変更による保険料の増額が2名によりまして、保険料を増額するものでございます。

以上です。

○議長(船川京子君) 井原正光議員の質疑が終わりました。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に, 原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第13号 令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を 採決します。

原案を可決することについてお手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

〇議長(船川京子君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第13号は、原案どおり可決されました。

○議長(船川京子君) 日程第7, 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本件は、令和3年3月19日に任期満了となることから、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、広域連合議会議員1名を選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(船川京子君) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

それでは, 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に私, 船川京子を指名いたします。 これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(船川京子君) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

御承認いただきありがとうございます。利根町議会を代表し、微力ながら頑張ってまい ります。

会議規則第33条第2項の規定により当選告知及び挨拶とします。

○議長(船川京子君) 日程第8,休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

明日3月9日から3月16日までの8日間は、予算審査特別委員会及び議案調査のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(船川京子君) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。
- ○議長(船川京子君) 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。 次回3月17日も午前10時から本会議を開きます。 本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時14分散会

第 5 号

[3月17日]

令和3年第1回 利根町議会定例会会議録 第5号

令和3年3月17日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	峯	Щ	典	明	君	7番	花	嶋	美清	青雄	君
2番	Щ	﨑	誠-	一郎	君	8番	井	原	正	光	君
3番	片	Щ		啓	君	9番	五十	一嵐	辰	雄	君
4番	大	越	勇	_	君	10番	若	泉	昌	寿	君
5番	石	井	公-	一郎	君	11番	新	井	邦	弘	君
6番	石	Щ	肖	子	君	12番	船	Ш	京	子	君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町						長	佐々	木	喜	章	君
教			育			長	海ネ	と 澤		勤	君
総		務		課		長	飯	塚	良	_	君
企		画		課		長	Ш	上	叔	春	君
財		政		課		長	大	越	達	也	君
税		務		課		長	大	越	克	典	君
住		民		課		長	桜	井	保	夫	君
福		祉		課		長	蜂	谷	忠	義	君
子	育	て	支	援	課	長	花	嶋	みり	⊅き	君
保值	建福	祉、	セン	タ	一所	長	狩	谷	美引	尔子	君
環	境	文	十	稅	課	長	中	村	寛	之	君
保険年金課長兼国保診療所事務長							直	江	弘	樹	君
経済課長兼農業委員会事務局長							近	藤	_	夫	君
建		設		課		長	中	村	敏	明	君
都	市	整	E (j	莆	課	長	飯	田	喜	紀	君
会		計		課		長	田	口	輝	夫	君
学	校	教	T T	育	課	長	青	木	正	道	君
生	涯	学	· [I I I	課	長	久佳	2 田	政	美	君

長 指 導 室 池田 恭 君

1. 職務のため出席した者の氏名

調査の件

会 赤尾津 政 男 議 事 務 長 局 裕二 書 記 荒井 書 記 野田 あゆ美

1. 議事日程

議事 日 程第5号

令和3年3月17日(水曜日)

午前10時開議

日程第1 議案第2号 利根町空家等の適正管理に関する条例 日程第2 議案第3号 利根町立学校設置条例の一部を改正する条例 日程第3 議案第4号 利根町いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例 日程第4 議案第5号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例 日程第5 議案第6号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例 日程第6 議案第7号 利根町在宅母子福祉手当支給に関する条例を廃止する条例 日程第7 議案第14号 利根町教育委員会教育長の任命について 議案第15号 利根緑地公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定について 日程第8 議案第16号 龍ケ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する 日程第9 議決事件の変更について 日程第10 議案第17号 令和3年度利根町一般会計予算 議案第18号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計予算 日程第11 議案第19号 令和3年度利根町公共下水道事業特別会計予算 日程第12 日程第13 議案第20号 令和3年度利根町営霊園事業特別会計予算 日程第14 議案第21号 令和3年度利根町介護保険特別会計予算 日程第15 議案第22号 令和3年度利根町介護サービス事業特別会計予算 日程第16 議案第23号 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計予算 議案第24号 令和2年度利根町一般会計補正予算(第14号) 日程第17 日程第18 委員会提出議案第1号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例 日程第19 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第2号

日程第2 議案第3号

日程第3 議案第4号

日程第4 議案第5号

日程第5 議案第6号

日程第6 議案第7号

日程第7 議案第14号

日程第8 議案第15号

日程第9 議案第16号

日程第10 議案第17号

日程第11 議案第18号

日程第12 議案第19号

日程第13 議案第20号

日程第14 議案第21号

日程第15 議案第22号

日程第16 議案第23号

日程第17 議案第24号

日程第18 委員会提出議案第1号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例

日程第19 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務 調査の件

午前10時00分開議

○議長(船川京子君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に議員各位に申し上げます。質疑は、議題となっている事件について 疑義をただすために行うものです。よって、会議規則第54条の規定により、議題外にわた る発言や議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、同条第3号に、質 疑は自己の意見を述べることができないと規定されておりますので、これらのルールを遵 守するよう申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

○議長(船川京子君) 日程第1,議案第2号 利根町空家等の適正管理に関する条例を 議題とします。 質疑通告議員は3名です。

通告順に質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番(井原正光君) 井原正光でございます。議案第2号 利根町空家等の適正管理に 関する条例について質疑をいたします。

通告してありますように,所有者への助言及びその住所等,居所が不明であるときの措置について伺いたいと思います。

上位法によって,今回,利根町でも空家等の適正管理に関する条例を制定するものでありますけれども,助言,指導あるいは勧告,命令,代執行等は上位法に基づく関係で大体分かりますけれども,所有者不明等の場合,これら一連の事務と言いますか,作業の流れがどういうふうに変わるのかということで,特にお聞きしたいと思います。

- ○議長(船川京子君) 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。 中村環境対策課長。
- ○環境対策課長(中村寛之君) それでは、井原議員の質疑にお答えいたします。

まず、所有者への助言についてですが、特定空家等に認定した場合の措置になります。 空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項の規定により、特定空家等の所有者に 対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を 図るために必要な措置を取るよう助言または指導をすることができると定めております。

次に、居どころが不明であるときの措置についてですが、利根町空家等の適正管理に関する条例第8条第2項の規定により、所有者等が判明しないとき、または所有者等の居どころが不明であるときはこの限りでないと定めておりますので、危険な状態の場合には、同意なしでも緊急に回避するために必要最小限の措置を実施いたします。

説明は以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 井原議員。
- ○8番(井原正光君) 所有者不明の場合,もうちょっとお聞きいたしますが,所有者不明の場合は,一体町ではどのようにするのかなと。この限りではないと定めちゃったのでは,もう所有者不明の場合はやらないよということになっちゃうんじゃないかなと思うんです。

それから、もう一つ、第2条関係の(1)の空家等の定義について定めてあります。「町内に所在する法第2条第1項に規定する空家等を言う」と書いてあるんですが、この第2条第1項に規定する空家等というのは、「建築物またはこれに附属する工作物で居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」、常日頃そういう常態であるということを言っている。で「及び」と、その次の及びが問題なんです。「及び敷地をいう」とここには書いてありますね。

では、この敷地というのは耕作放棄地等が入ると私は思っているんですが、その辺。私

は入ると思っているんですが、行政のほうではこの点はどういうふうに認識しているのか。 この入るか入らないかでもって、また随分事業の内容といいますか、行政の役割といいま すか、それが大きく変化してきますよね。その辺についてお聞きしたいです。

- 〇議長(船川京子君) 中村環境対策課長。
- ○環境対策課長(中村寛之君) まず、居所不明なときの措置。所有者を調べる。税務課の固定資産税情報、法務局にて土地建物の登記簿情報、住民課の住民票情報・戸籍謄本情報、さらには電気・ガス・水道等の供給事業者からの契約情報等によって、所有者の生死、所在等を調べるということになります。

そこに、分からない場合には、先ほども言いましたが、緊急の状態の場合には同意なしでも緊急回避するために必要最小限の措置を実施することになります。

次に、その第2条の定義についてですが、こちらにつきましては空き家が常日頃の常態である、そして敷地、そこの内の敷地になります。そこの空き家内の敷地に樹木や雑草等そういうものが生えている場合に、一緒の対応になります。そこに建物がない場合の敷地等については空き地になりますので、それは建物と違うということになります。

以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 井原議員。
- 〇8番(井原正光君) もう少し突っ込んで説明いただくと大変いいですね。

所有者等の不明の場合は、全然町ではタッチしないよみたいなことなんだけれども、これもやはり所有者不明等の場合も、代執行まで行くような手続をしておかないと、本当の 空家等の対策にはならないんじゃないかというふうに私は感じました。

それからもう一つ、今の法の解釈だよね。敷地というその意味、意義、これはどういうのを敷地というのか。今、課長は、要するに宅地等の敷地というんですか、上に物が建っていたら、その下の部分を敷地というんだというような解釈なんですけれども、広義の意味でいうと、ここを読んでみますと、耕作放棄地を含むという広い広義の意味に解釈されるんですよ。そうすると、ここで、例えば未利用地問題とかいろいろなそういう問題があるんだけれども、その辺まで考えているのか、考えていないのか、もう1回。これ3回目なので大事なことなので、また後で私が理解できなければ一般質問でもやらせていただきますけれども、今この場でもっての行政の考え方をお示しください。

- ○議長(船川京子君) 中村環境対策課長。
- ○環境対策課長(中村寛之君) 空き家の所有者が不明の場合も実施はいたします。所有者がいても、いなくても実施します。特措法でもそうなっております。ですから、不明だったらそこで終わりということはありません。これは実施するということを先ほどから述べておるつもりでございます。

それから敷地に関しては、ガイドラインでも載っているとおり、空き家、その工作物が あって「及びその敷地」になっておりますので、建物がない敷地については空き家とはみ なしません。建物があって、その中の敷地、そこに樹木、雑草等がある場合に対応になりますけれども、敷地だけ、それはガイドラインでも空き家とは限定しませんので、ちょっと言っていることと違うのかもしれませんが、「及びその他」というのはそういうことになっております。建物・工作物がある内の敷地のことを言っておりますので、敷地だけというのは空き家とはならないというふうに認識しております。

以上でございます。

O議長(船川京子君) 井原正光議員の質疑が終わりました。

次に,7番花嶋美清雄議員。

○7番(花嶋美清雄君) 議案第2号 利根町空家等の適正管理に関する条例について質疑いたします。

町民等からの情報提供と町の調査での現在の空き家の戸数とまた助言,指導,勧告の数の詳細,そして空き家対策における対応の流れの詳細をお伺いいたします。

- ○議長(船川京子君) 花嶋美清雄議員の質疑に対する答弁を求めます。 中村環境対策課長。
- ○環境対策課長(中村寛之君) それでは、花嶋議員の質疑にお答えいたします。

まず、空家等の戸数ですが、令和3年2月末現在394件になります。

次に、助言・指導・勧告の数の詳細についてですが、こちらは井原議員の質疑にお答え したように、特定空家等に認定した場合の措置になりますので、現在、特定空家等に認定 している空き家はありませんのでゼロになります。

次に、空家等対策における対応の流れの詳細についてですが、特定空家等に認定した場合の流れについて説明させていただきます。

助言または指導・勧告・命令という3段階のプロセスを経て、それでも改善が見られない場合は代執行という最終手段を取るという流れになっております。代執行を行うためには、この3段階のプロセスを省略することはできません。

説明は以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 花嶋議員。
- ○7番(花嶋美清雄君) はい,ありがとうございます。

これで代執行まで行った場合, 先ほど不明でも作業はするということであったんですが, 撤去作業の撤去費ですか, 作業費の徴収の手続, あと, この徴収についての時効はあるの か, お伺いします。

- 〇議長(船川京子君) 中村環境対策課長。
- ○環境対策課長(中村寛之君) 質問にお答えいたします。

不明の場合の措置については、当然、実行いたします。税金の取り方につきましては、 一応決まりはありません。ただ、近隣市町村で実際実行しているところを見ても、決まり はないというようなことは聞いております。通常、税金等であれば5年ということになる のかなという話は近隣から聞いております。一応, 県のほうに聞いてもその回答はない状況ですので, 決まってはいないと思います。

以上でございます。

○議長(船川京子君) 花嶋美清雄議員の質疑が終わりました。 次に、6番石山肖子議員。

〇6番(石山肖子君) 6番石山肖子でございます。議案第2号 利根町空家等の適正管理に関する条例について、質疑いたします。

こちらの適正管理に関する条例ができて、その中に適正管理に関する協議を行う利根町 空家等対策協議会、この条例が廃止されて、この中に組み込まれる理由をお伺いいたしま す。

組み込まれるということは、この条例の定めるところと協議会が1対1に対応しているということであり、協議会のほうは、予防、適正管理、活用について計画の中で策定することを行われていると思います。特措法施行以前に独自にこのような適正管理に関する条例をつくったところはたくさんあったと聞いております。その施行以降に空家等の対策の条例をつくったところなどが、この協議会条例も含むのであれば、これは理論的に正しいと思いますが、適正管理に関する条例ですので、この協議会が1対1に対応しているということになれば、予防や活用というところが含まれていないことに対して私は疑義が生じましたのでお尋ね申し上げます。

- ○議長(船川京子君) 石山肖子議員の質疑に対する答弁を求めます。 中村環境対策課長。
- ○環境対策課長(中村寛之君) 石山議員の質疑にお答えいたします。

利根町空家等対策協議会条例を廃止し利根町空家等の適正管理に関する条例に組み込む 理由についてですが、まず、この条例を上程することに至った経緯について説明させてい ただきます。

平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され,第1条には,目的に,「適正な管理が行われていない空家等の防災,衛生,景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み,地域住民の生命,身体または財産を保護するとともに,その生活環境の保全を図り,併せて空家等の活用を促進するため」と規定されております。このことを踏まえ,第6条で空家等対策計画の策定,第7条で空家等対策協議会の設置等について規定されており,空家等対策協議会条例を平成28年9月に制定し,同年11月1日付で委員を委嘱しました。

空家等対策計画は、空家等対策協議会の委員の専門的な視点からアドバイスをいただき、 平成30年4月に策定され、計画には適正管理、予防、活用等について定めており、当初は 空家等適正管理に関する上程をしなくても、空家等対策の推進に関する特別措置法の適正 管理、予防、活用等の推進は図れると判断して推進しておりましたが、ここ数年、台風等 の自然災害等においても、台風の大型化などにより空家等の倒壊、建築材の飛散等により、通行人や近隣住民に危害を及ぼすおそれがあると考えられ、その危険を回避するため、今回条例を制定し、空家等対策協議会条例を組み込み一本化したものでございます。

説明は以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 石山議員。
- ○6番(石山肖子君) 経緯については、認識いたしました。

それで、私が第1番目に質問申し上げた中で、適正管理に関する条例を独自につくっていたところが特措法施行以降に、その地域、市町村に最適化した上で空家等対策の条例をつくっていったというような、バージョンアップしていったということを聞いております。利根町の場合が、この協議会が車の両輪ということで対策について推進していかれることは認識いたしておりますが、こちらの適正管理に関する条例という名前ですけれども、予防、それから活用等がこれから対策が必要になってくると私は認識しております。その点で、これからの推進に関しての活動等で何かお考えがありましたら、お願いいたします。

- 〇議長(船川京子君) 中村環境対策課長。
- ○環境対策課長(中村寛之君) それではお答えいたします。

令和3年度からは、生活環境課で空家等対策及び空き家・空き地バンクについて事務を 行いますので、適正管理、予防、活用等について推進していく上で必要であれば、また条 例等の検討もしていくつもりでございます。

以上でございます。

〇議長(船川京子君) 石山肖子議員の質疑が終わりました。

質疑を打切ります。

討論を行います。

まず,原案に反対する議員の発言を許します。

次に, 原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第2号 利根町空家等の適正管理に関する条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長(船川京子君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第2号は原案どおり可決されました。 暫時休憩します。

午前10時23分休憩

午前10時25分開議

○議長(船川京子君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〇議長(船川京子君) 日程第2,議案第3号 利根町立学校設置条例の一部を改正する 条例を議題とします。

質疑通告議員は3名です。

通告順に質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番(井原正光君) それでは、議案第3号 利根町立学校設置条例の一部を改正する 条例について質疑をいたします。

町内小学校3校を1校にする手続が今進められております。これから次世代といいますか,これからの子供たちにとってはとっても重要なことでございます。ですから,町民の総意が必要だというふうに認識しております。

そこで、教育委員会の動きなど見ますと、いろいろと努力されているようにも見えますが、正確な事実に基づかない説明を何か繰り返しているように私は思っています。今、世が移り変わって新しい生活様式に基づかない、政策にマッチしない説明をしているというように私は思えてならないんですね。そういったことでも統合を進めているように映ります。

ですから、まず町民の皆様方に理解していただかなければなりません。そういうことで、町では町政懇談会が開かれまして、小学校統合についての事前に質問を提出していただいて、それについて答えている内容があるんですけれども、学校統合については、町民の意見やアンケートが行われなかったことに疑問を持ちますというような質問が出されておりますね。それについて、町当局は平成27年1月27日公立学校小中学校等の適正規模・適正配置等に関する手引を公表してあるので、これに基づいて進めているんだよと。そうですね。それで、町教育委員会では平成30年1月に、将来を見据えた町の小中学校の適正規模配置について、調査検討する利根町小中学校適正配置等調査検討委員会を設置しました。それで9回にわたる審議を重ねた結果、令和5年4月に統合することが望ましいという答申を受けたことから……受けたことからですよ、保護者等へのアンケート調査を実施しましたということですね。こういうふうに答弁しています。

また、令和2年3月に利根町小学校統合基本方針を作成したと。これ、私も頂きました。この中に、さっき言ったそのアンケート調査が載っております。設問が大変少ないですね。「良いと思う」「やむを得ない」「わからない」「統合しないほうが良い」、ただそれだけなんです。「統合したほうが良いと思う」という数字があるんですけれども、全体的に「やむを得ない」という数字、あるいは「わからない」というその回答者が非常に多いんですよね。ですから、これから見ると、何か総意が、町民の総意に基づくその統合が進め

ていないんじゃないかというふうに私は思えてならないんです。

もう一つは、ここに質疑も出してありますように、町財政負担の比較検討ですね。これが出されていないんですね。我々議会議員というのはこの場で審議するわけですから、全協でもっていろいろとこれまでの経過や何か説明されても、あれは全然ただ単なる説明であって、本格的に議論するのはこの場で議論するわけです。それが全然されていないというようなことで、今回ちょっと長くなりますけれども、質疑をさせていただくということになったわけです。

利根町小中学校適正配置等調査検討委員会からの答申、大変、重要視されなければならない答申なんですけれども、先ほどもちょっとお話しはしたんですが、町で適正規模等調査、文科省で出している統合方策あるいは統合の手引などによって、これをやっている。その上で平成27年云々というあれなんですけれども、この平成27年というのは、これは、これらの出されたものが廃止された年度なんじゃないですか。新しく出された、その後なんじゃないですかね。その辺も含めて何かちょっと、でたらめな説明をしているような感じがするんですが、住民の総意、アンケート調査の結果等の考え方、あるいは町財政負担、なぜ町財政負担が検討しないのか、その辺をお答えください。

- ○議長(船川京子君) 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。 青木学校教育課長。
- ○学校教育課長(青木正道君) それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

町内小学校3校を1校にする手続が進められているが、住民の総意が望ましい。アンケート調査など熟議し、また財政負担の比較検討など、統合に異を唱える方もいる。議会ではあまり論じられていないとの御質疑をいただきました。お答えいたします。

学校の統合につきましては、平成30年1月に、将来を見据えた小中学校の適正規模・適 正配置等について、教育的視点から調査検討する利根町小中学校適正配置等調査検討委員 会を設置し、町教育委員会から調査検討委員会に対して諮問をいたしました。

調査検討委員会では、町内の小中学校の現状はもとより、各地域の実情について理解を 深めながら慎重に議論を重ね、平成30年10月に本町が目指す学校規模の適正化の観点から、 小学校3校を1校に統合する具体的な方策がまとめられた答申を提言としていただきました。

この答申を踏まえまして、町教育委員会では、令和元年6月に小学校統合に関するアンケート調査を実施いたしました。このアンケートは町内保育園及び幼稚園の保護者並びに小学校児童の保護者、そして、小中学校の教職員を対象に実施して行われており、アンケートの結果、83%の方が小学校の統合に賛成しており、そのうち69%の方が統合場所として「布川小学校で良いと思う」または「やむを得ないであろう」と、一定の御理解をいただく回答をしていただきました。

次に, 財政負担の比較検討についてお答えいたします。調査検討委員会では, 教育的,

財政的な視点から、小学校を統合するに当たり町内小学校3校のどこに統合するのか、各小学校にそれぞれ統合した場合、また新しい新設をした場合を含めまして、財政負担を試算し比較検討した結果、学校施設の状況から、平成28年に大規模改造工事が完了し、統合後の改修経費費用等の財政負担も少なく済み、子供たちによりよい環境、快適な学習の場を提供する条件が最も整っている布川小学校への統合が望ましいというような答申をいただきました。

次に、異議を唱える方がいらっしゃるということでございますが、先ほど説明で申し上げましたアンケート調査の結果や、昨年7月に小学校3校及び町文化センターにおいて開催いたしました統合に関する意見交換会でいただいた御意見の中には、「統合に反対である」また「基本的には反対だが、子供たちの将来のためを思い、統合することはやむを得ない」といった回答をされる方も一定数いらっしゃることは承知しております。町教育委員会でも、こういった御意見をしっかりと受け止め、子供たちのことを第一に考えた教育環境の整備を行ってまいります。

次に、統合については議会ではあまり論じられていないのではないかという議員の御指摘がございますが、これまで教育委員会が町議会に対しまして、統合に関し御説明をさせていただいた機会などどの程度あったのかなど、時系列に沿って御報告をさせていただきます。

平成30年6月第2回議会定例会一般質問1名,平成30年12月第4回議会定例会一般質問1名,令和元年7月厚生文教常任委員会,調査検討委員会答申後の進捗状況について御報告した際に御報告をしております。同年9月第3回定例会一般質問2名,同年12月第4回議会定例会一般質問1名,令和2年1月議会全員協議会,こちらでは利根町の統合基本方針案について御説明を申し上げております。同年3月第1回議会定例会一般質問2名の方からいただいております。同年6月第2回議会定例会一般質問1名の方からいただいております。同年7月統合に関する説明会,議員全員協議会前に統合に関する意見交換会の開催結果,内容の結果を報告させていただいております。同年9月第3回議会定例会一般質問3名の方から御質問をいただいております。同年9月第3回定例議会議案質疑を2名の方からいただいております。はお、このときには今後のスケジュールについても報告をさせていただいております。なお、このときには今後のスケジュールについても報告をさせていただいております。なお、このときには今後のスケジュールについても報告をさせていただいております。また、予算特別委員会でも議案の質疑を1名の方からいただいているところでございます。

以上のとおり、厚生文教常任委員会1回、議会全員協議会2回、議会全員協議会開催前に2回、予算特別委員会1回、議会一般質問8回、議会議案質疑1回の場を設けまして、延べ15名の議員の方々より御意見や御質問、御質疑等いただいているところでございます。御質問等がなかった議員さん方におかれましては、統合するに至る経緯、趣旨、内容等を

十分御理解いただいているものと考えております。

今申し上げましたとおり、教育委員会からも定期的に統合する経緯、統合に至る経緯、趣旨、また統合の進捗状況等につきましても御報告をさせていただいており、議員がおっしゃる、議会ではあまり論じられていないのではないかということは考えておりません。いま一度、アンケート結果等、統合について総合的に話をさせていただきます。アンケートの内容で申しますと、統合する時期、3校を1校にする統合校を現在の布川小学校に統合するなどの問いに対しまして、「やむを得ない」「わからない」「統合しないほうが良い」または「別の学校が良い」と回答いただいた方々の思いをしっかりと受け止めまして、現在そういう不安をお持ちになっている方、また統合に反対と思っている方々が、令和5年4月からスタートします新小学校へお子さんが通い、勉強、運動するなど学校生活の中で、最初は不安があり反対ではあったけれども、統合してよかった、安心して通学させられる、子供たちも喜んでいると思っていただけるような学校づくりを行うことが、教育委員会また町の役目だと思っております。

もちろん,この事業は教育委員会また町だけでは進めることはできません。住民の皆様, PTA関係の皆様,教職員の皆様等々,多くの方々から御協力が得られなければよい学校 づくりはできないと考えております。

当然のことながら、住民を代表する議員の皆様にも、子供たちへよりよい環境が提供できますよう、統合に向けましてより一層御協力をいただき、今後も御助言、御提言等をいただけるものだと思っております。

また、私が考える今回の小学校統合につきましては、ただ三つの小学校を一つにすることだけではないと考えております。利根町は少子高齢化が進むとともに、人口減少が続いております。議員の皆様からも、町の人口減少対策、町の観光事業、町の魅力度をアップするための施策、事業などの御質問等をいただきますが、この小学校統合事業は、子供たちへのよりよい環境整備を提供することであり、利根町の子供たちへのものです。統合した新小学校に通ってよかったと思ってもらえること自体が、子供たちが大人になったときに、町に対して愛着心等を醸成していく利根町の将来につながる根本的な一大事業ではないかと考えております。この小学校の統合事業につきましては、大きな意味で捉えていただき、より議員の皆様にも御理解、御協力をいただきたいと思っております。

以上でございます。

〇議長(船川京子君) 井原議員。

○8番(井原正光君) 今までの経過について学校教育課長からお話がございましたけれども、まず……まずですよ、なぜ教育長が答弁しないのか、それが一つ。大事な学校の方針を学校教育課長に答弁させることないだろう。教育長が自らちゃんとした問題について答弁すべきなんだよ。まず、これが1点。

それから、議会で、あるいはまた全協でもってお話したと。それは単なる説明ですよ。

それで議会でいろいろ、私はしませんでしたけれども、何人かの議員の方が質疑して、質問していますよ。でもそのときに、今もそうなんですけれども、今も質疑を出してありますけれども、財政負担を検討する資料を出してないじゃないですか。これじゃ全然分からないですよ。数字を見ないと分からないんですよ。ただ口ばっかりべらべらしゃべって、そして今、子供の教育そのものというのは、国の方針は変わっているんですよ、もう既に、分かりますか。コロナ禍によってがらっと変わった。菅総理も文科省も、今、少人数学級を柱として進めようとしているんです。なぜそこに気がつかないんですか。今は、やはり立ち止まってしっかりと国のそういった方向、その方向をしっかりと受け止めて、この利根町の統合についても考えるべきなんです。

別にここで止めても、この条例を本当は引っ込めてもらいたかったんですけれども、出 ちゃって議論になっちゃって、だから恐らく、私のこの予想なんですけれども、通ると思 うんですけれども、私は通った後も、利根町のこの教育については、この統合については 反対をしていくつもりであります。

先ほど、そのアンケート云々について話が出ましたけれども、8割近いのが賛成だと、8割近いのが賛成だと言っていないんですよ。「やむを得ない」と言っているんですよ、「やむを得ない」というのはどういうことか。言葉上は一つ止めるということも意義あるんですけれども、それまでに説明していないんですよ、そこまで。

例えば、この中で複式学級になる前に統合するんだというようなことがうたってあるか と思うんですね。これは脅しでしょうよ、保護者に対して。保護者は複式学級というのは 何者かというのが分からないから、「あら、それは大変だ」と、そういうことでしょう。

今,複式学級にするのでも,2学級を一つにするのであっても,定員が削減されている じゃないですか。たしか8人が今度……16人が8人ぐらい……何か半分ぐらいになるんだ よね。そういう形で進めているんですよ。そういう実態を町の教育委員会が知らないで, ただひたすらに,しかも平成30年頃ですよ。平成30年頃出されたその考えをもとに,令和 5年度に合併しようとする,その時代錯誤というの,あんたおかしいと思わないのか…… (傍聴席より発言する者あり)えっ,今は令和だよ,しかも国の方向も変わっているんで すよ。その変わった中で町の教育委員会は対応すべきだと。私はこう思うんですが,教育 長,答弁。あるいは町長にもお考えをお聞きしたい。

- 〇議長(船川京子君) 海老澤教育長。
- ○教育長(海老澤 勤君) 井原議員の御質疑ありがとうございます。

様々な要素が絡む学校の統合問題でありますが、私としてはあくまでも児童の教育条件 の改善ということを第一に考えております。平成27年の国の考え方が示された教育的な考 え方というところがございます。この第一に挙げられているのは学校の目的でございます。 人格の形成、学校の果たす役割を再認識する。社会の形成者としての基礎的資質を養うこ とを学校そのものは目的としております。 先ほど井原議員から、複式学級は脅しではないかという話がありましたが、決してそういう考えは持っておりません。子供たちにとって、単学級で6年間過ごすマイナス面として、もしその学級の中で友達関係が崩れてしまってなかなか学校へ行きづらいというようなときに、複数の学級があった場合には、次の年度には、人間関係を改善する機会として学級編制の変更ということも可能になってまいりますし、複式学級という場合には……。

- ○議長(船川京子君) 傍聴人の方に申し上げます。私語は慎んでくださいますようお願い申し上げます。
- ○教育長(海老澤 勤君) 以前,議員の説明会にも申し上げましたように,一つの教室の中で二つの学年が背中合わせになって,1人の教員が授業を行います。前の黒板,後ろの黒板を使ってというところです。教員そのものも,教材研究などで2学年の準備をしなくてはなりません。

今回,前任の教育長の後を受けて教育長になったわけですが,第1に考えましたのは,前に戻りますが,子供ファースト,子供第一を考えて,1学年に複数の学級がつくれる形がいいだろうということに考えが至りました。

そこで丁寧に説明の機会をつくってまいったつもりですが、今こうして議会の中で複数 の議員から質疑が寄せられているということは、やはり私自身の力の足りなさというとこ ろを、責任を感じている次第でもございます。

ただ、平成30年10月に頂いた答申書に10の附帯意見がございました。これはアンケートをするように、あるいは準備委員会を設けなさい、あるいは、地域での説明会を行ってほしい、あるいは、学校の利活用について地域の意見を拾いなさいと、この10個の附帯意見につきましても、全て教育委員会では位置づけてやってきたところでございます。これからも令和5年4月の統合に向けて、着実に準備委員会の意見を拾いながら、形あるものに一歩一歩前進させていきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 青木学校教育課長。
- **〇学校教育課長(青木正道君)** それでは井原議員の御質疑にお答えいたします。

私からは、財政的な面があまり論じられていないのではないかとの御質議でございます。まず初めに、平成30年10月に出ました答申、こちらは議員さん全員にお配りしていると思いますが、こちらに各学校に統合した際の改修費用を載せてございます。また、今回、小中学生の保護者の方、幼稚園、保育園の保護者の方にアンケートを回しました内容にも、統合各案の概要事業の主な事業概要ということで、布川小だと幾ら、文小だと幾ら、文間小だと幾らということも全て、アンケートの中に載せさせていただいております。

また、最近、バス代が高いんじゃないかというお話を、私もちょっと耳にいたしますが、 それに触れさせていただきますと、現在、統合準備委員会の中で検討しているのは、バス は12台ということで、大体約5,800万円から6,000万円ぐらい、バス代はかかると思います。 しかしながら、地方交付税、普通交付税の中に含まれまして、小学校費として仮に5,800 万円かかるとしますと7,000万円のお金が国から町に入ってきます。ということは町の持 ち出しでスクールバスの財政負担、特にこれはかからないという形になっております。 以上です。

- 〇議長(船川京子君) 佐々木町長。
- **〇町長(佐々木喜章君)** アンケートの結果を踏まえて、ルールどおり、廃校になった後のことも含めて考えてやっていきたいと、そういうふうに考えています。
- ○議長(船川京子君) 井原正光議員の質疑が終わりました。5番石井公一郎議員。
- **○5番(石井公一郎君)** 議案第3号 利根町立学校設置条例の一部を改正する条例について、利根町立文間小学校と文小学校を布川小学校に統合する理由はというようなことで質疑したんですけれども、今のいろいろの質疑である程度分かりました。

それで私は、この統合については、やはり町民の総意が一番大事だろうというように思います。毎年毎年、町税も減っていく中で、本当に財政的に大丈夫なのかなと、そのような心配をしています。やはり、住民にもっともっと説明する必要があるのではないかというように思います。答弁は結構です。

○議長(船川京子君) 課長,今,財政が大丈夫なのか心配だという発言がありましたけれども,答弁されますか。いいですか。

青木学校教育課長。

〇学校教育課長(青木正道君) それでは石井議員の御質疑にお答えいたします。

石井議員が御懸念されております町の財政負担,ほかにも予算を使うところがあるのではないかという御質疑だと思いますが,利根町の場合は,石井議員も議会の厚生文教常任委員長をやられていますので御存じのとおり,年々児童は少なくなっていきます。この少なくなっていく児童生徒のために統合も考えておりますし,ある程度出費するのは,町として私は当然なのかなと。いろいろな事業がございますが,子供ファーストではありませんけれども,教育に町の予算をつけていくというのは,私は,子供たちのためと思えばいいのかなと思います。

先ほど申し上げましたとおり、バスにいたしましても、建物にいたしましても、できる限り国の補助金、交付金等を利用しまして、町の一般財源、そちらの持ち出しは少なくしようという形で考えているところでございます。

以上です。

○議長(船川京子君) 石井公一郎議員の質疑が終わりました。

1番峯山典明議員。

〇1番(峯山典明君) 1番峯山典明でございます。議案第3号について質疑させていただきます。

文小学校区・文間小学校区では統合について反対意見も上がっており,これにどのように対応し,この条例の上程に至ったのか伺います。

- ○議長(船川京子君) 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。 青木学校教育課長。
- **〇学校教育課長(青木正道君)** それでは、峯山議員の御質疑にお答えいたします。

文小学校区・文間小学校区では統合について反対意見も上がっているがということでございますが、こちらに関しましては、学校区は問わず、やはり先ほど井原議員もおっしゃいましたが、やむを得ない、反対であるという方は少なからず三つの学校区の中、布川地区でもいらっしゃると存じております。

令和元年6月に実施いたしました統合に関するアンケートの調査や、令和2年7月に開催した統合に関する意見交換におきましても、統合には反対であるといった御意見や、どちらかといえば否定的である。令和5年度の統合については不安を抱えていると言った率直な御意見を賜ったということも、私は議会全員協議会の中でお話をさせていただいております。

文小学校・文間小学校を問わず、そういう御意見を住民の皆さんがお持ちになっているということは存じておりますので、そのようなことを踏まえまして教育委員会では真摯に受け止めまして、地域住民の皆様また保護者の皆様へ統合準備委員会だよりの発行、また「広報とね」、町公式ホームページ等を活用いたしまして、統合への御理解を得られるよう、引き続き情報の発信を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(船川京子君) 峯山典明議員の質疑が終わりました。

質疑を打切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

- 1番峯山典明議員。
- ○1番(峯山典明君) 1番峯山典明でございます。議案第3号 利根町立学校設置条例の一部を改正する条例に反対の立場で意見を述べさせていただきます。

小中学校適正配置等調査検討委員会から、平成30年10月に答申書が出されました。そして、答申書が出されてから半年以上たちました令和元年6月にアンケートが実施されております。統合について、「良い」が153件、「統合しないほうがよい」が40件、「やむを得ない」が409件、「わからない」が42件、未回答が31件。統合しないほうがよいと答えた方の主な理由としては、「文小学校を文間小学校か布川小学校に統合し2校にした方が良い」「1校にするのではなく2校にした方が良い」「学力向上、生徒指導双方において小規模校のメリットは大きいと思う」「児童間の人間関係のトラブルの際に、小学校3校ある場合には、中学入学時に新たな友達と人間関係が築ける」というものです。特に意見

の多かった理由としては、「少人数の方が、教育が行き届き、友人関係もうまくいくと思 う」でした。

小学校統合に関する意見交換会が7月に4回,三つの小学校と文化センターで開かれました。参加者はそれぞれ19名,13名,25名,17名です。説明会で出た主な意見は,「統合するのは時期尚早ではないのか」「災害時の対応に関する意見」「通学等に関する意見」です。「意見交換会には日程が調整できず,参加したかったけれど参加できなかった」という声も少なからずありました。

その後、令和2年3月に小学校統合基本方針が出されています。小学校統合基本方針の中で「83%が統合に賛成している」と記載がございますが、「統合良いと思う」と「賛成している」のは約23%です。「統合しないほうがよい」は約6%です。「やむを得ない」の409件は全体の約61%も占めています。これは積極的に統合賛成ではありません。ですから、賛成にも反対にも入れるべきではありません。参考として扱うべきだと思います。なお、「わからない」と答えた方と未回答を合わせると10%もあります。全体の10%もの人が説明不足だと感じているわけです。

私のもとには「統合は時期尚早だ」「説明が足りない」「困っている保護者の声を聞いてほしい」という意見が寄せられています。町の皆さんは説明を求めています。

小学校は生活圏として自主的な機能を持っています。福祉などの基礎単位でもあります。また、子供を中心に学校支援としてまとまっていることもあり、それをなくしてしまうということは、地域の自主的機能も低下してしまいます。小学校を失った地域に子育て世帯が戻ることは難しく、町外在住の子育て世帯の方たちも小学校から離れている地域に移住してくる可能性も低く、過疎化が加速され、地域を活性化するどころか、逆に衰退を招いてしまいかねません。過疎地域に指定されている利根町だからこそ、地域の宝である小学校をなくすということには、もっと慎重にならなければいけません。また、新型コロナウイルス感染症の影響も考慮する必要もあります。

第2期子ども・子育て支援計画にも、「家庭や地域が共に支え合いながら、子どもを健 やかに産み育てることの環境づくりに努め、心身両面で孤立しがちな子育て家庭を支援し てきました」とあります。家庭や地域が共に支え合いながら子育てするのが利根町です。 地元のコミュニティーで子供たちが健やかに豊かに育っていくことを願い、利根町らしい 教育を求めているという地域の方々の声、そして、統合に対して積極的になれない方たち の悩みも聞いていただきたいです。

開かれた行政,対話型行政を進めるということですから,もっと意見交換会の回数を増やし,意見の声を聞いて,町の皆さんと議論をしていただきたいです。そして,どうしたら解決できるのかを考え,その問題を解決,改善した上で,統合の話を進めていただきたいです。

以上のことから、議案第3号 利根町立学校設置条例の一部を改正する条例に反対いた

します。

- ○議長(船川京子君) 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。 2番山﨑誠一郎議員。
- **〇2番(山崎誠一郎君)** 山崎誠一郎でございます。利根町立学校設置条例の一部を改正 する条例について賛成討論をいたします。

今,峯山議員のお話,ごもっともな話も多々ございました。統合される東文間地区,文間地区,文地区のほうの保護者,御両親,親御さん方,非常に不安だと思っております。その不安を解消するために数々の,さっきの青木課長の説明ではございませんが,平成30年から段階を踏んで説明をしてきて,私も2年前に議員になりましたが,非常に関心を持ちながらその説明を聞いてきて,質問したり,全協で何度も説明を受けて,それに対する質問,そしてそれ以外でも学校教育課のほうに出向いて説明を受けてきたつもりでおります。

先ほどから、元町長さんが説明を聞いていないとか、文教厚生委員長が私は反対しますと。なぜ今言うんだと。だったらもう20回でも30回でも50回でもやっていったらどうなんだと。それを、私が知っている限りは、1回しか文教厚生委員会はこの統合についての話し合いはなかったと。それをもって今反対すると、私には理解できません。

そんなことはどうでもいいとしても、小学校を一緒にするとバス通学になると、それは近くに学校がある家庭の方は不安になると思います。それを今回説明するために委員会を立ち上げて、また部会を三つ立ち上げて、その都度、その答えを、また、父兄の皆さんに説明するという段階を立ち上げて、それを今やっているところではないのではないでしょうか。

そしてこのライブ中継、私今回この間一般質問しましたが、青木課長には、私に答弁するんではなくて、ライブ中継を生で見ている、録画で見ている方に分かるように、保護者の皆さんに説明するように答弁してくれという形で、答弁をいただいたと私は思っております。

統計につきましても、先ほど61%の方が云々と言いましたが、統計学的に言うと、「仕方ない」というのは肯定になってしまうんです。これは100%の意見というのはほぼないと思われます。しかしながら、それをいろいろ説明して、話を聞いて、理解してもらって話を前に進めるのが本来の姿で、それを今ちょうどやっているところであると私は思っております。

各人,必ずこういったものはいろんな意見があって,100%というのはないと思うんです。しかしながら100%に近づけるために,今,教育委員会,教育長,学校教育課,あと,委員会のメンバーになられた各PTAの方,父兄の方,いろんな方がその努力をされていると,私も近所の人で委員になっている方もいっぱいいますので話を聞いております。

36名しか新入生がなくて、三つの小学校12人ずつ、財政財政と言いますが、そちらの財

政のこともよく調べてから質問していただきたいなと、つくづく思います。

本当に、話していて、何でもかんでも反対しているわけではないのでしょうが、この教育というのは、国のため、家庭のため、町のため一番大事なものであると私は信じております。勉強、勉強が国の繁栄、家庭の繁栄、そういったものにつながっていくわけでございますから、真剣にね、反対するんではなくて、よく話し合って前に進めていきたいということでございます。涙が出てきてしまいます。

反対する人は必ずいます。だけど、そのためにアンケートを取って、委員会をつくって、 部会をつくって、今進めようとしているところだと私は理解いたしまして、 賛成討論とい たします。

○議長(船川京子君) 傍聴者の方に申し上げます。私語は慎んでくださいますようよろ しくお願いいたします。これは2回目の注意となりますので、気をつけてください。

暫時休憩とします。再開を11時30分とします。

午前11時13分休憩

午前11時30分開議

〇議長(船川京子君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

原案に反対する議員の発言を許します。

8番井原正光議員。

○8番(井原正光君) 井原正光でございます。議案第3号 利根町立学校設置条例の一部を改正する条例について反対の討論を行います。

町内にある小学校 3 校を 1 校に統合し、新しい学校を設置するものでありますが、質疑でも明らかなように、住民の総意を得る努力をしていない。つまり、あらゆる情報を出して、その上で意見を求めておりません。そのために、賛成とも反対ともつかない「やむを得ない」と回答した方が半数を占めています。「やむを得ない」と回答した方は大変お気の毒です。反対・賛成以外の設問はないんですから。

まず、課長のほうから流れについてお話がございましたけれども、私のほうからも、ちょっとざっくばらんにお話し申し上げますと、今回の学校統合の元となっているのは、平成28年から平成30年までを計画期間とする利根町教育大綱です。五つの基本目標を掲げ、次世代を担う子供たちに創造性豊かな心を育む教育施策を展開するとしています。文部科学省の平成27年1月に策定した公立小学校中学校の適正規模・適正配置等に関する手引により、小規模校の適正に関する基本的な方向性や考慮すべき要素など、少子化に対応した活力ある学校づくりとしていくと、こういうふうにしています。

町教育委員会では、このように説明会しておりますけれども、平成27年云々という、この数字は、たしか昭和31年か2年頃に出した同じような、統合あるいは施策に対する方向性が示されておりますけれども、それが廃止した年度じゃなかったのかなというふうに思

っております。

しかし、教育委員会では平成30年1月に、将来を見据えた利根町の小学校の適正規模・ 適正配置等について、教育的視点から調査検討するとして、利根町小中学校適正配置等調 査検討委員会が設置されました。この委員会から平成30年、同年10月に、利根町が目指す 学校規模適正化の観点から、小学校3校を1校に統合するという答申が出された。これま での過程で、私はおやっと思ったことが幾つかあります。

一つは、教育的視点から検討しているということです。つまり、町の財政については検討していないということです。統合によって税金が節約できるのか。3校を1校にするわけですから、当然、維持費は少なくて済むということになりますが、逆に統合することによって経費もかさみます。

その一つに統廃合で発生する国への補助金の返還であります。文小学校,約7,100万円, 文間小,約1億5,600万円,合わせて2億2,000万円以上あるというふうに思われます。こ れは教育委員会のほうで,この議会でこのような数字は1回も出しておりません。このお 金,いわゆる税金から返還するわけですから,よく調査検討をして住民に説明しなければ なりません。

この国への返還のほかにも、まだ統合によっていろいろと費用がかさみます。手直しもあるでしょう、修繕もあるでしょう、あるいはまた新しい工事等も増えるかも分かりません。また小学校への登下校時の送迎バス、先ほどもちょっと出ましたけれども、その費用もかさみ膨大になることも予想されます。統合によって幾らかかるか、しっかりと積算し、町民に、そしてまたこの議会に示すべきではないでしょうか。全員協議会で話した、あるいはどこどこで説明したと言っても、それは言葉だけであって、資料、数字が示されていないんです。税金はあくまで町民から頂いたお金ですから、これは正しくその使途について明らかにしなければなりません。

もう一つは、先ほどもちょっと申し上げましたが、平成30年の答申ということで、時間がたち過ぎているんですよ。ですから、ここでもう一度立ち止まって再考する、その必要性を私は強く感じるんです。では、今この時点でアンケート調査をしたらどうだろうか。恐らく違ってきたでしょう。町長はアンケート調査に従うというようなことを言っておりますけれども、これは大変な誤りだと。将来の利根町の教育にとって大変誤りだというふうに私は思います。ですから、ここで勇気を振るって一度立ち止まって再考する。その必要性があるというふうに私は感じております。

また、最も重要なことは、国、政府の教育再生に向けた必要性を無視している。沿っていないということが挙げられます。私から話すのも何ですけれども、ポストコロナ期を見据え、新しい時代の学ぶ環境づくりが今模索されつつあります。文部科学省の体制整備費の予算要求など、動きが加速しております。「加配定数」、ちょっと難しい言葉なんですけれども、これは通級指導担当教員、いわゆる発達障害児等の児童生徒に対して、一人一

人の条件に応じて指導を行う先生のことを言うんですけれども,そういう定数の拡充も進められておりますし,教職員配置についても,今,全国では,各自治体が独自に臨時教員を任用して少人数学級に対する動きがもう既に広まっているんですね。

今,利根町で進めていることとは全く逆のことで,私は,時代錯誤も甚だしいことを今, 利根町はやろうとしているというふうに思っております。これは絶対に止めなきゃならない,利根町教育の崩壊を意味することになろうかと私は思っております。一度立ち止まって,世の動向をじっくりと考えるべきではないでしょうか。それをできるのは,教育長であり,町長なんです。我々が幾ら口で言っても,ヘッドがそのように考えなければ方向性は止まりません。ですから,このような汚点は絶対に残すべきではないというふうに私は感じております。

ここまで進んできまして、あと一歩だというような考えもあろうかと思います。しかし、だめはだめですよね、絶対だめです。今さら、考える、なかなか考えを変えるというのは難しいでしょうけども、やっぱり考えていただかなければならない。関係者の皆さんもこれまで一生懸命進めてきた、そのことに対しては深く感謝を申し上げたいと思います。しかし、国が今、方向性を転換して、少人数学級を導入する方向に既にかじを切っているんですよ。国が方向転換して少人数学級を導入する、その意義は何かというようなことで考えますと、私から言うのも何ですけれども、教育長……本当は教育長はこれを知っているわけですね。こういうことは知っていても為政者に言えないのかなと。しかし、言わなきゃだめなんですよ、教育長、あなたは利根町の子供たちの教育を守る、あるいは将来の教育を守る先頭に立っている方なんですから、為政者に対しても堂々と教育の立場からは意見を出して言う。これは間違っていれば間違っていると、そういう人でないと教育長にはふさわしくない。そのように私は思います。

どのようなことが今言われているかということですけれども,新型コロナ感染症に関する衛生管理マニュアル,これは学校の中でも生徒児童1メートル空けなさいよ,2メートル空けなさいよと,その間隔を取る行動,そういうことをやっていると思うんですね。あるいはまた大勢の場合は,空き教室あれば2グループに分けてやるとか,何とかいろいろ配慮をされていると思うんです。

そういったコロナ禍の教室の中で、子供同士の距離をある程度保つ、つまり教室というのは縦9メートル、横7メートルぐらいですか、一つの箱形の中に収まっちゃっている。 その中で子供たちの距離を取るというのには、少人数学級しかないんですよ。今、それで政府でも進めているんですけれども、子供1人と向き合う時間がそれによって確保できて、トラブルなんかにも大変対処しやすくなる、そういうふうに言われています。

また,国でも30人学級から20人学級へ移行を求める。これは,少人数学級を進めるほうなんですけども,オンライン署名なんかも始まっているというふうにお聞きしています。 また,政府も自民党の教育再生実行本部,これも30人以下の少人数学級のための義務教育 法改正を求める議決を既に採択しております。つまり第二次安倍内閣から継承した菅内閣も、21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の重要課題の一つとしてこの教育改革を推進する必要があると、このように述べている。また、文科省におきましても、少人数学級の推進など、教職員定数の改善と子供と正面から向き合う、その教職員体制の整備などを進めていると、そのように伺っております。さらに今、利根町では、GIGAスクールが始まりましたね。子供に1人1台端末機を配付しております。このGIGAスクール構想の効果を高めるためにも、少人数学級が必要だというふうにされています。

ポストコロナ期を見据えた新しい生活様式を踏まえた少人数によるきめ細かな指導体制や環境整備が急務という、この方向を転換されておるわけであります。子供と先生との間に、1対1の関係を築くことが教育には重要なことであります。小学校の3割を超える。また中学校の6割を超える。そのことがこの学校の先生が長時間労働、それの過労死につながるとも言われていますね。ですからこの児童生徒の多さが教職員の長時間労働にも影響している。つまり過労死にも影響しているよと、こういうふうに言われておるわけでございます。

先ほどもちょっとお話し申し上げましたけれども、少人数学級、これは、既に現政権は教育改革の柱として進めておるわけでございます。そういうことで、文科省においても、来年度から段階的に導入を目指しております。現行1クラス40人、小学校1年生は35人でありますけれども、これを30人にすると。実現すれば、いじめや不登校を解消する効果も期待できると。まさにいいことずくめだということであります。

このような国の背景の中にあって、利根町がなぜひたすら小学校の統合を進めるのか、 私には到底理解できません。町の教育を根本から後退させ、利根町の教育に汚点を残す今 回の統合に関する改正には、私は断固反対をいたします。国の方針に逆らってまで小学校 統合を後押しする、推し進める佐々木町長、海老澤教育長の真意は何なのか。トップなら トップらしく、ちゃんと周囲をよく見て、アンテナを高くして、情報をしっかり得て国の 動向を見て、利根町の教育、利根町の子供を守っていただくようにお願いしたい、そうい うことでこの条例の一部を改正する条例には、私は反対をいたします。

以上です。

- O議長(船川京子君) 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。 10番若泉昌寿議員。
- **〇10番(若泉昌寿君)** 私は、議案第3号に対しまして、賛成の立場として一言述べさせていただきます。

まず私は、今はありませんが、旧東文間小学校の生徒でした。そのとき東文間小学校の 全体の軒数は、井原議員も知っているとおり、400軒はありません。しかしながら、生徒 数は1年から6年まで300名以上おりました。たしか320名ぐらいいたと思います。その頃 は1軒に必ず兄弟が2人や3人いましたから、そういうような生徒数がいたと思います。

それから、年を追って、この利根町、住宅開発が進みました。平成10年の頃は恐らく小中学校の生徒数、4,000名以上いたと思います。400名……失礼、4,000名ですね、4,000名以上いたと思います。それで、布川小学校が恐らく1,200名くらいでしたか、おりましたので太子堂小学校が生まれました。今問題なっている、今度利根小学校という仮の名称ですが、そこが元の太子堂でございます。

しかしながら、それだけいた生徒がなぜこれほど年々減ってきたのかと言いますと、住宅開発が進みまして、利根町で育ったお子さん達が成長し、やがては働き場所が利根町にありません。いろいろな面でこの利根町から去っていって、今の生徒数、今は小中合わせまして1,200名ぐらいだと思います。

ですからここで、年々生徒数が減っていき統合ということを行政は考えて今の現状でございますが、もしここで統合しなければ、複式学級、そこまで追い込まれるようなはめになってしまうと思います。ですから私は、先ほどもいろいろ青木課長、教育長からも、今までの経過を聞きました。私も知っておりましたが、よく分かりました。なぜ、統合しなければいけないのか、その理由も分かりました。このまま統合しないでいった場合、文小と文間小を残し、また今の布川小を残して3校にした場合は、経費はもちろんやっていけない。そのような状況になると私は思いますので、何としてもこのまま進めていっていただいて、ぜひとも仮の名称ですが、利根小学校という新しい小学校を開校していただきたい、そういう理由から、私は賛成で討論を行いました。終わります。

〇議長(船川京子君) 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に,原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第3号 利根町立学校設置条例の一部を改正する条例を採決します。 原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

〇議長(船川京子君) 投票を締め切ります。賛成多数です。したがって、議案第3号は 原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開を13時30分とします。

午前11時53分休憩

午後 1時30分開議

〇議長(船川京子君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長(船川京子君) 日程第3,議案第4号 利根町いじめ問題対策連絡協議会等条例 の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は3名です。

通告順に質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番(井原正光君) それでは、議案第4号 利根町いじめ問題対策連絡協議会等条例 の一部を改正する条例について質疑をいたします。

重大事案で、教育委員会は町長に報告し、長は再調査を行うわけなんですが、その検討 委員会のメンバーと、それに関連する任期等も含めて御説明いただきたいと思います。

- ○議長(船川京子君) 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。 飯塚総務課長。
- ○総務課長(飯塚良一君) 検証委員会につきましては、事務分野は総務課で担うことになりますので、私のほうから御説明させていただきます。

検証委員会のメンバーにつきましては、今回提案した条例においては、条ずれによる改正はございますが、メンバーについては改正しておりませんので、これまでどおり調査委員会の規定を準用することになります。

改正前は12条の規定を,また改正後は第13条の規定を準用することになります。定数は 5人以内で,教育,法律,医療,心理,福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者 のうちから町長が委嘱することになります。

以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 井原議員。
- ○8番(井原正光君) ということは、同じだということですね。調査委員会と同じメンバーになるよと、そういうことですね。検証委員会のメンバーと調査委員会のメンバーは同じだよと……違うんですか。町長が調査等を行う。町長のほうに属するものは検証委員会、ここには私「検討委員会」なんて書いちゃったけれども、条例の一番下の第21条から第25条に関係する検証委員会ですね。これちょっと間違ったかもしれませんけれども、それが同じであるよということですね。メンバー、今言った教育、法律、医療、心理、福祉等に関する、そういう5人のメンバーから選ぶ。ということは、上の調査委員会とメンバーは同じだと、違いますか。

ここの12条関係というのは、いじめ問題調査委員会の委員 5 人をもって構成するということで言われていると思うんです。この21条関係の問題検証委員会というのは町長のほうに属するものなの、町長は、重大問題……重大事案というか幾つか列記されておりますけれども、そこをやると長くなるので言いませんけれども、それに対処するために長による再調査を行うための問題検証委員会の設置ではないですか。その辺の整合性がちょっと分からないので、理解できないので説明してください。

- 〇議長(船川京子君) 飯塚総務課長。
- ○総務課長(飯塚良一君) この準用規定でございますが、その職種を準用しているということでございます。そのメンバーがイコールということではございません。人物につきましては、基本的には別メンバーで行うものと考えております。ただ、再調査の理由によって、その都度判断すべき場合もあるというふうに考えております。

例えば、調査事項について十分な調査が尽くされていない場合や、委員の公平性や中立 性に疑義がある場合などは、別の人物を選任することで公平性が担保されるのではないか というふうに考えております。

一方,新たに重大な事実が判明し、これがこれまの調査と関連するような場合、これは 同一メンバー、または、一部同一メンバーのほうが合理的な調査ができるというふうに考 えております。

- 〇議長(船川京子君) 井原議員。
- **○8番**(井原正光君) いじめはないのにこしたことはないんですけれども、これは努力 義務かも分かりませんけれども、法第12条によるいじめ問題防止の基本方針といいますか、 こういうのを定めるということをしてあるんですけれども、これについてはいかがでしょ うか。
- 〇議長(船川京子君) 池田指導室長。
- **〇指導室長(池田 恭君)** 井原議員の質疑にお答えいたします。

現在,利根町いじめ問題の……ごめんなさい,利根町いじめ防止基本方針が現在もありまして,そちらにのっとって各小中学校あるいは地域,家庭と連携しながら進めております。これは常に改善をしながら,時代に合わせて改善していくということで進めております。

以上であります。

- ○議長(船川京子君) 井原正光議員の質疑が終わりました。3番片山 啓議員。
- **○3番(片山 啓君)** お尋ね申し上げます。いじめ問題ですけれども、非常に大切な問題だと思います。現に利根町でも、茨城県でもいろんないじめの事例が報告されていますが、今回、調査委員会が常設されるということは非常にいいことだなと思っております。

そこで、調査委員会の任務、例えば、調査委員会というのは、条文で町長が諮問すると、 それから調査に入るということのようですけれども、そのいじめの委任するための条件と かがあったら教えてください。

- ○議長(船川京子君) 片山 啓議員の質疑に対する答弁を求めます。 池田指導室長。
- ○指導室長(池田 恭君) 片山議員の質疑にお答えいたします。
 いじめは児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重

大な影響を与えます。場合によっては、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れが あります。絶対に許されない行為です。

先ほども話しましたが、本町ではいじめ対策について、利根町いじめ防止基本方針に基づき、学校、家庭、地域、住民、そして、関係者と連携して、いじめ問題の克服に取り組んでおります。

教育委員会としてのいじめの対策は、学校との情報共有、連携を重視し、年2回、役場の関係課、地域の方も交えたいじめ問題連絡協議会を実施し、教育委員会や各小中学校の取組について御意見をいただいております。毎月実施している生徒指導連絡協議会では、各小中学校でのいじめの実態や防止策についての情報交換を行っております。そのほか、指導室雇用の相談員の活用、スクールソーシャルワーカーの活用、教育相談電話を設置して相談体制の充実をさせております。

今回,常設の調査委員会の設置を目指し,利根町いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部の改正について上程させていただいております。これは,いじめ防止対策推進法第14条第3項及び第28条の規定により,いじめ防止等のための対策を迅速実効的に行うこと,また重大事態に係る事実関係等の調査を行うためのものです。

委員の構成については、いじめ防止等のための基本方針、平成25年10月11日文部科学大 臣決定を受け、幅広い見地から有効な対策を検討するため、先ほども話がありましたが、 教育、法律、医療、心理の専門的な知識及び経験を有する方を委員として委嘱したいと考 えております。

開催回数は年2回を予定しておりまして、いじめ問題連絡協議会、あるいは生徒指導連絡協議会を受けての情報交換のほか、重大事態が発生した場合には直ちに調査が行えるように開催をしていく予定で考えております。

今後もいじめ問題克服に向け、積極的にいじめ対策に取り組んでいきたいと考えております。

説明は以上です。

- 〇議長(船川京子君) 片山議員。
- **○3番**(片山 啓君) いじめは、一番大事なことは、早く見つけるということですね。 そのためには、情報の開示というか公開、情報の隠蔽がないということが重要になってく ると思います。どうしても教育現場では、いじめ問題なんか起きたら困るという観点から、 過去の例を申し上げると、いじめをなかったことにしようというような雰囲気があったよ うに思われます。いかに早く見つけるかと、そしてその情報を隠蔽しない体質をどうやっ てつくるかということが重要だと思いますが、その辺について御質問します。
- 〇議長(船川京子君) 池田指導室長。
- **〇指導室長(池田 恭君)** 片山議員の御質問にお答えいたします。

今, 片山議員がおっしゃられたように, いじめを早く見つけ, 早く解決していく, それ

がやはり大事になってきます。各小学校、中学年でも同じですけれども、いじめは、これは全教職員に共通して理解してもらうように進めているところですが、どの学校でも、どのクラスでも起こり得るということで、何か気づいたことがありましたら、すぐにやっぱり教職員の中で情報共有をして、早期発見をしていく、それが非常に大事になってくるかなというように感じています。そして1人で抱え込まない、そして全員で対処していく。これを利根町の小中学校で実践できるように、生徒指導連絡協議会などを通して進めているところです。

また、未然防止の対策として、やはり道徳の授業、そして特別活動の充実、それから、 児童生徒によるいじめ防止集会などを実施しながら、子供たちの心も育てていきたいと考 えております。

以上になります。

- 〇議長(船川京子君) 片山議員。
- **○3番(片山 啓君)** ぜひ, 利根町小中学校からいじめがないように, なくなるようじゃなくてないように, 起こらないような体制をつくっていただきたいと思います。 以上です。
- ○議長(船川京子君) 片山 啓議員の質疑が終わりました。 1番峯山典明議員。
- ○1番(峯山典明君) それでは質疑をさせていただきます。 提案理由に「いじめ防止等のための対策を実効的に推進するに当たり」とありますが、 この対策とは具体的にどのようなことでしょうか、伺います。
- ○議長(船川京子君) 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。 池田指導室長。
- **〇指導室長(池田 恭君)** 峯山議員の御質疑にお答えいたします。

いじめ問題につきましては、現在、インターネットや携帯電話などが介在するなどして 事案が複雑多様化、高度化してきております。教育委員会では、学校と連携して早期発見、 対応に努めているところなんですが、その対応が難しくなるケースが出てきております。 いじめ防止等のための対策を実効的に行うとは、このような様々な問題に適切に、そして 効果的に対応し、いじめ問題克服を目指すものだと考えます。

具体的には、いじめ問題対策連絡協議会で話し合われた課題について、例えば、児童生徒と教員の信頼関係が課題であるといった場合、教育相談体制の充実、教員の教育相談の研修の充実を目指すなど、常設委員会の委員である教育、法律、医療、心理及び福祉等についての専門的な知識経験を有する委員からの提言を受けて、今回のような条例の一部改正をしていくことにつなげていったり、また、利根町いじめ防止基本方針を改善させたりしながら、各小中学校のいじめの防止を一層推進していくものと考えております。

以上です。

○議長(船川京子君) 峯山典明議員の質疑が終わりました。

質疑を打切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打切ります。

採決システムを起動します。

議案第4号 利根町いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。 それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

〇議長(船川京子君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第4号は原案どおり可決されました。

〇議長(船川京子君) 日程第4,議案第5号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

〇8番(井原正光君) それでは、議案第5号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

通告してありますように、傷病手当に該当するか否かの判断、これは一体誰がするのか、 それから、改めてお聞きしますけども、濃厚接触者とはどのような状態を指すのか。この 2点についてお伺いしたいと思います。

- ○議長(船川京子君) 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。 直江保険年金課長。
- **〇保険年金課長兼国保診療所事務長(直江弘樹君)** それでは、井原議員の御質疑にお答 えいたします。

傷病手当に該当するか否かの判断及び濃厚接触者とはどのような状態を指すのかとのことですが、まず最初に、傷病手当に該当するか否かの判断につきましては、傷病手当金申請書は、4種類の申請書を提出していただきます。まず最初に、世帯主が記載する支給申請書、次に、勤務している本人が記載する被保険者用支給申請書、次に、勤務先の事業主が記載する支給申請書、これは勤務状況、賃金内訳等を事業主が記載し証明する支給申請書になります。最後に、傷病名、発病年月日、診療日数など、医療機関担当者が意見を記

入する支給申請書の4種類の支給申請書を提出していただき、申請書の内容確認をして支 給の手続となります。

次に、濃厚接触者とはどのような状態を指すのかにつきましては、新型コロナウイルス感染症のPCR検査等で陽性となった患者と、感染の可能性のある期間につきましては、症状が出る2日前から入院等になるまでの期間に接触し、次の範囲に該当する場合は濃厚接触者として定義されます。

まず一つ目は、患者と同居あるいは長時間の接触があった者。次に、適切なマスクの着用など感染防護なしに患者を診察、看護もしくは介護をした者。次に、患者と気道分泌液もしくは体液など汚染物質に直接触れた可能性のある者。最後に、手で触れることのできる距離は1メートルで、必要な感染予防策なしで患者と15分以上の接触があった者。以上が、国立感染症研究所、感染症疫学センター新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領で示されている濃厚接触者の定義となります。

説明は以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 井原議員。
- ○8番(井原正光君) 今,御説明をいただきました。

傷病手当を頂くのには、まず申請書類に記載して、これは役場のほうへ提出なんですかね。それでその医療機関の証明というのは、これは患者さんそのものが出すんですか。役場のほうに提出された時点で、役場のほうでその医療機関に持っていって、これは傷病手当に該当するかどうかを調べるというか、調査するというか、そういう手順になるのかどうなのか。

それから、今、簡単にPCR検査云々と言いましたけれども、これがなかなか受けられない。お金がかかるから問題なんですよ。要するに濃厚接触者云々、いろいろ今課長が言われたように、さらさらと文言上では言いますけれども、実際に患者は動き回るんですからね、これは、はっきり言って。37度云々どうのこうの、要するに急性呼吸器症候群だよね、だから人間が息を吸っていたり吐いたりして呼吸している以上は、必ずこの菌を吐き出しているということですから、その辺は、私は問題だなというふうに思っているので、もう少し行政として住民に対して細かく、しかも、安価で簡単に受けられる検査、その体制というか、それが必要だというふうに思っています。どうでしょう、お考えをお示しください。

- 〇議長(船川京子君) 直江保険年金課長。
- **〇保険年金課長兼国保診療所事務長(直江弘樹君)** それでは、井原議員の御質疑にお答 えいたします。

まず、提出書類なんですけれども、本人が提出していただく、もしくは家族の方が提出 するという、主治医意見書も全部そろえて提出という形になります。

あと、先ほど井原議員が言っていた P C R 検査というのは、利根町の場合、診療所でや

っていますけれども、それ以外はまだ茨城県のホームページに載せてある医療機関のほう の一覧表がありますので、そちらで受けてもらうという形になります。

それと、この濃厚接触者の場合は、あくまで発熱があったとか、また2日以上一緒に接触したとか、そういうこともありますけれども、接触しても発熱がされないとかの場合もあります。そういった場合には、まず医者のほうに診察してもらうというやり方もあるんですけども、国のほうで示されてあるQ&Aでは、もし自宅待機していて診察はしていなかったけれどもといった場合には、主治医意見書が出せませんので、その場合は先ほど言った3種類、事業主の証明書とかそういうのがあって、こちらのほうで判断するという形になります。

説明は以上です。

- 〇議長(船川京子君) 井原議員。
- **〇8番(井原正光君)** 3回目となりますけれども、お聞きしたいと思います。

この条例とは別なんですけども、補正予算(第5号)の災害等臨時特例補助金の中で73万1,000円が補正されました。利根町でもその重症者が6名いたというようなことを課長のほうからお話がございました。かかられた人に、本当に心からお見舞いを申し上げたいというふうに思っております。

そこで、この令和3年3月31日までということになっているかと思いますが、コロナはずっと続いているんですよね。この延長については、どうなんですか、ここでもってぴたっと後はやらないということですか。新年度4月1日以降はこの傷病手当は出ないと、そういうことになりますか。その辺、お答えください。

- 〇議長(船川京子君) 直江保険年金課長。
- **〇保険年金課長兼国保診療所事務長(直江弘樹君)** それでは、井原議員の御質疑にお答 えいたします。

確かに令和3年3月ということであったんですけれども、つい最近、国のほうから通知がありまして、また再度延長するという形で通知が来ていますので、そのことは周知報告というのではないんですけれども、延長に関しては来ていますので、それで傷病手当はまた該当するという形になります……(「大変重要なことだ」と呼ぶ者あり)期日ですか……(「皆さんに周知して」と呼ぶ者あり)。

- ○議長(船川京子君) すみません,答弁終わりましたか。
- 〇保険年金課長兼国保診療所事務長(直江弘樹君) 期日のほうは、今資料がないので、 後で回答します。
- ○議長(船川京子君) 3回目の質疑に対する答弁は、課長のほうで今終わりましたか。
- 〇保険年金課長兼国保診療所事務長(直江弘樹君) 終わりました。
- ○議長(船川京子君) はい,着座してください。 井原正光議員の質疑が終わりました。

質疑を打切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に, 原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打切ります。

採決システムを起動します。

議案第5号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

〇議長(船川京子君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第5号は原案どおり可決されました。

〇議長(船川京子君) 日程第5,議案第6号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番(井原正光君) それでは、議案第6号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

まず,第8期保険料基準月額が第7期と同額で引き上げされない。4,650円に落ち着いたということでございます。大変すばらしいなと。住民の方も恐らく、保険料が上がらないでよかったなということで安堵していることと思います。事務局の努力に感謝をしたいと思います。

さてそこで、今回はこの条例の改正、大分細かい租税措置法の関係がどっさりとなって、 一々調べてもなかなか難しい。そういうことで、今回のこの改正によって保険料の算定見 直しがどのように変わったのか、また、新たな特別控除が新設されましたけれども、一連 の手続について説明してください。

- ○議長(船川京子君) 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。 蜂谷福祉課長。
- **〇福祉課長(蜂谷忠義君)** それでは、井原議員の御質疑にお答えします。

第5条の普通徴収の特例の中で合計所得金額の見直しがされましたが、どのように変更されたのか、また、新たな特別控除の一連の手続はということですが、介護保険料の額の算定の基礎に用いる合計所得金額については、地方税法第292条第1項第13号に規定されており、年金や給与などの総合課税分と、土地建物等の譲渡所得や株式の譲渡所得などの

申告分離課税分等の所得の合計額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除を引く前の金額で算定されます。

今回の改正は、土地建物等の譲渡所得の特別控除が令和2年度税制改正において、低未利用土地の活用を促進するため、税法上の特別控除として、低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得について100万円の控除が新設されたことによる改正です。

今回の改正により、低未利用土地等の譲渡があった場合の特例措置の概要は、土地とその上物の取引額が500万円以下で都市計画区域内の低未利用土地等の要件を満たす取引となります。改正前は、譲渡価格から取得費や譲渡経費を引いた価格が譲渡所得としておりましたが、改正後につきましては、改正前の譲渡所得からさらに100万円控除されることになりました。今回の改正により、合計所得金額が今までよりも低い額に算定されます。

なお、この低未利用土地等の利活用促進に向けた長期譲渡所得控除特例措置の手続につきましては、都市整備課に低未利用土地等確認申請を行い、低未利用土地等確認書の交付を受けた後、確定申告をする必要があります。

以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 井原議員。
- **○8番**(井原正光君) ありがとうございました。説明は聞いても、なかなか一概にぱっと理解はできませんけれども、最後のほうの確定申告云々の言葉がございましたけれども、令和4年12月31日までですかね、この書類の提出があったときにのみ、この100万円の控除が適用されるというようなことかと思うんですね。

それで、先ほど空家等についてちょっと触れておきましたけれども、これから利根町でも、土地利用によっては、この措置法による該当者というのは出てくるおそれがあるんですね。どうでしょう、都市整備課長、何か御存じでしたら、振って悪いんだけれども、何かこの辺ちょっとこう説明できませんか。もう少し砕いて説明いただければ大変ありがたいですね。

議長、大変大事なことなんだよ。先に進めてくださいよ。住民がみんな知りたいことなんですから。あなたがみんな止めちゃうと、ここで……。

- ○議長(船川京子君) 井原議員,勝手な発言は控えてください。 大越税務課長。
- 〇税務課長(大越克典君) それでは井原議員の質疑にお答えしたいと思います。

低未利用土地とはどういったものかということでございますが、昨年5月の臨時議会に、 実はこれ地方税法の改正がございまして新たに加わったものでございますが、3月31日に 専決をさせていただきまして、5月の議会で報告はさせていただいたんですが、具体的に 言いますと、この税法上では、空き地や空き家、空き店舗、耕作放棄地などが該当すると いうことでなっております。

以上でございます。

〇議長(船川京子君) 井原正光議員の質疑が終わりました。

質疑を打切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打切ります。

採決システムを起動します。

議案第6号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

〇議長(船川京子君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第6号は原案どおり可決されました。

〇議長(船川京子君) 日程第6,議案第7号 利根町在宅母子福祉手当支給に関する条例を廃止する条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番(井原正光君) それでは、議案第7号 利根町在宅母子福祉手当支給に関する条例を廃止する条例について何点か伺います。

説明資料を頂きまして、法律等の改正内容等について御説明がございました。それで思ったことは、令和3年2月28日、もう過ぎておりますけれども、まだ過ぎたばっかりですね、その中で、ひとり親世帯の臨時特例交付金、これが、何ですかね、全て終わったのかどうなのか、そういう漏れがないのかどうなのかということが一つと、それから児童扶養手当、これ3月分が今支給されていると思いますけれども、これが実際は5月払いなんですね。5月末までに払うということなるかと思うんですね。

そういうことで,この条例を今ここで廃止しちゃって大丈夫なのか懸念しているので, その辺ちょっとお答えください。

- ○議長(船川京子君) 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。 花嶋子育て支援課長。
- **〇子育て支援課長(花嶋みゆき君)** それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。 まず、ひとり親世帯臨時特別給付金につきましては、国の事業として町が申請窓口となり、県から給付金を支給しております。対象者に関しましては、町で確認できる方には全て通知してあり、該当者には県から給付金の支給が済んでおります。

申請期限につきましては、厚生労働省及び茨城県、町におきましても広報やホームページ等で今年2月の末日が日曜日に当たることから、令和3年2月26日金曜日までが申請期限と周知をしており、年度内に支給するとされておりますが、国や県から柔軟な対応をするようにと指示がされておりますので、もし町で把握していない方で遅れて3月になってから申請する方につきましても、給付金の支給が年度内に完了することが確実である限りにおいては、申請窓口となっている町におきましても、至急県へ連絡するなどして柔軟に対応いたします。

次に、児童扶養手当の令和3年3月分の支払いは5月となるが、廃止して差し支えないのかとのことですが、児童扶養手当の支給対象者の拡大が段階的に図られたことにより、 在宅母子福祉手当の支給対象となる方が減りまして、今現在、在宅母子福祉手当を支給している方はいらっしゃらないため廃止しても差し支えはございません。

また、児童扶養手当の支給月に関しましても、以前は4か月に1回と年に3回払いでしたが、独り親の利便性の向上や家計管理の支援の促進、家計の安定と自立の促進を図るためとして児童扶養手当法の一部が改正されまして、令和元年11月分からは、年6回払いに見直されまして2か月に1回の支払いとなりましたので、支給日を長く待つことがなくなりまして、受給者にとっても支出の安定が図られていると思われます。

以上でございます。

○議長(船川京子君) 井原正光議員の質疑が終わりました。

質疑を打切ります。

討論を行います。

まず, 原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打切ります。

採決システムを起動します。

議案第7号 利根町在宅母子福祉手当支給に関する条例を廃止する条例を採決します。 原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

〇議長(船川京子君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第7号は原案どおり可決されました。

○議長(船川京子君) 日程第7,議案第14号 利根町教育委員会教育長の任命について を議題とします。

ここで海老澤教育長には退席願います。

[教育長海老澤 勤君退場]

○議長(船川京子君) 質疑通告はありませんので、討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に, 原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打切ります。

海老澤教育長。

採決システムを起動します。

議案第14号 利根町教育委員会教育長の任命についてを採決します。 原案に同意することについて、お手元のボタンにより投票してください。 それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

〇議長(船川京子君) 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第14号は原案について同意されました。 教育長の入場を求めます。

〔教育長海老澤 勤君入場〕

○議長(船川京子君) 海老澤教育長が入場しました。 教育長より発言を求められておりますので、これを許します。

〇教育長(海老澤 勤君) 議員の皆様には、教育長再任の御承認をいただき、ありがと うございました。

昨年来,新型コロナウイルスの感染の心配,いじめ,不登校,重大事態の取りまとめ,また,教員の事故の問題等大変御心配をおかけしております。現在も,新型コロナ感染症は終息を見ておりません。また,最近では変異株の感染拡大も大変心配されるところです。いよいよ新年度にはGIGAスクール,1人1台タブレットも本格的スタートとなります。議員の皆様が取上げていただきました教員の働き方改革も待ったなしでございます。何より,令和5年4月の統合小学校開校に向けて,あと2年でございます。一歩一歩具体的な課題を解決し,開校に向けて前進させていきたいと思います。

議員の皆様には、なお一層の御指導と御協力をお願い申し上げ、挨拶に代えさせていた だきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(船川京子君) 挨拶が終わりました。

〇議長(船川京子君) 日程第8,議案第15号 利根緑地公園ゴルフ練習場の指定管理者 の指定についてを議題とします。

質疑通告議員は2名です。

通告順に質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番(井原正光君) それでは、議案第15号 利根町緑地公園ゴルフ練習場の指定管理

者の指定について伺います。

商工会が、今回管理から降りたというようなことで、新たに3件の応募があったということで説明がございました。それで、一般財団法人利根町シルバー人材センターが今回、管理しますよということなんですけれども、3件応募があったということなんですが、ではあと2件は一体どういう方なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

- ○議長(船川京子君) 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。 飯田都市整備課長。
- 〇都市整備課長(飯田喜紀君) 井原議員の質疑にお答えいたします。

まず、1社目は、茨城県土浦市霞ケ岡町5の10、株式会社ケーアートファクトリー、2 社目が、埼玉県越谷市中島2丁目97の1、一般社団法人地域活性化協会でございます。 以上です。

- ○議長(船川京子君) 井原正光議員の質疑が終わりました。 5番石井公一郎議員。
- ○5番(石井公一郎君) 議案第15号 利根町緑地公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定 について質疑いたします。

選定委員会を開催して点数の高い利根町シルバー人材センターを選定したというようなことなんですけれども、今、3件は井原議員の質疑で分かったんですが、3件はどのような点数であったか、お答えください。

- ○議長(船川京子君) 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。 飯田都市整備課長。
- 〇都市整備課長(飯田喜紀君) 石井議員の御質疑にお答えいたします。

先ほど井原議員に説明しました3社,一般社団法人利根町シルバー人材センター,株式会社ケーアートファクトリー,一般社団法人地域活性化協会の3社から申請書が提出され,申請書を選定基準に基づいて点数をつけました。

選定委員会のメンバーが6人いるわけなんですが、まず、指定管理者選定委員会のメンバーとしまして、総務課長、財政課長、福祉課長、経済課長、都市整備課長、生涯学習課長の6名がメンバーになっておりまして、申請書の書類を全員が見まして、選定項目、15項目の選定項目があるわけなんですが、そちらを基準に選定しまして、無記名でやっていますので、点数的には誰がどうのこうのと言うことはできないんですが、合計定数で、まずシルバー人材センターが525点、これは5名の合計点数になります。ケーアートファクトリーが329点、地域活性化協会が409点、で、シルバー人材センターの点数が一番高かったのでシルバー人材センターになりました。

以上です。

○議長(船川京子君) 石井公一郎議員の質疑が終わりました。 質疑を打切ります。 討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に, 原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打切ります。

採決システムを起動します。

議案第15号 利根緑地公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定についてを採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

〇議長(船川京子君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第15号は原案どおり可決されました。

〇議長(船川京子君) 日程第9,議案第16号 龍ケ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてを議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

まず,原案に反対する議員の発言を許します。

次に, 原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打切ります。

採決システムを起動します。

議案第16号 龍ケ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の 変更についてを採決します。

ただいまの出席議員は11名です。先ほど10番若泉昌寿議員から、所用により退席すると の届出がありました。

定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

〇議長(船川京子君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第16号は原案どおり可決されました。 暫時休憩とします。再開を2時40分とします。

午後2時25分休憩

午後2時40分開議

○議長(船川京子君) 休憩前に引き続き,会議を再開いたします。

〇議長(船川京子君) 日程第10,議案第17号 令和3年度利根町一般会計予算から,日程第16,議案第23号 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計予算までの7件を一括議題とします。

この件については、3月2日の本会議において予算審査特別委員会に付託しておりますので、審査の経過及び結果について委員長報告を求めます。

新井邦弘予算審查特別委員会委員長。

[予算審查特別委員長新井邦弘君登壇]

○予算審査特別委員長(新井邦弘君) それでは、本委員会に付託された議案について一括して報告いたします。

本委員会は、令和3年3月2日、本会議において設置され、議案第17号 令和3年度利根町一般会計予算から、議案第23号 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計予算までの7議案について付託されたものであります。

予算審査特別委員会は、土日を除く3月10日から3月15日までの4日間、委員11名出席のもと開催し、町長、教育長をはじめ、各課長及び担当職員の出席を求め、慎重なる審査を行いました。

令和3年度利根町一般会計予算の総額は57億1,436万6,000円であります。

次に、令和3年度利根町国民健康保険特別会計予算は、事業勘定が20億9,058万8,000円、 診療所の施設勘定が1億3,286万2,000円。

次に,令和3年度利根町公共下水道事業特別会計予算の総額は2億9,430万9,000円。

次に、令和3年度利根町営霊園事業特別会計予算の総額は716万5,000円。

次に、令和3年度利根町介護保険特別会計予算の総額は14億8,352万6,000円。

次に、令和3年度利根町介護サービス事業特別会計予算の総額は1,274万2,000円。

最後に、令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計予算の総額は5億3,864万2,000円です。

一般会計と特別会計を合わせた総額は102億7,420万円で,前年度より4億1,095万円の減額となっております。今後も行政改革を進め,歳出抑制に努めていただきたいと思います。

以上、今定例会で付託された議案は全て原案どおり可決しております。

ただし、議案第17号 令和3年度利根町一般会計予算においては、峯山委員から前年同様に防災事業や公共交通、教育等の充実に力を入れていない予算である旨の反対討論がありました。

表決の結果, 賛成8, 反対1であります。

それ以外の議案については全会一致でございます。なお、審査の詳細につきましては、 全議員が委員会に出席しているため割愛させていただきます。

以上、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長(船川京子君) 報告が終わりました。

議長を除く全議員が委員のため、委員長報告に対する質疑は省略いたします。 これから、議案第17号 令和3年度利根町一般会計予算について討論を行います。 まず、原案に反対する議員の発言を許します。

8番井原正光議員。

[8番井原正光君登壇]

〇8番(井原正光君) 井原正光でございます。議案第17号 令和3年度利根町一般会計 予算について反対討論をいたします。

さきに予算特別委員会で賛成をしたわけでありますけれども、これまでの議案の審議の 過程、あるいは採決の過程で、特に議案第3号の議案の利根町立学校設置条例が採決され ました。これは、それによってその統合の予算がここに計上されておりますので、改めて 反対をしたいと思います。

令和3年度利根町一般会計予算は、国の教育改革の方向に逆行している予算だというふうに私は思っております。今、国は、ポストコロナを見据えた新しい様式を踏まえた少人数による指導体制の環境整備を進めております。その中にあって、利根町は昭和31年頃出された統合の方策、統合の手引をもとに小学校の統合を進めております。また、統合に当たっての調査についても、教育的視点から検討を進めて今に至っております。国のほうでも言っておりますように、あらゆる角度からの調査検討が必要だとされております。しかしそれを怠っている。

まず、我々議会が問題とするのは、やはり町の財政問題であります。その比較検討する 資料が、いまだに提出されておらない。時間がないからとか、あるいはいろいろな理由が あるでしょうけれども、何と言いますか、言葉は悪いんですけれども、悪徳商法と同じで、 早くやれ、早くやれ、やっちゃえ、やっちゃえというようなことで進めているように思え てならない。そして、この新年度予算の中に統合に要する経費が、相当多額に計上されて おります。このような予算は、少人数学級の拡充を目指す文部科学省の考えに逆行するも のであります。

少人数学級は、落ちこぼれ、けんか、いじめ、あるいは不登校、また自立心の向上、さらに責任感などの体験ができるわけであります。また、先生方にとりましても、一人一人の子供たちとの関係を築く上で、また、学校の先生方の長時間労働の解消など、いろいろな利点があります。そういったことを踏まえまして、今回のこの利根町で、なぜひたすら公立小学校中学校等の適正規模・適正配置等のこの手引だけを重んじて進めているのか、どうも私には理解できない。ここでこの統合予算……私は「統合予算」と呼びますけれども、この新年度の予算に私は反対するものであります。

〇議長(船川京子君) 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

2番山﨑誠一郎議員。

○2番(山崎誠一郎君) 2番山﨑誠一郎でございます。賛成討論をいたします。

まず、先ほどの7対4という形で統合について可決されました。それを踏まえて、また 反対討論をするとは思わなかったんですが、反対討論が出てきたと。前回の、先ほど新井 委員長のほうから報告がありましたように、そのときは峯山議員お一人の、たしか防災に 関しての金額が少ないと、そういったことに対して準備しておりましたが、まさかそのと き賛成に回った井原議員のほうから、今回反対が出るとは私も想像もつかなかった次第で ございます。

学校教育に関しましては、先ほど来ずっと討論がなされてきたと思います。この予算がもし否決された場合ということを考えますと、恐ろしい想像を私はしております。今、日本のみならず世界ではコロナ対策に対して一生懸命取り組んでおります。国も、実際に取り組んでおります。県も取り組んでおります。町も狩谷課長のところで中心となって一生懸命取り組んでおりますが、もし否決された場合には、ワクチンの接種に対する対策が遅れることは間違いないと私は理解しております。

予算というのは、まさに町の行政の運営上、一番重要なことであると私も思っております。しかしながら、もっと大事なことは命であります。それを踏まえますと、ここで先ほど可決したものに対して反対だから、また反対だと。それでは議会の民主主義が狂ってくると、おかしくなってしまうと私は理解しております。そういったことも含めまして、予算、大事です。大事でありますが、それに反対する、先ほど可決した者が反対する。また、委員会において賛成した者がこの本会議の場において反対に回る。私は理解しないし、それが町民の皆さんに対しての伝える真実なのかと、そういったことも含めまして、私は今回のこの来年度の一般会計予算、早くワクチンを接種して安全な道に近づけたいと、そういう思いを込めまして賛成といたします。

○議長(船川京子君) 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

1番峯山典明議員。

○1番(峯山典明君) 1番峯山典明でございます。議案第17号 令和3年度利根町一般 会計予算に対して反対の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、歳入に目を向けると、町税は前年度と比較して1億6,412万9,000円の減です。新型コロナウイルスの影響があり、減り幅が大きくなっています。よって、事業実施に当たっては取捨選択が重要になります。

昨年も申し上げましたが、防災費に大幅な増額が見られませんでした。昨今では、誰も 予測できない大きな自然災害が増えています。利根町においても、設備等を踏まえ、避難 所の見直しが必要ではないでしょうか。

公共交通に関しても改善が求められています。令和元年度に転出された数は894件でした。転入数は775件でしたので、転入数よりも転出数が119件多いことになります。首都圏で働く人たちにリモートワークを勧め移住を促したとしても、車を持っていない人たちに

とって、公共交通機関の利便性は無視できない大きな問題です。転入数よりも転出数が多い状況を好転させるためにも改善をお願いしたいです。

教育関係では、特別支援教育支援員が19名から13名に減りました。教育に力を入れるのであれば、より質を高めるためにも減らしていただきたくありません。陸上競技会と音楽を楽しむ会がなくなりました。記録を超える自分の限界に挑戦する陸上競技会とみんなで一つのことに打ち込む共同作業である音楽を楽しむ会がなくなったことは、残念でなりません。なくすことが子供たちにとって最善なのでしょうか。

新規事業として子供スポーツ教室が加わりました。種目は少年野球を予定しているとのことです。野球が得意、大好きだという子供ばかりではありません。公共事業ですから、種目を増やすなど、全ての子供たちが平等に関われる事業にしていただきたいです。

シティプロモーション事業では、都営浅草線への広告費が増額されました。転入者が都営浅草線の広告を見て移住を決めているならば効果があったと言えます。しかし現時点では、企画課と住民課が連携してアンケートを取るなどの調査は行っておりません。効果があったかどうかの検証ができていないということになります。出版社、新聞社に勤めていた方々の話によると、広告を打ち出す場合は、調査と結果はセットになるとおっしゃっています。効果の有無を調査していないものを増額することには反対です。

そして、移住定住 P R 等が制作業務委託に220万円。2020年 1 月に内閣官房が行った地方移住アンケートによると、地方移住の意向があると答えた方を対象に、地方移住を考えたきっかけについて質問したアンケートでは、「将来のライフプランを考えた」が 1 位で全体の 3 割です。 2 位は「現在の生活や仕事に疲れを感じたこと」で全体の 2 割、地方移住を考えた人のうち 5 割が生活を理由にしています。

また、移住マップというサイトが行った調査では、移住する理由ランキングの1位から3位が「仕事と学校」、4位と5位が「住環境」で、6位に「公共交通機関が発達している」を理由に挙げています。移住定住を考える理由に挙がっていないものに、220万円に見合うだけの効果があるのでしょうか。

また,数年続けて効果が出ていない事業も継続しています。効果がないものは廃止して いただきたいです。

利根親水公園には駐車場を拡大する計画があります。しかし、駐車場のことを考える前にやるべきは木道の補修です。親水公園の木道は劣化していて、危ないところが1か所ではありません。令和3年度に少し補修し、来年度以降継続して補修していくとのことですが、誰かが落ちて大けがする前に、危ないところは全て直していただきたいです。駐車場を拡大しなければいけないほどの来場者を見込んでいるのですから、なおさら古代ハスが咲く前に補修するべきで、駐車場の拡大と木道の補修はセットでお願いしたいです。

新規事業などで一定評価する事業があったとしても,新型コロナウイルスの影響で町税 が減っている今,急を要さない事業や効果が現れないものへの予算投入は認められません。 アンケート結果に基づき,本当に町の皆さんが望んでいるものに予算を組んでいただきたいです。

以上のことから、議案第17号に反対いたします。以上です。

- ○議長(船川京子君) 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。 9番五十嵐辰雄議員。
- ○9番(五十嵐辰雄君) 私は、賛成の立場で討論をいたします。

令和3年度利根町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ54億1,436万6,000円で、前年度対比5.3%の減となり、その中で自主財源である町税の減少が13%です。本当に厳しい予算編成と思います。

コロナ禍の生活スタイルの変化を受け、密を避けて近郊へと、東京都からの転出の動きが顕著になりました。このような東京一極集中の変化の機会を捉え、定住促進事業を推進するために新築マイホームを助成金、空き家活用促進奨励金等を計上しました。利根町への移住の受入体制をPRするため動画を作成し、宣伝に努力をしています。移住・定住の政策を否定するものではありません。

「広報とね」3月号に利根町の行政組織が掲載になっています。時代の変化に適応した 組織に再編し、まち未来創造課、防災危機管理課の設置、住民課に「おくやみ窓口」の新 設など、御遺族の方が来庁して、行政組織が1か所でできるというワンストップの体制が できました。このような行政組織の機構改革は、少子化、高齢化、自然災害の多発化等、 住民の行政需要の増大に的確に寄与します。

次に、農業は本町の基幹産業で、利根西部地区基盤整備事業、利根南部地区基盤整備事業への継続投資は生産性の向上と担い手の育成を図ります。

社会資本整備の分野においては、町道112号線の拡幅事業、立木寺内地区の狭隘道路の整備が進めば緊急車両が通行可能となり、地区住民の長い間の悲願が達成されます。

利根町のまちなか商店街の活性化の核となるインキュベーション事業の導入に期待します。

厳しい財政事情の中, 町民と行政が一体となり, 町民からの要望を厳選し, 俯瞰的に捉え, 効率的な予算編成を行ったと思います。

以上により賛成の討論といたします。

〇議長(船川京子君) 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

4番大越勇一議員。

○4番(大越勇一君) 4番大越勇一です。議案第17号 令和3年度利根町一般会計予算 について賛成討論をいたします。

利根町は新型コロナウイルス感染症や少子高齢化,人口減少の急速な進展など,社会経済情勢が大きく変化する中で,自主財源の根幹をなす町税が減少しております。一方で,

高齢化の進展により社会保障経費が増加するという構造的な収支不均等が顕在化する中, 今後も厳しい財政状況が続くものと思われます。

こうしたことから、限られた財源と人員を有効に活用しなければなりません。理想論も ありますが、修正案も提出されず議案に反対する議員は、本当に利根町の将来を考えてい るのでしょうか。

一般会計予算が否決されれば、4月以降の事業はストップします。行政と議会が一丸となって質の高い行政サービスを提供し、町民満足度の向上を図り、社会構造の変化に対応した効果的な施策を推進して、住みやすい、そして安心で安全なまちづくりをすべきだと思います。

以上のことから、議案第17号 令和3年度利根町一般会計予算に賛成いたします。

○議長(船川京子君) 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に,原案に賛成する議員の発言を許します。

6番石山肖子議員。

○6番(石山肖子君) 6番石山肖子でございます。私は、一般会計の賛成の立場から討論いたします。

先ほどの小中学校適正配置に関しての小学校の統合について、私は賛成いたしました。 なぜかと申しますと、手続を正しくたどりまして、そして、私ども議会にも説明がありま した。途中で意見も申し述べさせていただきました上での、今回の条例の上程でありまし た。

これからは、教育についてのソフト面、内容についていろいろと模索をしていっていかれると思います。その中で私は、地域との融合ですね、学校と地域が一緒になって学校を運営していく。専門用語では「コミュニティスクール」と申しますが、そちらについても一般質問などで俎上に上げさせていただきまして、議論をさせていただいております。こちらの教育の内容について、私どもは議論をしていかなければなりません。そのような状況だと思います。

ですので、学校統合についての一般会計の中でのその推進の内容を理由として、それに 反対という理由で、この一般会計に反対する理由にはならないと私は思っております。

以上の理由で、賛成の討論といたします。

〇議長(船川京子君) 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打切ります。

採決システムを起動します。

議案第17号 令和3年度利根町一般会計予算を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

〇議長(船川京子君) 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第17号は原案どおり可決されました。

次に……(発言する者あり)すみません、勝手な発言は控えていただけますか。

次に、議案第18号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

まず, 原案に反対する議員の発言を許します。

次に,原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打切ります。

採決システムを起動します。

議案第18号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計予算を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長(船川京子君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第18号は原案どおり可決されました。

次に、議案第19号 令和3年度利根町公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に,原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打切ります。

採決システムを起動します。

議案第19号 令和3年度利根町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長(船川京子君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第19号は原案どおり可決されました。

次に、議案第20号 令和3年度利根町営霊園事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に, 原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打切ります。

採決システムを起動します。

議案第20号 令和3年度利根町営霊園事業特別会計予算を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長(船川京子君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第20号は原案どおり可決されました。

次に、議案第21号 令和3年度利根町介護保険特別会計予算について討論を行います。

まず, 原案に反対する議員の発言を許します。

次に,原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打切ります。

採決システムを起動します。

議案第21号 令和3年度利根町介護保険特別会計予算を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

〇議長(船川京子君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第21号は原案どおり可決されました。

次に、議案第22号 令和3年度利根町介護サービス事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に, 原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打切ります。

採決システムを起動します。

議案第22号 令和3年度利根町介護サービス事業特別会計予算を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

〇議長(船川京子君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第22号は原案どおり可決されました。

次に,議案第23号 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

まず,原案に反対する議員の発言を許します。

次に, 原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打切ります。

採決システムを起動します。

議案第23号 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

〇議長(船川京子君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第23号は原案どおり可決されました。

○議長(船川京子君) 日程第17,議案第24号 令和2年度利根町一般会計補正予算(第14号)を議題とします。

質疑通告議員は2名です。

通告順に質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番(井原正光君) それでは、議案第24号 令和2年度利根町一般会計補正予算(第14号)について質疑をいたします。

通告してありますように、3点ほど、一つは議会タブレット導入事業の入札について、もう一つは利根町議会、この会議場の音響・映像設備等の更新事業の減額理由について、それから、13ページの新型コロナウイルス感染症対策事業者の支援事業についての、利根町飲食店等経営支援助成金の対象者、対象件数等について、この3点についてお聞きしたいと思います。

まず、議会タブレット導入事業についてでございます。これは、利根町にICT情報通信技術を勉強するんだというようなことで特別委員会が設けられておりますね。委員長に山﨑議員、それから副委員長に大越議員、以下、石山議員、五十嵐議員、若泉議員、新井議員、それからなぜか議長もここに入っておりますね。特別委員会は普通は議長は入らないのが普通なんですけれども、なぜ入ったのか、それは今日は聞くことはよしにいたしましても、普通は特別委員会には議長は入らない。特別委員会というのは、特別委員会の調査報告を議長が受けるという方ですからね、それはちょっとこっちへ置いときまして……(「そんな法律ないでしょう」と呼ぶ者あり)法律でなくて、そういうことになっているんですね、よく勉強してください。

- ○議長(船川京子君) 山﨑議員に申し上げます。私語は慎んでください。
- **〇8番(井原正光君)** いちいち注意されるようでは恥ずかしいでしょう,少し勉強なさってください。

そういうことで、今回お聞きするのは、この特別委員会をされている委員長さん、これはNTTの元社員だというふうにお聞きしています。それで、この特別委員会の調査目的は、タブレット化の導入に向けた調査検討すると。もちろん議会のライブ中継を含めた中で、この2点を目的として調査研究するということになっています。

それで今回、このNTTドコモのアイフォンタブレットが私のところにあるんですが、 活用をしております。そういったことを、どうも委員長が入っている、あるいはまたNT Tの元社員が入っているということで、このタブレット導入の事業入札について何らかの、 今、新聞紙上で騒がれているように、そういう疑惑、忖度等があったんじゃないかと、誰 もが見るんですね。見ます。

私もちょっと、まさかそういうことはないよな、一生懸命やってくれているなと思うんですけれども、議会事務局、そういうことについてお答えください。

それからもう一つは、この議場の場のこの音響・映像設備等更新事業、あまりにもすご い減額なんだよね。何かもう1回改造してもあり余るぐらいな減額をされている。なぜこ のように減額されたのかなというふうに不思議に思って、その辺のことについてお聞きし たいと思います。

それから、新型コロナウイルスの感染症対策事業者支援事業、今回、13ページなんですけれども、利根町小規模事業者緊急経営支援事業助成のほうから、そっくりと利根町飲食店等経営支援助成金のほうに移された。これはいろいろな予算の使い道でこうなったんでしょうけれども、飲食店のほうの経営等の件数ですね。これについて、またできれば上の小規模等のほうの事業がなぜ余ったのか、その辺まで説明していただければ大変ありがたいです。

- ○議長(船川京子君) 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。 赤尾津議会事務局長。
- ○議会事務局長(赤尾津政男君) それではお答えいたします。

議会タブレット端末の入札についてとのことですが、備品購入の場合、金額が80万円を超えるときは指名競争入札となります。業者を指名するに当たっては、指名参加願が提出され、入札参加者名簿へ登録されていることが要件となります。

今回導入したタブレット端末は、セルラーモデル、Wi-Fi接続に加え携帯電話回線を利用できるものでした。このタブレットを取り扱う業者で、入札参加者名簿へ登録している業者が1社、株式会社NTTドコモ茨城支店のみであったため、1社随契となりました。

次に、議会議場設備更新事業1,140万3,000円の減額について御説明いたします。

設計額は2,349万6,000円です。これは、工事業者3社から見積りをいただき、その平均で設計額を決定いたしております。

入札については5社を指名しておりましたが、2社から工期までに施工できないなどの理由により辞退届が提出され、結果的に3社で競争入札となりました。それぞれの入札金額を申し上げます。税抜き価格でございますが、1社目が株式会社協和エクシオ1,128万1,000円、2社目が栗山電気株式会社1,650万円、3社目が富士通Japan株式会社1,098万円で富士通Japan株式会社が落札しております。

入札に際しては,工事の内容等を指示した仕様書を作成します。仕様書の中には,工事の概要のほか,納入機材の種類,数量,性能等が記載してあります。完了検査の際に,全

て満たしていることを確認しております。適正な工事がされております。企業の努力により、見積りより大幅な減額での入札をしていただきましたので、減額補正するものでございます。

説明は以上です。

- 〇議長(船川京子君) 近藤経済課長。
- **〇経済課長兼農業委員会事務局長(近藤一夫君)** それでは、井原議員の質疑にお答えします。

利根町飲食店等経営支援助成金の対象件数につきましては、町が前回行いました飲食店 及び飲食料品小売業を対象に実施した利根町小規模事業者緊急経営支援助成金の申請実績 及び現在までに町が把握しております県の協力金対象者の情報をもとに見込んでいる対象 件数は24件を見込んでおります。

それと、先ほどの利根町小規模事業者緊急経営支援助成金の、なぜこれほど余ったのかということですが、当初、平成28年の経済センサスの情報を元に60件の件数を見込んでおりましたが、申請が38件しかございませんでしたので、その残額を動かしたような形になっております。

以上です。

- 〇議長(船川京子君) 井原議員。
- **○8番**(井原正光君) 今,事務局から説明がございまして,大体分かりました。なるだけで国から来たお金ということで,何でもかんでも使わなきゃならないというようなこともあろうかと思いますけれども,やはりこういう入札等については慎重にしていただきたいと思います。

それでもう一つ、1点だけ、この大変高価なもの、最新型のものを預かったわけなんですが、この対応、私これ預かりました。ただ使っていいよということで口頭で預かっちゃったんですが、その大もととなる貸与条例等についてはどうなんでしょうね。これ、財産なんですから、総務課ですか、財産管理、この辺の対応についてもしっかりしておいてもらわないと困るので、その辺ちょっとお聞きしたいです。

- 〇議長(船川京子君) 赤尾津議会事務局長。
- ○議会事務局長(赤尾津政男君) 今回、タブレットをお渡しする際に利用規程というものをお渡ししているはずです。受領書もたしか全員の方からいただいているというふうに記憶しておりますので、多分井原議員も受領書は出していると思います。

利用規程も,一応こういうふうに使ってくださいよみたいな注意事項を記載したものを お渡ししているはずです。

- 〇議長(船川京子君) 井原議員。
- **〇8番(井原正光君)** 利用規程, ただ薄っぺらなものを頂いたんですけれども, 利根町全体の行政としての貸与規程のもとに議会もこうしなさいよってこと。大もとは町の執行

部ですから、そうでしょう、別にタブレットだけの貸与だけではない。ほかの備品についてもいろいろとそういうことが起こり得る、はっきり言って、ですから、貸与条例をしっかりと決めて、それでそれを引用して議会もタブレットを借りるということになろうかと思うんですよ。そういう点で、大もとの……どこですか、財政……その辺でちょっとしっかりしてもらいたいなと、どういう考えを持っているのか。全体的に今度まとめて、そういう規則を改めて規則なり条例なりをつくってもらいたいなと思うんですけども、いかがでしょうか、お考えを示してください。

- 〇議長(船川京子君) 飯塚総務課長。
- ○総務課長(飯塚良一君) 貸与に関しましては、特別条例である必要はないかなという ふうに思っております。規程レベルで十分であるというふうに思っています。

ただ、町のほうで仕切ってということなんですが、町のほうとしても職員に対して貸与 しているものが、昔はあったんですが、今現在はないと思うんですよね。今、現状として は、各課でその規程等を設けて貸与しているというところでございます。

- 〇議長(船川京子君) 井原正光議員の質疑が終わり…… (「議長,発言を求めます」と呼ぶ者あり) 2番山﨑誠一郎議員。
- **〇2番**(山崎誠一郎君) 今の井原議員の質問なんですが、私に対して、さも犯罪者のように、私を名指しして元NTTやら……私はNTTドコモなんですが、質問を受けました。今、局長の説明にあった、私も知らなかったんですが、NTT、1社だけだったと、それで入札が成立したという思いで確認しましたが、私は、その前に私を犯罪者のように扱った井原議員の謝罪を求めます。もし謝罪をできないんであれば、私は個人的に訴訟問題にやります。

なぜこの公の場で、私が委員長になったときに、全員に入りませんかという話があったと思います。何だか知らないけれども、いつもの4人が入らなかったと。で、私は、私のつながりでいろいろな5Gの研修やら勉強会やら、阿見町の役場やら取手市役所やら、いろいろバスの手配とかして、ICT化特別委員長として活動してきたつもりでおります。それを、何も知らなかった人間が、活動もしてこなかった人間が、さも私を犯罪者だと、そういう扱いにやったことに対して、絶対に許すわけにいかないという思いで、今、発言を求めました。謝罪できないんであれば、訴訟します。

以上です。

○議長(船川京子君) 暫時休憩とします。

午後3時34分休憩

午後3時53分開議

○議長(船川京子君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 山﨑誠一郎議員の発言が終わりました。 次に, 5番石井公一郎議員。

〇5番(石井公一郎君) 議案第24号 令和2年度利根町一般会計補正予算(第14号)に ついて質疑いたします。

10ページの款3民生費,節12の委託料で高齢者等買い物弱者移動販売事業の96万円の減額,減額の理由について説明してください。

11ページの款3民生費,節18の負・補・交で150万円の減,これは利根町新生児特別定額給付金支給事業,これも減額,なぜ150万円の減額が生じたか。

それに14ページの小学校費,15ページの中学校費の中で備品購入費,小学校費で308万円の減,中学校費で135万3,000円の減,これはGIGAスクールICTの減額だということなんですけれども,その辺詳しく説明してください。

- ○議長(船川京子君) 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。
 蜂谷福祉課長。
- ○福祉課長(蜂谷忠義君) それでは、石井議員の御質疑にお答えします。

高齢者等買い物弱者移動販売事業の減額の理由はということですが、10ページをお願いします。この高齢者等買い物弱者移動販売事業業務委託の予算額につきましては、車両の購入費及び維持管理費、販売員の人件費や事業の啓発費用等を、JA水郷つくばと協議の上、計上したものです。

予算の内訳は、町からの委託料として、車両購入で823万2,000円、販売員賃金149万5,000円、その他啓発用物品、燃料費、車両保険料、運行許可申請手数料など合わせて1,149万円を計上いたしました。

それで、この事業の今年度の委託料の見込みが1,053万円となることから、96万円の減額をするものです。

今回の減額の内容ですが、委託先のJA水郷つくばにおいては、当初は常時2人の販売員を雇用する予定で販売員賃金約150万円の支出を見込んでいましたが、実際は常時2人を雇用することができないため、常勤の職員が販売に携わったことにより、50万円の不用額が生じております。

そのほかにも、啓発物品、運行許可申請手数料や車両保険料等で37万円の不用額が生じたことによるものです。なお、このことにより、委託料の消費税として9万円の不用額も生じております。

説明は以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 花嶋子育て支援課長。
- **〇子育て支援課長(花嶋みゆき君)** それでは、石井議員の御質疑にお答えいたします。 11ページをお開き願います。

款3民生費,項2児童福祉費,目1児童福祉総務費,利根町新生児特別定額給付金支給 事業の補助金150万円の減額についてですが、まず、この事業内容としましては、国の特 別定額給付金の支給対象基準日である令和2年4月27日の後に出生し、国の給付金の対象者と同学年となる新生児を対象に、1人当たり10万円を支給する町独自の事業です。

支給対象新生児の要件としましては、令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生し、出生日から給付金の支給申請時まで引き続き、利根町の住民基本台帳に記録されている者としており、50人分の予算を計上いたしました。

まだ事業は完了していないため、出生日も前後する可能性はありますが、母子健康手帳の交付状況を確認しまして、35人程度になると予測されるため、15人分の150万円を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

- 〇議長(船川京子君) 青木学校教育課長。
- **〇学校教育課長(青木正道君)** それでは石井議員の御質疑にお答えいたします。 15ページになります。

款9教育費,項2小学校費,目1学校管理費,GIGAスクールICT環境整備事業の備品購入費308万円の減額につきまして御説明させていただきます。

まず、タブレットパソコン135万6,000円の減額でございますが、GIGAスクールICT環境整備事業におきましては、児童生徒1人1台のタブレットパソコンと教師用のタブレットパソコンの購入を予定してございました。国庫補助金の対象となります児童生徒数の基準日が、令和5年……申し訳ございません。令和元年5月1日現在で946台のタブレットパソコンを購入してございます。現時点で令和3年4月1日の児童生徒の見込み数が849人で97台の予備があることから、教師用として購入を予定しておりましたタブレットパソコンの購入を取り止め、その分を減額したものでございます。

続きまして、電子黒板172万4,000円の減額でございますが、こちらにつきましては、各小学校に4台ずつ、合計12台を購入する事業でございます。こちらにつきましては、契約 差金ということで残額が生じてございます。

続きまして、項3中学校費、目1学校管理費のGIGAスクールICT環境整備事業、備品購入費135万3,000円の減額理由も、小学校と同様で、小中学生、児童生徒数の変更により、教師、先生方の分の購入を取り止めた差金ということで残額が出ております。以上です。

- 〇議長(船川京子君) 石井議員。
- ○5番(石井公一郎君) 民生費の買い物弱者の移動販売事業,今の説明ではJAで2人を予定したんだけれども,1人で,その足りない分を常勤のJAの職員がやったというようなことで,それで,今後そういう募集しても来なくて,この事業が十分に対応できたのかどうか。回数を減らしたとか,そういうことはなくて十分にこの買い物弱者に対応できたのかどうか,その辺お願いします。
- 〇議長(船川京子君) 蜂谷福祉課長。

- ○福祉課長(蜂谷忠義君) こちらの移動販売車の運行につきましては、販売員2人で回っているのですが、必ず2人で回るというようになっていまして、販売員が欠けたときは常勤の職員がついて、運行日数を減らしたり、それを理由に減らしたりしてという事実はございません。
- ○議長(船川京子君) 石井公一郎議員の質疑が終わりました。

質疑を打切ります。

討論を行います。

まず, 原案に反対する議員の発言を許します。

次に,原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打切ります。

採決システムを起動します。

議案第24号 令和2年度利根町一般会計補正予算(第14号)を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

〇議長(船川京子君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第24号は原案どおり可決されました。

○議長(船川京子君) 日程第18,委員会提出議案第1号 利根町議会委員会条例の一部 を改正する条例を議題とします。

質疑通告はありませんので討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に,原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打切ります。

採決システムを起動します。

委員会提出議案第1号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

〇議長(船川京子君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって,委員会提出議案第1号は原案どおり可決されました。

○議長(船川京子君) 日程第19, 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件を議題とします。

各委員長から,所管・所掌事務のうち,会議規則第75条の規定により,お手元に配付し

た所管・所掌事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出がありました。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(船川京子君) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長(船川京子君) ここで一部事務組合及び企業団に所属する議員から、各議会の報告について発言を求められておりますので、これを許します。

まず, 龍ケ崎地方塵芥処理組合議会報告について, 片山 啓議員。

[龍ケ崎地方塵芥処理組合議会議員片山 啓君登壇]

〇龍ケ崎地方塵芥処理組合議会議員(片山 啓君) それでは、龍ケ崎地方塵芥処理組合 議会の報告をさせていただきます。令和2年度分でございます。

まず,定例会が2回,臨時会が1回,計3回開かれております。その他の行事関係はコロナの関係で中止となっております。

それでは議会の報告をさせていただきます。

まず、令和2年度第1回定例会が令和2年2月26日に開会されました。

第1号議案は、龍ケ崎地方塵芥処理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例については、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、令和2年4月1日から新た に会計年度任用職員制度が創設されることから条例を制定するものです。

次に,第2号議案ですが,龍ケ崎地方塵芥処理組合くりーんプラザ・龍設置及び管理に 関する条例の一部を改正する条例については,受益者負担の観点から,陶芸工房利用に係 る料金体系の見直しを行い,条例の一部を改正するものです。

第3号議案は、令和元年度龍ケ崎地方塵芥処理組合一般会計補正予算(第2号)については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ495万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億3,687万5,000円とするものでありました。

議案第4号は、令和2年度龍ケ崎地方塵芥処理組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億7,303万8,000円と定めたもので、前年度と比較して13億29万円の増額となりました。ごみ処理施設整備工事及びリサイクル施設基幹的設備改良工事等の実施によるものであります。

最後に,第5号議案は,龍ケ崎地方塵芥処理組合監査委員の選任については,組合議員 選出の監査委員について,河内町選出議員の中から選任同意が得られました。

令和2年度第1回臨時会が令和2年5月25日に開会され、同日閉会となり、まず第1号議案は、令和2年度くり一んプラザ・龍ごみ処理施設整備工事については、令和2年4月9日に5億8,850万円でJFEエンジニアリングに落札されたもので、この契約について審議を行いました。

第2号議案は、龍ケ崎地方塵芥処理組合一般会計補正予算(第1号)については、既定

の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ937万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を それぞれ29億8,241万1,000円とするものでありました。

令和2年度第2回定例会は令和2年11月16日に開会されました。

まず,第1号議案は,令和元年度龍ケ崎地方塵芥処理組合一般会計歳入歳出決算については,歳入総額が16億9,540万1,186円,歳出総額が15億9,326万4,571円,歳入歳出差引額並びに実質収入額が1億213万6,615円となり,単年度収支額は5,895万9,769円のプラス,実質単年度収支額については,基金の取崩繰入れを行ったことが大きな要因となり1億5,524万7,359万円のマイナスとなるものでありました。

次に,第2号議案ですけれども,令和2年度龍ケ崎地方塵芥処理組合一般会計補正予算 (第2号)については,既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,300万円を減 額し,歳入歳出予算の総額を29億4,941万1,000円とするものでありました。

次に,第3号議案 令和3年度龍ケ崎地方塵芥処理組合関係市町の分賦金割合については,関係市町の分賦金について定めました。

以上,定例会2回,臨時会1回,それぞれの議案は全て可決されております。 報告を終わります。

- ○議長(船川京子君) 次に,龍ケ崎地方衛生組合議会報告について,峯山典明議員。
 「龍ケ崎地方衛生組合議会議員峯山典明君登壇」
- **〇龍ケ崎地方衛生組合議会議員(峯山典明君)** 1番峯山典明でございます。龍ケ崎地方衛生組合議会議会活動について報告させていただきます。

龍ケ崎地方衛生組合では、2月2日に第1回全員協議会、2月15日に第1回組合議会定 例会が行われました。

まず,第1回全員協議会では,組合議会定例会提出案件について事務局からの説明の後, 不明な点等について協議しました。

次に,組合議会定例会であります。

まず、議案第1号 龍の郷・クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは昨年度から2か年継続事業として進めてきた基幹的設備改良事業の終了に伴い、施設の1日の処理能力が変更となることから、所要の改正を行うもので、全会一致で可決されました。

次に、議案第2号 龍ケ崎地方衛生組合職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を 改正する条例であります。これは、特殊勤務手当支給に関する必要な事項について、規則 へ委任する条文を新たに追加する改正であります。これにより、特殊勤務手当の支給要件 等については、規則において支給対象作業や支給方法等の事項を定め運用されることとな ります。この件についても全会一致で可決されました。

次に,議案第3号 令和2年度龍ケ崎地方衛生組合一般会計補正予算(第2号)です。 既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2,228万7,000円を減額し,歳入歳出の総額をそれぞ れ20億210万4,000円とするもので、全会一致で可決されました。

最後に、議案第4号 令和3年度龍ケ崎地方衛生組合一般会計予算ですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ3億8,104万8,000円とするもので、前年度から16億3,480万9,000円の減額となります。令和3年度予算は前年度から大きく減額となりますが、これは主に2か年継続事業である基幹的設備改良事業の令和2年度末での終了に伴うもので、工事請負費や設計・施工監理業務委託料等が減額となっております。こちらについても全会一致で可決されました。

これからも周辺環境の保全に努め、公害のない社会構築を目指す龍ケ崎地方衛生組合の管理運営をしっかり確認していきたいと思います。

以上, 龍ケ崎地方衛生組合議会活動の報告になります。

〇議長(船川京子君) 次に、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会報告について、新井邦 弘議員。

〔稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員新井邦弘君登壇〕

○稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員(新井邦弘君) 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員を代表して、今年度の組合議会活動状況を御報告いたします。

議会等の開催状況を順に申し上げます。

初めに、去年5月28日に令和2年第1回組合議会臨時会を開催。議案は消防本部設置の通信指令センターの更新である高機能消防指令センター設備の取得、牛久消防署配備の更新車両である水槽付消防ポンプ自動車の取得、新河分署と桜東分署配備の更新車両である高規格救急自動車の取得のほか、利根消防署新築工事に伴う土地不足に係る経費として、利根町負担分2,069万6,000円を公有財産購入費として計上した補正予算が上程され、いずれも議決をいたしました。

また、当日は議会選出の監査委員であった牛久市の板倉 香議員の逝去に伴い、追加議案として組合監査委員の選任議案が上程され、美浦村の林 昌子議員を選任いたしました。次に、昨年8月19日に全員協議会を開催。議題は新型コロナウイルスに伴う救急搬送状況の説明があり、去年3月18日から8月10日までの5か月間で感染者の搬送2名、また、感染症の疑いによる搬送が114名、うち男性が65名中28名がPCR検査を実施、女性が49名中18名がPCR検査を実施した旨の報告がございました。あわせて新型コロナウイルスの感染拡大に伴い救急隊員の感染リスク軽減のために、救急用資機材及び救急消耗品を緊急購入した旨の説明がありました。

まず、救急用資機材として搬送用機材アイソレーターを管内全署 9 か所に配備しました。また、耐久性が高く洗浄が可能である感染防護服を全職員400名へ配付していきたい旨の説明がありました。本件については関係市町村長及び全員協議会において救急隊員の安全確保のためにも一刻も早く購入することが了承され、アイソレーター購入費として1,300万円、感染防護服購入費として1,150万円、計2,450万円でありますが、財源については関

係市町村が応分の負担をすることで了承され、予算の専決処分を行ったところであります。 次に、11月5日に令和2年第1回組合議会定例会を開催。議案は、令和元年度組合一般 会計歳入歳出決算、令和元年度組合水防事業特別会計歳入歳出決算及び令和3年度組合関 係市町村の分賦金割合の議案が上程され、いずれも議決をいたしました。

また, 先ほど申しました救急隊員の安全確保のために購入したアイソレーター及び感染 防護服の専決処分した詳細について補正予算について承認されたところです。

次に、令和3年2月1日に全員協議会を開催。議題は2月17日に開催される令和3年第1回定例会に提出する議案の概要説明のほか、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う救急搬送について、1月31日現在の状況説明がありました。

感染者の搬送は26件, 感染症の疑いがある者の搬送が198件, PCR検査を行った件数が男性71件, 女性41件で112件との報告がございました。

そのほか、本年度の事業である高機能消防指令センターの設置も順調に作業が進み、2 月16日に新システムに切り替え119番通報実施を開始するとの報告がありました。

また、救急隊員の安全確保のために購入したアイソレーターが昨年12月23日に納品され、 取扱訓練等を実施し、今月上旬に運用が開始されたところであります。なお、感染防護服 も今月下旬には納品されるとの報告があったところです。

次に、令和3年2月17日には令和3年第1回組合議会定例会を開催。議案は人事案件が 1件、条例案件が3件、予算案件が4件上程されました。

まず,人事案件である組合公平委員会委員の選任では,阿見町から選出の委員の任期満 了に伴い,後任には利根町から前利根町役場職員であった飯塚正夫氏を選任同意いたしま した。

条例案件では、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定議案の上程、組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正では、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急搬送の際に従事した者へ、目1日につき4,000円を超えない範囲で規則を定め支給する改正議案の上程、また、組合火災予防条例の一部改正では、電気自動車等に搭載される電池の容量が大きくなる傾向にあることから、現行の59ワットから200キロワットまで拡大し、併せて火災予防上必要な措置として位置、構造及び管理の基準を改め、届出を義務づける議案が上程され、いずれも議決したところであります。また、令和2年度一般会計補正予算、水防事業特別会計補正予算、令和3年度一般会計予算、水防事業特別会計等算が上程され、いずれも議決したところであります。次に、組合議会に関連したその他の行事の報告であります。

新型コロナウイルスの感染拡大により毎年5月に実施している水防訓練は中止されました。去年は幸いにも当地方においての台風や大雨による被害はございませんでしたが、九州地方や中部地方など日本各地で集中豪雨が発生しております。昨今の異常気象を踏まえますと、住民の安心・安全のために常日頃から気象情報の確認、各関連機関との連絡を密

にし, 万全を期すことの重要性を痛感したところであります。

加えて、3月11日の東日本大震災から10年目を迎えようとしている中、2月13日の深夜には福島県、宮城県において震度6強の地震が発生し、両県においては崖崩れやライフラインが寸断するなどの被害が出たところであります。稲敷広域管内の市町村は、いずれも震度4ではありましたが、改めて自然災害の恐ろしさを痛感したところであります。

以上が、今年度の稲敷地方広域市町村圏事務組合議会の活動報告でございますが、今後 も組合情報につきまして、皆様に報告していきたいと思います。

〇議長(船川京子君)次に、茨城県南水道企業団議会報告について、大越勇一議員。〔茨城県南水道企業団議会議員大越勇一君登壇〕

○茨城県南水道企業団議会議員(大越勇一君) 4番大越勇一です。私のほうからは、茨城県南水道企業団の議会報告をさせていただきます。

令和3年第1回茨城県南水道企業団議会定例会は、2月5日に開催されました。提出議 案は、議案第1号 令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算についてであります。 議案の説明を簡単にさせていただきます。

企業団の業務活動の基本的な目標とする業務の予定量は、給水戸数11万308戸、年間総 給水量は2,565万立方メートル、1日平均給水量は7万274立方メートル、主な建設改良事 業は配水管布設替工事22億7,249万円、戸頭配水場更新工事5億2,285万2,000円、配水場 場内工事2億5,800万円及び配水管布設工事7,425万円を予定しております。

次に、収益的収入及び支出についてでありますが、水道事業収益の総額は61億8,669万3,000円を予定し、前年度予算額と比較すると1.1%の増です。そのうち企業団の主な財源である水道料金収入及び加入金収入等の営業収益は56億6,245万3,000円を予定し、水道事業収益の91.5%を占めています。

支出については、水道事業費用の総額は58億5,794万6,000円を予定し、前年度予算額と比較して0.8%増となっています。主なものを申し上げますと、営業費用が57億9,217万1,000円で、そのうち茨城県企業局に支払う浄水費は27億9,452万8,000円を予定し、営業費用の48.2%を占めています。

次に、資本的収入及び支出についてでありますが、収入につきましては総額で15億9,100万2,000円を予定し、主な内訳は、企業債の借入金が14億円、生活基盤施設耐震化等交付金が1億2,234万円となっています。

支出につきましては、総額で35億8,265万6,000円を計上し、主な内訳は、拡張事業費として1億505万円、改良事業費として32億1,735万2,000円、企業債償還金に2億1,092万1,000円となっています。

次に、継続費についてでありますが、資本的支出の建設改良費において戸頭配水場1系ポンプ電気機械設備更新工事の完成に3年を要するため、総額で14億7,472万6,000円を年割額で定めています。

以上,説明を受けまして審議を経て採決が行われ,議案第1号は賛成多数で可決されま した。その後,一般質問が行われ,定例会は終了いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(船川京子君) 報告が終わりました。

〇議長(船川京子君) 最後に、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

[町長佐々木喜章君登壇]

〇町長(佐々木喜章君) 令和3年第1回定例会の閉会に当たり、御礼と御挨拶を申し上 げます。

3月2日から本日までの通算16日間にわたり行われました今定例会も、ここに全日程を終了し閉会を迎えることになりました。議員の皆様には慎重なる御審議をいただき、提案いたしました案件は全て原案のとおり可決並びに承認を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

また、今定例会の一般質問や予算審査特別委員会において議員の皆様からいただきました様々な御意見や御提案につきましては、貴重なものと受け止め、今後の町政運営の参考にさせていただきたいと思います。

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、様々なイベントや行事が中止になる中、感染拡大防止対策はもとより、町民生活への影響を最小限に抑えるための施策に重点を置いて取り組んでまいりました。町民の皆様には、これまでの対策に御理解、御協力をいただき心から感謝を申し上げます。

一方、ワクチン接種に関しましては、医療従事者への接種が始まるものの、国における ワクチン確保の遅れに伴い、町の接種計画にも影響が生じております。今後もワクチン接 種に当たっては、臨機応変な対応が求められますが、町における接種体制は整っておりま すので、一日も早くワクチンが供給され、町民の皆様が接種できるよう対応してまいりた いと考えております。

私たちが取り組むべき課題は山積しております。引き続き、まちづくりの将来像である「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」の実現に向け、着実な行政運営に務めるとともに、コロナ対策をはじめ、一つ一つ課題の解決に向けスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

議員の皆様には、なお一層の御指導と御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、 閉会に当たっての挨拶といたします。長期間にわたる御審議、大変御苦労さまでございま した。

〇議長(船川京子君) 発言が終わりました。

〇議長(船川京子君) 以上で、今定例会の日程は全部終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、会議に付された事件は全て終了したため、以上で今定例会を閉会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(船川京子君) 異議なしと認め、令和3年第1回利根町議会定例会を閉会いたします。

次回,令和3年第2回定例会は,6月2日の開会を予定しております。 お疲れさまでした。

午後4時32分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 船川京子

署名議員新井邦弘

署名議員峯山典明